劑五分を保有し通貨の流通は極めて圓滑であります。

舊紙幣の流通は前期末を以て期限滿了となつて居りますが、其後一箇年間の交換期間が設定せられましたので、本行は銳意引換未濟の舊紙幣交換に應じて居ります。而して本期末迄に累計一億三千五百六十六萬餘圓、舊紙幣總額の九割五分四厘を回收致したのであります。

安東地方に於ける鎭平銀建取引は財政部佈告に據り十月一日以降禁止せられましたので、本行は之が徹底に努め今や安東の鎭平銀も全く其の影を沒し國幣に統一されたのであります。又從來安東地方に行はれたる現小洋建取引は十二月二十日安東省令を以て同月二十七日限り禁止せられたるを以て本行は康德二年二月末日迄現小洋の買取に應ずることとし、玆に現小洋建取引亦其の跡を絕つに至つたのであります。

本期中に於ける本行營業の概況を見るに、預金に在りては本期末殘高一億百餘萬圓にして之を前期末に比すれば二千五百餘萬圓の減少を示して居りますが、前年同期に比すれば二千九百餘萬圓の增加を示して居ります。前期に比し減少せるは季節的關係にて特產出廻に因る資金需要增加に依るのであり、前年に比して增加せるは財界の發展に伴ふ一般預金の增加に依るものであります。更に貸出に在りては期末貸出殘高一億六千五百餘萬圓に上り本行開業以來の新記錄を示して居ります。而して之を前期末に比すれば五千五百餘萬圓、前年同期に比すれば六千百餘萬圓の激增であります。其の主なる原因は特產資金の需要增加に依るのでありますが、其他一般商工農業に對する貸出亦漸次增加致したのであります。

國內爲替は本期中の受拂總額七億三千三百九十六萬八千餘圓、口數六十八萬八千五百餘口でありまして、之を前期の取扱高に比すれば金額に於て五割二分、口數に於て三割一分の增加を示して居り、各地間の爲替取引は年と共に異數の增加を呈して居ります。本行の海外爲替取組先銀行は前期末十行八十四店でありましたが本期末は十一行百八店に增加しました。

本行は各地の治安回復竝びに交通の發達に伴ひ地方の情勢に隨ひ本期中新たに九箇所に辦事處を設置し現在營業所總數は百三十四箇所に達して居ります。

本期中の產金買入數量は八十六萬五千七百餘瓦に達し大同二年六月本行買入開始以來本期末迄の買入數量累計は百九十一萬七千九百餘瓦でありまして、之を地方別に見ますれば黑河四〇%、龍井村二九%、奉天一二%、佳木斯九%、暉春五%、承德二%其他三%の割合であります。

銀行法制定以來今期末迄に政府より認可せられたるものは內國銀行六十五行外國銀行支店二十三行合計八十八行でありまして、又金融合作社は本期末迄に開業せるもの十三社に達し、更に聯合會の設立に依り統制せらるゝに至り益〻農村金融に努力しつゝあるのであります。此等の各金融機關は政府の指導監督の下に統制ある金融業務を營むことゝなり我國金融機關の整備を見るに至れるは悅ぶべき現象であります。又康德元年九月十七日勅令第百十八號を以て滿洲中央銀行法中一部の改正が行はれました。卽ち公共團體及び金融合作社聯合會に對する金融に不便なからしむる爲め滿洲中央銀行法第十條第二項の改正を見たのであります。之に依つて本行の地方團體竝びに金融合作社に對する金融は今後一層圓滑に行はるゝことと信じます。

惟ふに本邦建國以來諸般の施設漸く其の緖に就き、治安は漸次回復に向ひ交通亦年と共に利便を加へ、省制度の改革も實行せられ經濟的發展の機運に向へるに際し、農產物市價も好轉を示し各種產業も振興の兆を見るに至れるは誠に慶賀に堪へざる所であります。本行は此の機運に乘じ更に一層の努力を以て我が經濟界の健全なる發達に貢獻せんと欲するものであります。

## 第六期株主總會に於ける榮總裁演說要旨

（康德二年八月二十八日）

康德二年上半期中に於ける我が經濟界を通觀するに農產物價格は昨年以來昂騰の一途を辿り、大豆の如き本年二月末には五圓五十八錢（大連相場）に達し近年稀に見る高値を示しましたが、主なる消費地たる歐洲方面は獨逸を初め各國共其の經濟情勢よりして買氣を殺がれ、爲に輸出は捗々しからず、自然市價の下落を誘致し三月以後は漸落經路を辿り六月に入るも輸出の不振は依然として去らず、遂に六月末には三圓七十錢臺に崩落するに至つたのでありました。

建設的事業は引續き順調に進捗し都市の建設、鐵道の敷設、國道の開設等何れも目覺しき躍進を遂げ、特に新京吉林間國道の完成、京大、圖寧線等各地鐵道の延長開通、加ふるに北鐵讓渡交涉の成立は之を轉機として交通界の整備統一を促進し、一般事業界の活況と相俟つて本期は異常の躍進を示して居ります。

本期中に於ける外國貿易は輸出二億二千五百餘萬圓、輸入二億九千八百餘萬圓でありまして、七千二百餘萬圓の輸入超過を示して居ります。而して之を前年同期に比すれば輸出額に於ては三千十二萬餘圓の增加を示して居ります。今本期中貿易の內容に就て之を觀まするに輸出に於ては大豆の六千二百八十四萬餘圓を大宗とし、豆粕の三千三百四十五萬餘圓、落花生の一千三百十四萬餘圓、豆油の一千百七十五萬餘圓之に亞ぎ、輸入に於ては小麥粉の三千二百七十九萬餘圓、綿布類の三千百九十三萬餘圓、鐵材の二千九百六十七萬餘圓、車輛類の一千七百六十二萬餘圓、機械工具の一千四百八十五萬餘圓等主なるものであります。輸出品中大豆、豆粕、粟等は前年に比し減少し、石炭、落花生、豆油等は增加して居ります。又輸入品に於ては小麥粉、綿布類、機械工具、車輛類は著增し、鐵材、木材、セメント等は幾分の減少を示して居ります。右は季節的自然の傾向と申すべきでありますが、大豆、豆粕は何れも市價昂騰せるに拘らず、却て輸出額の減少を見るは海外需要の著しき減退を物語るものであります。

本期中に於ける金融界の情勢を觀まするに全國主要都市に於ける內外各銀行の預金は一月以降幾分增加を見ましたが、期末殘高は前年同期に比し若干の

減少を示して居ります。併し之を國幣預金のみに就て觀ますれば著しく增加し其の期末殘高は前年同期に比し三割三分の激增であります。貸出は一月より五月迄は顯著なる增減なく六月に入り急減を示しましたが、期末殘高は前年同期に比し四割餘を增加して居ります。併し國幣貸出は四月迄增加の一途を辿り其後漸減して居ります。右は期初に於ける特產取引の活況を映じたものでありまして、特に特產資金の貸出は近年の最高を示したのであります。斯くの如く年初以來金融界は資金需要旺盛を極め漸次引締り氣運現はれ金利の昂騰を見つゝありましたが、本行は四月一日預金利子の引上げを爲して國內竝びに中國財界の推移に順應する所あり、一般市中銀行も漸次之に追隨するに至つたのであります。

次に本期中の物價を觀まするに大勢は特產價格に追隨して推移し、新京の卸賣物價指數は二月の特產最盛期には一一〇・二と最高を示し六月の一〇五・九を最低とし本期平均は一〇八・〇でありまして、概して平衡を保つて居るのであります。

政府の財政は引續き堅固なる推移を示し、本年一月以降六月迄の一般會計の歲入は一億一千七百四十九萬四千餘圓に上り前年同期に比し一千七百七十一萬餘圓の增加であります。又本期中に於ける政府公債は第一次北滿鐵路公債四分利日貨三千萬圓發行せられ、期末に於ける公債發行高の合計は內債五千三百六十七萬五千餘圓、外債七千萬圓となりました。從つて本行の國庫金取扱事務も繁忙を加へ本期中政府預金受拂總額は四億七千六百餘萬圓に達せる情況であります。

翻つて海外の情勢を觀まするに經濟界は一進一退の狀を示し依然として不況を脫し得ず、殊に米國の各種經濟政策は未だ概ね豫期の效果を擧げ難きが如く、歐洲方面に於ては政情の不安、通貨の動搖、貿易の不振等各國何れも苦難の狀態を現はし、金ブロックの如きも關係各國懸命の努力に拘らず一抹の不安を解消し得ざる有樣であります。又米國の銀政策に基因する銀價の昂騰動搖は中國財界をして一層窮地に陷らしめ、上海の恐慌を始め中華民國經濟界は著しく沈衰を來して居ります。之に反し日本に於きましては產業貿易共に伸展の一路を辿り經濟界は比較的順調に推移し我國に對する物資竝びに資金の供給亦引續き旺盛であります。

本期中に於ける國內通貨流通の狀況を觀まするに其の最高發行高は一月中の一億九千七十四萬八千餘圓（鑄貨を含む）最低は六月中の一億三千八十六萬四千餘圓（鑄貨を含む）でありまして、之を前年同期の最高一億三千九百七萬三千餘圓、最低一億一千百二十七萬一千餘圓（孰れも鑄貨を含む）に比すれば最高發行高に於て五千百六十七萬五千餘圓、最低發行高に於て一千九百五十九萬三千餘圓を孰れも增加して居ります、而して本期中の平均發行高は一億六千三百十九萬五千餘圓（鑄貨を含む）で前年同期に比すれば三千七百四十四萬一千餘圓の增加を示して居ります。斯くの如き著しき發行高の增加を見ました所以のものは各種建設事業の進展と期初に於ける農產物市價上騰に依る特產資金の貸出、地方農民に對する融資の增加、國幣の普及徹底等に因るのでありまして、通貨の流通は舊幣整理の完了と相俟つて益〻圓滑であります、又紙幣發行に對する正貨準備額の本期平均は六千八百十一萬七千餘圓で平均準

備率四割八分を示して居ります。

舊紙幣は前年六月末日の流通期間滿了迄に承繼總額の九割三分一厘を回收致したのでありますが、爾後一箇年の交換期間に凡ゆる手段を盡し政府各機關の援助を得て回收に全力を傾注したる結果、本年六月末日の引換期間滿了迄に累計一億三千八百十三萬八千餘圓、承繼總額の九割七分一厘を回收し得たのであります。此の外當行營業所の設置なき僻遠の地に於て政府各機關が期限迄に回收せる分若干ありますが之を綜合し本年八月末を以て舊幣引換事務は全く完了する豫定でありまして、玆に幣制統一の歷史的大業が僅か三箇年の間に大成致しました事は邦家の爲め寔に欣快に堪へぬ次第であります。

又建國以前の通貨たりし現大洋取引が市場の一部に現存の事實あり、近時銀價の昂騰に伴ひ其の取引決濟に關し屢〻紛糾を生じ商取引を阻害すること尠からざる爲め財政部は五月三十日附を以て現大洋建取引と雖も一切國幣を以て支拂ふべきこと、而して其の割合は現大洋一圓に對し國幣一圓とすべきことを佈告し、舊貨幣整理辦法の趣旨を徹底せられたのであります。

本行營業の概況を觀まするに預金に在りては本期末殘高一億三千七百餘萬圓にして之を前期末に比すれば三千五百餘萬圓、前年同期に比すれば一千餘萬圓を孰れも增加して居ります。右は政府預金及び國內經濟界の發展に伴ふ一般預金の增加に因るのであります。更に貸出に在りては本期末殘高一億四千六百餘萬圓でありまして之を前期末に比すれば一千八百餘萬圓減少を示して居りますが、前年同期に比すれば三千六百餘萬圓の增加であります。前期末に比し減少せるは季節的關係に因るのであつて、前年同期に比し增加せるは特產市價の上騰及び產業の發展に伴ふ一般商工農業者に對する貸出の增加に因るのであります。

國內爲替は本期中の受拂總額八億一千十八萬一千餘圓、口數七十九萬一千三百餘口でありまして之を前期の取扱高に比すれば金額に於て七千六百餘萬圓口數に於て十萬二千八百餘口の增加を示して居り、各地間の爲替取引は治安の恢復、交通の發達と共に期を逐ふて增加して居ります。

本行の海外爲替取組先銀行は前期末十一行百八店でありましたが本期末は十二行百二十二店に增加致しました。又本行營業所は前期末百三十四箇所でありましたが、本期中新たに二箇所に辦事處を設置し現在營業所總數は百三十六箇所に達して居ります。

本期中の產金買上數量は二百十一萬三千六百餘瓦に達し大同二年六月十四日產金買上法施行以降康德元年末に至る買上總量を凌駕すること實に十萬瓦に及んで居ります。右は產金買上法の趣旨徹底と買上價格の引上げ等機宜の處置に因り增加を見たるものと信ずるのであります。

本期末に於ける國內普通銀行の總數は八十五行でありまして、內、內國銀行六十二行、外國銀行二十三行であります。此等の各銀行は銀行法に基き財政部の統制の下に一般金融業務に從事し何れも順調なる發達を爲しつゝあります。又金融合作社は期末現在に於て其の總數五十二社に達し前期末に比し三十九社を增加し飛躍的發展を示し良好なる成績を擧げ農村金融に從事致して居ります。

本行は業務の進展增加に伴ひ監事補充の必要を認め玆に臨時總會を開き阪谷希一氏を選任し、次いで監事關潮洗氏任期滿了せるを以て直ちに臨時總會を開き選擧を行ひ同氏の重任を見たのであります。

惟ふに本行開業以來玆に滿三年を經過し此の間幣制の確立、雜紙幣の整理、併合後の舊行號の整備統一及び行務の統制に努力すると同時に國內金融の疏通、產業の開發に全力を傾倒し來つたのでありますが、今や舊幣の回收は全く了り幣制は統一せられ通貨亦安定を見、本行分支行の整備統制も漸く一段落を告げ、今後一層本行の使命に向つて邁進し得るに至れるは誠に欣快とする所であります。殊に本期に於ては久しき懸案たりし北滿鐵路の買收も無事解決を見、國內交通關係の進步は勿論東亞の國交上にも尠からざる利益を與ふるは明かでありまして、又之に依り一層北滿の經濟的發展を豫想し得べく誠に慶賀に堪へざる所であります。本行は我國の今後の躍進に備へ遺憾なきを期する覺悟であります。

尙ほ最後に一言附加へますが、昨秋以來銀價の不自然なる動搖の爲め銀貨國經濟界に對し異常な衝動を與へ、我國に於ても其の影響を蒙り一時我國通貨の前途に不安を與へましたが、本行は物價安定を目標として通貨の統制に當つて來ました故、漸次銀價動搖の波紋より離脫して通貨の安定を見、經濟界亦平穩に經過したのであります。之が主たる原因は財政當局等の努力に依り國際收支の平衡を得たることに在りと云はねばなりません。今後共此の點に付き益〻官民一致の努力を希望する次第であります。

## 第七期株主總會に於ける業總裁演說要旨

（康德三年二月二十八日）

康德二年下半期中に於ける我が經濟界の大勢を觀るに農產物は早くより異常の增收を豫想せられましたが、九月一日現在に於ける第二囘主要農產物豫想收穫高は約一千五百三十五萬磅で前年に比し二十一%約二百七十一萬磅の增收、高粱は約三百八十四萬磅で十五%約四十九萬磅の增收、粟は約二百九十七萬磅で四十三%約八十九萬磅の增收、玉蜀黍は約百八十萬磅で二十三%約三十三萬磅の增收になつて居ります。斯くの如く前年に比し何れも增收を豫想せられましたのは前年度は著しく凶作なりしこと、本年に入り慶耕地の恢復ありしこと等の爲めであります。相場は前期末來の安値に海外の實需を呼び豆粕中心に漸次立直りつゝありましたが、端境期に於ける持越高は豫想を裏切りて稀有の激減を示し、加ふるに出廻の遲延に因る各地在荷の減少に相場は變態的騰勢を續け、遂に大連取引所を始め主要交易所の立會停止を見、剩へ脫穀期に於ける北滿一帶の降雨の爲め大豆の含水量多く、所謂水豆問題發生する等特產界は波亂重疊を極めたのであります。而して實需期に入りても相場は依然强調を持續せるが、水豆多きと出廻りの遲れたるとに因り例年に比し取引稍〻不振を免れざる情勢であります。

建設的事業は昨年度を境として稍〻停頓の感あり本年中の全滿請負工費總額は一億一千餘萬圓で昨年に比し四千餘萬圓の減少を示して居ります。又鐵道の建設狀況を觀るに圖佳線、葦塘線、凌平線の開通、京大、洮大兩線の接續完成がありました外、十一月には私設鐵道法が公布され今後の發展は大に期待されて居るのであります。

一般事業界を觀るに各種事業の勃興は引續き順調にして本期中に設立せられたる會社數は四十二社、此の資本額は四千百四十八萬圓を示して居ります。而して建國後設立せられたる諸會社も既に工場の建設其他諸般の工作を終り實質的活動期に入り今後の活躍は期して待つべきものがあると存じます。

康德二年中の外國貿易は輸出總額四億二千百七萬七千餘圓、輸入總額六億四百十四萬九千餘圓でありまして一億八千三百七萬一千餘圓の輸入超過を示して居ります。而して之を前年輸出入額と對比致しますと、輸出に於ては二千七百三十四萬八千餘圓の減少を示せるに反し、輸入に於ては一千五十八萬七千餘圓の增加を示して居ります。今其の內容に就て觀るに、輸出に於ては大豆の一億三千五萬餘圓を大宗とし、豆粕の五千百三十七萬餘圓、石炭の四千四十七萬餘圓、豆油の二千十三萬餘圓、落花生の一千五百十四萬餘圓等之に亞ぎ、輸入に於ては小麥粉の五千三百九十八萬餘圓首位を占め、鐵及び鋼の五千百五十三萬餘圓、車輛及び船舶の三千九百八十四萬餘圓、機械及び工具の三千四百六十一萬餘圓、綿布類は生綿布、漂白及び染色綿布、捺染綿布其他を合計し六千三十三萬餘圓に上り、其他電用品の一千五百二十八萬餘圓等其の主なるものであります。輸出品中大豆、豆粕、豆油は數量に於て著しく減少せるに拘らず、金額比較的減少せず、特に豆油は數量十二萬九千餘噸の減少なるに金額は却つて三百八十七萬餘圓增加せるは市價昂騰に基くのであります。又輸入品に於ては鐵及び鋼、セメント、木材、油類等は何れも減少して居りますが、之は建設事業の減退を示すと共に一面セメントの如きは國內產額の增加に依るものとして注目されて居るのであります。

本期中に於ける金融界の情勢は大體に於て緩慢の一途を辿り全國主要都市內外各銀行の預金及び貸出に就て之を觀るも、預金は期初以來漸增の傾向を示し年末未資金需要期に於ても却つて增加の現象を呈し前年同期に比し約二割の增加を示して居ります。貸出は期初以來漸減し十一月より幾分增加を觀たるも年末に於ては昨年に比し約一割貸出殘高の減少を示して居ります。期末特產季節に入りて猶ほ例年に比し資金需要旺盛ならざりしは天候の關係にて特產出廻りの遲れたること、特產物高價の爲め思惑買少かりしこと素より其の一因でありますが、國幣對金票等價維持の結果、自然日本よりの資金流入多く主要都市に於ける金融情況逐次緩和せられたること亦其の一因であると思ひます。而して金融情勢の緩慢に伴ひ金利は自然低下の傾向を示すに至つたのであります。

次に本期中の物價の趨勢に就て觀るに、新京に於ける卸賣物價指數は七月の一〇四・九を最低とし十月の一一二・六を最高とし期末には一〇七・〇に降り概して平衡を保つて居ります。十月に於ける上騰は伊・エ紛爭に依る國際的商品の一齊値上りに因るもので極めて一時的の變化でありました。

本期中に於ける公債の發行高は內債八百十五萬圓、外債三千萬圓でありまして期末に於ける政府公債發行高の合計は內債六千百八十二萬五千餘圓、外債九千八百萬圓、合計一億五千九百八十二萬五千餘圓であります。

謂つて海外の情勢を觀るに英米兩國の經濟界は漸次改善を遂げ稍〻恢復の曙光を認むるに至れるも伊・エ紛爭に依る國際政局の緊張、フランの動搖、リラの崩壞、中華民國に於ける爲替動搖と幣制の改革、米國に於ける銀買上政策の變更、銀價の暴落等幾多の問題續出し未だ全面的には好轉を認め難き狀態に在るもの〻如くであります。之に反し日本は重要貿易共に益〻健實なる發展を示し我國に對する物資竝びに資金の供給も引續き旺盛であります。

本期中に於ける國內通貨流通の狀況を見るに國幣發行高は十二月三十日に於て一億九千九百四十九萬餘圓（輔貨を含む）でありまして之を前年同期に比すれば最高發行高に於て一千五百三十餘萬を示して居ります。最低は七月十八日の一億二千八百八十八萬餘圓（輔貨を含む）でありまして之を前年同期に比すれば最高發行高に於て一千五百三十九萬餘圓、最低發行高に於て一千九百六十八萬餘圓を孰れも增加して居ります。而して本期中の平均發行高は一億四千九百五十七萬餘圓（輔貨を含む）でありまして前年同期に比し一千三萬餘圓の增加であります。斯くの如く發行高の增加せる所以のものは年と共に發展しつ〻ある我が經濟界の伸暢に伴ふ當然の現象たること勿論なれども、日滿通貨の等價維持に關する日滿兩國政府の聲明に基き漸次國內に於ける通貨の一元化に進みつ〻ある結果、國幣の流通範圍擴大せられたること亦其の一因たるを失はないのであります。又銀幣發行に對する正貨準備額の本期平均高は六千八百九十七萬餘圓でありまして平均準備率五割三分三厘を示し法定準備率三割に對し常に相當の餘裕を存して居ります。

舊銀幣の回收は前期末を以て其の引換期間滿了し一段落を告げたる次第でありますが、遺憾の地に於ける引換舊銀幣の整理事務は八月末を以て全く了り未回收額に對しては勅令第一四八號に基き政府の命ずる所に從つて處理せられ玆に舊銀幣整理を完全に了ることになつたのであります。

此の際特に申述べて置きたいことは國幣對日本金圓の等價安定と國幣の一元化に就てゞあります。本行は前期以來銀價の動搖に依る通貨の不安を避くる爲め銀より離脫し物價の安定を目標として通貨の統制に努力し幸に經濟界は平穩に經過しつ〻あるのでありますが、八月末より國幣は日本金に對し殆ど等價となり九月以降は完全に等價に安定するに至りました。國幣が日本金圓と等價を維持することは日滿南國經濟關係の不可分性に鑑みるも誠に理想とする所であつて常に內外より之を希望して居たのであります。乃ち日滿兩國政府に於ては康德二年十一月四日日滿通貨の維持に關する聲明を爲し兩國國策としての大方針決定せられ國幣の日本金圓に對する等價の基礎全く定まるに至つたのであります。玆に國內通貨の一元化に向つて着々進行しつ〻あるのであります。定成立し、在滿日本側官民各方面擧つて國幣の使用流通に支援協力せらるゝことになり、玆に國內通貨の一元化に進みつ〻ある結果、國幣の流通更に管理通貨制に對する補强對策として康德二年十一月三十日勅令第百四十一號を以て爲替管理法の公布を見、同日財政部令第五十七號爲替管理法に基く〻命令の件、第五十八號爲替管理法に關する施行手續の二部令の公布ありて何れも十二月十日より施行せらるゝことになりました。之に依り國幣の救機取



引を排除し、資本逃避を防止し、國幣流通の普及、地金銀保有の確保を圖り縱つて以て國幣の安定を强化せしめんとするものであります。

本行營業の概況を見るに預金に在りては本期末殘高一億五千百餘萬圓にして之を前期末に比すれば一千四百餘萬圓、前年同期末に比すれば五千餘萬圓を孰れも增加して居ります。右は經濟界の發展に伴ふ一般預金の增加に依るのでありまして末に比すれば二千四百餘萬圓、前年同期末に比すれば五百餘萬圓孰れも增加して居ります。前期末に比し增加せるは政府貸上金增加に因るものでありまして前年同期末に比し增加額比較的少きは特產の出廻り遲れたること、收穫期に於ける天候不良の爲め水豆多く國稅に不適當なること、品質惡く而も市價現物高先安の氣構へにて權錢の警戒的手控等に基因し特產方面の資金需要旺盛ならざりしに因るものと思ふのであります。

國內爲替は本期中の受拂總額十億七千六十二萬九千餘圓、口數九十八萬百餘口でありまして之を前期の取扱高に比較すれば金額に於て二億六千百餘萬圓口數に於て十八萬九千餘口の激增を示して居り、國內各地間の爲替取引は交通の發達と共に期を逐ふて益〻增加の傾向を示して居ります。

本行の外國爲替取組先銀行は本期末十六行百五十三店でありまして之を前期末に比すれば四行二十九店の增加であります。又本行營業所總數は本期末に於て百三十九箇所でありまして本期中の廢止一箇所、增設四箇所であります。

本期中の產金買上高は二百二十一萬三千餘瓦にして前期に比し十萬餘瓦を增加し前年同期に比すれば二倍强の增加を示して居ります。

本期末に於ける國內普通銀行の總數は八十二行にして內、內國銀行五十九行、外國銀行二十三行であります。此等の各銀行は銀行法に基き財政部の指導監督の下に漸次順調なる發達を爲しつ〻あります。又金融合作社は前期末に比し三十社を增加し本期末に於て八十二社を算するに至りました。各地の金融合作社は金融合作社聯合會の統制の下に良好なる成績を擧げ農村金融の重要機關として活躍して居ります。

惟ふに銀價の激變に遭遇して以來、常に通貨政策に深甚なる考慮を拂ひ幸に效果を收め來れるが、漸く本期に入りてより殘て內外より待望せられたる日滿通貨の等價安定を現出することになり、之に對する日滿南國の根本國策決定せられ兩國政府の聲明に依りて日滿通貨の等價維持は著しく强化せられ滿洲國通貨の一元化に進みつ〻あるは邦家の爲め寔に欣幸に堪へない所であります。而して此の大業の完成に對しては在滿日本各機關及び官民の絕大なる支援を受け着々效果を擧げて居るのでありますが、我國に於きましても官府民人共に協力して國策に順應し其の目的の達成に努め、以て友邦の好意に酬ゆる覺悟を要する次第であります。殊に本行は通貨安定に關する直接の擔當者として其の責任極めて重大であります。幸に財政の安固、產業貿易の伸展、諸制度の完備等孰れも順調でありますから、本行も一層の努力を以て通貨の自力安定に邁進致す決意であります。今後共此の點に付き官民一致の支援協力を希望する次第であります。

# 第八期株主總會に於ける田中總裁演說要旨

（康德三年八月二十七日）

康德三年上半期中に於ける我が經濟界の大勢を觀まするに、昨年末以來漸騰の傾向を示して居りました特產物價は、本年に入りましてから水豆問題の解決、世界油脂原料の減收、滿獨通商協定の成立等幾多の好材料が續出致しました爲め漸騰の步調を辿り、殊に大豆の如きは本年一月早くも大連市場に於て六圓七十錢の高價を現はし、爾來續騰して、六月には遂に八圓臺の記錄的高値を示すに至つたのであります。而して斯くの如き特產市場の情勢は自然大豆豆粕、蘇子等の輸出を旺盛ならしめ、特產物の輸出は前年同期に比し著しく增進するに至りましたが、斯かる農產市場の好況は延て農村に好影響を與へ從來兎角沈滯を免れなかつた農村經濟も漸次好轉の氣運に向ひ、農家購買力の恢復顯著なるものがあつたのであります。

叙上の如き特產界の好轉に伴ひ本邦財界は漸次活氣を呈するに至りまして纖維業、化學工業を中心として一般產業界は何れも伸展の氣運に向ひ日滿鋼材鞍山鋼材、住友鋼管の操業開始、昭和製鋼所の銑鐵一貫作業を始め、オイルセール、硫安等も日本內地の需要增加を反映して生產輸出共に著しく增加し、又製粉界も小麥の增產、鐵道運賃の改正、日濠兩國間の關稅問題等に刺戟せられまして、北滿地方に於ける製粉の生產高は前年同期に比し激增を見るに至つたのであります。

建設的事業の狀況を觀まするに、土木建築事業は昨年以來稍〻停頓の狀態でありましたが、本期中の總工費は七千五百餘萬圓の巨額に上り、年初に於ける推定工事費總額の約七割に達して居ります。尤も特殊工事を除き一般民間の諸工事は昨年及び一昨年の同期に比し稍か減少を示して居りますが、鐵道建設工事の如きは益〻進捗し本期に於ては錦承線の全通を首めとし林密線、圖佳線、白濱線及び牡丹江、林口間の一部開通、索倫、南興安間の營業開始等がありまして、之が爲め國內鐵道の總延長は昨年末の八千六百八十八粁より八千八百三十四粁に增加し更に密虎線他六線の第三次敷設計畫が發表され、航空路の開拓と相俟つて國內交通網の擴張は今後各地產業の開發上裨益する所多大であらうと存じます。次に各種事業の趨勢を觀まするに、本期中に新設せられました各種會社は百七十九社、此の資本金六千萬餘圓でありまして前期に比し百三十七社、一千八百五十三萬餘圓の增加を示して居ります。

外國貿易は本期中の輸出三億四千四百餘萬圓、輸入三億三千八百餘萬圓でありまして五百五十餘萬圓の輸出超過を示し、之を前年同期に比較致しますと輸出に於て一億一千八百餘萬圓、輸入に於て四千餘萬圓の增加を示して居ります。而して我國の貿易尻は建國以來每期多額の入超を示して居りましたが、本期は特產物價の昂騰と輸出の增進とに因り出超に轉じたのでありまして寔に注目すべき現象であります。今本期貿易の內容に就て之を觀まするに、輸出に於ては大豆の一億二千百餘萬圓依然として其の首位を占め、豆粕の三千八百餘萬圓、石炭の一千八百餘萬圓、豆油の一千六百餘萬圓、落花生の一千三百餘萬圓、栗の一千二百餘萬圓、蚕子の一千百餘萬圓之に亞ぎ、輸入に於ては砂糖の二千百四十餘萬圓首位を占め、鐵及び鋼の二千百餘萬圓、絹織物の二千餘萬圓、生綿布、漂白、染色、捺染綿布其他綿布類を合せて三千九百餘萬圓、車輛及び船舶の一千七百餘萬圓、機械工具の一千七百餘萬圓、小麥粉の二千五百餘萬圓、人造絹糸の一千二百餘萬圓等が其の主なるものでありまして、前年同期に比し輸出品中では大豆の五千八百餘萬圓增を首めとし絹織物、人絹糸、綿布類の增加粕、種子油、油脂原料、種子等の增加が其の著しいものであります。又輸入品に於ては砂糖の一千五百餘萬圓增を首めとし絹織物、人絹糸、綿布類の增加が顯著なるものであります。尙ほ工業製品の輸出增加、建設材料の輸入減は本邦工業界の好轉、土建工事の一服狀態等本期に於ける特殊事情を物語るものであります。又本期中に於て本邦と獨逸國との間に通商協定の成立を見、六月一日より實施されましたことは、大豆の獨逸に對する販路を確保したるものでありまして內、內國銀行四十三行、外國銀行二十三行であります。而して內國銀行は前期末に比し十五行を減少して居りますが之は內國普通銀行の整理進捗に依るのであります。又金融合作社八十二社は前期末に比し增減はありませんが內容に於ては社員數、出資金、預金貸出共に著しき增加を示して居ります。更に全國主要都市に於ける內外各銀行の預金貸出の狀況に就て觀るに、預金は一月以降漸增して期末殘高は前年同期に比し約一割九分の增加を示して居ります。而して金圓預金は稍〻減少の傾向に在りますが之に反し國幣預金の增加は著しく、其の期末殘高二億三千四百餘萬圓は前年同期に比し實に約五割四分の激增であります。貸出は一月以降幾分の增加に過ぎませんが內、金圓貸出の期末殘高は前年同期に比し若干減少して居るに反し、國幣貸出は二割餘を增加して居ります。斯くの如く國幣預金、貸出の著しき增加を見ましたのは所以のものは金票對國幣が等價に安定せると、國幣の一元化に進みつゝあることとに因るものであります。

斯かる金融情勢に對し本行は昨年末の朝鮮銀行との業務協定の趣旨に基き、期初定期預金五厘乃至一分の利下げを行ひましたが、其後日本に於ける低金利情勢に鑑み其の經濟的不可分關係にある本邦も亦之に順應すべく、本行は五月十一日預金利子を一厘乃至三厘、貸出利子を一厘乃至二厘引下ぐることに致したのであります。一般市中銀行も漸次之に追隨して各地金利の平準化は着々實現されつゝあるのであります。

次に物價の趨勢を觀るに新京に於ける卸賣物價指數は三月の一〇一・七を最低とし、期末一〇四・七と漸騰の傾向を示しましたが、之は主として農產物價の一齊高に因由するものでありまして、中には砂糖、肉類、建築材料の如き稍〻低落の傾向を示せるものもあります。本期中の平均は一〇三でありまして前年の平均一〇二・六と大差なく概して平衡を保つて居るのであります。

政府の財政狀態は引續き健全なる推移を示し、本年一月以降六月迄の本年度一般會計歲入は八千六百十四萬六千餘圓でありまして、之に前年度歲計剩餘金を加へますれば一億一千二百十萬二千餘圓に達し極めて順調なる成績を現はして居ります。又本期中に於ける政府公債は第三次北滿鐵路公債三千萬圓の

發行及び積欠善後公債八十五萬圓の追加發行がありましたが、建國公債四百萬圓の償還がありましたので結局本期末公債發行現在高は內債六千二百六十七萬五千二百五十圓、外債一億二千四百萬圓となつたのであります。本行の國庫金取扱事務も逐年繁忙を加へまして本期中に於ける政府預金の受拂總額は六億七千三百七萬六千餘圓に上つて居ります。

次に通貨流通の狀況を觀まするに本行貨幣發行高の最高は一月中の二億六十五萬八千餘圓（鑄貨を含む）で創立以來の最高記錄を示し、最低は六月中の一億四千九百十八萬三千餘圓（鑄貨を含む）でありまして、之を前年同期の最高一億九千七十四萬八千餘圓、最低一億三千八十六萬四千餘圓（鑄貨を含む）に比べますれば最高發行高に於て九百九十一萬餘圓、最低發行高に於て一千八百三十一萬八千餘圓を孰れも增加して居ります。而して本期中の平均發行高は一億七千九百五十萬九千餘圓（鑄貨を含む）で前年同期に比し一千六百三十一萬四千餘圓の增加を示して居ります。斯くの如く發行高の增加を見るに至りましたのは農產物の增收竝びに市價の上騰と各種產業の發展に基く取引の增大とに伴ふ當然の現象でありまするが、昨秋日滿兩國政府に依つて聲明されました日滿通貨の等價安定及び國幣の一元化が着々として實現されつゝある一證左であることは申す迄もないのであります。

尙ほ紙幣發行高に對する正貨準備の本期中に於ける最高額は五月中の一億八百三十萬三千餘圓、平均準備高は九千八百三十萬餘圓でありまして、之を前年同期に比べますれば最高額に於て二千五百四十八萬二千餘圓、平均額に於て三千十八萬三千餘圓の增加となり、其の準備率も本年五月中の七割三分七厘を最高とし平均準備率六割一分八厘を示し、前年同期に比し最高に於て一割九分五厘、平均率に於て一割三分八厘の增加となつて居ります。

對外爲替相場は昨秋以來日滿通貨の等價安定を持續し對日爲替はパーを保つに至り、對英・對米爲替亦日英クロスの動きに追從致しまして概ね安定を見て居るのであります。對上海は銀價變動及び中國政情を映じ幾分の騰落はありましたが、本期中每月の平均は九十七元乃至九十八元臺を保ち變動の範圍は極めて縮小されたのであります。

本行營業の概況を觀まするに、預金は通貨の安定、經濟界の伸展に伴ひ年々增加の傾向にありましたが、本期も亦相當の增加を示し、本期末殘高一億八千七百餘萬圓を前期末殘高に比べますれば三千六百餘萬圓の增加であります。更に貸出に在りては、本期末殘高は一億五千六百餘萬圓でありまして前期末に比し千四百餘萬圓を減少して居りますが、前年同期に比べますれば一千餘萬圓の增加であります。貸出が前期に比し減少しましたのは季節的關係による特產資金の回收に因るのでありまして、前年同期に比し增加しましたのは政府貸上金の增加及び一般取引の增加に因るものであります。

國內爲替は本期中の受拂總額十一億九千五百五十一萬八千餘圓、口數百九萬四千餘口でありまして、之を前期の取扱高に比較致しますれば金額に於て一億二千八百餘萬圓、口數に於て十三萬千餘口の激增を示して居り、國內各地間の爲替取引は益々圓滑に行はれ、期を逐ふて增加の趨勢を示して居ります。

本行の外國爲替取組先銀行は本期末十八行百七十七店でありまして、之を前期末に比べますれば二行、二十四店の增加であります。外國爲替取引も年と共に繁忙を加へて參りまして、本期の受拂の如きも前期に比し金額に於て六割五分餘、口數に於て四割二分餘を何れも增加致して居ります。又本期中の產金買上高は百三十四萬八千餘瓦でありまして、大同二年六月產金買上法施行以來の總買上量は七百四十九萬四千餘瓦に達して居ります。

繰つて海外の情勢を觀まするに、年初米國に於ては農事調整法の違憲判決、軍人恩給法案の成立等に因つて一時インフレーション懸念が濃厚になり、短期資金の歐洲に還流する傾向が現はれましたが、一面歐洲の政局は三月上旬獨逸のロカルノ條約破棄の宣言に次いで、土耳古の海峽再武裝要求、伊エ紛爭の進展等に因りまして益々緊張を加へ、又佛國に於ける政界及び財界の不安は屢々資本の逃避を誘致して金本位の維持を危殆ならしめ、延いて他の金本位諸國の通貨も一時動搖を免れなかつたのでありますが、斯かる情勢は日時の經過と共に漸次平靜に歸し、期末に於きましては歐洲諸國の財界は概ね小康を得ましたけれども猶ほ容易に樂觀を許さないのであります。而して國際通商關係の前途には幾多の障害を控へ、世界的不況は未だ容易に打開し難いのでありまするが、英米兩國の經濟界は大體に於て好調裡に推移し恢復の跡顯著なるものがあります。亦盟邦日本は各方面共緊張裡に財界は順調に推移致しまして、我國に對する投資關係の如きも極めて圓滑に進捗しつゝあります。

惟ふに本期は農產物市價の騰貴著しく、爲に連年不況に沈淪せる農村經濟は活氣を呈し、貿易亦異常の進展を示すに至り、一般產業界も概ね順調なる推移を辿つて參りました。而して此の間滿獨兩國間通商貿易に關する協定成立し、更に六月十日を以て盟邦日本の本邦に有する治外法權の一部撤廢に關する條約も締結され、從來日本の資本によつて經營されて居りました幾多の產業が概ね本邦の行政權下に屬することになり飛躍的發展の機會に到達致しましたことは邦家の爲め寔に欣幸とする所であります。併しながら友邦の熱誠なる援助に因り今日の隆昌を見つゝある本邦の責任も亦一層重きを加ふるに至つたのでありまして、本邦產業の開發、金融市場の整備等は勿論、國力の充實を期する爲に施設すべき事項は尙ほ甚だ多いのでありますから、朝野協戮して其の遂行を期さなければならぬのであります。而して本行は從來と雖も此の精神を體し金融の疏通、通貨の調節に任じて來たのでありまするが、今後は尙ほ一層の努力を以て本邦經濟界の進運に貢獻せんことを期して居るのであります。私は斯かる重大なる時期に當り本行總裁の重任を承けたのでありまして、非才其の任の重きを懼るゝのでありますが、幸に官民一致の御協力の下に微力を盡して其の任務の遂行に邁進せんことを期して居る次第であります。

終に臨み前總裁榮厚氏、前副總裁山成喬六氏の辭職は本行の爲め洵に惜む所でありまして、兩氏共に大同元年本行創設以來正副總裁として難局に膺り、紊亂せる幣制の統一、通貨の安定其他金融經濟の發展に貢獻せられたのでありまして、其の御功績の大なることは各位と共に深く牢記する所であります。又六月十五日を以て任期滿了退任せられました前理事鷲尾磯一、吳恩培、武安福男、劉燦奎、五十嵐保司、劉世忠の六氏も創業以來四箇年間正副總裁を翼けて業務の伸展に盡力せられたのでありまして私は爰に各位と共に其の功勞に對し深く感謝の意を表する次第であります。

# 第九期株主總會に於ける田中總裁演說要旨

（康德四年二月二十七日）

先づ我が經濟界の消長に重大なる關係を有する農產物の狀況を觀まするに、其の作柄は昨年期初めに於きましては大體平年作と豫想されて居りましたが九月一日現在の第二回全國農產物豫想收穫高は約千六百三十六萬磅で、前年に比較しますれば約七十萬磅を增加致して居ります。卽ち主要農產物の豫想收穫高は大豆約四百九萬磅、高粱約四百十一萬磅、粟約三百八萬磅、玉蜀黍約二百十二萬磅、小麥約八十三萬磅でありまして、小麥を除くの外は何れも前年に比し相當の增加を示して居ります。而して農產物の價格は前期以來本期半ばに至る迄大勢保合の狀態にありましたが、其後稀有の在荷薄と歐洲に於ける油脂原料の需要增加とに因り漸次騰勢を高め、九月の端境期には大連市場に於ける大豆の現物相場は遂に九圓六十錢と謂ふ高價を示したのであります。併し乍ら斯かる高値は其後間も無く低落するに至りましたけれども、農民の先高見越に因る賣惜みと歐洲方面に於ける買付けの旺盛とに因り、期末には再び騰勢に轉じ、特產市場は著しく活況を呈するに至つたのであります。而して斯くの如き特產市場の好況は直ちに農村經濟に反映して其の購買力を强化し、延いて物資の需要を增進するに至りました爲め、自然一般商品の荷動きも活發となり、商業界も亦其の餘映を受けて相當活況を加ふるに至つたのであります。

次に工業界に於きましては、農村購買力の增進に伴ひ製粉、砂糖、麥酒、煙草、紡績、織布等生活必需品の需要が增加するに至りました爲め、此等生活必需品の製造工業を中心として諸工業は著しき發展を見ましたが就中昨年中に於ける綿糸の生產高は約十萬梱、綿布は約七十萬反、製粉は約一千三百萬袋に達し、殊に製粉事業は昨年八月施行されました貿易緊急統制法に據り滿洲粉、上海粉の輸入が禁止されましたのみならず、世界的小麥高の影響を受けて近年稀なる活況を呈するに至つたのであります。其他硫安、パルプ、石炭油化、製鐵等の各工業は何れも積極的增產計畫が樹立せられ、我が工業界は今や全く其の面目を一新せんとしつゝある現狀であります。

建設的事業方面に於きましては土木建築事業は一昨年を峠として稍〻一服の傾向を示しましたが、昨年中に於ける總工費は一億四千五百餘萬圓で、前年に比し約四百萬圓を減少致して居ります。斯くの如く土木建築事業が多少減少を示したのは、官廳諸會社等の大建築が旣に略〻一巡した爲めであると思はれますが、前途に尙ほ幾多の事業建設計畫の實行を控ゆるのみならず、今後は鐵道、道路等の如き交通事業が土木建築事業の重心を爲さんとするやに見受けらるゝのであります。現に鐵道の建設事業は第三次計畫の遂行に伴ひ倍々進捗致しまして、本期に於ては平梅線、白溫線の一部が開通し、又密山・虎林間、新立屯・海州間の假營業が開始され、期末に於ける國內鐵道の總延長は約九千四百粁に上り、又自動車路線は約九千粁、航空路は約七千餘粁に達し、我國の陸上交通機構は着々として整備されつゝあるのであります。



轉じて一般事業界の趨勢を觀まするに、各種統制會社の新設は極めて順調に進捗致しまして、今期中に新設又は改組されました特殊會社は奉天造兵所、滿鮮拓植、滿洲弘報協會、滿洲計器、滿洲生命、滿洲輕金屬製造の各會社及び滿洲興業銀行の七社で、此の資本總額は實に八千二百六十萬圓の巨額に上り尙ほ此の外にも特殊會社に準ずべき日滿商事會社が設立されましたので、之に本期中に於ける一般新設會社を加へますれば、新設會社數二百七十餘、公稱資本二億百餘萬圓に上り、前期の夫れに比し社數に於て三十餘、資本に於て一億二千四百餘萬圓を增加し、期末に於ける各種會社の總數は二千五百四十餘資本額二十億圓餘の巨額に達して居ります。

康德三年中に於ける外國貿易は、輸出六億二百餘萬圓、輸入六億九千百餘萬圓、輸入に於て八千七百餘萬圓を增加致して居ります。而して輸出に於きましては大豆の二億一千六百餘萬圓を首位とし、豆粕の五千三百餘萬圓、石炭の三千五百餘萬圓、豆油の二千百餘萬圓、粟の一千八百餘萬圓、落花生の一千六百餘萬圓、蠶子の一千三百餘萬圓等之に亞ぎ、又輸入に於きましては綿糸布の八千七百餘萬圓を首位とし、鐵及び鋼、車輛及び船舶の各三千九百餘萬圓、機械工具類の三千八百餘萬圓、絹織物の三千五百餘萬圓、砂糖の二千九百餘萬圓、小麥粉の二千七百餘萬圓等が其の主なるものであります。昨年中に於ける外國貿易の情況は大要右申し述べた通りでありますが、貿易外勘定を加算しますれば我が國際收支は相當の受取超過勘定を示すのであります。尙ほ政府は通商を擁護し貿易を調整する目的を以て、八月十五日貿易緊急統制法を制定し、同時に輸入制限に關する勅令を公布し、其の一部は旣に實施されて居ります。私は同法の運用が我が貿易の調整に效果を齎すことは信じて疑ひませぬが、申す迄もなく國際收支の改善は國家總動員の要務でありまするから、官民協力して其の目的を達成せんことを切望する次第であります。

飜つて金融界の情勢を觀まするに、本期末に於ける國內普通銀行は內國銀行三十七行、外國銀行二十一行でありまして、內國普通銀行は整理促進の爲め前期末に比し六行を減少致して居ります。又金融合作社は本期新に二十一社を增加し、期末に於ては其の數百三社に上り、庶民金融機關として益〻重きを加へつゝあります。更に全國主要都市に於ける內外各銀行の預金及び貸出の狀況を觀まするに、預金は國幣預金及び金圓預金共に著しく增加し、其の期末殘高は前年同期に比し二割八分餘の增加を示して居りまするが、國幣預金增加の傾向は特に著しく期末殘高は二億六千三百餘萬圓に上り、前年同期に比し實に五割一分餘と謂ふ記錄的增加を示して居ります。而して斯かる國幣增加の傾向は貸出に於ては更に一層顯著でありまして、本期末に於ける國幣資金の貸出高は二億七千七百餘萬圓に上り、前年同期に比し四割四分餘の激增を示して居ります。之に反し金圓資金の貸出高は二億二千三百餘萬圓で、前年同期に比し却つて三厘餘の減少を示して居るのであります。尙ほ玆に一言致さなければならぬのは、昨年十二月滿洲興業銀行の設立されたことであります。同行は朝鮮銀行の滿洲國內に於ける各支店及び滿洲、正隆兩銀行の營業一切を承繼し、本年一月一日より開業されたのでありますが、我國の金融機構は之に

因りて更に一段と整備されましたのみならず、朝鮮銀行の滿洲國內に於ける業務が撤廢され、鮮銀券の發行が廢罷されまして、國幣の一元化が愈〻完成するに至りましたことは寔に御同慶に存ずる次第であります。

次に物價の趨勢を觀まするに、新京に於ける卸賣物價指數は十一月の一〇六・二を最低とし、期末には一一五・九を示して居りまするが、之は主として農產物價の昂騰及び輸入品の騰貴に因るのでありまして、本期中の平均指數一〇九・三を前期の夫れと對比致しますれば六・一の騰貴を示して居ります。

尙ほ政府の歲計は國運の發展に伴ひ漸次擴大されつゝありまするけれども、其の基礎が極めて鞏固でありますから、公債の發行額も尠なく、本期中に發行されました政府公債は、第四次北鐵公債三千萬圓、整理公債三千萬圓、合計六千萬圓でありまして、期末に於ける公債の現在高は內債九千二百六十七萬五千餘圓、外債一億五千四百萬圓であります。

次に通貨流通の狀況を觀まするに、貨幣の發行高は十二月中の二億七千七百六十二萬餘圓（以下鑄貨を含む）が最高で、七月中の一億四千五百六十四萬餘圓が最低でありまして、之を前年同期と比較致しますれば最高發行高に於ては七千八百十三萬餘圓を、最低發行高に於ては一千六百七十六萬餘圓を增加致して居ります。而して本期中の平均發行高は一億八千二十三萬餘圓でありまして、前年同期に比し三千六十六萬餘圓を增加致して居ります。而して斯くの如く貨幣の發行高が增加しましたのは、國民經濟力の充實伸展に伴ふ資金需要の增加に基因することは疑を容れませぬけれども、他面に於ては國幣の一元化が更に一段と進展した爲に他ならぬのであります。紙幣の發行高に對する正貨準備につきましては常に深甚なる考慮を拂つて居る所でありまするが、本期中に於ける準備の平均高は一億九百四十萬餘圓で準備率は平均六割八分四厘に當り、前期に比し六分六厘を增加致して居ります。

次に金利に就きましては、其の高低が國民の經濟生活特に產業の消長に重大なる關係を有しまするので、常に金融の實勢に應じて適當なる水準金利を定むることに意を用ひて居りまするが、資金實需の情況に鑑み本期中は金利の公定步合には變更を加へなかつたのであります。併し乍ら我が經濟界の推移並びに世界的低金利の趨勢特に日本に於ける金利の動向等に關聯する大勢を考慮し、本年一月に至り金利の引下げを斷行致したのであります。

對外爲替相場は貿易緊急統制法及び外國爲替管理法の運用もありまして格別の波瀾もなく、對日爲替は引續きパーを持續し、對英爲替は日英爲替相場の動きに從つて最高一志二片三十二分の一、最低一志一片十六分の十五の間を往來し、又對上海爲替は日支交涉の停頓、日英爲替の低落等を反映して若干の動搖は免れなかつたのでありますが、其の値巾は極めて僅少で、毎月の平均相場は九十七圓乃至九十八圓臺を保つて居つたのであります。

誠つて海外諸國の情勢を觀まするに、國際政局は西歐諸國に低迷せる暗雲容易に一掃せられぬ爲め、未だ全く安定するには至りませぬけれども、其の經濟的活動は概して順調なる進展を遂げ、世界景氣の動向は漸次好轉しつゝあるやうに見受けられるのであります。卽ち日、英、米、獨等の工業界は軍需工業を中心として其の活動は可成り活潑になり、工業生產品の增加、失業者の減少、信用の膨脹、投資の增加等景氣の指針は上昂の一途を辿り、農產物其他工業原料品の需要は日々に增加しつゝあります。從つて工業原料國たる中國、印度、南洋、濠洲、加奈陀、南阿、南米等の工業國に對する原料品の輸出は旺盛となり、又工業生產品の此等諸國に對する輸出も亦增進し漸次國際通商の復活を思はしむるものもあるのであります。尤も國際通貨に關しては從來金本位ブロックの中心として注目の的となり屢〻其の危機を謠はれて來ました佛國は引續き政情の不安と資金の逃避に惱まされ、遂に昨年九月二十六日平價切下げを斷行するの已むなきに至つたのであります。佛國の平價切下げと共に英米佛三國間に於ける爲替協定の發表あり次いで金の自由交換協定も出來ましたが、之と相前後して、和蘭、瑞西、伊太利等の金本位國も亦平價の切下げ又は金の輸出禁止を斷行するの餘儀なきに至り、玆に歐洲諸國の金本位ブロックは全面的に崩壞し、爾來尙ほ資金の國際的移動尠からず、國際的通貨安定の前途は未だ逆睹し難きものがあるのであります。

盟邦日本の財界は各方面共躍進の氣運漲り、多年不況に沈淪せる農村經濟も漸次改善され、國民の生產的活動は日と共に益〻活況を呈しつゝあります。又隣邦中華民國は相睦ぐ諸事件の爲め財界は不安を免れず幣制の前途にも亦一抹の暗影を釀したのでありまするが、所謂西安事件の解決と外銀筋の援助とに因りまして小康を得るに至つたやうであります。

次に本行營業の狀況に就きましては、營業報告書に揭げて置きましたから、玆に重ねて詳述致しませぬが、預金は國民經濟力の伸展に伴ひ年々增加致しまして、本期末に於ける現在殘高は二億二千五百餘萬圓に達し、前期末に比し三千七百餘萬圓を增加致して居ります。又本期末に於ける貸出金の現在殘高は一億九千七百餘萬圓に上り、前期末に比し四千四十餘萬圓を增加致して居ります。國內爲替の本期中に於ける受拂總額は十七億五百四十萬八千餘圓、口數百二十五萬七千餘口で、前期に比し金額に於て五億九百餘萬圓、口數に於て十六萬千餘口の增加を示して居ります。而して國內に於ける金の產出高は逐年增加し、本期中の產金買上高は二百二十五萬九千瓦に上り、前期に比し約九十一萬瓦を增加し、大同二年六月產金買上法施行以來の產金買上高は九百七十五萬四千餘瓦に達して居ります。

尙ほ玆に一言附け加へて置きたいと存じまするのは、昨年十二月日本銀行と代理店契約を締結し、滿洲國內に於ける日本國政府の國庫事務並びに國債事務を本行に於て直接取扱ふやうになつたことであります。右代理店の引受に因りまして、本行と日本銀行との關係は倍々緊密になり、相互諸般の金融工作に資する所が尠くなからうと信ずるのであります。

惟ふに本期中に於ける我が經濟界は農產物價格の昂騰を基調として、各部門共異常なる發達を遂げ都鄙の間に於ける景氣の跛行も漸次改善されまして極めて順調に推移したのであります。卽ち農產物價格の昂騰に因り國民の所得增加し特に農村の購買力が增進するに至りました爲め、各種商品の需要增大し輸出入貿易は更に一段と活況を呈し、經濟各部門の活動も亦近年其の比を見ざる進展を示すに至つたのであります。而も此の間我が產業の樞軸たる幾多の特殊會社は相睦で設立せられ既に營業を開始し又は開始せんとしつゝありまするから、既設會社の生產規模の擴張と相俟つて倍々產業の發展を來すべく、

我が產業の前途は期して待つべきものありと信ずるのであります。金融界に於きましては既に申述べました如く本期末滿洲興業銀行が設立せられ我が金融機構に一段の進歩を來しましたのみならず、鮮銀券は國內發行が廢罷され、玆に實行されました鈔票の廢止と相俟つて、我が幣制統一の大業は玆に完成を告ぐるに至つたのであります。顧みれば本行創立以來僅々四年有半にして國幣一元化が實現され幣制の統一を見るに至りましたのは、盟邦日本の絕大なる援助と官民一致の努力とに依るのでありまして洵に感謝に堪へざる次第であります。而して今や我國は建國第六年を迎へ、從來屢かれました基礎の上に更に新產業計畫を確立し、積極的に產業の開發に邁進しなければならぬ極めて重大なる時期に直面して居るのであります。私共は常に財界の推移と其の動向に留意し、日に新たなる經濟情勢に順應し公正妥當なる方法に依り金融の圓滑なる疏通を圖り、以て國策の遂行に協力する覺悟であります。幸に官民一致の支援に依り其の使命を達成することを得ますれば、甚だ欣幸とする所であります。

終りに臨み前に退任せられました前常務監事阪谷希一氏の御在任中に於ける御功績に對し深く感謝の意を表する次第であります。

## 第十期株主總會に於ける田中總裁演說要旨

（康德四年八月二十七日）

先づ我が經濟界の消長に重大なる關係を有する農產物の狀況を觀まするに、前期來好調に推移しました特產物價は、本年に入り世界的物價の昂騰と海外に於ける需要の增加とに加へ、先高見越に因る農民の賣惜みもありまして、漸騰の步調を辿り、四月初旬には大連市場に於ける大豆の現物相場は八圓二十三錢と謂ふ本特產年度中に於ける最高値を示したのであります。其後歐洲油脂界の不況と各國に於けるブーム抑制の不安もあり、又本年度作付反別の增加と作柄の良好とに因り間も無く低落するに至りましたけれども、出廻期である本期前半の特產相場が前年同期に比し一割乃至二割の高位にありました爲め、農家の經濟は好影響を受けまして其の購買力は著しく增大致しました。而して本特產年度たる昨年十月より本期末迄の間に各線を通じて大連港へ到着した大豆は、約百七十三萬三千噸で、前年同期に比し約十七萬八千噸を減少致して居りまするが、本年は北鮮三港への出廻が約二十二萬一千噸增加致しました爲に、全體としての特產物出廻は比較的圓滑に行はれたのであります。

次に鑛工業界に於きましては、愈〻產業開發五箇年計畫が實行の域に進み、產業各部門に亘り積極的に增產施設が開始せられましたのみならず、重要產業統制法が公布され强化されたる國家統制の下に全產業の綜合的發展が期待されて居ります。而して此の五箇年計畫に基き、鐵鋼、石炭液化、頁岩油、パルプ、硫安、セメント、石炭、產金、アルミニユーム、亞鉛、鉛等の鑛工業は、何れも其の生產規模が擴大せられ、增產施設は愈〻本格的軌道に乘つて參つたのであります。加之農村購買力の增進に伴ひ、生活必需品を中心とする工業即ち製粉、紡績、製麻、麥酒、煙草、鹽、砂糖等の諸工業も亦躍進的發展を示しつゝありますので、當に生產力が擴大强化されましたのみならず、生產品の內容にも著しき變化を來し、本邦產業の重心が次第に重工業に移り、精工業に進みつゝありまするのは注目すべき現象であります。



建設的事業方面に於きましては、官廳、會社等の大工事が略〻一巡致しました爲め、土木建築事業は此處數期來漸減の傾向を示し、之に代り鐵道、道路橋梁等の交通事業が盛んになりつゝありましたが、本期に於きましても引續き此の傾向は尙ほ認められるのであります。卽ち本期中に於ける全滿土建工事費は總額六千九百八十餘萬圓であつて、前年同期に比し二千十餘萬圓を減少して居りまするが、他方鐵道の建設は第四次建設計畫も進行し、本期に於ては圖佳線が全通致しました外、新義線（新立屯—義縣間六八粁）梅輯線（柳河—三源浦間四一・九粁）、三源浦—通化間五五・五粁）も順次假營業が開始され期末に於ける全滿の鐵道は九千五百餘粁に達し、自動車路は本期中に國營、民營を合せ約二千粁の開設を見、國內の交通網は治安の安定、產業開發の進行と相俟つて倍々整備されつゝある狀態であります。

轉じて一般事業界の趨勢を觀まするに、產業開發の進行と共に各種會社の新設、擴張も順調に進捗し、特殊會社としては滿洲圖書株式會社が設立され、其他滿洲炭礦、滿蒙毛織、滿洲大豆工業、滿洲採金の各會社の增資又は株式の拂込があり、結局本期中の新設會社數は二百六十八社、公稱資本四千四百餘萬圓、增資會社數は三十一社、增資額八千六百餘萬圓に上り、期末に於ける各種會社の總數は二千九百八十餘社、資本額二十二億圓餘の巨額に達し、前期末に比し、四百四十餘社、二億三百餘萬圓の著增であります。

本期中に於ける外國貿易は、輸出三億五千八百餘萬圓、輸入四億七百餘萬圓で入超額二千八百餘萬圓、棉花の一千六百餘萬圓、紙の一千百餘萬圓、電氣用品の一千餘萬圓等が其の主なるものであります。而して輸出の中高粱、粟、大麻子、蘇子等の輸出が減少して居りますが、之は朝鮮米の增收、米國に於ける蘇子油の輸入禁止を主因とし、又大豆、豆粕、豆油の數量減少の割合に金額の減少しませぬのは價格の騰貴によるのであります。輸入品は農村購買力の增大により綿糸布、綿織物、棉花は著しく增加し、砂糖、小麥粉は國內生產の增加に伴ひ著しく減少致しました。本期中に於ける外國貿易の狀況は大要右に申述べた通りでありまして結局四千九百餘萬圓の入超を示して居ります。而して右の中日本への輸出は一億八千百萬餘圓、日本よりの輸入は三億六百餘萬圓で、實に貿易總額の六割を超過して居るのであります。尙ほ輸出入貿易は經濟界の發展に伴ひ遂年增加の傾向を示して居りますが、國際收支の均衡を保持することは刻下喫緊

の要務でありまするから、凡ゆる方策を講じて輸出の增進を圖ると共に、事情の許す限り輸入を調節して國際貸借の改善に力めなければならぬことは申す迄も無いことでありまして、政府が本期中對國通商協定の有效期間を更に三箇年間延長して特產物の對獨輸出に資し、貿易緊急統制法の運用と相俟つて最善の效果を收めんとしつゝあるのも之が爲に外ならぬのであります。

金融界の情勢を觀まするに、本期末に於ける全國普通銀行は內國銀行三十七行、日本側銀行二十六行、中國側銀行二十一行でありまして、內國銀行の資產內容は次第に堅實性を加へて參りました。又金融合作社の百三社は前期末に比し增減はありませぬが、社員は約三十五%、預金は約九十%、貸出は約百八十一%の增加と云ふ驚異的躍進を示し、底民金融機關として益〻重きをなして居ります。又民衆貯蓄力の增進により郵政儲金は日を追ふて增加し、期末現在の千百三十餘萬圓は前期に比し四百二十餘萬圓の著增であります。更に全國主要都市に於ける內外各銀行の預金及び貸出の狀況を觀まするに、預金の期末殘高五億六千三百餘萬圓は、前年同期に比し三十十餘萬圓の增加でありますが、內、國幣預金は一億二千餘萬圓、約五十一%の著增であるに反し、金圓預金は七千五百餘萬圓、約三十%を減じて居ります。貸出の期末殘高四億六千百餘萬圓は、前年同期に比し三千四百餘萬圓の增加でありますが、內、國幣貸出は一億三千七百餘萬圓、約七十%の著增であるに反し金圓貸出は八千八百餘萬圓、約四十一%を減じて居ります。斯くの如く國幣預金、貸出の全面的增加を見ましたのは、本年一月以降鮮銀券の本邦內發行停止と、之に伴ひ從來金圓勘定により行はれた諸取引が國幣勘定に移行したのによるのであります。尙ほ前期末創立された滿洲興業銀行は期初より愈〻營業を開始し、其の使命達成の爲に活躍して居りますから今後資金の供給は益〻圓滑に行はれることゝ存じます。

次に金利に就きましては、其の國民經濟上の重要性に鑑み、本行は常に金融の情勢に應じ妥當なる標準金利を定め、金融の圓滑なる疏通に努めて參りましたが、期初世界的低金利の傾向と、本邦經濟の實情に應じ、低金利を促進して倍々資金の供給を圓滑ならしむる爲め、預金、貸出利率を一厘乃至三厘方引下げたのであります。爾後國內金利の低下は漸次底民金融機關にも及び、四月には金融合作社の利率引下げがあり、郵政儲金は七月より利下を斷行し、又大興公司も一擧利率を五厘方引下げました爲め、一般當舖も概ね之に追隨するに至りました。

物價の趨勢を見まするに、新京に於ける卸賣物價指數は四月の一二九・一を最高とし、二月の一二二・六を最低とし、期末には一二四・〇を示して居ります。而して本期中の平均指數一二四・七を前期の夫れと對比致しますと一五・四の騰貴でありますが、之は主として世界的物價昂騰の影響と、本邦に於ける特產の昂騰に因るのであります。

尙ほ政府の歲計は國運の伸張と共に益〻堅實性を加へ、一月以降六月迄の一般會計歲入は八千三百餘萬圓に達し、極めて順調なる推移を示して居ります。又本期中に發行されました政府公債は、第一次興業金融公債二千五百萬圓、帝室財產公債五百五十萬圓、第二回整理公債二千萬圓でありまして、期末に於ける公債の現在高は內債一億二千八百十七萬五千餘圓、外債一億七千九百萬圓であります。

次に通貨流通の狀況を觀まするに、貨幣の發行高は一月中の二億七千四百六十九萬餘圓（以下鑄貨を含む）が最高で、六月中の一億九千二百七十一萬餘圓が最低でありまして、之を前年同期と比較致しますれば、最高發行高に於ては七千四百三萬餘圓を、最低發行高に於ては四千三百五十三萬餘圓を增加致して居ります。本期中の平均發行高は二億三千百五十六萬餘圓でありまして、前年同期に比し五千二百六萬餘圓を增加致して居ります。斯くの如く貨幣の發行高が增加しましたのは、各種產業の振興による資金需要の增加に因ること勿論でありまするが、他面國幣一元化の進捗も亦其の一因であります。而して本期に於ける貨幣發行の特色は、發行高が期初を最高として漸減して居ることと、最高、最低發行高の差が擴大したことであります。前者は主として一般取引の新曆決濟が增加しましたのと、新興產業の勃興によりまする新現象であり、後者は物資移動と資金回轉が一層圓滑に行はれた證左でありまして、共に國民經濟力の伸張に因るのであります。正貨準備につきましては、發券銀行として常に深甚の考慮を拂つて居りまするが、本期の平均準備高は一億四千三百四十二萬餘圓で、準備率は六割八分に當り、前年同期に比し六分二厘を增加致して居ります。尙ほ中國、交通兩銀行發行哈大洋票及び滿東三省十進銅元は滿貨幣整理辦法により五箇年を限り通用を許されて居りましたが、爾〻本期末を以て流通期間が滿期となりました。本行は早くより滿貨幣整理の方針に從つて、銀票之が整理に當りました爲に、中國銀行哈大洋票は九八・九%を、交通銀行哈大洋票は九九・四%を、滿東三省十進銅元は五三・四%を各々回收し、又朝鮮銀行券は本期末迄に二千八百八十八萬餘圓の回收を見、斯くして殘された滿貨幣の整理は全く完了し、國內通貨の統一は最後の完成を見た次第であります。

對外爲替相場は國幣の基礎が鞏固でありまする故、極めて堅實に推移しまして、其の動きは極めて少く、又對上海爲替は中國政情の不安を反映して小高下はありましたが、其の變巾は極めて僅少で九十七元乃至九十五元八角の間を往來したに過ぎませぬ。



顧つて海外の情勢を觀まするに、歐洲に於ては西班牙の動亂未だ容易に終熄するに至らず、之を繞る左右兩翼の相剋對立は益〻緊迫を加へ、其の間に在つて諸國の去就は複雜を極め歐洲政局は全く渾沌として居る現狀であります。斯くの如き情勢の下に各國の經濟活動は、軍需工業を中心に活況を呈して居り、各國に於ける物價は近時著しく上騰し、工業生產は概ね一九二九年の恐慌前の水準を突破し、就中、日、英、米、獨、瑞典、諾威、丁抹、芬蘭、加奈陀等の工業生產は著しく躍進して居りまして、此等の諸國の景氣は益〻上昇の一途を辿り、動もすれば景氣の行過ぎの疑念さへ生ずるに至り、各國は朝野之が防止の爲め、其の對策に腐心して居る狀態であります。尤も四月米國の金價引下說が起り、之を動機として主要國の株式、商品は一齊に崩落し、一部には之を以て景氣の逆轉であると云ふ樣な觀測も現れましたが、英、米の經濟指標は最近更に上昇の氣配を見せて居るのでありまして、今後諸國の景氣情

勢が如何なる方向をとるかは、國際政局の動向と共に非常に注目せらるべき重要問題であると思ふのであります。

要邦日本の財界は、期中二回の政變も平靜に推移し、又貿易尻の逆調による國際收支の對策も樹立され、官民一致經濟建設に邁進の結果、對外爲替も安定し、生產活動は益〻旺盛を極め、各方面共非常に好況でありまして、本邦に對する投資も引續き順調に行はれて居るのであります。又隣邦中國は、國民政府の經濟開發、產業統制の進行もあり、經濟界は順調なる推移を期されて居りました折柄、日本の經濟便節の渡支等もあり、日支國交調整の前途好轉を豫想せられたのでありますが、七月に入り蘆溝橋事件を動機として、所謂北支事變が發生しましたことは寔に遺憾に存する次第であります。

次に本行營業の消長に就きましては、營業報告書に揭げて置きましたから、玆に重ねて詳述致しませぬが、預金は經濟界の發達、國民貯蓄の增進に伴ひ年々增加致しまして、本期末に於ける現在殘高は二億四千八百餘萬圓に達し、前期末に比し二千三百餘萬圓を增加致して居ります。又本期末に於ける貸出金の現在殘高は一億八千餘萬圓で、政府貸上金の公債乘替がありましたので、前期末に比し千七百餘萬圓を減少致して居りますが、前年同期末と比較致しますれば、二千三百餘萬圓の增加であります。國內爲替の本期中に於ける受拂總額は二十一億九千四百餘萬圓、口數百三十萬八千餘口で、前期に比し金額に於て四億八千九百餘萬圓、口數に於て五萬一千餘口の增加を示しました。而して本期中に於ける產金買上高は百六十五萬七千餘瓦に上り、前年同期に比し約二割三分を增加し、大同二年六月產金買上法施行以來の產金買上高は、千百四十一萬一千餘瓦に達して居ります。尙ほ本期に於ては產金奬勵の見地から、產金買上價格は一瓦に付三圓七角七分に引上げられ、又產金買上法をも改正されまして、產金の奬勵と本行買上が强化され、之により今後の增產は期して俟つべきものがあると思はれます。又昨年末締結しました日本銀行代理店事務は、玆に本期より取扱を開始致しましたが、日本銀行との緊密なる連絡の下に極めて圓滑に行はれて居りますから、日滿金融上裨益する所甚大であると存するのであります。

尙ほ玆に一言附加へて置き度いと存じまするのは、五月十日總行事務分掌規程の改正を行ひ、十課一營業處制と致したことであります。此の改正は行務の體系を案じて事務の分掌を匡し、能率の增進を圖り、經濟界の發展に應じて業務運行の圓滑を圖らんとする趣旨に出でたるものであります。

惟ふに本期中に於ける我が經濟界は、農產物價格の昂騰により、都鄙を通じて購買力は增進し、他方產業五箇年計畫の進行に依り、產業の開發は進捗し農、鑛、工業の生產活動は旺盛を極め、一般的に景氣の恢復を見るに至りました。而して產業五箇年計畫は建國後勃興したる各種產業を動員して、新たなる基調の下に生產力の擴充を圖り、以て本邦經濟力の强化を期するにあるのでありまして、今や官民を擧げて之が實現に邁進して居る次第でありますが、政府に於かれても、此の產業計畫の遂行を期し、近く實現する治外法權の撤廢及び附屬地行政機構の大改革を斷行し七月一日より之が實施を見るに至りました。其他本期中に重要產業統制法の制定、產金買上法の改正、對獨通商協定の延長等が實施されましたのは何れも我が產業の發達を圖り、生產を充實し、依つて以て經濟の根柢を鞏固ならしめんとするに外ならぬのであります。金融界に於きましては、年初滿洲興業銀行の開業に因つて一般金融も改善の緖に就き、一面庶民金融の發達も亦大に見るべきものがありまするが、尙ほ萬全を期する爲め私共は常に經濟界の推移に留意し、適切妥當なる方策を講じて金融の圓滑なる疏通を圖り、各種產業の發達に寄與し、國民經濟の振興に貢獻し度い考へであります。

尙ほ今囘北支事變が勃發しましたことに關聯して一言申上度いと存じます。本事變は申す迄もなく、支那官憲の永年に亘る抗日、侮日の結果でありまして、今や日滿兩帝國は東亞の安定と、永遠の平和確立の爲め、協力一致之が解決に奮起したのであります。固より各方面共最善を盡して國策に順應し、萬遺憾なきを期されて居りまするが、殊に我が經濟界は、此の重大時局に際し、至つて堅實なる步武を以て、順調なる推移を示して居りまることは心强い次第であります。併しながら時局の前途は尙ほ逆睹し難いものがありまするから、私共は倍々緊張して各般の事象に留意し、機に臨み應變の處置を採つて此の時局に對處すべきであると存じます。幸に官民一致の御支援に依り、其の使命を達成するを得ますれば、寔に欣幸とする所であります。

## 第十一期株主總會に於ける田中總裁演說要旨

（康德五年二月二十六日）

先づ我が經濟界の消長に重大なる關係を有する農產物の狀況を觀まするに、近時農業の振興に伴ひ作付面積は逐次增加しつゝありまするが、昨年は相當廣範圍に亘る旱害と南滿地方に於ける水害とに因りまして、其の收穫高は前年と大差なく、昨年十一月一日現在の第三囘收穫豫想高は大豆約四百十七萬瓲高粱約四百十萬瓲、粟約三百十八萬瓲、玉蜀黍約二百十三萬瓲、小麥約百八萬瓲、其他約二百十九萬瓲、合計一千六百八十五萬餘瓲で、前年度に比し、二萬三千餘瓲の增加に止まつたのであります。而して農產物の價格は日支事變の進展、關稅の改正、貿易の統制强化等種々の原因に因り、一高一低はありましたが大勢には格別の變化なく依然として好況を持續し、大連に於ける大豆の現物相場は高値七圓九十四錢、安値五圓九十五錢の間を往來し、值巾の如きも前期は二圓三十錢でありましたが、本期は一圓九十九錢に縮小されたのであります。農產物の出廻關係は貨車繰の不圓滑、船賃の昂騰等に因り期初には於ては可成り憂慮されて居りましたが、世界商品界の恢復と國際關係の緊迫化とに因り、歐洲に於ける油料子實の需要が增大致しました爲め特產品の輸出は增加し、康德三年十月より康德四年九月に至る特產年度中に於ける輸出高は二百八十三萬餘瓲に達し、前年度に比し約十一萬瓲を增加致して居ります。

次に事業界の狀況を觀まするに、產業五箇年計畫の進捗に伴ひ其の實行機關たる各種の國策會社が陸續として設立せられました爲め、我が事業界は年初以來既に相當の發展を示しつゝありましたが、本期に入りましてからは、日支事變の突發に因り更に一段と躍進的發展の氣運が促進せられまして、鐵、鋼、石炭、石炭液化等の重要鑛工業は勿論、セメント、硫安、パルプ、製粉、煙草、麻等の生產事業も亦著しく發展し、建國以來稀に見る活況を呈したのであ

ります。而して本期中に設立されました特殊會社及び準特殊會社は、滿洲合成燃料、滿洲映畫協會、滿洲鴨綠江水力發電、滿洲畜產、滿洲拓植公社、滿洲重工業開發の六社でありまするが、御承知の如く昨年十二月一日を以て治外法權の撤廢竝びに南滿洲鐵道附屬地行政權の移讓が實施されました結果、從來日本國法人たりし會社の滿洲國法人に改組せられたものは千六百二十六社に上つて居ります。而して全滿洲（關東州を含む）に於ける新設會社は百七十八社、解散會社は四十八社にして、本期末現在の會社數は二千三百三十二社、資本總額は二十七億三千百萬圓の巨額に達して居ります。

次に建設事業方面の狀況を一瞥致しまするに、土木建築事業は都市建設の一段落に因り數期來漸減の傾向を辿りつゝありましたが、產業五箇年計畫の實施を轉機として再び活況を呈するに至つたのであります。卽ち大連、哈爾濱、齊々哈爾、牡丹江及び錦州等に於ける都市建設費は一齊に減少致しましたが率天、鞍山、撫順等の鑛工業地に於ける工事費は著しく增加致しました爲め、本期中の全滿工事費は約六千三百萬圓の巨額に上り、前年同期に比し約七百萬圓を增加したのであります。而して鐵道、道路、橋梁、港灣等の交通路建設も引續き順調に進捗致しまして、本期中に營業の開始を見ました鐵道は、林口—佳木斯間（二二一・五粁）、訥河—墨爾根間（九三・五粁）、新立屯—義縣間（一三一・五粁）、南興安—溫泉間（一五・四粁）、梅河口—通化間（一三〇・一粁）、密山—虎林間（一六五・五粁）の六線路で、合計七百五十七粁餘に上り、期末に於ける全滿鐵道の延長は九千六百五十餘粁に達し、國道の建設、自動車路の開設と相俟つて我國の交通網は更に一段と整備されゝに至つたのであります。

轉じて貿易の狀況を觀まするに、康德四年に於ける外國貿易は、輸出額六億四千四百餘萬圓、輸入額八億七百餘萬圓、入超額二億四千二百餘萬圓でありまして、前年に比し輸出に於て四千二百餘萬圓、輸入に於て一億九千五百餘萬圓の增加を見ました結果、入超額に於て一億五千三百餘萬圓を增加致して居ります。而して輸出に於きましては大豆の二億二千六百餘萬圓を首位とし、豆粕の六千二百餘萬圓、石炭の三千五百餘萬圓、豆油の二千五百餘萬圓、落花生の千六百餘萬圓、粟の千四百餘萬圓、鐵鋼及び同製品の千三百餘萬圓之に亞ぎ、又輸入に於きましては綿糸布の一億四百餘萬圓を首位とし、鐵及び鋼の七千六百餘萬圓、機械及び工具の六千五百餘萬圓、車輛及び船舶の四千六百餘萬圓、紙及び同製品の三千五百餘萬圓、絹織物の三千餘萬圓、電氣用品の二千六百餘萬圓等が其の主なるものであります。而して鐵及び鋼、機械及び工具、車輛及び船舶、電氣器具等の輸入が著しく增加致しましたのは我國の產業が顯著的に發展し、生活必需品の國內充足に向つても更に一步を進めつゝあることを物語るものであると信ずるのであります。

輸出額は三億二千百餘萬圓、日本よりの輸入額は六億六千六百餘萬圓でありまして、前者は我が輸出總額の約五〇%に、後者は我が輸入總額の約七五%に當り、日滿兩國の經濟關係が如何に緊密なるかを如實に反映致して居ります。

康德四年中に於ける外國貿易の狀況は大體右申し述べた通りでありまするが、外國貿易の消長は一國の經濟に重大なる關係を有しまするので、銳意輸出を奬勵すると共に適度に輸入を抑制して國際收支の適合を圖り、以て國內產業の發達を促進することが極めて肝要であります。而して政府は斯かる見地の下に從來と雖も種々有效適切なる方策を講じて居られまするが、特に本期に於きましては如上の目的を達する爲に貿易統制法を制定し且つ關稅の改正を斷行されたのであります。從つて本行も亦政府の方針に順應して貿易統制法の運用に當りまするに、本期末に於ける全國普通銀行の總數は五十四行にして其の資本の總額は二千五百六十萬圓でありまするが、此等の普通銀行は時運に對應して一層內容の改善充實に勞めて參りました爲め、其の基礎は日を逐ふて健實性を加へつゝあります。金融合作社は近時倍々發展し其の期末に於ける預金現在高は一千百餘萬圓、貸出現在高は一千五百餘萬圓に達も、前年同期末に比し預金は約八十一%、貸出は約五十二%を增加致して居りまするが、近時主要都市には新に都市金融合作社が設立せられ、又農村には農事合作社が設立せられつゝありまするので我國の庶民金融機關は都鄙を通じて漸次整備の域に進みつゝあります。而して政府の郵政儲金は國民經濟力の充實と貯蓄思想の普及とに因り遲次累增致しまして、其の期末現在高は千七百餘萬圓に上り前年同期に比し二倍强の增加を示して居ります。更に全國主要都市に於ける內外各銀行の勘定を觀まするに、預金の期末現在高は五億九千五百餘萬圓、貸出の期末現在高は六億三千六百餘萬圓で、前年同期に比し預金は五千百餘萬圓を減少し、貸出は一億三千四百餘萬圓を激增致して居りまするが、斯くの如く預金が減少し、貸出が激增致しましたのは、國民の經濟的活動が旺盛になり、資金の需要が急激に增加致した爲めに外ならないのであります。

次に金利に就きましては、其の高低が國民經濟に及ぼす影響の重大なるに鑑みまして、低金利の維持せしめ國內金利の平衡を圖ることに意を用ゐて參りました結果、地方の金利は漸次調整せられつゝありまするが、政府に於ても亦不當なる高金利を抑制するの必要を認め、昨年十二月一日利息制限法を制定施行されましたので、當行は今後尙ほ一層都鄙金融の疏通を圖り、地方の金利を妥當なる水準に誘導して速かに所期の目的を達したいと存ずる次第であります。

物價の趨勢を觀まするに、新京に於ける卸賣物價指數は七月の一二六・三を最高とし、十一月の一二四・三を最低とし、十二月には一二四・八を示し、又本期中の平均指數は一二五・五でありまして、之を前期の夫れと對比致しますれば僅かに〇・八の騰貴に過ぎなかつたのであります。併し乍ら昨年は世界的に物價の變動が激しかつた年でありまして、試みに日英米卸賣物價を見まするに、大同二年を一〇〇とする昨年の物價平均指數は東京一三二・七、倫敦一二九・三、紐育一三一・七でありますが、我が新京の平均物價指數は一二五・一でありまして最低位を示して居ります。

尙ほ政府の歲計は國運の躍進に伴ひ歲入歲出共累年增加を示して居りまするが、本年度に於ては歲入の增加と產業の開發を目標として、稅制の改正及び

中央地方を通ずる財政の調整が行はれました爲め、其の基礎は益〻鞏固になり、極めて堅實なる推移を示して居ります。本期中に發行されました政府公債は興業金融公債、帝室財產公債及び四釐公債の三種で一億五千五十萬圓でありますが、財政の基礎が鞏固でありまする爲に、一般政費の公債支辨は殆どなく、帝室財產公債を除くの外何れも產業開發資金として投資されたものであります。其の內譯は內債一億九千百十七萬五千二百五十圓、外債一億九千三百萬圓であります。

通貨流通の狀況を觀まするに、貨幣の發行高は十二月中の三億四千三十二萬餘圓で最低でありまして、之を前年同期に比較致しますれば、最高發行高に於ては六千二百七十萬餘圓を、最低發行高に於ては四千七百十四萬餘圓を增加致して居ります。斯くの如く貨幣の發行高が增加致しましたのは、主として產業發達に伴ふ國民經濟力の增進と、鮮銀券の撤退に伴ふ國幣一元化の實現とに因るのでありまして、發行高增加の足取りは極めて堅實なる推移を辿つて居り、殊に近時最高發行高と最低發行高との開きが增大し通貨流通の伸縮性が擴大して居る點から見ましても、物資の移動と資金の回轉が極めて圓滑に行はれつゝあることを窺ひ知ることが出來るのであります。正貨準備に就きましては、常に深甚なる考慮を拂つて居りまするが、本期中の平均準備高は一億四千百二十二萬餘圓で、平均準備率は六割六分餘になつて居ります。

對外爲替相場は日支事變を繞り多少の波瀾は免れなかつたのでありまするが、對英一志二片の基調は堅持され、對米は英米クロスの動搖に連れ最高二十九弗四分の一、最低二十八弗四分の三の間を往來し、又對上海は支那の幣制に對する先行不安の爲め最高九十九元、最低九十三元五角の間を往來致したのであります。

飜つて海外の情勢を觀まするに、歐洲に於ては西班牙の內亂未だ終熄するに至らず、東洋に於ては日支事變の擴大長期化するあり、國際情勢は渾沌として容易に逆睹することを得ないやうな情態であります。從つて世界各國は何れも軍備の擴充を以て國策の根幹とし軍器軍需品の製造に熱中致して居りまする爲め、軍需品工業を中心とする生產活動は倍々旺盛になり、今や世界の工業生產額は一九二九年の水準を遙かに突破するに至つたのでありまするが、最近に於ける米國の景氣反動等其の基調には一抹の不安なきを得ないものもあるのであります。

盟邦日本に於きましては、擧國一致して日支事變の目的を貫徹する爲に努力致して居りまするが、經濟力の根柢が極めて鞏固でありまして、巨額の職費を支辨するに何等の支障も無く、經濟界は事變後却つて安定し、工業界は軍需工業を中心として倍々活況を呈して居るのであります。蓋し東洋永遠の平和は斯くの如き日本朝野の努力に依つて初めて招來されるのでありまして、私共は一日も速かに所期の目的を達成せられんことを冀望して已まぬ次第であります。



次に本行營業の消長に就きましては、營業報告書に掲げて置きましたから、玆に重ねて詳述致しませぬが、國內產業の振興、流通經濟の發展に伴ひ預金貸出共に年々增加致しまして、本期末に於ける現在殘高は預金二億六千五百餘萬圓、貸出二億一千二百餘萬圓に達し、前期末に比し預金は約一千六百萬圓貸出は約三千六百萬圓を增加致して居ります。又國內爲替の本期中に於ける受拂總額は十九億八千二百餘萬圓、口數百三十四萬二千餘口で、前年同期に比し金額に於て二億七千六百餘萬圓、口數に於て八萬五千餘口の增加を示して居ります。而して本期中に於ける產金買上高は二百八萬百三十八瓦に上り、前期に比し四十二萬二千餘瓦を增加し、大同二年六月產金買上法施行以來の產金買上高は一千五百六十四萬餘瓦に達して居ります。

尙ほ玆に一言附加へて置きたいと存じまするのは、昨年十月一日を以て東京に支店を開設したことであります。此の支店設置に依りまして日滿兩國の金融關係は益〻緊密になり、資金の交流が圓滑に行はれ、對滿投資の誘致、在外爲替資金の運用等に多大の便宜を得まするのみならず、國幣對金圓の等價維持にも亦資する所が甚だ尠くないのであります。又本行は獨て北支蒙疆方面との金融經濟關係に就ては特に意を用る來つたのでありまするが、今や同方面の工作は何れも順調に進捗し、着々金融機構の整備強化を見つゝありまするることは欣快に堪へない所であります。

惟ふに本期中に於ける我が經濟界は、產業開發五箇年計畫の遂行を根幹とし、農、鑛、工、商各方面共相當の躍進を見、生產の增加、商取引の擴大、外國貿易の伸張等其の成績の見るべきものが尠くなかつたのであります。而も日支事變の發生は、支那が交通、經濟、民族、文化等凡有る點に於て我國と極めて緊密なる關係を有しまするので、事變發生の當初に於きましては我が經濟に及ぼす影響に付憂念する向も少くなかつたのでありますが、實際に於ては何等の動搖も無く、既定の方針に基く產業の開發は益〻順調に行はれ、各種の產業が澎湃として勃興しつゝありまることは、洵に心强く感ずる次第であります。

尙ほ本期に於きましては、現下の國際情勢に鑑み產業の開發に關する國策の遂行を圓滑ならしむる爲に諸般の對策が講ぜられたのでありまして、中央及び地方を通ずる行政機構の改革、各種法制の整備、各種國策會社の創立、滿獨クレヂット協定の締結等は何れも其の現はれに外ならぬのであります。而して盟邦日本が昨年十二月一日を以て治外法權の撤廢及び南滿洲鐵道附屬地の行政權移讓を斷行し、又伊太利及び西班牙フランコ政權が正式に我國を承認致しましたのも、擧寬我國の國威が益〻固く名實共に獨立國家としての威容を完備するに至りました結果でありまして寔に御同慶に堪へぬ次第であります。

私共は刻下の重大なる時局に際會し、常に一般經濟界の情勢と其の動向に留意し、國策に順應して適切妥當なる方策を講じ、以て金融の圓滑なる疏通を圖り、產業の振興に寄與し、國民經濟の發達に貢獻せんことを期して居るのでありますが、我が經濟の現段階は漸く第一期の基礎的建設を終り、今や第二期の建設に移りつゝある所でありまして、本格的の發展は寧ろ之を今後の努力に俟たなければならぬのであります。從つて各位に於かれましても、本行業務の運營に就きましては今後一層の御協力を賜はらんことを切望する次第であります。

# 第十二期株主總會に於ける田中總裁演說要旨

（康德五年八月二十七日）



時局の推移に鑑み、盟邦日本に於きましては着々戰時體制を整備し、各種の經濟統制を强化して一路所期の目的達成に邁進して居りますが、我が滿洲國に於きましても亦之に呼應して、國家總動員法を制定し、產業五箇年計畫を修正擴大し、生產の增加、物資の需給調整、貿易統制竝びに爲替管理の强化、國際收支の適合等を目標とする戰時對策實行せられ、上半期に於ける我國經濟界は何等事變の惡影響を蒙ることなく、引續き極めて順調なる發展を示したのであります。

先づ我が經濟界の消長に重大なる關係を有する農產物の狀況を觀まするに、事變の關係により懸念せられました出廻輸送も概ね順調に行はれ、輸出も歐洲向大豆及び日本向豆粕の增加に依り極めて好況を呈しまして、上半期に於ける特產三品の輸出高は合計百八十六萬四千餘噸に上り、前年同期に比し約一割七分の增加を示したのであります。唯特產物の價格は農產物の世界的豐作に因る歐洲市場の軟勢を映じて、前年同期よりも多少下值を示しましたが、之亦大體に於て平調に推移致しました。特產物輸出の促進は我が國際收支の改善上極めて重要でありまして、最近特に大豆に就きまして、積極的增收計畫が樹立せられたのであります。

鑛工業界に於きましては建設資材竝びに勞働力の不足、其他種々不便な事情が錯綜致しましたにも拘らず大體順調に進捗し、殊に鐵、石炭の如きは豫期以上の成績を收めたのでありますが、時勢の要求に鑑應して我が產業開發計畫も更に全面的に擴大修正を行ふことゝなり、政府は本年五月に五箇年計畫の大修正案を發表せられ、之に依つて纖、石炭、液體燃料、電力、飛行機、自動車等の飛躍的增產を行ふことになつたのであります。是等鑛工業の急速なる發展は、我が國防經濟力の充實に寄與すること蓋し多大なるものがあると信じます。

土木建築工事は本年も引續き活潑に進捗し、上半期中の全滿工事請負總額は一億三千三百餘萬圓に上り、前年同期に比べますと約倍額に增加致して居ります。他方纖道、國道等の建設も亦順調に進行致しまして、期末に於ける全滿の纖道營業粁數は假營業線を加へまして九千八百五十餘粁に增加したのであります。尙ほ產業開發機關たる國策會社其他の事業會社の新設乃至增資は相踵いで行はれ、本期中に設立せられました會社は、滿洲房產、滿洲油化工業、滿洲飛行機製造の三特殊會社を始め、滿洲纖山等、關東州内を含めまして合計二百三十餘社、其の公稱資本金は八千九百餘萬圓に上つたのであります。斯くて本期末に於ける各種會社の總數は三千五百九十餘社、公稱資本金總額は三十億圓餘の巨額に達して居ります。

物價の趨勢を觀まするに、我國の物價は日本よりする物資輸入の增大に伴れ、日本の物價趨勢と意ゝ其の關聯の度を加へ來つたのでありますが、昨年來同國に於ける物價の騰勢を移して我國の物價も亦昂騰を示すに至つたのみならず、或るものは最近日本よりの輸入が困難となるに從ひ、騰貴率の稍ゝ顯著なるものもあるのであります。玆に於て、政府は四月に暴利取締令を改正强化し、小麥・小麥粉・煙草等に就て最高公定價格制を實施せられ、又本行に於きましても政府の方針に從ひ思惑資金の抑制等、時局に應ずる物價對策の實施に努力して居るのであります。

本期中に於ける外國貿易は輸出三億九千二百餘萬圓、輸入五億四千三百餘萬圓の輸入超過となりまして、前年同期の入超四千九百餘萬圓に比し著しく增加致して居りますが、殊に輸入の增勢が顯著でありました爲め、貿易尻は差引一億五千百餘萬圓の輸入超過に至りました。此の內對日貿易は、全貿易額に對し、輸出に於ては其の五割八分を、輸入に於ては其の七割六分を占めて居ります。又對支貿易は、事變關係に因り前年同期に比べて若干の減少を示して居りますが、北中支に於ける新政權も樹立せられ、最近漸次恢復を示して居りますることは注目すべき所であります。尙ほ我國貿易の主要品目を見まするに、輸出に於きましては大豆、豆粕、高粱、玉蜀黍、蠶子等の農產物が增大致して居り、輸入に於きましては、車輛、機械、鐵鋼等の建設資材と國民必需品とが增加して居ります。蓋し開發途上に在る新興國家の入超增加は將來に於ける生產力の擴大强化を約束するものでありまして、我國に於ける輸入の著增も亦其の產業開發が如何に急速に進捗しつゝあるかを如實に反映するものであります。併し乍ら入超の增加は他方國際收支の適合、爲替維持等の見地から憂慮を拂はねばならぬのでありまするから、爲替管理竝びに貿易統制を强化して不急不要の輸入を抑制する一方、輸出の增進に力を注ぎ輸出品の增產、互惠貿易協定の擴大、其他貿易促進の具體的方法が考究せられて居るのであります。

對外爲替相場は支那事變の推移に伴れ、對上海は多少の動搖を免れなかつたのでありますが、對英一志二片の基準は日本に追隨して依然として堅持せられ、又對米爲替は三月下旬日本に於けると同樣の爲替相場協定の成立を見ましたので、玆に全く英米クロスの高下に左右せらるゝことゝなり、最高二十九弗十六分の三、最低二十八弗十六分の七の間を往來致したのであります。

國運の伸暢に伴ひ政府の歲計は年々膨脹を示して居りますが、租稅收入に於きましても產業の發展、國民所得の增大と共に益ゝ增加致しまして、上半期の租稅收入は前年同期に比し二割四分の著增を示して居ります。他方政府は產業開發の爲に數次に亘り追加豫算を公布致しましたが、之に伴ふ資金の調達も極めて圓滑に行はれまして、我國財政は益ゝ健全性を加へつゝあります。尙ほ期末に於ける公債の現在高は五億四千百十七萬餘圓でありまして、其の內譯は內債二億九千八百十七萬餘圓、外債二億四千三百萬圓であります。

次に金融界の情勢を觀まするに、各銀行の業績は著しく向上致しまして、上半期末に於ける全滿（關東州を含む）銀行の預金殘高は八億四千五百餘萬圓貸出殘高は八億六千六百餘萬圓に達し、前年同期末に比し預金は約三割、貸出は約五割と云ふ著しい增加を示して居ります。一方庶民金融機關も逐月發展致しまして、金融合作社の如きは期末に於ける社員數三十九萬六千餘名、預金殘高一千六百餘萬圓、貸出殘高五千餘萬圓に上り、前年同期末に比し社員數

に於て七割八分、預金に於て約五割、貸出に於て實に倍額の激增を示して居ります。郵政儲金も亦我國庶民階級の生活安定と貯蓄思想の普及とに伴ひ、年々顯著なる增勢を示し、本期末現在高は三千五百餘萬圓に達し、前年同期末の三倍以上、前期末の約二倍に急增致して居ります。又新京、奉天、大連三手形交換所に於ける交換高は枚數五十二萬二千餘枚、金額十八億三千百餘萬圓でありまして、前年同期に比し枚數に於て二割餘、金額に於て約五割を增加致して居ります。前述の如く都鄙を通じて金融機關の貸出が著增しましたのは產業開發計畫の進捗、各種生產の增大、商取引の活況、外國貿易の躍進等を反映するものであり、又預金の增加は我が國民經濟力の充實と所得及び貯蓄の增加とを示しますと共に、政府及び事業會社の資金の撒布が極めて顯著であつたことを語るものであります。

如上の金融情勢を反映致しまして本期中に於ける通貨の流通高が增加致しましたことは自然の趨勢であります。卽ち貨幣の發行高を觀まするに、年初の三億二千九百九十萬餘圓（鑄貨を含む）が最高で、六月初旬の二億七千七百四十萬餘圓が最低でありまして、之を前年同期と比較致しますれば最高發行高に於ては五千五百二十一萬餘圓、最低發行高に於ては八千四百六十九萬餘圓を增加致して居ります。又本期中の平均發行高は二億九千九百五萬餘圓でありまして、前年同期に比し二割九分を增加致して居ります。本期中の貨幣發行高が例年の季節的變動の比例以上に增加致しましたのは、經濟力が一般に增大した結果でありますると同時に、前にも一言しました樣に經濟施策の進捗に伴ふ金融界の活況に基因するものであります。一方紙幣發行高に對する正貨準備は、本期中の平均準備高一億七千三百二十二萬餘圓、平均準備率六割二分七厘でありまして、漸次增加せる紙幣發行高に對應して豐富なる準備を保有致して居りますことは、本行の基礎が益〻鞏固を加へ來つた證左であると申して宜しいのであります。

金利に就きましては其の國民經濟上に及ぼす影響の重大なるに鑑みまして、本行は常に意を用ひて之が調整に努めて參りました結果、最近に於ては都鄙を通じ次第に正常なる狀態に移行しつゝあります。一般銀行のみならず庶民金融機關に於ても、金融合作社は貸出金利の大幅引下げを行ひ、又大興公司も全面的に當舖の金利を引下げたのであります。本行と致しましては今後も妥當なる金利水準の普及に努め、國民經濟の發展に資する所存であります。

經濟界の順調なる發達と共に本行の業績も亦年々發展致しまして、本期末に於ける預金殘高は三億三百餘萬圓、貸出殘高は二億四千五百餘萬圓に達し、前年同期に比し預金は五千五百餘萬圓、卽ち三割二分を、貸出は六千五百餘萬圓、卽ち三割六分を增加致して居ります。又本期中に於ける國內爲替の受拂總額（關東州を含む）は二十九億九千三百餘萬圓、口數百三十四萬二千餘口でありまして、之亦前年同期に比し金額に於て約八億圓、口數に於て三萬四千餘口の增加を示して居ります。次に本行の畜金買上狀況を觀まするに、本期中に於ける買上高は百二十八萬九千餘瓦、國幣換算額四百九十萬餘圓でありますが、本年四月畜金の增加奬勵を圖る目的を以て畜金奬勵規則が公布せられ、引續き日滿兩國に於きまして買上價格を一瓦三圓八十五錢に引上げられましたから、今後は漸次增畜を見るものと豫想されて居ります。



轉じて國際情勢を觀まするに、西班牙は內亂未だ終熄せず、獨墺には突如合邦問題が起り、又チエツコスロヴアキアには民族問題が勃發する等、國際政局は依然混沌たる狀態にありまするが、經濟情勢を觀ましても英、佛、米等の景氣指標は最近兎角下降の傾向を示し、厖大なる軍擴計畫も不況を克服し得ない狀態であります。此の間に在りて獨逸、伊太利等に於きましては妥當なる統制政策の實施もあり、其の經濟狀態は順調に推移しつゝあるものと觀取せらるゝのであります。盟邦日本に於きましては本年一月對支重大聲明を發すると共に、國家總動員法、電力管理法を初め多數の重要法令を制定し、又十三年度豫算の外多額の臨時軍事費豫算を計上し、經濟の全面に亘つて長期戰時體制を整へまして各種產業は殷盛を極めて居ります。支那國民政府軍は到る處敗戰を重ね、今や蔣政權は沒落の危機に瀕して居りますにも拘らず、徒らに列强の支援を恃んで無暴なる抵抗を續けんとして居りますが、一方北支には臨時政府の結成を見、中支には維新政府組織せられ、日滿支の親善提携、東亞永遠の平和確立が期せられて居るのであります。

惟ふに本期中の我が經濟界は政府の指導と國民の協戰とに依り、產業開發計畫の遂行、各種戰時動員施策を樞軸として、產業、貿易、金融の各部門に亘り極めて順調なる經過を示したのであります。而して斯くの如き我國の迅速なる發展は漸次諸外國に認識せられ、本年に入りましてからも獨逸の我國正式承認、伊太利の友交使節派遣があり、其他の諸國も我國に友交を求め來る等、我が國際的地位が日に月に向上しつゝありますることは御同慶の至りであります。

併し乍ら內外時局の前途は尙ほ極めて微妙でありまして、克く之に善處せんが爲には朝野を擧げて今後益〻牢固不拔の決意を以て精進努力しなければならぬことは申す迄もありませぬ。我々中央銀行當局者と致しましては常に經濟界の動向に留意し、國策に順應して妥當なる方策を講じ、以て金融の圓滑なる疏通を圖り、產業貿易の振興に努め、國民經濟の發達に貢獻せんことを期して居るのであります。各位に於かれましても、本行業務の運營に就きまして今後一層の御協力を賜らんことを切望して已みませぬ。

終りに臨み、前副總裁蔡運升氏並びに前理事西岡實太氏の退職は、本行の爲に惜む所でありまして、其の在任期間中本行の爲に盡瘁せられたる多大の功績に對し、玆に各位と共に深甚なる感謝の意を表する次第であります。

## 第十三期株主總會に於ける田中總裁演說要旨　（康德六年二月十七日）

當期中に於ける我が經濟界を概觀しまするに、政府は時局に對處して盟邦日本との密接なる連繫の下に、益〻非常時經濟體制の擴充强化を目標とする種々の方策を實施したのでありますが、民間亦政府の方針に順應して努力致しました結果、我が經濟界は產業、貿易、金融等の諸部門に亘り、引續き順調な

る伸展を示したのであります。

先づ農產物の狀況を觀まするに、昨年度の主要農產物の作柄は旱害、水害等の災厄を受けた地方がありましたにも拘らず豫期以上の成果を擧げまして、政府の第三回主要農作物收穫豫想高は一千六百八十餘萬噸と發表せられ、前年度實收高に比して九分の增收を示し建國以來の豐作を收めたのであります。特に輸出の大宗たる大豆は政府の積極的增產奬勵もありまして引續き豐作を見せ、是れ亦前年に比し九分の增收を示して居るのであります。價格は大豆を初め各種農產物共當期の初めに於て著しく昂騰を示しましたが、之は一時的現象であつて直ちに平靜に復し、其後競爭作物の世界的豐作に基く海外市況の軟調を反映して低落に轉じ、爾來下半期中の大豆相場は兎角低迷の域を脫しなかつたのでありますが、昨年度に於ける大豆、豆粕等の輸出は順調に行はれまして、數量に於ても價額に於ても前年より增加して居るのであります。

鑛工業方面は申す迄もなく我が產業計畫の重要部門をなすものでありまして、鋭意其の開發に努力せられて居る所でありますが、一面建設資材の供給、技術及び勞働力の補給等に不便なる事情もあり乍ら、開發工作は順調に進捗しつゝあるのであります。鐵鋼及び電力事業の如きは既に豫定目標以上の進行を見せ、石炭、液體燃料、化學工業、硫安其他も前年度の實績に比し何れも好成績を擧げて居るのでありまして、今後設備の完成、資材の整頓等と共に、我國鑛工業の生產力は急速に躍進するものと期待されて居るのであります。尙ほ我國在來の工業たる油坊、製粉業、釀造業等も亦夫々好況を呈し、其の業績も良好を傳へられて居ります。

土木建築工事は諸材料の騰貴、勞働力の不足、貨銀の昂騰等に依り相當の影響を受けましたにも拘らず、產業計畫の進行、交通の整備等の爲め頗る活發に行はれ、昨年一箇年間の全滿工事請負總額は實に二億五千九百餘萬圓の巨額に達し、前年に比し約一億圓の著增を示したのであります。而して工事は從來の大都市中心より漸次地方へ分散するの傾向を見せて居ります。又鐵道、道路、港灣等の建設も豫定の如く進捗し、我國の交通網は日に月に整備しつゝあるのであります。尙ほ昨年十月に遠距離遞減主義に基く全滿鐵道運賃の改正が行はれましたことは、我國經濟界に少からぬ寄與をなすものであると思はれます。

產業開發機關たる各種事業會社の新設乃至增資は相踵いで行はれ、當期中に設立せられましたる會社は滿洲電氣化學工業、東邊道開發、滿洲穀穀、滿洲マグネシウム工業、本溪湖特殊鋼等關東州内を含めまして合計二百十社、其の公稱資本金一億七千六百餘萬圓、拂込資本金六千餘萬圓に上り、又當期中に增資を行ひました會社は昭和製鋼、滿洲採金、滿洲輕金屬、滿洲林業、滿洲豐業、滿洲棉花等合計四十六社でありまして、其の增資金額は二億四千餘萬圓に上つたのであります。斯くて當期末に於ける各種會社總數は合計三千九百餘社、公稱資本金總額は三十五億六千餘萬圓、拂込資本金二十五億二千六百餘萬圓の巨額に達して居ります。

外國貿易は益〻躍進致し康德五年中に於ける輸出は七億一千四百餘萬圓、輸入は十二億七千百餘萬圓でありまして、前年度に比し輸出に於て一割一分、輸入に於て四割三分の增加を示して居ります。斯くの如く輸入が著しく增加致しましたのは主として產業開發に必要なる建設資材の對日輸入が增大した爲めであります。而して昨年中前年よりも增加致しました主なるものは、輸出品に於ては大豆、豆粕、高粱、玉蜀黍等で、輸入品に於ては鐵鋼、銅、電氣機器、車輛、機械等であります。尙ほ相手國別に見ますれば、對日貿易が我が貿易總額の七割餘を占め、對支貿易も支那に於ける治安の囘復と經濟復興との進行に連れ漸次增加致しまして、日支兩國を合せ貿易總額の八割近くを占めて居ります。其他の第三國貿易に就きましては、昨年七月には日滿伊貿易協定の成立を見、九月には滿獨貿易協定が修正擴大せられまして、大に其の發展が期待されて居る次第でありますが、今後に於ても我國は多くの產業開發資材を第三國より輸入する爲に、鋭意對第三國輸出貿易の振興を促し、以て益〻多くの外貨資金を獲得することが肝要と存するのであります。本行は斯かる見地から輸出金融に就きまして特別の考慮を拂つて居るのであります。

政府の歲計は國內產業の發達、民力の增進と共に累年膨脹を示して居りますが、租稅收入の如き引續き顯著なる增收を示し、昨一箇年を通じての收入實績は前年度に比し二割四分以上の增加となつて居ります。尙ほ康德六年度豫算は、內外の情勢に鑑み、諸施設の整備、資源の開發、生產力の擴充等を圖りまする爲に、前年度と同じく合理的積極主義に依つて編成せられ、一般特別兩會計の豫算純計は歲入十億三千餘萬圓、歲出十億四千四百餘萬圓でありまして、當期末に於ける國債現在高は內債三億四千八百餘萬圓、外債三億三千四百餘萬圓でありまして、當期末に於ける國債現在高は內債三億四千八百餘萬圓、外債三億三千四百餘萬圓でありまして、當期末に於ける國債現在高は內債三億四千八百餘萬圓、外債三億三千四百餘萬圓でありまして、當期末に於ける國債現在高は內債三億四千八百餘萬圓、外債三億三千四百餘萬圓でありまして、當期末に於ける國債現在高は內債三億四千八百餘萬圓、外債三億三千四百餘萬圓であります。

轉じて金融界の情勢を觀まするに、我國金融機關は一般經濟界の伸暢に伴ひ順調なる發展を續け、其の內容も亦改善充實を見つゝありまして、昨年十二月末に於ける全滿金融機關の預金總額は十一億三千百餘萬圓、貸出總額は十二億八千百餘萬圓に達し、前年同期末に比し預金は四割、貸出は六割六分の激增を示して居ります。我國經濟界の健全なる發達を圖り、就中產業開發計畫の圓滑なる遂行を期する上には、是等金融機關の活動に俟つ所多大でありまして、昨年九月には全滿普通銀行を網羅する滿洲銀行協會が結成せられ、又十二月には銀行法の改正が行はれまして、普通銀行の充實强化が一層促進せられることになつたのであります。當期末に於ける全滿（關東州を含む）銀行數は、特殊銀行たる本行竝びに滿洲興業銀行の外、內國普通銀行四十八行、日本側銀行八行、中國側銀行五行、歐米側銀行三行を數へ、其の業績も見るべきものがあるのであります。庶民金融機關の業績も亦順調に發展致し、金融合作社の如きは當期末に於ける社數百二十六、預金殘高二千七百餘萬圓に達し、前年同期末に比し社數に於て十九社を加へ、預金貸出に於て共に約八割の激增を示して居ります。又金融會及び金融組合の預金貸出高も著しき增勢を示し、當舖も亦庶民金融機關として重要なる機能を發揮して居るのであります。滿洲國側郵政儲金は國民の生活安定と貯蓄思想の普及とに依りまして目覺しき增勢を示し、當期末現在高は遂に五千萬圓を超え、前年同期末の約三倍に激增致し、又無盡會社、滿洲拓植、滿鮮拓植、東洋拓殖、國際運輸、輸入組合等特殊の金融業務を行つて居りまする機關も、夫々良

好なる業績を示しつゝあるのであります。是等金融機關の業務の發展に伴ひまして、手形交換高も亦增加の一途を辿り、新京、奉天、大連三手形交換所に見ましても、當期中の交換高は枚數六十二萬六千餘枚、金額二十四億二百餘萬圓に上り、前年同期に比し枚數に於て二割三分、金額に於て約五割の增加を示して居ります。而して前述せる各金融機關の貸出增加は、生產力の增大、商工取引の殷賑、外國貿易の活況等各方面に於ける我が經濟力の膨脹に加へて產業開發計畫が著しい進捗を示したことを反映するものであり、又預金の增加は我國に於ける經濟力の充實、國民所得の增加を示すものであります。產業開發の進行と經濟活動の增大に伴れ、自然資金の需要も亦多額に上るのでありますが、金融機關としては極力資金の供給を圓滑にすると共に、其の死藏竝びに浪費を防止する爲に益〻貯蓄を奬勵致し、尙ほ資金が最も緊急妥當なる方面へ有效に運用せらるゝ如く、資金の配分を合理的に調整することを必要とする次第であります。政府は斯かる見地から國內資金の統制の爲め昨年九月臨時資金統制法を發布し、又外貨資金統制の爲め昨年八月爲替管理法を强化して臨時爲替局を新設し、且つ外貨集中の方策を樹てられたのでありますが、本行は政府の委任を受けて是等に關する事務を擔當致しますと共に、對滿投資の誘導等に就きましても、政府の方針に順應して種々の措置を講じ之に善處しつゝあるのであります。

金利に就きましては本行は引續き之が調整に努めて參つた所でありますが、最近に於ては都鄙を通じて次第に正常なる狀態に移行しつゝあるのでありまして、金利水準の低下は獨り銀行のみならず他の金融機關に於ても一般に實行せられつゝある所でありまして、當期に入りましてからも、都市金融合作社は七月を期して貸出利率の引下げを行ひ、又全滿各地當舖の利息も次第に低下を見て居ります。斯くて妥當なる金利水準は全國都鄙に浸潤し國民經濟に裨益する所多大なるものがあると思はれます。

當期中の貨幣發行高は十二月三十日の四億五千七百餘萬圓（輔貨を含む）が最高であつて、七月十九日の二億八千六百餘萬圓が最低でありましたが、之を前年同期と比較しますれば、最高發行高に於ては一億一千六百餘萬圓、最低發行高に於ては九千三百餘萬圓を夫々增加致して居ります。斯くの如く當期中の貨幣發行高が增加均發行高は三億二千五百餘萬圓でありまして、前年同期に比し九千二百餘萬圓、約四割を增加致して居ります。又當期中の平致しましたのは、歲末決濟資金の需要增加も其の一因ではありますが、畢竟我國經濟力の充實發展に基因するものであります。尙ほ每月發行高に於ける最高、最低の幅が漸次擴大して參りましたが、之は取引の殷賑、物資移動の頻繁なるに伴れて、資金の廻轉が圓滑且つ迅速を加へつゝある證左であります。而して紙幣發行高に對する當期中の平均準備率は五割三分七厘でありまして、發行高の增加にも拘らず餘裕ある準備率を示して居ります。

物價の趨勢を觀まするに、上半期に於きまして一時稍〻顯著なる騰貴を示しましたが、其後種々の物價對策が效を奏しまして、下半期初めには低落の傾向に轉じ、爾來平靜の步調を辿つたのであります。物價の安定は生產力擴充の上に於て、輸出振興の上に於て、將又國民生活安定の上に於て頗る肝要でありますから、本行としては通貨及び金融の方面から不自然なる物價騰貴を抑制することに力を致したのであります。

本行の業務は經濟界の進步と共に順調に發展致しまして、當期末に於ける預金殘高は三億八千六百餘萬圓、貸出殘高は四億一千九百餘萬圓に達し、前年同期に比し預金は一億二千百餘萬圓、卽ち四割五分、貸出は二億七百餘萬圓、卽ち約倍額の增加を示して居ります。又當期中に於ける國內爲替の受拂總額は四十億四千六百餘萬圓、口數百四十五萬四千餘口でありまして、之亦前年同期に比し金額に於て二十一億四百餘萬圓、卽ち倍額餘、口數に於て十一萬一千餘口、卽ち八分の增加を示して居ります。而して特に申述べ度いことは本行が當期決算に於て初めて政府納付金を計上したことでありまして、之は本行の業務が牢固として確立致し、其の業務が國策の遂行に卽應しつゝ、倍々發展充實しつゝあることを如實に示すものでありまして、洵に御同慶の至りであります。

繞つて國際情勢を觀まするに、歐洲政局は依然混沌たる狀態を續け、スペイン內亂を繞る諸國間の紛糾に加ふるに、最近チエツコ問題の發生に因り屢〻危機を傳へられたのでありますが、英・佛・獨・伊のミユンヘン協定に依り幸じて小康を得ましたけれども、其の間に伏在する複雜微妙なる關係は、歐洲の雰圍氣をして常に陰鬱ならしめて居るのであります。斯くの如き政局不安に鑑み歐洲諸國は軍備の擴張に寧日なく、從つて一般產業の不振に拘らず軍需產業は依然殷賑を極め、各國の經濟狀態には種々の變調が見受けられるのであります。斯くて歐洲諸國の不安定の爲に資本が弗及び金塊への逃避を開始したことは、國際爲替市場にも少からぬ影響を與へ、フラン貨の依然たる動搖に加へて、久しく安定を保つて居たポンド貨が一時一九三三年以來の安値に低落しましたことは、頗る注目を惹いた所であります。米國への金流入は斯くて再び增加致し、最近に於ける同國金保有量は百四十億弗、卽ち世界總額の五割八分を突破したと見積られて居りますが、同國の景氣は昨春來種々なる方策が施されたにも拘らず捗々しく囘復せず、今や政府は尨大なる軍事費の撒布に依つて景氣の振興を圖るべく腐心して居るのであります。

盟邦日本に於きましては、益〻生產力を擴充し、物資物價の統制、貿易竝びに爲替管理等を强化し、更に外國爲替基金勘定の設置、爲替銀行の餘裕外貨資金の日銀集中、商品別リンク制の實施等の對外金融貿易對策も着々成果を擧げて參りましたが、昨年の貿易尻は近年の入超から出超に轉じたのであります。而して日本政府は昨年十一月及び十二月の聲明に依り、東亞の新秩序建設竝びに事變處理に對する不動の根本方針を瞭かにし、以て東亞の安定勢力としての毅然たる立場を中外に闡明したのであります。蔣政權は既に一地方政權に墮し乍ら未だ其の迷夢より醒めるに至りませぬが、一方日滿との親善を信條として起てる臨時、維新兩政府の間に連絡委員會が組織せられ、又漢口、廣東方面にも同樣の地方政權の樹立が計畫せられる等、今や日滿と提携協力することに依つて、更生支那の建設を圖らんとするの氣運が澎湃として强つて居るのであります。

之を要するに、當期中の我が經濟界は各部門に亘つて益〻向上發展を見たのでありますが、之は畢竟政府の妥當なる政策と民間の熱誠なる努力との結果であります。卽ち國防の充實、產業計畫の遂行を樞軸として、資源の開發、生產力の擴充、物資物價の調節、貿易の統制及び振興、國際收支の改善等各般

の非常時對策が一段と强化せられ、又金融部門に於きましても爲替行政の一元化、外貨資金の本行集中、資金配分の調整、對滿投資の導入、銀行法の改正、其他種々なる金融政策が實施せられたのであります。本行も亦此の新情勢に對應致しまして、各種產業開發資金、貿易振興資金等時局關係の資金需要に對しましては之を圓滑且つ低利に供給することに努めますると共に、爲替管理、資金統制等の金融行政に就きましては、其の事務を擔當して萬遺漏なきを期し、又對外金融工作と致しましては、第三國に對する決濟資金の運營の外、北支、蒙疆との間に、資金及び物資の圓滑なる交流を促進する爲め、天津支行及び北京辦事處を開設して、是等地區內の中樞金融機關と緊密なる聯絡を取り、他方日滿金融關係が倍々重要性を加へつゝあるに鑑みまして、東京支店の業務を擴張するの方針を樹て、更に日本銀行との聯絡を一層緊密にする等種々の方途を講じて國策の遂行に寄與せんことを期したのであります。

最近支那事變も新段階に入りまして、今や東亞の天地には日滿支の提携を樞軸とする新秩序建設の黎明が曙き始めて居りまするることは洵に慶賀すべき次第であります。既に斯くの如き氣運は相隨いで具體化せられつゝある所でありまして、昨年十一月日本及び滿洲に於て、日滿支經濟懇談會が開かれ、日滿支三國の各代表者が相會して東亞協同體制の結成と其の根本方針とを討議し、極めて有益なる成果を擧げましたことは御承知の通りであります。併し乍ら內外の情勢は極めて複雜でありまして、前途は尙ほ逆睹することを許さないのでありまして、中央銀行當局者と致しましては、精進努力、常に內外經濟界の動向を注視し、國策に順應して適切妥當なる金融施策を講じ、以て我國の健全なる發展に貢獻すると同時に、時局の推移に應じて之に善處せんことを期する次第であります。

## 第十四期株主總會に於ける田中總裁演說要旨

（昭和六年八月十一日）

當期中に於ける我が經濟界を概觀しまするに、日支事變の推移に對處し東亞新秩序の確立を期して、政府は盟邦日本と相呼應し諸種の方策を實施せられ茲に非常時體制の擴充强化を圖られたのでありますが、國民の一致協力と相俟つて、我が經濟界は引續き極めて順調なる伸展を示し、我國の國際的地位も亦著しく向上致したのであります。卽ち政府に於かれましては、產業開發の實績檢討を行ひ益々計畫の合理的進捗を促進すると共に、日滿を一體とする物動計畫を確立して開發關係重要物資の需給を調整する等新事態に卽應した種々の政策を實施せられたのでありますが、一方各種事業會社の增資又は生產設備の擴張も亦相隨いで行はれ、產業開發の計畫は續々實現を見て居るのであります。又外國貿易は益々躍進致しまして、日支竝びに獨伊との貿易の增進の如き特に顯著なるものがあるのであります。斯くの如き經濟界の伸暢を反映致しまして、金融界も亦極めて順調なる發展を續け、各種金融機關の預金貸出高は顯著なる增加を示し、其他郵政儲金、爲替受拂高、手形交換高等何れも著增したのであります。この間本行の業務も亦我國經濟界の進展と共に倍々向上發展致しつゝありまするることは洵に御同慶の至りであります。尙ほ當期中に於ける經濟界の推移に就き少しく御說明申し上げます。

先づ輸送其他の關係から懸念せられて居りました特產物の出廻は一時稍〻遲延を見ましたが、其後概ね順調に行はれ、輸出も日支竝びに獨伊向等何れも好調を示しまして、當期中に於ける特產三品の輸出高は合計二百十餘萬噸、其の金額は二億三千七百餘萬圓に上り、前年同期に比し數量、金額共に著しく增加致して居ります。尙ほ本年度主要農產物の作柄は概ね良好と傳へられ、特に高粱、玉蜀黍等の增收が豫想されて居ります。

產業開發五箇年計畫は愈〻第三年度に入つたのでありますが、資材の補給其他多少不便なる事情がありましたにも拘らず、各部門共良好なる成果を收め、殊に其の重要部門をなす鑛工業の躍進は顯著なるものがありまして、鐵鋼、石炭、オイルシエール、電力等其の成績は大に見るべきものがあるのであります。又鐵道建設に要する勞働力の不足も緩和せられまして、鴨綠江、第二松花江及び鏡泊湖に於ける發電關係工事其他の建設も着々進捗を見つゝあります。

一般土木建築工事は諸物價の昂騰、資材の供給不足等に依り可成りの影響は受けましたが、產業開發計畫の遂行、交通網の整備等に伴ひ、當期も亦活潑に行はれ、全滿工事請負總額は前年同期に比し著しく增加致して居ります。斯くて期末に於ける全滿の鐵道營業粁數は約一萬粁に達し、又道路の建設も豫定の如く進捗し、新に大東港築港の計畫が具體化する等我國の交通網は迅速に整備せられつゝあります。

產業開發機關たる各種事業會社は、當期に於きましても相隨いで新設乃至增資が行はれ、當期中に設立せられました會社は滿洲自動車製造、滿洲土地開發等關東州內を含めまして合計百四十餘社、其の公稱資本金一億九千九百餘萬圓、拂込資本金五千八百餘萬圓に上り、又當期中に增資を行ひました會社は滿洲炭礦、本溪湖煤鐵、同和自動車工業、滿洲航空等合計六十餘社でありまして、其の增資金額は三億四百餘萬圓に上つたのであります。斯くて當期末に於ける各種會社數合計四千一百四十餘社、公稱資本金總額三十八億六千六百餘萬圓、拂込資本金二十七億六千三百餘萬圓の巨額に達して居ります。

當期中の外國貿易は輸出四億八千九百餘萬圓、輸入七億五千四百餘萬圓でありまして、前年同期に比し輸出に於て二割一分、輸入に於て三割五分の增加を示して居ります。斯くの如く輸出入共に著しく增加致して居りますが、貿易尻は差引二億六千四百餘萬圓の輸入超過であります。此の輸入增加は日本より主として產業開發計畫等の國策遂行に必要なる諸物資を輸入したるに因るものでありまして、之を對第三國關係に就て見ますれば、前年同期の入超一千二百餘萬圓に對し當期は八百餘萬圓の入超でありまして、貿易尻改善の跡が見られるのであります。而して前年同期より增加致しました輸出品の主なるものは、大豆、豆粕、粟、玉蜀黍、葵子、豆油、柞蠶絲等であり、又輸入品に於ては機械類、車輛、木材、電氣機具等の建設資材竝びに人繊織物、毛織物、

米、小麥粉、魚介類等が主なるものであります。更に之を相手國別に見まするれば、對日貿易が我が貿易總額の約七割三分を占め、次いで對支貿易も輸出入共に增加し、總額の一割餘に當つて居ります。日支を除く第三國貿易に於きましては、我國と貿易協定を締結して居りまする獨伊兩國は輸出入共に顯著なる增加を示して居るのであります。今後尙は產業開發計畫其他に要する各種資材の補給を圖るが爲には益〻外貨資金を必要とするのでありますから、輸出貿易の振興には特に意を用ひられて居る次第であります。

物價の趨勢を觀まするに、我國の物價は、昨年夏以來比較的平靜なる推移を示して居りましたが、本年に入りましてから、一般輸入商品の昂騰、輸出農產物の騰貴、季節的關係に基く建築材料の昂騰等に因り、騰勢を示すに至りました。申す迄もなく物價の騰貴は輸出の振興、產業開發計畫の進捗竝びに國民生活に多大の影響を與へるのでありますから、政府に於かれましては、我國物價の趨勢に大なる影響を有する輸出農產物に對し、其の價格を安定せしむる爲め大豆以下の十品目を新に輸出統制品目中に加へ、又國民生活の安定を期する爲め滿洲生活必需品配給株式會社を設立し、原棉綿製品統制法を公布して綿製品價格を調節し、其他內外物價の情勢を勘考して統制を强化し、諸物價を適正なる價格に安定せしむるが爲め、種々の方策を實施せられて居るのでありますが、本行と致しましては、飽迄より各金融業者と密接なる連絡を保ちまして、思惑資金に對する貸出の引締、其他通貨及び金融の方面より極力物價騰貴の抑制に努めて居るのであります。

政府の歲計は國力の充實、產業開發の進捗を反映しまして、當期中に於ける政府預金の受拂額は三十二億五千六百餘萬圓に上り、前年同期に比し約三割の增加を示し、又租稅竝びに印紙收入の收入實績は一億四千二百餘萬圓に達し、前年同期に比し實に四割三分以上の增收となつて居ります。政府は內外情勢の推移に鑑み、本年度に於て事業資金の積極的調達を圖る爲め投資事業公債の發行限度を十億圓に擴張し、國債法の制定、捲煙稅法及び酒稅法の改正等種々適切なる財政政策を施され、我國財政の基礎は益〻鞏固を加へつゝあります。尙ほ當期末に於ける國債現在高は內債三億五千四百萬圓、外債三億三千四百萬圓、合計六億八千八百萬圓であります。

次に金融界の情勢を觀まするに、一般經濟界の伸展に伴れて、當期も順調なる經過を示し、各種金融機關は引續き向上發展を致して居ります。金融機關相互の緊密なる協力は最に滿洲銀行協會の成立に依り促進せられたのでありますが、更に本年一月新銀行法の施行に伴ひ、各都市に全金融業者を網羅する銀行組合が設立せられ、全金融機關の聯絡は一層緊密を加へたのであります。各金融機關の業務に就て見まするに、當期末に於ける全滿（關東州を含む）銀行の預金總額は十二億四百餘萬圓、貸出總額は十四億四千四百餘萬圓に上つて居りまして、前年同期末に比し預金は四割二分の增加でありますが、貸出は急速なる開發資金の增大を映じて六割七分の增加を示して居ります。尤も內國普通銀行のみに就て見れば、預金の增勢は貸出の增勢を遙かに凌駕して居るのでありまして、其の運營の合理化と共に前途の健全なる發展が期待せられて居る次第であります。當期末に於ける全滿銀行數は、特殊銀行たる本行竝びに滿洲興業銀行の外、內國普通銀行四十五行、日本側銀行八行、中國側銀行五行、歐米側銀行三行であります。庶民金融機關の業績も引續き順調に發展致し、金融合作社は當期末に於て社數百二十五、預金殘高三千一百餘萬圓、貸出殘高一億一千一百餘萬圓に達し、農事合作社、金融會、金融組合、當舖、其他特殊金融機關の業務も亦漸次伸展を見て居り、郵政儲金は當期末七千七百餘萬圓に上り、前年同期末に比し二倍以上の激增を示し、國民の生活安定と貯蓄思想の普及とを如實に語つて居るのであります。手形交換高も著增致し、新京、奉天、大連三手形交換所に就て見ましても、當期中の交換高は枚數七十一萬七千枚、金額三十億圓に上り、前年同期に比し枚數に於て三割七分、金額に於て六割三分の增加を示して居ります。今後產業開發計畫の進捗に伴ひ、之に關する資金の需要は極めて多額に上り、又其の資金が民間に撒布せられる額も增加するのでありますから、金融機關と致しましては、國內資金の吸收竝びに之が運用を圖ることが最も肝要であると思ふのであります。本行が資金の合理的按排と國民貯蓄運動とを勸奬する所以も亦玆に存するのであります。

本行の業務は經濟界の進展に伴ひ益〻健全なる發展を見て居ります。當期中の貨幣發行高は一月二十八日の四億六千八百餘萬圓（鑄貨を含む）が最高であつて、六月八日の三億九千九百餘萬圓が最低でありましたが、之を前年同期に比較致しますれば、最高發行高に於ては一億三千八百餘萬圓、最低發行高に於ては一億二千一百餘萬圓を夫々增加致し、平均發行高は四億三千二百餘萬圓で前年同期に比し一億三千三百餘萬圓、卽ち四割五分を增加致して居ります。斯くの如く貨幣發行高は增加して居りますが、之は我國產業計畫が着々進捗し、經濟力が倍々充實發展致して居る結果でありまして、經濟界の實勢に對應して順當なる推移を示して居るのであります。而して發行高の最高、最低の幅が近來漸次擴大致して居りますことは、資金の廻轉が極めて圓滑且つ迅速であり、貨幣の發行高が彈力性ある伸縮を爲しつゝあることの證左であります。尙ほ本行は、北支、蒙疆の通貨政策に協力する爲め、六月二十日より山海關支行竝びに張家口支行に於ける國幣の發行を停止致したのであります。當期末に於ける預金殘高は三億九千一百餘萬圓、貸出殘高は四億五千七百餘萬圓に達しましたが、前年同期に比し預金は八千八百餘萬圓、卽ち二割九分、貸出は二億一千一百餘萬圓、卽ち八割六分の增加に當り、國內爲替の受拂總額は四十二億四千餘萬圓、口數百五十三萬七千餘口でありまして、之亦前年同期に比し金額に於て十二億四千九百餘萬圓、卽ち四割二分、口數に於て十九萬四千餘口、卽ち一割五分の增加を示して居ります。

又本行は日滿資金の圓滑なる交流を促進する爲め、今春東京支店の業務範圍を擴大致したのでありますが、本行と日本市場との關係は近時益〻緊密を加へ、日本の對滿投資の如きも順調に行はれて居るのであります。時局に關聯して本行が委任を受けて居りまする種々の國策的事務も極めて圓滑に遂行せられ、國際決濟も亦各方面の協力と相俟つて何等支障なく行はれて居ります。更に前期に於て初めて計上致しました政府納付金に就きましても、本行業績の確立と業績の躍進との結果、當期に於ては前期の約三倍餘を計上致すことを得たのであります。金利に就きましては、本行は引續き其の調整に努力して參つて居りますが、妥當なる金利水準は漸次全國都鄙に普及するに至りつゝあります。

轉じて國際情勢を觀まするに、歐洲政局は獨逸のチエツコ併合、伊太利のアルバニヤ進出、ダンチヒ問題、獨伊軍事同盟の成立、英佛蘇間の協定問題等を繞り依然微妙なる形勢にありまして、各國は齊しく軍備の擴張に努めて居ります結果、一般に軍需產業は活況を呈して居りますが、平和產業は不振を免れず、國際貿易も亦圓滑を缺くの狀態であります。斯くの如き政情の不安に因り、歐洲資本の海外流出は引續き行はれ、一方米國の景氣も亦鬼角低迷裡に推移しつゝあるのであります。

盟邦日本に於きましては、擧國一致東亞新秩序の建設に邁進致して居るのでありますが、時局に對應して諸種の强力なる戰時經濟政策が實施せられ、着々其の成果を擧げて居ります。最近生產力は著しく擴充せられ、貿易尻の如きも大に改善を見、對英一志二片の爲替水準は堅持せられ、諸銀行の業績は引續き向上し、旺盛なる國民貯蓄と相俟つて、國債の消化も極めて順調に行はれ、財界は益々健實なる推移を示して居ります。新生支那は日滿兩國と相提携して日々建設の步を進めて居りますが、當期中既に華北交通、華中鐵道の兩會社竝びに華興商業銀行等の設立を見るに至り、治安の確立と各機關の活動と相俟つて、經濟復興竝びに開發工作は著しく促進せられ、新中央政權樹立の要望が各地に澎湃として起りつゝあります。然るに將政權は徒らに外力の支援を恃んで、無謀なる抵抗を續けて居りますが、敗戰に次ぐ敗戰の結果は益々財政の窮乏を招き、法幣は暴落し、今や殆んど潰滅に瀕して居るのであります。之を要するに、我が經濟界は引續き顯著なる發展を示し、外蒙國境紛爭事件の如きも些かの惡影響を見ず、今や日滿支相携へ、東亞永遠の平和を確保すべき新秩序の建設に邁進致し、着々其の成果を擧げつゝあるのであります。併し乍ら時局は尙ほ複雜微妙でありまして、今後益々官民一致の努力を必要と致しますことは申す迄もないのであります。中央銀行當局者と致しましては、常に內外經濟界の動向に留意し、其の前途を考察し、國策に順應して臨機妥當なる方策を講じ、以て我國の健全なる發展に寄與せんことを期する次第であります。

## 第十五期株主總會に於ける田中總裁演說要旨

（康德七年二月十四日）

當期中に於ける我が經濟界は各方面共引續き順調なる推移を示したのでありますが、偶々九月歐洲戰亂が勃發致しましたので、直ちに之に對處するの措置が講ぜらるゝと共に、滿日支の綜合的經濟體制は着々强化せられたのであります。卽ち農產物に關しましては日滿支の綜合的增產計畫が決定を見、產業開發に關しましては重點主義が確立せられ、其他物資供給の圓滑と價格の適正化とに關する根本的方策の具體化、貿易の調整等、我國經濟界の新基本要綱は順次實行に移されまして、其の實績見るべきものがあつたのであります。金融界に在りては如上の國策に卽應して、各種金融の圓滑なる運行を圖ると共に資金の統制、貯蓄の奬勵、購買力の規制等種々なる對策の實施により極めて健全なる發展を示し、各種金融機關の內容は充實し、其の業績は向上し、又手形交換高、內外爲替受拂高等も著しき增加を見たのであります。この間に處して本行の業務も順調なる伸展を續け、本行の機能が圓滑に發揮せられて居りますることは洵に慶賀の至りであります。以下當期中に於ける經濟界の推移に就き少しく詳細に御說明申し上げます。

主要農產物康德六年度の生產豫想高は一千八百萬噸でありまして、一部地方に於ける水害及び旱害の爲め多少の減產とはなつて居りますが、諸般の農業施設は豫定計畫通り進捗して居り、尙ほ食用農產物の增產に關する日滿支の綜合的增產計畫も樹立せられたのであります。又開拓事業に就きましては、土地の取得、技術の研究、行政竝びに指導機關の整備、開拓地の開發等順調に進行致し、期末には日滿兩國間に於て滿洲開拓基本要綱の決定を見たのであります。

產業の開發は既定計畫の遂行に努力せられて居るのでありますが、時局柄機材、勞力、技術等の供給に於て不便なる事情もあり、又歐洲戰亂の勃發は第三國よりする機材の補給を困難ならしめましたけれども、是等の事態に對處して開發計畫の再檢討も行はれ、新なる重點に向つて力が注がれることになつたのであります。斯くて石炭は既に相當の增產を見、製鐵、採鹽、精鍊、採金、發電等に關する諸設備も夫々進捗を示し、又產金事業に就ては十二月一日より產金補助金及び奬勵金交付規則の施行に依つて其の增產を期せられて居るのであります。勞力の補充には多大の苦心が拂はれた所でありますが、康德六年中の入滿勞働者數は前年に較べて約二倍となり、勞働統制機關の整備、勞賃の統制、勞力の配給、國內勞働力の活用等に關し順次合理的方策の實施を見たのであります。

一般土木建築工事は產業開發計畫、鐵道及び道路建設の進行等に伴れて、當期中も引續き活發に行はれ、特に結氷期前後の好天候に惠まれまして相當の成績を擧げ、全滿工事請負總額は年初來十月末迄に三億七千五百餘萬圓に上り、既に前年一箇年の總額を凌駕致して居ります。又全滿の鐵道營業粁數は十月中に於て一萬粁を突破致し、其後も新線の營業開始が相踵いで行はれ、其他航空路、自動車路等の新設擴張と相俟つて、我國の交通網は着々整備を見て居るのであります。

產業開發の進捗に伴ひまして、事業會社（關東州を含む）の新設乃至增資も相踵いで行はれ、當期中に設立せられましたる會社は吉林人造石油、滿洲特產專管公社、滿洲工作機械、舒蘭炭礦、滿洲石炭液化研究所、滿洲柞蠶、協和纖維、東邊道開發等五十一社でありまして、其の增資金額は一億五千六百餘萬圓に上つたのであります。斯くて當期末に於ける各種會社數は合計四千二百三十餘社、公稱資本金四十三億五千三百餘萬圓、拂込資本金三十二億九百餘萬圓に達しました。

外國貿易は益々躍進を續け、康德六年中の貿易額は、輸出八億二千六百餘萬圓、輸入十七億八千三百餘萬圓に上り、前年に比し輸出は一割四分、輸入は

三割九分の增加を示したのであります。之を相手國別に見ますれば、對日貿易が全體の約七割七分、對第三國貿易が約一割四分を占め之を前年に比較致しますと、對日貿易は四割三分、對支貿易は一割九分の增加を示し、日滿支の經濟關係が益〻緊密を加へつゝあることを示して居ります が、對第三國貿易は歐洲戰亂の影響を受けて一割の減少となつて居ります。而して前年に比し著增致しました纖出品の主なるものは豆粕、粟、玉蜀黍、大豆油、大蝌子等でありまして、輸入品に於きましては機械及び裝置、車輛及び部分品、木材、電氣機具及び裝置等の建設資材、人纖織物、小麥粉、毛織物紙類、魚介類、米及び籾、茶等の生活必需品並びに麻袋、蓆及び蓆地等が主なるものであります。

物價に就きましては特に物價委員會が設けられまして、七月には國民生活の安定並びに產業の開發を目途とする時局物價政策大綱が決定せらるゝと共に之に基きまして、主要穀穀の統制、生活必需品の價格並びに配給の統制、住宅統制、購買力規制、生產原價の引下、賃銀統制、物價對策に關する國民啓發訓練等に關する根本方針が決定せられたのでありますが、是等の方針は大豆專管制、高粱、粟、包米等主要穀穀統制法、食糧品七十四品目公定價格制、小麥粉專賣制等の實施の外、貿易統制法の改正に依る纖出品七十品目及び輸入品五十四品目の追加、滿洲生活必需品配給株式會社の擴充强化、貯蓄の徹底的勵行等各方面に亘つて具現を見たのであります。又我國生活必需品の大部分を占める日本商品の輸入數量、輸入機關等に關しましても日本との間に漸次調整の商議が進行しますると共に、更に物資配給の圓滑と闇取引の根絶を期して各地に整備委員會が設けられ、又經濟警察の活動が强化されたのであります。各金融機關に於きましても、思惑資金供給の抑制、貯蓄の奬勵、浮動資金の吸收等、實勢に對處して物價政策に寄與せんことを期して居るのであります。

政府の歲計を觀まするに、康德六年度に於ける租稅並びに印紙收入の實績は三億三千五百餘萬圓、歲出十六億三千九百餘萬圓でありまして、之を前年度に比較致しますと、歲入六割二分、歲出五割七分の增加となつて居ります。之は內外の情勢に卽應して既定重要國策の實現を期し、且つ民生の安定向上を確保することを以て重點とする財政政策に基いて編成せられたものであります。尙ほ當期末に於ける國債現在高は內債四億五千四百餘萬圓、外債四億八百萬圓、合計八億六千二百餘萬圓であります。

金融界は引續き順調なる推移を示しまして、當期末に於ける全滿金融機關の預金總額は十八億九千六百餘萬圓、貸出總額は二十三億八千六百餘萬圓に上り、前年同期に比し夫々六割七分及び八割六分の增加を示して居ります。之を都市別に見まするといたしますが、最近牡丹江、佳木斯等の如き新興都市の預金貸出の增加率は極めて顯著なるものがあるのであります。而して預金の增加は我國分を占めては居りますが、一面に於て貯蓄報國の觀念が一般民衆の間に浸透して參つたの經濟的發展と共に一般國民の所得が增大し、生活が安定したことに因るものでありまことも其の一因と見らるゝのであります。卽ち產業の開發、邊疆地方の振興等の進展に伴ひ民間に撒布せらるゝ資金の額が增加するに連れまして、貯蓄を



奬勵し購買力の規制を圖ることが肝要でありますので、前期末五億圓貯蓄實踐旬間の擧行が開始せられ、當期中に於きましても各金融機關は國民貯蓄實踐旬間の擧行預金取扱の爲の營業時間延長、貯蓄的預金の積極的取扱開始等種々の方策を講じまして、朝野一致の努力が拂はれました結果、貯蓄的預金は顯著なる增加を見たのであります。斯くて內國普通銀行の預金は著しき增加を示し、從前の預金貸出の跛行狀態は漸次是正を見つゝある次第であります。郵政儲金の如きも當期中に於て一億圓を突破するに至りました。又貸出の增加は主として現下我國經濟政策の中核をなすところの產業開發、生產力擴充等に關する資金需要の增大に基くものであります。而して是等資金の運用を一層有效適切ならしむる爲に、當期末に於て臨時資金統制法の改正が行はれ、康德七年初よりの會社の新設、增資、金融機關の貸付等に關する要認可限度の引下、並びに配當の認可制度が實施せらるゝことゝなつたのであります。當期末に於ける全滿銀行數は本行並びに滿洲興業銀行の外に內國普通銀行四十五行、日本側銀行八行、中國側銀行五行、歐米側銀行三行でありまして、前期末と同數でありますが、內國普通銀行中新銀行法の規定に基いて增資致しましたもの當期中三行あり、之に前期中の四行と合せて同法施行以來增資せるもの七行に上つたのであります。庶民金融機關も亦順調に發展致して居ります。就中金融合作社の如きは當期末に於て社數百四十五、預金殘高三千九百餘萬圓、貸出殘高六千餘萬圓でありまして、當期中の最高貸出殘高は一億二千五百餘萬圓に上り、前年同期の最高殘高に比し十一割餘の增加を示したのでありますが、當期末に於て農業金融と農事共助との有機的發展を圖りまする爲め、金融合作社と農事合作社とを統合して、新たに興農合作社が創設せらるゝことに決定を見たのであります。又金融會、金融組合、當舖、無盡會社及び其他の特殊金融機關も夫々伸展を續けて居りますが、殊に當舖貸出總額の過半を占めて居ります る大興公司は、當期中從來の資本金六百萬圓を二千萬圓に增資致して、庶民金融の疏通に更に一層の努力を拂ふことになつたのであります。手形交換高も增加致し、新京、奉天、大連三手形交換所の當期中の交換高は枚數八十七萬一千餘枚、金額三十六億五千一百餘萬圓に上り、前年同期に比し枚數に於て三割九分、金額に於て五割二分の增加を示して居ります。

外貨資金の運營に關しましては、偶〻歐洲戰亂の勃發を見ましたので、磅貨の動搖乃至磅貨資金封鎖の情勢に鑑み、九月二十五日磅勘定の外に米弗勘定をも新設しましたが、其後更に情勢の變化に卽應して、十月二十五日爲替相場の基準を磅建より米弗建に變更された次第であります。

本行の業務は益〻健實なる發展を示し、當期中の最高發行高は十二月二十八日の六億七千餘萬圓(鑄貨を含む)、最低發行高は七月十四日の四億五百餘萬圓でありましたが、之を前年同期に比較致しますれば、前者は二億一千三百餘萬圓、後者は一億一千九百餘萬圓を增加致し、又平均發行高は四億八千四百餘萬圓でありまして、前年同期に比し一億五千八百餘萬圓を增加致して居ります。之は我國產業開發が逐次進捗を見、經濟活動が倍々擴大して居ることを反映致して居るものであります。尙ほ時局に對處して鑄貨の素材、品位、量目等を調整する爲め、十月十二日貨幣法の改正を見、一角及び五分の白銅貨、一分のアルミニウム貨並びに五厘の黃銅貨の四種の新鑄貨を發行することになりまして、本行は十一月十三日より先づ一分アルミニウム貨の發行を開始致

したのであります。又爲替管理法の改正强化に順應して、本行は北支及び蒙彊所在の本行營業所に於ける國幣百圓紙幣の受入を停止し、尙ほ山海關、古北口、奉天に兌換所を新設しまして國幣の國外流出を防止致して居るのであります。當期末に於ける預金殘高は七億五千二百餘萬圓、貸出殘高は八億七千一百餘萬圓に達しましたが、前年同期に比し預金は九割四分、貸出は十割七分の增加に當り、當期中に於ける國內爲替の受拂總額は五十八億六千四百餘萬圓口數百六十萬六千餘口でありまして、之亦前年同期に比し金額に於て四割五分、口數に於て一割の增加を示して居ります。尙ほ日滿間の決濟は從來本行を經由せざりしものも之を本行の新京、東京間直接決濟に統一せらるゝこととなり、兩國間の收支決濟は本行に依り極めて迅速且つ計畫的に行はれ得ることとなつたのであります。其他、國庫事務竝びに日本銀行代理店事務の取扱、臨時資金統制法竝びに爲替管理法に關する事務等、本行が委任を受けて居りまする各種の事務も極めて圓滑に遂行せられて居ります。尙ほ當期末に於て貯金部法が公布せられ、本行は其の實際の運用事務に當ることとなりましたので康德七年一月より本行內に貯金部を設置することとなつたのであります。斯くて本行の業礎は日に鞏固を加へ、業績は倍々向上を續け、納付金の如きも前期に比し四割六分增の金額を計上するを得ましたことは御同慶の至りであります。

轉じて國際情勢を觀まするに、英佛竭蘇を繞つて險惡なる形勢を示して居りました歐洲政局は、八月二十一日獨蘇不可侵條約の成立を契機として一大轉換を示し、八月三十一日獨逸波蘭間に戰端が開かれ、次いで九月三日英佛兩國は遂に獨逸に對して宣戰を布告し、世界大戰後二十有餘年にして歐洲は再び大動亂の渦中に捲込まれたのであります。而して獨逸は數旬ならずして波蘭を席卷して蘇聯と共に之を分割し、其後西部戰線竝びに海上に於て英佛と對峙して居りますが、蘇聯はバルチック沿岸の三國と相互援助條約を締結し、十一月より芬蘭と戰を交へて居る次第であります。各交戰國に於ては戰亂の勃發と相前後して外國爲替、貿易、金融、物價、消費等廣汎に亘り强力なる統制を實施して長期戰の態度を整備すると共に、中立國の懷柔に腐心して居るのであります。一方米國は戰亂勃發後逸早く中立を宣言致しましたが、其の後中立法を改正して軍需品の輸出を可能ならしめ、從來好調しつつありました同國經濟界は更に一層好景氣の樣相を呈して居るのであります。斯くの如き國際政局の急激なる變化は國際間の金融、通商竝びに物價等の上に重大なる影響を及ぼし、其の前途は容易に逆睹するを許さぬものがあるのであります。

盟邦日本に於きましては、朝野心を一にして東亞新秩序建設に邁進し、生產力の擴充、物資の配給、物價の調整等主要國策遂行に要する諸般の統制政策を强化し、戰時體制の整備に努めて居るのでありますが、經濟界は一般に順調なる推移を示し、各種生產は倍々增大し、貿易は歐洲戰亂の勃發にも拘らず好調を呈し、金融界は健全なる發展を續けまして、日本の强靱なる經濟力は各方面に亘つて如實に發揮せられて居るのであります。支那に於ては將政權は困憊と內訌の裡に辛うじて抗戰を續け、民力の消耗益〻甚しく、今や危殆に瀕せるの實情にありますが、一方新秩序を建設せんとする氣運は澎湃として各地に漲り、汪兆銘を中心とする中央政權の樹立は近く具體化せんとし、治安は著しく改善され、各般の復興事業も着々進捗し、重要資源の開發も漸次其の緒に就かんとして居るのであります。

之を要するに、當期中の我國經濟界は、日支事變、外蒙國境紛爭事件、歐洲戰亂等種々錯綜せる事態の下に在りましたにも拘らず、克く顯著なる伸展を示したのであります。併し乍ら歐洲の政局は複雜微妙であり、又米國の日米通商航海條約の破棄等もありまして、其の成行如何に就ては大に戒心を要するものがあるのでありますから、今後益〻朝野一致の緊褌努力を必要と致すのであります。中央銀行當局者と致しましては、內外經濟界の趨勢を洞察し、常に之が推移に善處するの用意を以て、國策に順應し經濟界の健全なる發展に寄與せんことを期する次第であります。

## 第十六期株主總會に於ける副總裁演說要旨　（康德七年八月三日）

歐洲戰亂の擴大に伴ひ時局は益〻複雜を加へて來ましたので、日滿支の綜合的見地から從來の諸經濟計畫を更に合理的に修正するの必要を生じ、日滿兩國は屢〻協議を重ね、從來の物動、資金、爲替計畫等に調整を加へると共に、斯かる新方針に基く相互の連繫協力を一層密ならしむる爲め、當期中北支經濟協議會、滿支經濟會議、日滿經濟懇談會等が相踵いで開催せられましたが、滿洲國に於きましても斯の新情勢に對處する爲め、當期に入りましてから從來の產業開發、物動、資金、爲替等の諸計畫に再檢討を加へ、其の結果行政、經濟、金融の各機構に改革を施し、重點主義を更に一段と强化したのであります。

之が爲に當期中に於ける我が經濟界は部分的には多少の變改が行はれたのでありますが、然し經濟界の根帶には何等の變化なく、農業、鑛工業、商業等の各部門は引續き堅實なる推移を示し、金融界に在りても各種金融機關の內容は益〻充實し、其の貸出預金共增勢を續け、手形交換高、內外爲替受拂高等も著しく增加し、其の間本行の各種業務も亦極めて順調に伸展を見たのであります。以下當期中の推移を稍〻詳しく御說明申上げたいと存じます。

農業界を見まするに、昨年來大豆其他主要穀穀の出廻、集荷の成績が思はしくなかつたのに鑑み、當期に入りまして以來之が集荷、收買、配給等の機構を再檢討して其の改善を圖り、二月十八日收買價格の引上を行ひ、其後更に雜穀八品目をも統制下に加へ、其の基準價格を公定したのでありますが、他方現在の二倍半生產を目標とする農產物增產十箇年計畫を新たに樹立し、本年度は特に食用農產物たる米及び小麥の增產に主力を注ぐこととなりました。斯かる新農業政策の實行を目途として、四月一日從來の農事合作社と村落金融合作社とを統合した興農合作社制が創設せられ、更に六月一日には行政機構が改革せられて興農部の新設を見るに至つたのであります。

開拓計畫に就きましては前年末公布せられた滿洲開拓政策基本要綱に基き、五月三日に開拓團法、六月二十日に開拓協同組合法が發布せられ、其他種々

なる具體的奬勵策が施行せられ、豫定の如く進行して居ります。尙ほ國內蒙古地帶の產業、經濟、文化の發達と同地方民の厚生を期せんとする興安振興工作が新に樹立せられたのであります。

鑛工業方面に於きましては資材、資金、技術等の入手困難等引續き種々不利なる條件に面し乍ら、重點主義の下に異常なる努力が拂はれました結果、比較的良好なる成果が納められました。卽ち五箇年計畫第三年度たる康德六年度の實績を見まするに、鐵鋼類、石炭、非鐵金屬、火力發電等は豫測以上の成績を擧げたのでありますが、當期中に於きましても重點產業に對しては不斷の努力が繼續せられましたので、生產財の生產は引續き上昇の傾向を示し、就中金屬工業、電氣工業、鑛業等の生產額は增加の跡著しきものがあるのであります。其他水電工事の進捗、各種新興工業の發達、各地に於ける有望なる新鑛物資源の發見等の事實は何れも此の方面に於ける潛在生產力の象徵として矚目に値するものと思はるゝのであります。唯內外時局の進展に伴ひ、日滿支の綜合的立場からも又國內的必要からも、今後は益〻重點主義を強化して物動竝びに資金計畫等に一段の合理的統制を加へ、資金及び物資の有效なる運用を圖ることが肝要となつた次第であります。

既定計畫に依る鐵道、道路、河川、港灣の建設、擴張、改修等も良好に進み、交通運輸の利便は日に增し增加し、當期中の貨客輸送量の如きも著しく增大したのでありますが、四月二十四日東京に於て第三回日滿支運輸協議會が開催せられ、東亞の連絡運輸改善に關する大綱が決定せられたのであります。土建界も諸建設工作の進行に連れ引續き活況を呈したのでありますが、他面、資金、資材の統制強化に依り全滿土建工事も亦重點主義に依ることとなり、五月二十二日には土木建築業統制法が公布せられ從來の土建協會も改組せられたのであります。尙ほ諸事業に於ける勞力補充の必要は益〻增大し、當期中の入滿勞働者數は昨年同期より著しく增加致しましたが、他方離滿者數も亦相當增加致し、勞働者の需給は種々なる觀點より之を統制するの必要が感ぜられ、差し當り期末に於て勞働者募集專管制度が實施せられたのであります。

貿易を見まするに當期中の輸出は三億九千五百餘萬圓、輸入は九億四千二百餘萬圓でありまして、前年同期に比し輸出は二割一分減少しましたけれども輸入に於ては二割四分の增加を示して居ります。輸出減少の原因は歐洲戰亂の擴大に因る對第三國貿易の減少と農產物の出廻不振に基く對日輸出の減退とであり、又輸入の增勢は機械類、車輛、電氣器具、木材、紙、魚介類、茶等の對日輸入の增加に基因するものであります。貿易の國別割合に就きましては對日貿易が依然優勢で輸出の七割、輸入の八割六分を占めて居りますが、近時對支貿易の增勢も著しく、輸出の二割五分、輸入の五分を占め何れも前年同期に比し相當の增加を示して居ります。

政府の歲計に就て見るに、當期中に於ける租稅竝びに印紙收入の實績は一億七千五百餘萬圓に達し、前年同期に比して二割五分の增收が現はれて居るのでありますが、他方に於きまして政府は現下の情勢に鑑み、本年度豫算の實行方針を改訂せられ、諸施設の緩急に基きて豫算に再檢討を加へ、極力經費の節約に努め、特に追加豫算の計上に就ては今後一層愼重を期し、又事業特別會計に就きましても投資事業の合理的緊縮に依つて起債を最少限度に止めらるゝことになつたのであります。尙ほ當期末に於ける國債現在高は內債五億三千六百餘萬圓、外債四億七千二百餘萬圓、合計十億八百餘萬圓であります。

物價は小刻み乍ら依然騰勢を持續しつゝありますが、之が對策として雜穀價格の公定、其他前年下期に決定されたる時局物價政策大綱に基く具體策が着々實行に移されたのであります。購買力規制に關しては資金の撒布竝びに吸收の兩面に亘つて各種の方策が講ぜられまして、金融的の措置に依り物價騰貴は相當に抑制せられたのであります。次に配給統制の方面を見まするに、農產物の蒐貨竝びに農業必需品の配給に就いては、興農合作社が各方面に於て具體的活動を開始し、一般生活必需品に就ては輸入及び國內配給の各段階に於て組織的統制が確立せらるゝことになり、主要都市に於ては既に主要生活必需品に就て切符制、通帳制に依る計畫的配給が行はれて居ります。又臨時住宅房租法、土木建築統制法等の實施も、物價の抑制に役立ちつゝありますが、更に六月二十日には物價及物資統制法が公布せられ、强力且つ廣汎なる系統的統制が物資、物價に就て行はるゝことになり、今後多大の效果を齎すものと期待されて居るのであります。

金融界は引續き堅實なる推移を示して居ります。全滿金融機關の貸出は產業の開發に必要なる資金の需要が旺盛でありまする爲に著しく膨脹し、當期末の全滿銀行貸出總額は二十四億六千四百餘萬圓に達し、前年同期に比し七割八分の增加を示したのでありますが、預金も亦國民所得の增加と儲蓄運動の普及に依り顯著なる增加を示し、當期末の全滿銀行預金總額は十四億二千九百餘萬圓に上り、前年同期に比し二割三分の增加を見たのであります。各金融機關の業績は概ね著しく向上を續けて居りますが、特に內國普通銀行の業績の良化、內容の堅實化に至つては注目に値するものがあり、當期中新設せられたるもの一行、增資せられたるもの七行に及び、期末に於ける四十六行の貸出殘高は一億二千七百餘萬圓でありまして、前年同期に比し五割三分八厘を增加しましたが、預金の增勢は更に顯著でありまして、期末殘高一億四千百餘萬圓に上り、前年同期に比し十割八分九厘の增加を示し、特別當座、定期預金、定期積金等の儲蓄性預金の增加率が特に著しいのであります。又內國普通銀行の貸出中手形貸付及び商業手形の割引が著しく增加したこと、借入金が減少しつゝあること、國債其他の有價證券の保有高が漸增しつゝあること等の事實は何れも普通銀行の經營の合理化、業務の向上を示すものと見らるゝのであります。庶民金融機關も亦順調に發展し預金貸出共增加の一途を示して居ります。從來夫々の分野に於て活動して居りました村落金融合作社、農事合作社、金融組合、金融會の一部は愈〻四月一日より興農合作社に統合せられ、一方都市金融合作社、金融會の一部は五月一日より商工金融合作社に統一せられたのであります。郵政儲金も引續き增加を示し期末殘高は一億三千餘萬圓に上りましたが、之は前年同期に比すれば六割八分七厘の著增に當るのであります。當舖、無盡會社、其他の特殊金融機關も夫々伸展を續けて居ります。當期中の三都市手形交換高累計は、九十五萬三千枚、三十五億八千八百餘萬圓に上り、前年同期に比し枚數に於て三割二分九厘、金額に於て一割九分六厘の增加を見たのであります。一月二十九日には哈爾濱手形交換所が手形法及び小切

手法に依り正式に手形交換所として指定せられました。

尙ほ生產力擴充、國防充實の爲に必要なる資金の需要は益〻增大するのでありますが、他面物資、物價、爲替、其他の諸事情に鑑みますれば、資金の運用を出來る限り合理的に調整し、以て通貨の不自然なる膨脹を極力抑制することが緊切となつて來ましたので、政府に於ては六月三日資金調整要綱を決定し、本年度資金計畫の全體の目標を定むると同時に各種の事業に就て重點を定め、之に從つて政府の實行豫算、特殊準特殊會社、其他民間會社、個人の資金計畫に全面的規制を加ふることとなり、更に爲替管理を益〻强化して國外支拂及び送金にも愛當なる調整を施すことになつたのであります。又北支當局との間に協定を遂げ、六月十五日以後滿洲國に於ては聯銀券、北支に於ては國幣の受入を夫々禁止し、又旅行者の携帶通貨の限度を相互に引下げたのであります。

本行の業務は益〻堅實に發展し、當期中に於ける貨幣の最高發行高は三月二十五日の六億八千七百餘萬圓(鑄貨を含む)、最低發行高は一月十二日の六億一千四百餘萬圓でありまして、之を前年同期に比較致しますれば、前者は二億一千五百餘萬圓即ち四割七分、後者は二億一千九百餘萬圓即ち五割四分の增加に當り、又平均發行高は六億五千二百餘萬圓でありまして、前年同期に比し二億一千九百餘萬圓即ち五割一分を增加し、又當期末に於ける本行の預金殘高は五億六千八百餘萬圓、貸出殘高は十億二千九百餘萬圓に達し、前年同期に比し預金は一億七千六百餘萬圓即ち四割五分、貸出は五億七千百餘萬圓即ち十二割五分の增加を示したのであります。右の如き本行發行高竝びに貸出の增加は云ふ迄もなく我國經濟活動の規模が近時著しく擴大したことを主因とするものであります。當期中の本行國內爲替の受拂總額は五十九億一千四百餘萬圓、口數百六十六萬五千餘口でありまして、之れ亦前年同期に比し金額に於て三割九分、口數に於て八分の增加に當るのであります。其他本行が委任を受けて居りまする國庫事務、日本銀行代理店事務、臨時資金統制、爲替管理、貯金部資金の運用等に關する各種の事務も極めて圓滑に遂行せられて居ります。斯くて本行の業務は愈〻繁閑を加へ、業績は倍々向上を續け、政府に對する本期納付金の如きも前期に比し約五倍の多額を計上するを得たのであります。

轉じて國際情勢を觀まするに、年初來歐洲の戰局は依然膠着狀態を續けて居たのでありますが、其の間獨逸はソ聯、伊太利其他の諸國と通商協定を結ぶ等充分の準備を整へ、四月に入るや突如電擊戰を開始し、先づ丁抹、諾威に侵入して瞬く間に南國を憫伏し、五月十日にはルクサンブルグ、和蘭、白耳義の國境を突破し、次いでマヂノ線の一角を粉碎し、フランドル平原に英佛白聯合軍を急追して一大殲滅戰を展開し、六月十四日には巴里を占領したのであります。その間伊太利は獨逸の爲に遂に參戰し、六月二十二日には獨佛の間に、其後續いて伊佛の間に停戰協定の成立を見るに至つたのでありますが、英國は依然抗戰を宣言し、各屬領と呼應して軍事及び經濟の兩面に亘り凡ゆる努力を繼續して居るのであります。米國は中立を繼續し乍らも歐洲戰局の進展に刺激せられて國防充實の必要を感じ、年初來三回に亘つて四十八億弗の軍事豫算を議會に提出したのであります。他方米國の景氣は戰爭の爲に上昇を續け、米國向け金移動は依然旺盛を極め、六月末に於ける金保有高は約二百億弗に達するに至つたのであります。

東亞に於きましては汪兆銘を首班とする支那新中央政權は南京に於て成立し、善隣友好、共同防共、經濟提携の三原則に基く十大政綱を宣言したのであります。而して支那各地に於ける經濟建設は着々として進捗し、新政權の通貨工作も法幣の第五次崩落を機として新中央銀行の設立を目指して急速に進められ、又天津租界內の現銀引渡竝びに法幣流通禁止問題も英佛側の讓歩により圓滿に解決せられたのであります。斯くて日支新條約締結の交涉も順調に進行しつゝあります。之に反して蔣政權は國共の內訌益〻激しく、外國の援助も最近全く絕望となり、今や當に沒落の寸前に在りて徒らに彷徨して居る狀態であります。

皇紀二千六百年を迎へた盟邦日本に於きましては、東亞の安定と繁榮とを目指す自主獨往外交に邁進すると同時に、國內新政治體制の確立、國防の充實經濟力の發展、國民生活の安定等を目標として、諸般の重要施策を實行に移して居るのであります。就中國內經濟體制の整備に就て特に意を注ぎ、重點主義の下に生產力の擴充、物資の配給、物價の統制等に關する各種の方策が相踵いで實施されつゝありますので、經濟界は各部門に亘つて順調なる推移を示し、殊に歐洲戰爭の進展と日米通商條約の失效とに拘らず、當期中の對外貿易は躍進を遂げ、前年同期に比較して輸出は二割五分、輸入は一割七分增加し其の差引出超額は前年に比し五倍强の著增を示すに至りましたが、時局の需要に應じて更に之が發展を期する爲め、一層適切なる戰時貿易政策の確立が準備せられて居るのであります。

之を要するに當期中の我が經濟界に於ては、日滿支を通ずる開發、物動、資金等諸計畫の再編成に依り、各部門に於ける從來の組織、政策、方針等に再檢討が加へられ、其の改善が企圖せられたのでありますが、今日の如き內外情勢に對處するには國を擧げて重點主義を徹底し、資金及び物資の合理的運用を行ひ、經費の節約緊縮を圖り能率を最大限度に發揮することが緊要でありまして、政府に於ても斯かる觀點から前述の如き種々の新政策を樹立すると同時に實行豫算を削減し、中央行政機構の改編を行ひ、產業部を改めて興農部となし、經濟部の擴大、企畫處の機能擴充等を斷行されたのでありますが、民間亦良く政府の方針に卽應して努力して居るのであります。而して最近我が財界が以上申述べたる如く多少の調整が行はれたにも拘らず、引續き極めて順調に推移しつゝありまることは、我國が新興國家として適應力と彈力性に富んで居ることの證左でありまして御同慶の至りであります。然し乍ら歐洲戰亂の前途は容易に豫斷を許さず時局は眞に重大であります。我が國民は須らく擧力協心、須臾も油斷することなく緊張の精神を持して最善の努力を致すべきであります。吾々中央銀行當局者と致しましては常に四圍の情勢に就いて細心の注意を拂ふと共に、我が財界をして合理的重點主義の徹底に依り更に內容を充實して益〻堅實なる伸展を遂げしむる爲め、國策に順應して金融の圓滑なる疏通を圖ると同時に資金の用途を甄別して其の效率を充分に發揮せしむる樣之が統制、按排に勗め、以て國運の發展に寄與せんことを期する次第であります。

終りに臨み前總裁田中總三郎氏の辭職は本行の爲め深く惜しむ所であります。氏が康德三年六月就任せられ康德七年五月退任せらるゝに至るまで、我國金融經濟の發展途上重大なる時期に於て行務の總理に盡瘁せられ、本行の使命達成の爲に貢獻せられたる功績は洵に甚大なるものがありまして、各位と共に永く之を記憶すべきであります。又前理事孫耀宗氏及び王富春氏が康德三年六月以來理事として行務に枢掌せられたる功勞は多大でありまして、玆に深く感謝の意を表するところであります。

## 第十七期株主總會に於ける關總裁演說要旨

（康德八年二月十四日）

內外情勢の複雜なる推移に鑑み、我が滿洲國は當期に於きましても財政、產業、貿易、金融等の各部門に亘り一層高度の重點主義を適用し、その觀點から經濟諸計畫の再編成と各種統制の强化整備に主力を傾注致したのであります。斯くて當期中の我が經濟界は不利な整を圖る種々なる方策が實行され、又之を審議する各種の會議が開かれましたので之に參與協力致したのであります。卽ち各種生產は案外に良好なる實績を收め る環境と條件とに直面し乍ら其の根蒂には何等の變化なく、大勢は引續き順調なる推移を示したのであります。卽ち各種生產は案外に良好なる實績を收め特に農產物の增收と出廻の好成績とは我が經濟界の各方面に好影響を及ぼし、貿易も概ね平調を持續し、金融界に在りては預金貸出共依然增勢を示し、手形交換高、內外爲替受拂高も增加し、各種金融機關の內容業績は益〻向上し、本行の業務も亦極めて堅實なる伸暢を見たのであります。以下當期中の推移を稍々詳しく御說明申上げたいと存じます。

農業界を見まするに、主要作物の增產に關しては種々なる施策が講ぜられ、又作付面積も增加せられました結果、其後偶〻天候不順、肥料竝びに勞力の不足等の影響を受けたにも拘らず、康德七年度主要作物實收高は、前年度のそれに比して增加を見たのであります。新穀の出廻に就ては前年度の成績不振に鑑み、前期に引續き種々の方策が實行せられ、特に當期に入りましてからは、從來の重要特產物專管法竝びに主要糧穀統制法が廢止せられて新たに特產物專管法及び糧穀管理法が公布せられ、又米穀管理法も全面的に改正せられたのに加へて、大豆、高粱、粟、米、小麥等に對し十月一日より出荷奬勵金が交付せられ、綿糸、綿布、石油、燐寸等の農民必需品の特別配給制が實施せられる等出廻促進に關する各般の措置が講ぜられました爲め、農產物の出廻は前年度に比し相當の增加を示し、當期滿洲經濟界の各方面に夥からざる好影響を與へたのであります。

鑛工業方面に於きましては、前期中稍〻停滯の傾向を示して居りました生產は、當期に入りまして以來、原材料、勞力、燃料の配給、資金の割當等に關し重點主義が一段と强化せられました結果、期央來逐月增加を示し、紙、煙草、麻製品等の消費財、曹達灰、塗料、パルプ、鋼材及び鋼製品、機械器具、電氣、瓦斯、鐵鑛、石炭等の生產財は相當の增產に成功し、林業生產の如きも亦躍進の跡著しきものがあります。斯くて五箇年計畫第四年度も惠まれざる條件の下に於て豫想以上の實績を收めることが出來たのであります。勞力の補充に關しましては、康德七年中の入滿勞働者數は前年に比し相當の增加を示しましたが、離滿勞働者數も增加致しましたので、其の移動防止、定着勤奬、勞務管理等に關し各種の方策が講ぜられて居ります。

康德七年一月乃至十一月の土木建築に關する請負金額は前年同期に比し多少減少致して居りますが、その內土木請負金額は前年に比し却つて若干の增加を示し、道路橋梁の改築、河川の改修、土地の造成改良等が進捗して居ることを語つて居ります。尙ほ鐵道、自動車路其他の交通施設も當期中に於て一段と擴充せられました。

國內主要事業會社の資本異動狀況を見まするに、當期に於ては資金統制に一層の注意が拂はれました結果、會社の設立、增資、拂込徵收等は、滿鐵の六億圓增資を除けば前期に比し稍々減少致しましたが、之を業種別に見ますると、鑛工業のみで七、八割を占めて居り、鑛工業の生產力擴充に如何に重點が置かれて居るかを如實に示して居ります。而して滿鐵を含む特殊、準特殊會社のみに就て之を見ますると、當期中に新設せられましたものは一社、此の公稱資本金二千萬圓、拂込資本金一千萬圓、增資を行ひましたものは六社、此の公稱資本金六億二千萬圓、拂込資本金一億一百萬圓、又株金徵收は三十六件此の金額二億三千九百餘萬圓に上り、此の外當期中に於て解散致しましたものは二社、此の公稱資本金一千八十萬圓、拂込資本金九百十五萬圓に上りました。斯くて當期末に於ける特殊、準特殊會社は社數六十九、此の公稱資本金四十三億一千六百餘萬圓、拂込資本金三十二億九千六百餘萬圓に達し、之を前期末に比較すれば社數に於て一社減、公稱資本金に於て六億二千九百餘萬圓、拂込資本金に於て三億四千一百餘萬圓の各增加を示して居ります。尙ほ政府は現下內外の事態に對處して滿洲產業開發を一層有效迅速に促進する爲め、當期に入りまして之が擔當機關たる特殊會社の制度及び機能を改善刷新する方針を確立し、逐次之を實行に移して居ります。

日滿支を通ずる綜合經濟計畫に就きましては、九月二十五日日滿支を一貫する國土開發計畫が發表せられましたが、十一月四日には日滿支經濟建設要綱が決定せられ、日滿支を一環とする自給自足經濟の確立を目途として三國が各〻擔當すべき分野が定められましたので、滿洲國に於ても之に卽應して日滿支經濟建設連繫要綱を樹立し、今後特に鑛業及び電氣事業の劃期的振興を圖ると共に日滿間の適地適業態旨に則り重工業、化學工業の發展に努め、輕工業は國內の需要に適應して其の振興を考慮し、又農產物に就いては徹底的增產を期すると共に、製鹽業、畜產、林業等に就ても右と併行的に其の振興を圖ることを明かにし、更に其後第二次五箇年計畫の基本要綱を發表し、之が準備として全滿に亘る綜合立地計畫の調査を施行する旨を聲明致しました。尙ほ十一月二十五日には東京に於て東亞經濟懇談會第二次大會が開かれ日滿支經濟開發問題が再び審議せられたのであります。

外國貿易は引續き平調を呈して居りますが、歐洲戰亂の擴大其他の國際情勢の變化に依りとかく輸出減、輸入增の傾向を免れ難いので、當期に入りまし

て以來特に對日、對支、對第三國貿易の調整を圖り輸出を增進する種々なる方策が講ぜられたのであります。卽ち七月二十五日には滿關貿易調整協定が調印せられ、同二十六日には大阪に於て日滿貿易調整會議が開催せられて、日滿支間に於ける貿易計畫の具體案が討議せられ、九月二日には日本側の圓域貿易價格調整令の實施を見ましたので、滿洲國に於ても之に呼應して九月二十五日貿易統制關係法令の改正を行ひ、全物品の輸出入に對する許可制、奢侈品の輸入禁止等を斷行し、又生活必需品輸入聯盟の結成に依り必要物資の輸入確保と價格の調整とを圖り、更に十一月十一日には從來の臨時爲替局を滿關を一丸とする貿易爲替兩面の統制機關たる臨時貿易爲替局に改組する等各方面に亘つて法制竝びに機構の整備を急ぎ、輸出入貿易の合理的運營に努めて來たのであります。尙ほ滿獨貿易協定は新事態の推移に卽應する改正が加へられて、九月十二日に更新せられました。

政府の歲計を見まするに、康德七年中の租稅竝びに印紙收入の實績は著しく增收を示して居ります。而して康德八年度豫算は當面の情勢に鑑み高度重點主義と緊縮方針とに基いて編成せられ、一般特別兩會計豫算純計は歲入十七億一千四百餘萬圓、歲出十七億餘萬圓であり、前年度に比較して歲出入共夫々四分の一强の增加に止まつて居りますが、歲入に於ては稅收其他の增加を圖り公債の發行を最小限度に止め、又歲出に於ては、興農部、經濟部關係豫算の增額が行はれて居ることが注目されます。尙ほ當期末に於ける國債現在高は內債九億九千一百餘萬圓、外債六億二千四百餘萬圓、合計十六億一千六百餘萬圓であります。

物價に就て見まするに、十二月中の平均卸賣物價指數（大同二年平均基準）は二四六・七で前期末に比し僅か三・七%の騰貴を示したに過ぎず、又十二月中の平均生計費指數（康德三年平均基準）は二三二・九八で、前期末に比し四・九%の騰貴に止まつたのでありまして、物價の騰勢は前期に比し著しく鈍化して來たことが觀取せられるのであります。之は當期に入りまして以來、輸入聯盟、卸賣聯盟、小賣聯盟、機械組合等が結成せられ、更に物品販賣價格表示令が施行せられる等、前期末に公布せられました物價及物資統制法に基いて價格統制、配給統制が一段と擴充整備されたことが主因でありますが、他面に於て資金統制要綱に基く金融工作が着々と具體化され、各金融機關が一致協力して逼資の吸收、思惑、不急資金貸出の抑制に努めました結果、當期中農產物收買の爲に多額の資金が撒布せられたにも拘らず、過剩逼資の物價騰貴に及ぼす作用が著しく制限されたことも大に與つて力があつたものと見られるのであります。

金融界は引續き順調なる推移を示しまして、當期末に於ける全滿（關東州を含む）銀行の貸出總額は二十七億二千餘萬圓、預金總額は十七億九百餘萬圓に達し、前年同期に比し夫々三割一厘及び一割三分七厘の增加を示して居ります。銀行の貸出に關しては當期に入つてからも抑制方針が堅持せられたのでありますが、生產力擴充、產業開發資金の需要が尙ほ旺盛でありましたのと、新穀出廻期に入つて其の收買資金の需要が活潑となりました爲め、貸出の增勢は依然强かつたのであります。然しながら其の內容を見まするに、思惑買溜資金等の不健全なる貸出又は不急不要事業に對する融資等は殆ど其の跡を絕ち、此等の方面に對する金融引締の效果は相當著しいものがあつたのであります。預金も亦國民所得の增加と儲蓄運動の普及とに依り大なる增加を示しましたが、之が貸出の增勢に及ばないのは滿洲國が新興國家でありまする上に、時局の必要に應じて生產力の急速なる擴充に邁進して居る當然の結果であります。然し儲蓄奬勵に就きましては昨年度は八億圓達成を目標として八月以來一大儲蓄運動を展開しました結果概して順調なる實績を收めたのでありますが、特に注目すべき傾向としては郵政儲金、特別當座預金、定期積金等の小口貯蓄預金の件數竝びに一件當り金額が增加したことでありまして、國民儲蓄思想の普及向上を如實に物語つて居るのであります。尙ほ儲蓄運動に關聯して歲末に新京に於て一箇月間を限り奬勵金附定期預金及び定期積金制度を實施致しましたところ好結果を收め得たのであります。證券に依る國內逼資の吸收動員に就いても努力が拂はれて居りまするので、公債の一般消化は漸次增加の傾向を示して居ります。濱江省に於ては防水竝びに土地開發事業所要資金の一部を賄ふ爲め期末に於て二回に亘り防水利民公債を公募しましたが、これは我國に於ける地方債公募の嚆矢となすものであります。各金融機關の業績も引續き向上を續けて居りますが、特に內國普通銀行の業績の良化、內容の堅實化は注目に値ひするものがあります。期末に於ける普通銀行四十六行の貸出殘高は一億六千八百餘萬圓でありまして、前年同期に比し七割三厘の增加でありますが、預金の增勢は更に顯著でありまして期末殘高は二億一百餘萬圓に上り、前年同期に比し九割八分二厘の著增を示して居ります。更に借入金は激減し國債其他有價證券の保有高は漸增しつゝあります。貸出の內容も極めて堅實となりつゝありますが、本行は今後一層健全なる貸出を奬勵すると共に益々積極的に預金の吸收を圖らしむる爲め、本行幹旋の下に滿洲糧穀會社の本年度所要糧穀收買資金の一部を之等普通銀行をして融資せしめましたところ、期末迄に融資行數は二十一行及び商工金融合作社中央會、融資金額は既に三千八百餘萬圓に達する好成績を收め、尙ほ漸增しつゝあるのであります。當期末に於ける全滿銀行數は特殊銀行たる本行竝びに滿洲興業銀行の外に內國普通銀行四十六行、日本側銀行十行、中國側銀行五行、歐米側銀行三行でありまして前期末に比し日本側銀行二行（三和、安田大連出張所）の增加を見ました。尙ほ內國普通銀行中當期中に增資認可のありたるものは六行に上つて居ります。次に去る四月及び五月に統合を見ました興農合作社、商工金融合作社等の庶民金融機關の業績も亦其後順調に發展して居ります。當期末の社數は興農合作社百八十六社でありまして前期末に比し一社の增加、商工金融合作社は三十五社でありまして前期末に比し二社の增加となつて居ります。郵政儲金も引續き增加を示し期末殘高は一億六千八百餘萬圓に上り、前年同期に比すれば六割三分七厘の著增に當つて居ります。尙ほ主として郵政儲金の運用を司つて居る貯金部資金の期末現在額は二億餘萬圓でありまして、上半期に比し四千餘萬圓の增加を示し、其の投資割合は公債及び地方債五割五分、株式及び社債三割、其他一割五分であります。手形交換高も增加し新京、奉天、哈爾濱、大連、安東、營口の六手形交換所の當期中に於ける交換高は枚數一百二十六萬八千餘枚、金額四十三億四千八百餘萬圓に上り、前年同期に比し枚數に於て一割七分、金額に於て六分六厘の增加を示して居ります。尙ほ八月には吉林に手

形交換所が新設せられましたが、これで手形交換所數は前記六都市の手形法及び小切手法に依り正式に指定せられたものに錦州吉林の二個所を加へ合計八交換所となりました。金利の狀況を見まするに、妥當なる金利水準は漸次全國都鄙に普及しつゝありますが、當期に於ては特に庶民金融機關の金利に就て合理的改訂が行はれ、興農合作社に於ては七月より、商工金融合作社に於ては十月九日より夫々新利率を適用して居ります。更に銀行金利に就ても十一月來新京、奉天、哈爾濱、安東の四都市に於て新預金々利協定が具體化し、康德八年一月一日より實施せらるゝことゝなりましたが、今後漸次其他の主要都市にも之を及ぼし行く方針であります。當期に於ては日本の對滿投資も順調に行はれ、又特產の對日輸出も好調に運びましたので對日決濟は順調に行はれましたが、更に我國國際收支の一層合理的なる調整を圖る爲め爲替管理が益々強化せられ、對支、對日收支にも妥當なる調整が施されたのであります。

當期中の本行業務も亦極めて健全に發展致しました。卽ち本行主要勘定の推移を見まするに、當期中に於ける貨幣發行高は十二月二十八日の十億一千五百萬圓（鑄貨を含む）が最高、七月十八日の六億四千七百餘萬圓が最低で、平均發行高は七億五千一百餘萬圓でありましたが、之を前年同期に比較致しますれば、最高發行高に於ては五割一分、最低發行高に於ては五割九分を夫々增加致し、又平均發行高に於ても五割五分を增加致したのであります。斯くの如く貨幣發行高が著しく增加致しましたことは、前に貸出の說明に於て申し述べました如く、我國資源の開發、生產力の擴充に大なる努力が傾注せられ、それに連れて我國經濟活動の規模が著しく擴大した事實を示すものでありまして、畢竟我が經濟界の實勢に基く資金需要を反映するものに外ならぬのであります。八月一日には鑄貨鑄潰等取締法が公布せられましたが、他方鑄貨の素材、品位、量目に關する改正勅令も公布せられて一角、五分及び五厘のアルミニウム貨、十月十日より一角アルミニウム貨の發行を開始致したのであります。次に當期末に於ける本行の預金高は五億二千五百餘萬圓、貸出殘高は八億七千二百餘萬圓を算しましたが、これは前年同期に比し預金に於て三割の減少、貸出に於て一厘强の微增に當るのであります。右の內政府預金は三億一千餘萬圓卽ち七割四分の各減少を示して居るのでありまして、右政府勘定を除きたる一般預金に於ては前年同期に比し八千三百餘萬圓卽ち二割八分、一般貸出金に於ては二億九千三百餘萬圓卽ち六割一分の增加を示して居ります。當期中に於ける本行國內爲替の受拂總額は七十二億三千九百餘萬圓、口數百三十九萬六千餘口でありまして、前年同期に比し金額に於て二割三分の增加、口數に於て一割三分の減少を示して居ります。其他本行が委任を受けて居りまする各種の事務を見まするに八月には爲替管理事務統轄店が決定せられ、九月には臨時資金統制事務取次店の取次地域範圍が暫定せられ、更に資金統制法に據る認可事務の一部を分支行に代行せしむる件が決定せられました。國內產金奬勵竝びに買上に關しても萬全が期されて居りますが、十月一日には金使用規則改正の經濟部令が公布せられ、又民間保有金買上に際し加工賃附加による買上の新方法も實施せられまして、買上促進に一段の努力が纏けられて居ります。斯くて本行の業務は愈々鞏固を加へ、業績は倍々向上を示し、當期に於ても十一月一日公布せられた本行納付金法に依り多額の納付金を計上するを得たのであります。



轉じて國際情勢を見まするに、獨逸と英國との交戰は八月中旬以來大規模に擴大し、それと同時に米國政府の對英援助も漸次積極的となり、九月二十七日には日獨伊軍事同盟が締結されたのであります。此の同盟には其後十一月下旬に至りハンガリー、ルーマニア、スロヴアキアが參加するに至りましたが其の間獨逸のバルカン進出工作が進められ、十月下旬には伊太利の希臘進攻が敢行せられるゝに及び、米國參戰の可能性は增加したものと觀られて居ります。

東亞の情勢を見まするに、昨年三月三十日南京に成立した支那中央政府は著々として國內諸建設と善隣日本との友交提携とに努め、十一月三十日には日華條約締結直後米國は一億米弗、英國は一千萬磅の對蔣借款を供與し、各〻其の半額を崩落の一途にある舊法幣の救濟資金に充當せしむる旨を聲明したと報ぜられて居りますが、蔣政權の現下の經濟的惨狀に照し斯かる英米の援助が如何程の效力を有するかは中外に於て疑問とせられて居ります。

盟邦日本に於きましては、七月十六日米內內閣の辭職に次いで二十二日成立を見ました近衞內閣は、基本政綱を發表し帝國不動の國策を闡明しましたが一方國內新體制の完成を急ぐと共に對外政策の實現に努め、前記諸條約を締結する外滿洲との間に公使を交換し、佛印、蘭印との間には特使を派遣して重要會談を行ひ、以て南方政策の具現に力を注いで居ります。其の間國內の各產業、金融、貿易等の諸部門は各自の新體制要綱を樹立實行することに努めて居りますが、十月十一日には新體制建設の協力機關たる大政翼贊會の發會式が行はれ、又十一月十日には日本紀元二千六百年の盛大なる式典が擧げられ、斯くて軍官民一體となつて國難の打開克服に邁進して居ります。

之を要するに當期中の我が經濟界は對外的には日滿支協同經濟の相互調整を迅速に具體化する爲の種々なる方策の實行に協力すると共に、對內的には重點主義、合理的緊縮主義を各部門に一層徹底せしむるを主眼として各種統制の整備擴充に努めて來たのであります。卽ち當期に入りまして日支條約の締結及び日滿支三國共同宣言の調印に亞いで、日滿支綜合國土計畫及び日滿支經濟建設要綱が決定せられ、第二次東亞經濟懇談會、滿關貿易會議、日滿貿易懇談會、日滿支貿易調整會議、滿支貿易會議等が開催せられましたが、我國は之に參劃して滿洲國として分擔すべき重要役割を遂行することに最善の努力を致したのであります。次に國內對策の主なるものを見まするに、農產物の增產及び出廻促進を目途として農產物增產十箇年計畫の細目的編成、特產、糧穀、米穀各管理法の改正、出荷奬勵金制及び農民必需品特別配給制の實施、機械組合の設立等を見、石炭、鐵其他の主要鑛工業の生產增加を圖る爲に種々なる對策が具體化され、物價及び物資配給の方面に於ては其の統制の整備に益〻意が用ひられて、織入聯盟、卸賣聯盟、小賣聯盟等の結成、物品販賣價格表示

令の發布等が行はれ、貿易方面に於ては臨時貿易爲替局の設置、滿獨貿易協定の更新等があり、金融界に在りては不健全なる貸出引締の强化と共に儁若獎勵、遊資の吸收に關する各種の施策が講ぜられ、普通銀行共同融資制竝びに防水利兵公債公募等の最初の試案が實行に移され、又產業開發、生產力擴充を一層急速且つ合理的に促進する爲め、其の直接責任者たる特殊會社の制度改善及び機能刷新に關する根本方針が確立せられ、其の一部分は實行せられたのであります。當期中の我が經濟界が多少の問題を見ましたに拘らず、全體の動きに於て前述の如く豫想外に順調なる經過を示すことが出來ましたのは、一に如上の政策及び施設が國民の協力に依り其の效果を發揮したが爲に外ならぬと信ずるものであります。尙ほ當期中新支那政權及び羅馬尼の滿洲國承認が行はれまして、之を以て我國の承認國が八箇國に上りましたことは、我國の國際的地位が日に月に昂揚の一途を進んで居ることの證左でありまして御同慶に堪へませぬ。

然しながら飜つて惟ふに世界政局の現狀は混沌として其の前途は容易に逆睹するを許さず、日滿支を繞る國際情勢亦極めて複雜微妙であります。我が官民は須らく現下時局の重大性を認識し、苟も偸安に流れることなく、常に堅忍不拔の精神と滅私奉公の心掛とを持し、互に同心協力眞に渾然一體となつて努力精進し、以て時艱を克服することが肝要であると存するのであります。吾々中央銀行當局者と致しましては常に內外情勢の推移に細心の注意を拂ふと共に國策に順應して益々妥當なる施策を實行するに努め、特に我が金融界の改善進步の爲には不斷の研鑽と努力とを致し、以て我が經濟界の發展と國運の隆盛に盡瘁せんことを期して居ります。

終りに臨み前理事海上浩氏及び高木鎭二氏が康德三年十二月以來理事として行務に鞅掌せられたる功勞は甚大でありまして、玆に深く感謝の意を表する次第であります

## 第十八期株主總會に於ける關總裁演說要旨（康德八年八月十五日）

歐洲戰局は當期に入つて益〻擴大し期末には突如獨ソ戰爭が勃發し、東亞を繞ぐる國際關係亦複雜を加ふる等世界情勢は瞑まぐるしい變化を示して居りまするが、我國經濟界も直接間接不利なる影響を蒙りつゝありますが、官民互に協勵して引續き各種統制を强化し、重點主義の高度化、緊縮方針の徹底に努めて來たのであります。その結果當期中の我國經濟界には各方面に亘つて相當の收縮的傾向が現はれ、貸出の增勢は著しく鈍化し、通貨發行高は昨年に比し相當の收縮を示し、手形交換高、內外爲替取組高等も同樣の傾向を示し、貿易も減退し、又產業中生產額の減少を見たものもありましたが、當期中の各經濟指標を點檢しますれば、各種產業生產は案外良好なる實績を維持し、農產物の作柄は好順にして相當の增收が豫想せられ、政府歲入は增收を示し物價の騰貴は小刻みとなり、金融界に於いては貸出の鈍化に拘らず預金は依然顯著なる增勢を續けて國民生活の餘裕と貯蓄心の普及とを反映し、本行を首め各金融機關は引續き良好なる業績を示す等健全なる傾向が觀取せらるゝのでありまして、最近に於ける經濟界の收縮的傾向は過去に於ける急激なる膨脹に合理的調整を加へて經濟界の基礎を一層强固ならしめ、以て將來の堅實なる發展を促進する所以であると信ぜらるゝのであります。以下當期中の推移を稍〻詳しく御說明申上げたいと存じます。

先づ農業界を見まするに、主要農產物の蒐貨配給に就いては前年度に引續き多大の考慮が拂はれました結果、當期中の出廻蒐貨は前年上半期に比すれば相當改善せられ、殊に高粱、玉蜀黍、粟、米等の出廻は可なり增加したのでありますが、大豆、小麥等に就いては尙ほ所期の效果を充分に收め得なかつた憾あるに鑑み、本年四月に決定せられた康德八年度新增產蒐貨對策に於ては專ら大豆、小麥等に重點が置かれ、收買價格に是正が加へられ、更に出荷豫約先錢制が新たに實施せらるゝこととなつたのであります。又交易場の整備、農產物加工業者の統制等に就いても種々なる措置が講ぜられ、期末には從來の滿洲特產專管、滿洲糧穀、滿洲穀粉管理の三社を統合して新たに滿洲農產公社を設立するの方針が決定を見たる等各種農產物の生產、蒐貨、配給等の各段階に對して出來得る限り綜合的・一貫的統制を施さんとする方策が漸次具體化さ開拓移民事業も一元的に統制せらるゝことになつたのであります。尙ほ本年度主要農產物の作柄は天候の好順に加へて病蟲害も少なかつた爲に概ね良好と傳へられ、今日迄の處では相當の增產が豫想せられて居ります。

鑛工業界を見まするに、內外情勢の變化に連れ資材、資金、勞力等の補給は益〻窮屈を增しつゝある爲め、中には減產を見たる產業もありましたが、當期中に於ける我國產業生產力は大體に於いて豫想外に良好なる實績を示し、就中金屬工業、電氣瓦斯工業、機械器具工業、煙草火柴工業等は增產乃至現狀維持を續け、之を品目別に見るに、軌條、鐵鋼製品類、酒精、パルプ、硫安、豆粕、豆油、煙草、火柴等の生產は著しく增加し、又電氣機械、瓦斯、石炭、一般用材、特殊煉瓦、セメント、綿糸、毛織物等の生產も增加して居ります。斯くの如く生產は一般的に增加しつゝありますが、特に最近に於ける消費の增大に對應する爲め、政府は增產を必要とする重要物資に就いては事業會社を督勵し、又は之に必要なる援助を與へて增產の實現に努め、同時に之が配給に就いても一段の合理的統制を加へて居ります。特に石炭の圓滑なる供給は各種工業の增產發展の重要なる原動力でありますので、その增產及び配給に就いては多大の考慮が拂はれて居ります。當期中に於ける土木建築工事の請負金額は前年同期より減少を示して居りますが、之は重點主義適用の結果でありまして、交通其他の部門に於ける重要なる建設工事は大體豫定の通り進捗して居ります。勞力の補給に就いては產業の現狀に鑑み大なる苦心が注がれ、特に國外勞働者の輸入、移動防止、定着奬勵等に關しては引續き各種の對策が考究せられて居りますが、五月一日には北支勞働者の稼働所得金の持歸り竝びに送金に課せられた從來の制限が撤廢せられ、又期末には華北勞工協會が設立せられて北支勞力の對滿輸出に就いて我國に協力することになりました。同時

に政府は國內勞働力の動員に就いても新たなる考慮を拂ふことになり、既に募集地區、重點地區等を指定し、其他勞働者の募集、監督、管理等に關し新方針の實施を研究中であります。當期に入りましてから發布せられました主なる勞務法規には、土建勞働者保護規則、賃銀指數調査規則、勞働者生活調査規則等があり、又六月十八日には國內勞働者募集緊急對策要綱が決定せられました。

當期中に於ける特殊、準特殊會社の資本移動は資金統制强化の爲に前期に比し稍〻減少しましたが、期末現在に於ける社數竝びに資本總額は引續き增加を示して居ります。卽ち當期中に新設せられましたものは滿洲投資證券外三社で此の公稱資本金四億三千一百五十萬圓、拂込資本金八千二十五萬圓、增資は三件で此の公稱資本金一億七千六百萬圓、拂込資本金四千萬圓、又解散したものは二社で此の公稱資本金一千五百五十萬圓、拂込資本金八百萬圓でありました。斯くて期末に於ける滿鐵を含む特殊、準特殊會社數は七十三社、此の公稱資本金は四十八億五千二百餘萬圓、拂込資本金は三十五億一千五百餘萬圓であります。之を前期末に比較すれば社數に於いて二社、公稱資本金に於いて一億八千四百餘萬圓の各增加を示して居ります。尙ほ前期に決定を見ました特殊、準特殊會社制度及び機能の改善刷新に就いては、各會社とも當期に入りましてから政府の根本方針を實行に移すことに努め、既に之に則つて機構改革其他の刷新を行つたものも尠くないのであります。

貿易に就きましては、當期に入りましてからも引續き貿易統制竝びに爲替管理が一段と强化せらるゝと共に、滿關貿易機構の統合に就いて更に研究が進められ、又圓域に於ける物資の交流竝びに決濟を調整する爲に種々なる對策が講ぜられたのであります。卽ち對日貿易に就いては屢〻日本側と折衝が行はれると共に、對支貿易に就いては對華中貿易會議（三月二十五日）等が開催せられ、五月二十九日には滿華貿易手續要綱の取極を見たのでありますが、更に對鮮雜穀の輸出に就いても四月十六日朝鮮側當局と諒解が成立したのであります。尙ほ五月三十一日には滿獨貿易竝びに支拂協定の期限延長取極が調印せられました。斯くて當期中に於ける貿易は相當調整せられ、輸出は多少ながら依然增加を續けましたが輸入は大いに減少し、從つて入超尻は激減するに至つたのであります。

財政を見まするに、政府は康德八年度豫算を實行するに當つては、更に高度の重點主義と緊縮方針とを徹底せしむることに努め、既に一般特別兩會計に亘つて起債計畫額を相當削減すると共に、追加豫算を最小限度に止め、他方國內租稅體系の一部改革を行つて極力稅收其他の增加を圖ることに意を注いだのであります。當期中の歲計實績を見まするに、關稅は多少減收を示したるも、內國稅は顯著なる增加を示して居るのでありまして、前者の減收は貿易統制に基く輸入貿易の減退を反映し、後者の著增は捲烟稅及び酒稅の增徵、砂糖稅の新設等を主因とするものであります。尙ほ當期末に於ける國債現在高は內債九億八千一百餘萬圓、外債七億六千三百餘萬圓、合計十七億四千五百餘萬圓であります。

物價の大勢は當期に入りましてからも引續き一高一低を辿り、騰勢は著しく鈍化して居るのであります。卽ち本年六月の卸賣物價指數（大同二年基準）は二四五・七で、昨年末に比し僅か二・五%の騰貴に止つて居るのであります。然し乍ら其の品目別を見まするに、紡織品、燈火品及び燃料、食料及び嗜好品等の日常生活必需品は尙ほ相當の騰勢を示し、從つて生計費指數（康德三年基準）に就いて之を見れば本年六月の指數は二四六・〇四で、之は昨年末に比し五・六%の騰貴に當つて居るのであります。政府は生產財、農產物等の價格統制及び各價格間の不均衡調整に就いては夙に對策を考究し其一部は實施せられて居りますが、殊に一般消費財の價格の騰貴は國民生活に至大の影響を與ふるに鑑み、昨年來對日輸入消費物資に對して生活必需品會社及び輸入聯盟、卸賣聯盟、小賣聯盟の所謂三段制配給機構を確立せられ、輸入聯盟及び卸賣聯盟は既に前期中に結成せられたのでありますが、本年三月には小賣聯盟も亦全滿の市縣旗別各地區に大體結成を了り、又生活必需品中所謂甲號品は生必會社に、乙號品は輸入聯盟に、丙號品は三十二の同業組合に夫々價格竝びに數量の統制を行はしめ、他方公定價格制竝びに切符制の範圍を擴大し、經濟警察を强化する等、價格竝びに配給の兩面に亘つて種々なる方策が施されたのであります。本行と致しましても亦全滿の各金融機關と協力して金融の方面より極力物價の安定、物資の調節に寄與して來たのであります。

金融界は引續き堅實なる推移を示し、特に當期に入りましてから昨年來の緊縮方針竝びに重點主義が漸次各方面に浸徹し、他方民間遊資の吸收對策も亦相當の效果を現はしたことが觀取せらるゝのであります。卽ち當期末に於ける關東州を含む全滿銀行の貸出殘高（除本行對同業者貸出）は二十八億五千九百餘萬圓に達し、前年同期に比し一割六分の增加を示し、預金殘高（除本行對同業者預り金）は十八億五千七百餘萬圓に上り、前年同期に比し三割七分の增加を見たのでありまして、本期に於ける銀行貸出の增勢は顯著なる鈍化を示して居るのであります。之は只今申上げましたやうに、昨年來內外諸情勢の變化に鑒み本年度政府豫算の編成を首め諸事業會社の企業計畫竝びに資金計畫に可なりの緊縮方針が盛られたと共に、各銀行が昨年六月以來勵行して參りました引締め方針を更に一段と强化し、特に本行及び滿洲興業銀行に於て重點效率主義に依り大口資金の貸出を相當抑制した結果に外ならぬのであります。又預金が金融引締めの强化にも拘らず依然力强き增勢を示して居りまするのは、國民各階層が時局の重大性を認識し政府及び本行の方針に協力して儲蓄の勵行に邁進した證左でありまして、本年度は現下の金融情勢竝びに資金計畫等に照し、儲蓄目標額を十一億圓と定め、目下一大國民運動を展開して居るのでありますが本行と致しましても四月には新たに大興公司をして有獎儲蓄制を實施せしめましたところ、何れも良好なる實績を收め、期末現在に於いて大興儲蓄は契約口數（甲種換算）二萬四千餘口、契約金額四千九百餘萬圓に上り、獎勵金附定期預金は三千萬圓の豫定額を遙かに超過して一億圓を突破したのであります。有價證券の消化に就いても引續き努力が拂はれ、就中國債の一般消化に就いては種々なる積極的施策が講ぜられて居ります。本行は一月十五日有力證券業者を指定して國債取扱人協會を成立せしめ、國債の圓滑なる消化普及に乘出さしめたのでありますが、更に普通銀行、無盡會社等の金融機關に對しても國債保有に關する積極的協力を要請する一方、是等金融機關に對する國債優遇策として五月二十日國債擔保貸出條件の改訂を行ひました結果、其後の消化狀況は可なり良好であり

ます。又各金融機關の業績も引續き向上を示して居ります。滿洲興業銀行の業況を見まするに、當期末貸出殘高は十四億七百餘萬圓で前年同期に比し三割九分を增加し、預金殘高は八億四千九百餘萬圓で前年同期に比し三割五分を增加して居るのでありまして、近年に於ける貸出の著しい增勢は最近可なりの鈍化を示したことが窺はれます。內國普通銀行の業績も亦良好でありまして、其の期末預金殘高は前年同期に比し六割九分の著增を示し、貸出も七割九分增加して居るのでありますが、貸出の內容は最近極めて堅實となり、昨年十一月以來實施致しました滿洲糧穀會社に對する共同融資は融資行數二十八行、融資金額最高四千八百餘萬圓に達し、本年三月には大興公司に對しても同樣共同融資をなし之れ亦良好なる成績を收めて居ります。當期末に於ける關東州を含む全滿銀行數は特殊銀行たる本行竝びに滿洲興業銀行の外に內國普通銀行四十六行、日本側銀行十行、中國側銀行五行、歐米側銀行二行でありまして前期末に比し英國系銀行一行（泰加利銀行）の減少を見ました。內國普通銀行中當期中に增資の認可ありたるものは六行に上つて居ります。又政府は三月金融機關稀密調整要綱を決定し、今後金融機關の地域的配置に就き適宜調整を加へると共に金融機構の整備强化を圖り、以て資金動員體制の完璧を期することになりました。興農合作社、商工金融合作社、無盡會社、當舖等の庶民金融機關の業績も順調なる發展を見せて居りますが、特に商工金融合作社の預金は著しい增勢を示して居ります。郵政儲金も引續き增加を示し、期末殘高は一億九千三百餘圓と二億圓臺に迫るに至り、前年同期に比すれば四割八分の著增に當つて居ります。主として郵政儲金の運用を司つて居る貯金部資金の期末現在額は二億二千七百萬圓でありまして、前期末に比し二千七百萬圓の增加を示して居ります。手形交換高は商取引の減退と共に稍〻停滯し、新京、奉天、哈爾濱、大連、安東、營口の六交換所の當期中に於ける交換高は枚數一百二十九萬五千餘枚、金額四十四億八千九百餘萬圓に上り、前年同期に比し枚數に於て四厘、金額に於て五分六厘の增加を示したに過ぎません。金利に就きましては新京、奉天、哈爾濱、安東の四都市に於いては既に期初來銀行及び合作社を網羅せる甲乙兩種の預金金利協定が實施せられて居りますが、斯かる氣運は漸次他の都市にも釀成せられつゝありますので、近々更に第二次の金利協定を其他の都市にも實施する運びになつて居ります。興農合作社は金利の合理的調整を計る爲め五月一日貸出金利を若干引上げました。斯くして妥當なる金利水準は漸次全國都鄙に普及しつゝあります。當期に於いては日本の對滿投資も概して順調に行はれましたが、之に關聯して四月十七日には新たに日貨五億圓を限度とする產業振興公債法が公布せられ、更に六月二日には滿洲投資證券會社が設立せられて、今後に於ける產業開發資金の對日調達が圓滑化さるゝことになりました。尙ほ對支特に對北支經濟金融關係の改善に就いては引續き努力が傾注せられて居りますが、四月一日には滿關對北支・中支・蒙疆爲替の中銀集中制が實施せられ、又對中支竝びに對北支貿易調整會議が開催せられ、五月一日には北支勞働者の稼働所得金持歸り金の制限が撤廢せらるゝ等漸次調整を見て居ります。

次に本行に於きましては內外の新情勢に對應する爲め期初來職制其他の改革を行ひ、業務の改善刷新に努力致しました結果、業績は引續き健全なる發展を示して居ります。當期中に於ける貨幣發行高に就いて見まするに、其の最高は一月一日の九億九千一百餘萬圓（鑄貨を含む）、最低は六月十二日の八億二千一百餘萬圓、平均發行高は八億八千七百餘萬圓でありまして、之を前年同期と比較致しますれば、最高發行高に於いては三億三百餘萬圓即ち四割四分、最低發行高に於いては二億六百餘萬圓即ち三割四分、平均發行高に於いては二億三千五百餘萬圓即ち三割六分を夫々增加致したのであります。斯くの如く當期中の平均發行高の增加が前年同期のそれに比較して稍〻鈍化を示しましたことは、前述の如く當期に入りましてから各金融機關の貸出引締め方針竝びに民間遊資吸收對策が漸次效果を現はして來た結果であります。當期に於ける本行の預金殘高は四億七千一百餘萬圓、貸出殘高は八億六千八百餘萬圓でありまして、前年同期に比し預金は九千六百餘萬圓即ち一割七分、貸出は一億六千一百餘萬圓即ち一割七分、貸出の減少は政府預金の減少其他の特殊理由に因るものでありまして、一般預金は反つて八千一百餘萬圓の增加を示して居り、貸出の減少は特殊、準特殊會社に對する貸出抑制と政府貸上金の公債への振替とを主因とするものであります。又當期中に於ける本行內外爲替の受拂總額は一百五億六千一百餘萬圓、口數一百五十七萬八千口でありまして、前年同期に比し金額に於いて二割八分の增加、口數に於いて一割六分の減少を示して居ります。其他本行が委任を受けて居りまする政府統制事務に就きましては、二月及び五月の兩度に爲替管理法に基く命令の一部が改正せられ、四月には前述の如く對北支・中支・蒙疆爲替資金の本行（十取扱行）への集中が行はれ、五月には臨時資金統制法施行規則に依る銀行等資金運用計畫竝びに同實績報告制が實施せらるゝ等時局に卽應して各種統制事務の整備改善が行はれたのであります。尙ほ本行の對北支資金調整事務が益〻緊要性を加へつゝあるに鑑みまして、三月に北京辦事處を北京支行に變更致しました。斯くて本行の業績は愈〻鞏固を加へ、業績は倍々向上を示し、當期に於いても前期以上の政府納付金を計上することを得たのであります。

轉じて國際情勢を見まするに、獨逸は三月に入つて益〻激しく英本土空爆を敢行し、四月にはユーゴー及び希臘を席卷し、又クレタ島を攻略し、次いでスエズ作戰に歩を進めつゝありましたが、六月二十二日突如として獨蘇の間に戰爭が勃發し、間もなく伊、羅、芬、洪諸國は獨側に參戰し、西、丁、瑞諸國も所謂反共十字軍を結成し、土、勃其他の諸國亦獨伊に接近する等枝に歐洲戰局は新たなる展開を見るに至つたのであります。他方米國は年初以來愈〻援英手段を積極化すると共に、ラテン・アメリカ諸國を敎唆して益〻獨、伊、日其他の樞軸國に對する經濟的壓迫を强化し、更に獨蘇開戰と共に對ソ武器援助に乘出すに至りましたが、その間政府は自國の軍備の擴張、經濟の戰時體制化、國內輿論の統一に只管腐心し、米國參戰の可能性は漸次濃化しつゝあります。斯くて今や世界の主要國は殆ど總て鬪亂に捲き込まれんとし、世界政局竝びに國際經濟に對する前途の見透しは愈〻困難となつたのであります。

然るに東亞に於きましては、三月に南京遷都一周年を迎へた新國民政府は着々その政治經濟機構を整備充實しつゝありますが、新春早々開業した中央儲備銀行は一路健全なる發展を續けて新法幣の流通圈は漸次擴大し、その他淸鄕委員會が設置せられ、保安司令制度が實施せらるゝ等新中國再建上の治績は大いに見るべきものがあります。尙ほ新國民政府主席汪精衞氏の訪日に際し發表せられた近衞首相・汪主席の共同聲明は、日華兩國が政治、軍事、經濟、文化の各方面に於いて益〻提携を强化して東亞新秩序の建設に邁進するの決意を力强く闡明致しましたが、その具體的表徵の一として六月下旬に日本の對

新政府三億圓借款供與が發表せられたことは新中國建設の前途に多大の光明を投げたのであります。之に反して皇軍の中原、浙東、隨州攻略竝びに奥地重要據點の連續的空爆に依り正に瀕死の界を彷徨しつゝある蔣政權は新四軍の移駐問題に絡む國共の相剋を繞つて内部的分裂の兆愈〻濃厚となり、他方治下の民衆は物資の缺乏、物價の暴騰に窮迫するの餘り屢〻暴動一揆を起す等その困苦缺乏は全く名狀し難い狀態にあるのでありまして、最近第二次法幣安定資金として供與せられた米國の五千萬弗、英國の五百萬磅の新借款も舊法幣の低落を防ぐに由なく、特に軍票、聯銀券等の圓系通貨に對する舊法幣の崩落は甚だしく、蔣政權の沒落は當に時の問題と見られて居ります。

盟邦日本に於きましては、官民協力一致して時局に對處して居りまする爲め、國内政治經濟の戰時體制化は益〻順調に進んで居ります。先づ政界に於きましては近衛内閣の改造を首めとして企畫院の機構改革、大政翼贊會の改組、國防保安法の公布、治安維持法の改正等が行はれ、又二月には昭和十六年度一般會計及び臨時軍事費特別會計純計百二十二億圓の豫算が議會を通過致しまして、玆に態容を新たにして國際政局の變轉に對處し、支那事變の處理と國防生産力の擴充とに邁進することになつたのであります。經濟界を見ましても、金融部門に於いては百三十五億圓貯蓄目標が設定せらるゝと共に、臨時資金調整法の改正、興業債券及び貯蓄債券の發行限度の擴張、國民貯蓄組合法の公布、兌換券最高發行制度の實施等が行はれて戰時金融に對する萬全の準備が整へられ、又産業部門にありては重要機械製造事業法の公布、科學技術新體制確立要綱の決定等を首めとして國防生産力の擴充を目途とする戰時統制諸施設が著しく强化せられたのであります。更に物資物價の方面に於いては生活必需物資統制令其他の法規が發布せられ、新情勢に卽應して物價政策竝びに物資配給制度の再檢討が行はれて居ります。又國際情勢の激變に對處する爲め、貿易の方面に於いては貿易統制令、船舶保護法等の公布、輸出補償法の改正、日滿支交通懇談會の開催、其他綜合的計畫貿易樹立に關する種々なる措置が講ぜらるゝと共に、泰佛印紛爭居中調停、松岡外相の獨伊訪問、日ソ中立條約竝びに通商條約、日佛印經濟協定、日イラン修好條約等が締結せられ、又新國民政府汪主席、獨逸經濟使節團、アフガニスタン經濟使節團等の訪日もありまして日本の外交活動は當期に入つて益〻積極化したのであります。

之を要するに當期中の我が經濟界は國際情勢の變動を主因として直接間接幾多からざる影響を受けたにも拘らず、官民協力一致して之に對處し前年來の重點主義、緊縮方針を一層普及徹底せしむることに努力致しました爲め、金融、産業、貿易、配給等の各部門に亘つて相當の收縮的傾向が現はれたのでありますが、經濟界の大勢は引續き平穩なる推移を示したのでありまして、洵に御同慶に堪へない次第であります。然し乍ら現下の國際政局は前途致しましたやうに實に混沌複雜を極め、何時如何なる激變が勃發して我國經濟に甚大なる影響を及ぼすやも計り難いのでありますから、我が官民は宜しく時局の重大性を認識し、益〻堅忍不拔の精神を持し、互に協心戮力、之に善處するの覺悟と準備とを怠つてはならないのであります。惟ふに今日我が官民が實踐すべき重要事は各自が夫々の職場に於いて最善の努力を致すと共に、自肅自誡、節約を勵行し緊縮を徹底せしめて出來得る限り多くの經濟的餘力を造出蓄積し、之を高度重點主義に依つて刻下最も緊要とする國防經濟力の充實に集中し、以て一旦緩急ある場合にはその總力を擧げて國難の克服打開に邁進することであると存するのであります。金融機關の實務も亦重大でありまして、國防經濟力の增强に必要なる資金的需要に對しては出來得る限り積極的に之を充足するに努むると同時に、資金使用の節約合理化を更に一層嚴重に要求し、又放出資金に對しては凡ゆる方法を盡して之が吸收を圖り、以て購買力を最小限度に規制することが肝要であります。吾々中央銀行當局者と致しましても亦斯くの如き方針の貫徹に努むると共に、常に内外時局の動向を注視し、その推移に對應して妥當有效なる對策を講じ、以て我が國運の隆昌に寄與したいと念ずる次第であります。

## 第十九期株主總會に於ける關總裁演說要旨（昭和十六年二月十二日）

獨蘇の開戰に因り歐洲戰局は當期に入り益〻擴大し更に期末には大東亞戰爭が勃發し世界は戰亂の巷と化したのでありますが、當期中に於ける我が經濟界の動きを見まするに、官民一體となつて引續き經濟統制を强化し、殊に期末には大東亞戰爭に於いて滿洲國の採るべき戰時緊急經濟方策要綱其他の對策を確立して之に善處しつゝありまする爲め、我が經濟界には何等格別の變化も起らず、各部門とも大體平穩に推移したのであります。卽ち産業界に在りましては農産物の收穫は前年よりも增收を示し出廻亦好調を告げ、鑛工業の生産は資材勞力の供給不圓滑なりしにも拘らず概ね前年よりも增産を實し、政府の財政を見まするに歲入は增・新稅の爲に相當增收を擧げ、金融界に於きましては貸出は重點主義の强化に依り稍〻減少を來しましたが、預金は大東亞戰爭後却つて顯著なる增加を示し、公債の消化も漸次增加し、對滿投資も豫定通り行はれ、紙幣發行高は國防經濟力の充實を主因として增加したるも其れが爲に別段の惡影響を與へず、内外爲替取組高は口數に於いて儉減したるも金額は增加し、手形交換高は枚數金額共に增加して取引の殷盛を現はし、各金融機關の業績は概ね向上を續け、本行の業績亦頗る良好にして當期も前年同期以上の政府納付金を計上するを得たのであります。以下當期中の推移を稍〻詳しく御說明申上げたいと存じます。

先づ農業界を見まするに、前期確立せられました康德八年度農産物增産竝荷確保方策は當期に入り着々實施せられ、七月十四日公布の滿洲農産公社法に基き後述の舊三社を統合して新設せられた滿洲農産公社は愈〻八月一日より業務を開始し、又十月一日には興農部の行政機構も改革せられ、兩々相俟つて農産物の生産、荷貨、配給の合理的統制を强化することになつたのであります一般に前年度に比し相當の增産を豫し、又荷貨の方面に於きましては新たに實施せられた先錢制度も所期の成績を擧げ、期末の出廻量は前年度のそれを凌駕するの好調を示し、又其の國内配給及び對日支搬出も比較的順調に進んで居るのであります。更に康德九年度より開始される第二次五箇年計畫に於きま

しては、增產の目標を一層高めると共に、農村の指導及び振興、篤農家協會の設立、改良農具の普及、畜力の增產等に一層の力を注ぐことになつたのであります。尙ほ開拓事業に就きましては康德四年から實行せられた日本開拓民二十箇年百萬戶計畫も昨年を以て其の第一期を完了し、開拓民の期末現在數は七萬五千四百五十一戶、約十二萬三千人に達するの好成績を擧げたのであります。十一月十三日には開拓地營農の根據を確保する爲め開拓農場法が公布せられ、茲に實施せられました開拓團法及び開拓協同組合法と相俟つて、康德六年十二月に樹立された日滿開拓政策基本要綱の方針が着々具體化されて居るのであります。

鑛工業の增產に就きましても引續き各種の奬勵對策が講ぜられました結果、機材及び勞力の供給不足にも拘らず、生產額は概ね增加を持續し、就中化學工業、電氣瓦斯工業、機械器具工業、金屬工業、鑛業等の生產は大なる增加を示し、纖維工業、食料品工業等の生產亦可なりの增加を示して居るのであります。尙ほ從來日本よりの供給に依存して居た消費物資に就きましては、日本の大なる戰時需要を考慮し其の對滿供給の負擔を輕減する爲め、政府は八月二十一日產業自力振興要綱を樹立し、土着資本と國內原材料を一層有效に活用して消費財の國內生產を大に奬勵することに決したのであります。而して各種生產力擴充に必要なる勞働力の確保に就きましても政府は引續き多大の考慮を拂ひ、勞務行政を一層强化すると共に事業者の自主的協力をも促進し擧國勤勞の實を擧ぐる爲め、九月十日勞務新體制要綱を樹立し、之に基いて十月二十二日勞働統制法を改正し、又十一月七日には民間事業者を會員として勞務興國會を發足せしめ、國內勞働力の涵養增强、華北勞働者の導入竝びに離滿防止等に今後一層力を注ぐことになつたのであります。

斯くして第一次五箇年計畫は昨年末豫想外の成果を收めて終りを告げ、本年度より愈〻第二次五箇年計畫が實施さるゝことになつたのでありますが、之に就いて政府は八月二十二日官民懇談會を開催して民間の意見を徵したる後第二次五箇年計畫基本要綱を策定し、石炭、鐵鋼、非鐵金屬、電力、農產物等の增產に重點を置いて之が實現に邁進することになつたのであります。

貿易に就きましては、當期に入り引續き統制が强化せられて居りまする結果、輸出入とも前年同期より減少し、入超尻も相當の減少を示しました。唯對支貿易が輸出入とも增加して居ることが注目されて居ります。圓域內に於ける貿易機構の改善竝びに之が計畫的運用に就きましては、豫てより研究が進められて居りますが、當期に於きましては七月二十九日先づ滿關貿易統制機關調整要綱が發表せられ、滿關貿易統制機關の一元的統制が行はるゝことになりました。對第三國貿易は六月二十二日獨蘇開戰以來輸送路の杜絕の爲に輸出入とも減少しつゝありましたが、七月二十五日以來の英米關の資產凍結、之に續く日滿南國の報復的措置、更に十二月八日の大東亞戰爭の勃發と共に、對英米關貿易は全面的に杜絕するに至り、今後は貿易政策の目標を大東亞廣域經濟の建設に置き、之に向つて新なる發足をなすべく種々方策を攻究して居るのであります。

財政を見まするに、政府は輸入貿易の減少に基く關稅の減收竝びに專賣利益金の減少を補ふと共に時局に對處する爲め、一般特別豫會計を通じて豫算の節減を行ひ追加豫算の計上を極力抑制すると同時に、一方歲入の增加を圖り併せて浮動購買力を吸收する目的を以て八月二十五日以降、煙草稅、家屋稅、特別賣錢稅、事業所得稅、酒稅、從量關稅、法人所得稅等の引上げ竝びに通行稅、資本所得稅、油脂稅等の新設を斷行したのでありますが、昨八年度の歲入實績を豫算と對比して見まするに、關稅は減收を示して居りますが內國稅は大なる增加を示し、之を前年度に比較しますれば八割二分の激增に當つて居るのであります。尙ほ十二月末發表せられた康德九年度の歲出豫算は一般會計八億二千三百餘萬圓、特別會計十六億五千七百餘萬圓、この純計十七億五千八百餘萬圓でありまして、之を八年度豫算に比較しまするに、相當多額の時局對策費が計上せられたに拘らず、純計に於いては八年度對比五千七百餘萬圓の增加に過ぎなかつたことは、豫算の編成に當つて相當の緊縮方針が盛られたことを語るものであります。次に昨八年中の國債募集額は內債二億三千萬圓、外債二億二千萬圓、合計四億五千萬圓でありまして、當期末に於ける國債現在高は內債十二億一千百餘萬圓、外債八億四千二百餘萬圓、合計二十億五千三百餘萬圓であります。

當期中に於ける新設會社は公稱資本金七千萬圓の拂込資本金五千四百萬圓の滿洲農產公社一社でありましたが、之は滿洲糧穀、滿洲特產專管及び滿洲穀粉管理の三社資本金を其の儘統合して設立せられたものであります。增資は八件でありまして、この公稱資本金三億四千七百餘萬圓、拂込資本金一億七千萬圓又未拂込株金徵收は滿鐵を含み十八件でありました。當期中に於ける會社資本の移動が前期よりも減縮を示して居りまするのは、申す迄もなく重點主義の徹底に加へて資金統制法の運用が益〻强化されて居る結果であります。斯くて期末に於ける特殊・準特殊會社數は滿鐵を含み七十一社、其の公稱資本金五十億八千七百餘萬圓、拂込資本金三十九億八千六百餘萬圓でありまして、之を前期末に比較致しますれば社數に於いて二社減少致しましたけれども、公稱資本金に於いて三億四千七百餘萬圓、拂込資本金に於いて三億七千八百餘萬圓各〻增加して居ります。

物價の趨向を見まするに、當期中卸賣物價は四分六厘、生計費は九分二厘騰貴し、何れも前期に比し微騰を示したのでありますが、之は主として增產及び出廻促進對策としての農產物收買價格の引上げを初め、增稅政策に基く一部消費品の値上げ、石炭增產を目指す炭價引上げに因る光熱費其他の引上げ等に原因するものであります。尤も昨一箇年間に於ける卸賣物價竝びに生計費の騰貴率を其の前年と比較致しますれば、何れも著しい鈍化を示して居るのでありまして、之は各種の物資物價對策が昨年來漸く效果を現はして來たものと見らるゝのであります。然し乍ら現下の非常時情勢に照せば、物價の動向は容易に逆睹し得ざるものがありますので、政府は七月二十八日價格等臨時措置法を公布し、一應凡ゆる商品の價格を七月二十五日現在の價格に停止せしめる緊急方策を斷行し、今後この七・二五停止價格を成るべく速かに所謂戰時適正價格に改訂し、以て公定價格制の圓滑なる運用を期することになつたのでありますが、既に一部の甲號品、乙號品等に對して之を實施して居るのであります。殊に大東亞戰爭の勃發した今日に於きましては物資物價對策は益〻重要性を加へて來ましたので、政府は物價の動向と之が對策とに深甚の注意を拂ひ、本行亦購買力吸收の方面から物價の安定に寄與せんことを期して居るの

であります。

金融界は引續き順調なる推移を示しまして、當期末に於ける關東州を含む全滿銀行の預金殘高（本行の同業者預り金を除く）は二十二億九千八百餘萬圓に達し、前年同期末に比し三割七分を增加致しましたのに對し、貸出殘高（本行の同業者貸出を除く）は二十七億五千七百餘萬圓でありまして、前年同期末に比し却つて一分一厘の減少を示して居ります。貸出の減少は一部特殊會社の借入金が社債に振替へられたのが主因でありますが、本行を首め各銀行に於いて不急不遫の貸出を抑制した結果であり、他方預金が顯著なる增勢を示しましたのは民間遊資吸收の諸對策が着々效果を現はしつゝあると共に、國民の時局認識が漸次深化しつゝある證左であります。卽ち期初來時局は益〻緊迫の度を加へ、蘆溝八日には遂に大東亞戰爭の勃發を見るに至りましたが、之が爲に預金の引出、資金の逃避等の現象は少しも起らず、國民は擧く迄皇軍の實力を信じて冷靜沈着、貯蓄に精進して居りまする爲め、預金は其後却つて增加を示して居るのであります。例へば十二月中全國的に實施せられました第二次有獎定期預金の如きは先に實施せる第一次有獎定期預金を寧ろ凌駕する成績を示し、六千萬圓の豫定額を遙かに超過して一億八百餘萬圓に達したのであります。又大興公司の有獎儲蓄も契約金額七千二百萬圓に上り、特に十二月中顯著なる成績を示したのであります。有價證券就中國債の消化に就きましても引續き努力を拂ひ、前期來種々なる積極的施策を講じました結果、當期中に於ける普通銀行、無盡會社等の國債保有高は著しく增加し、期末に於ける合計消化高は前年同期に比し約二倍に增加し、今後更に增加の傾向にあるのであります。尙ほ滿洲興業銀行を首め各金融機關の業績も向上を示して居りまして、貸出も六割六分の增加を示して居りますが、貸出の增加は大部分が農產公社其他に對する共同融資の增加に因るものであります。當期中に於ける銀行の異動を見まするに、十二月二十二日哈爾濱に資本金一千萬圓の濱江實業銀行の新設が許可せられて哈爾濱實業銀行が之に買收せられることになり、更に滿洲里の東疆、滿洲里商業の兩行竝びに大連の米國系花旗銀行が廢業しました結果、期末現在に於ける全滿銀行數（關東州を含む）は特殊銀行たる本行竝びに滿洲興業銀行の外に、內國普通銀行四十四行、日本側銀行十行、中國側銀行五行、英國側銀行一行となりました。又內國普通銀行の法定資本金に對する增資餘豫期間は當期末を以て悉〻滿了となりましたが、當期中五行に對し增資認可が與へられ、殘つたものは三行となりました。興農合作社、商工金融合作社、無盡會社、當舖等の庶民金融機關の業績も順調なる發展を示して居ります。郵政儲金も引續き增加して期末殘高は三億二百餘萬圓に達し、前年同期末に比すれば三割一分以上の增加を示し、儲金者數も亦二割九分增加して居るのであります。主として郵政儲金の運用を司つて居りまする貯金部資金の期末現在高は二億七千一百餘萬圓でありまして、前期末に比し四千三百餘萬圓、前年同期に比し奉天、大連、哈爾濱、安東、營口、錦州、吉林の八交換所の當期中に於ける交換高は枚數百八十餘萬枚、金額五十七億七千百餘萬圓に上り、前年同期に比し枚數に於いて三割八分、金額に於いて三割一分の增加を示して居ります。金利に就きましては、新京、奉天、哈爾濱、安東の四都市に於いては既に年初以來預金金利協定が實施せられて居りましたが、十月一日には更に四平、鐵嶺、鞍山、撫順、營口、吉林、圖們、延吉、龍井、錦州、齊齊哈爾、佳木斯、牡丹江の十三都市に於いても同協定が成立するに至りましたので、これで殆ど全部の主要都市に於いて銀行、商工興農兩合作社及び無盡會社を網羅せる甲乙兩種の預金金利協定が實施せられた譯であります。當期中に於ける日本の對滿投資も順調に行はれましたが、右に關聯し本行は關西經濟界との連繫を一層緊密ならしむる爲め、十一月一日大阪に駐在員事務所を設置致しました。對支關係に於いては四月以來滿關對北支・中支・蒙疆爲替の本行集中制が實施せられて居りますが、八月一日本行は上海に支店を開設し、中支に於ける諸事務の圓滑なる處理に當らしむることに致しました。尙ほ對第三國關係に於いては、七月下旬英米兩國竝びに關印當局が不法にも日本に對し資產凍結令を公布するに至りましたので、日本に於いては直ちに之に對し報復措置を講じ、我國に於いても亦日本と同樣の措置を採り、八月一日爲替管理法に必要なる改正を加へると共に、外國人取引取締規則を公布實施したのでありますが、其後大東亞戰爭が勃發致しましたので、十二月二十七日右諸法規を更に改正强化し、政府の指定する國の人、法人若くは居住者に屬する財產を必要に應じ管理及び處分し得ることになりました。更に日本政府は新事態に對處し、從來の米英貨を基準とする外國爲替相場なる觀念を一擲し、日本圓に依り公定換算率を自主的に決定することになりましたので、我國に於いても日本圓・國幣等價の原則に基き、國幣と外國通貨との交換比率は日本圓を基準として公定することに決し、本行之が衝に當ることになり、十二月二十九日公定換算率を發表し、康德九年一月一日より之を實施することに致しました。

次に當期に於ける本行業務も亦堅實なる發展を示して居ります。先づ貨幣の發行狀況を見まするに、當期中の最高發行高は紙幣竝びに鑄貨を合せまして十二月二十七日の十三億三千一百餘萬圓、最低發行高は七月十七日の八億四千八百餘萬圓でありまして、之を前年同期と比較致しますれば、最高發行高に於いては三億一千六百餘萬圓卽ち三割一分、最低發行高に於いては一億九千二百餘萬圓卽ち三割、平均發行高に於いては二億四千七百餘萬圓卽ち三割三分を夫々增加致して居ります。斯くの如く貨幣發行高が一般產業資金貸出の減少に拘らず增加致しましたのは、國際情勢の緊迫化に鑑み國防經濟力の充實に多大の努力が注がれたことを語るものであります。當期末に於ける本行の預金殘高は六億七千四百餘萬圓、貸出金殘高は七億五千七百餘萬圓でありまして、之を前年同期末に比較致しますれば預金は一億四千九百餘萬圓卽ち二割八分增加し、貸出金は一億一千四百餘萬圓卽ち一割三分減少して居ります。預金貸出の內容を見まするに、政府預金は六千四百餘萬圓卽ち四割五分、一般預金は八千四百餘萬圓卽ち二割二分の增加を示して居り、又貸出金中政府貸上金は八千六百餘萬圓卽ち八割八分の增加を示して居りますが、一般貸出金は却つて二億一百餘萬圓卽ち二割六分減少したのであります。當期中に於ける本行內外爲替の受拂總額は百十七億五千五百餘萬圓、口數百四十九萬八千口でありまして、前年同期に比し、金額に於いて約二割增加致しましたが、口數に於いては約一分の減少を見ました。尙ほ九月十日には本行は新たに丙號五角券を發行して從來のものと併用することにし、又十二月二十二日には本行の總貸製造限度を一億圓に擴張するの件が認可せられました。斯くて本行の業績は益〻向上を續け業務は愈〻擴圓を加へて居りま

す。

轉じて國際情勢を見まするに、六月二十二日獨伊の對蘇宣戰布告以來、歐洲戰局は更に新たなる展開を示し、獨逸軍は間もなくバルト三國、白ロシア、ウクライナ等を席卷致しましたが、其後ソ聯も亦必死の抵抗を續け、兩軍相對時した儘年末嚴冬期に入つたのであります。他方英米は益〻其の紐帶を固くし、八月にはルーズヴエルト・チヤーチル洋上會談が行はれましたが、その結果米國は愈〻參戰の決心をなし、同時に太平洋に關しても所謂ABCD對日包圍陣を形成し、密かに對日攻勢作戰を協定したるもの、如く、其後開催せられたる日米會談に於きましては兩國關係を飽く迄友交裡に解決して太平洋竝びに東亞の安定と平和とを維持せんとした盟邦の努力も空しく、米國の理不盡なる對日壓迫は益〻露骨强硬となりたる爲め、遂に日本は過去長年月に亘つて東亞を侵略し擴暴の限りを盡して居た英米の勢力を東亞の天地から驅逐し、東亞人の大共榮圈を確立する爲め、十二月八日敢然起つて米英に宣戰を布告し續いて獨伊も亦十一日對米宣戰を布告したのであります。而して皇軍が神速果敢の作戰に依つて緒戰匆々ハワイ、マレー沖等に於て敵主力艦隊を擊滅し、又香港、グアム島、ウエーク島の敵前衞基地を占領し、フイリツピン群島、マレー半島、英領ボルネオ等を席卷し、更に上海、天津、鼓浪嶼、沙面等の英國租界に進駐して英米の東亞侵略策源地を覆滅する等、世界史上未曾有の大戰果を收めましたことは、中外の驚嘆措かざる所であります。

東亞に於きましては國民政府は盟邦日本の援助協力の下に着々行政機構を改革し、諸制度を改善して國家體制の整備に努めて居りましたが、當期に入り獨、伊、羅、スロヴアキア、クロアチア、勃、西、匈、丁の諸國に依り承認を受け、又自ら防共協定にも參加し、其の國際的地位は向上の一途にあるのであります。之に反し重慶政權は今尚ほ世界の大勢に目醒めず、依然英米の援助を空頼みに無意義の抗戰を續けて居りますが、當期中皇軍の長沙進攻、鄭州攻略、廣東江北方面の作戰と奥地重要據點の爆碎等に依つて愈〻苦境に陷り、今や壞滅の寸前に彷徨して居るのであります。

他方南方諸國は當期に入り漸く四圍の情勢を認識し、盟邦日本の眞意を諒解して日本の力に依存することに決し、頻りに日本との友交增進に努めて居ります。當期中日佛印共同防衞の協定を結め、泰國の滿洲國承認、日佛銀行協定の締結、日泰借款協定の成立、日本の佛印駐在大使の派遣、日泰兩國の大使交換、日蘭航空協定の調印、日本の佛印資源調査團の派遣等が行はれましたことは、斯うした新情勢を如實に物語つて居るのであります。殊に泰國政府は大東亞戰爭が勃發するや、從來の中立政策を放棄して盟邦日本と攻守同盟を結び、佛印亦日本との軍事協定を締結して益〻共同防衞を强化するに至つたのであります。

盟邦日本に於きましては國際情勢の激變に鑑み、當期に入り財政金融基本方策を初め國防生產力の擴充竝びに配給統制に關する各種の施策を實行に移し益〻臨戰體勢の整備に努めて居りましたが、特に十二月八日米英に對して宣戰を布告して以來は愈〻決戰總動員體制に移り、國家の總力を戰爭目的の完遂に集中して居るのであります。而して支那事變以來成立した日本の臨時軍事費は昭和十二年の第七十一議會の五億一千萬圓より本年一月の第七十九議會の百八十億圓までを合計して實に四百七十億九百餘萬圓に上つて居りますが、斯かる巨大なる軍事費の支出にも拘らず、經濟界が常態を持續して居ることは日本經濟力の强靱性を證明して居るのであります。

惟ふに今次の大東亞戰爭は、世界史に一大轉換を畫すべき劃期的大事件でありまして、それ丈けに長期戰となることを覺悟せねばならぬと思ふのであります。從つて之に對處するには戰爭と建設とを同時に遂行して行かねばならず、それには日滿支を中核とする合理的な大東亞綜合計畫を樹立實行することが必要でありますが、然し刻下何よりも緊要なるは戰に勝つことでありまして、之が爲には盟邦日本と一體不可分の關係に立つ我が滿洲國としては、國家の總力を擧げて盟邦の戰爭完遂に寄與すべき實務を有するのであります。而して戰時經濟の要諦は戰爭に必要なる物資の大消費を可能ならしむることに在るのでありますから、吾々は重要物資の民間消費を出來得る限り節約して之を軍需に振り向けることが固より必要でありますが、更に進んで軍需物資の積極的大增產を敢行して北邊の守りに資すると共に之を日本に供給して其の戰爭力を增强し、又從來日本から供給を受けて居た消費財は今後出來得る限り國內に於て生產し、以て日本の對滿輸出の負擔を輕減することが肝要でありまして、是こそ滿洲國が現下の緊急事態に對處して採るべき戰時經濟方策の核心であると存ずるのであります。從つて金融機關としては斯かる戰需品竝びに消費財の大增產と國防充實とに要する巨額の資金を出來る丈け圓滑且つ低利に供給することが第一の使命でありますが、同時に斯かる資金の放出に當つては其の重要度を嚴密に考査し、苟も不急不適なるものに對しては融資を抑制し又放出したる資金は貯蓄の勵行、公債の消化等に依つて之を吸收し、放出資金が現實の購買力として發動することを封鎖し、以て通貨・信用の膨脹より生ずることあるべき種々なる弊害を未然に防止することが喫緊の要務であると信ずるのであります。而して以上の如き戰時金融方策の遂行には金融機關が小我を捨て、政府の統一ある方針の下に互に提携協力、渾然一體となつて新態勢を整へ國民を指導誘掖することが肝要でありまするに鑑み、中央銀行當局者と致しましては、今後各金融機關に對し更に一段の奮起を促すと共に自らも亦率先之を實行し、以て時艱の克服に貢獻せんことを期する次第であります。

# 三、定款及關係法令

# ○滿洲中央銀行法

（大同元年六月十一日教令第二十六號）

改正（康德元年九月十七日勅令第一一八號、康德四年二月四日勅令第一五號、康德四年六月二十四日勅令第一四一號、康德五年七月二十一日勅令第二六九號、康德七年十一月一日勅令第二八九號、康德七年十二月二十四日勅令第三四五號）

第一條　滿洲中央銀行ハ株式會社トシ國內通貨ノ流通ヲ調節シ其ノ安定ヲ保持シ金融ヲ統制ス

第二條　滿洲中央銀行ハ總行ヲ新京ニ分行ヲ奉天、吉林、齊齊哈爾及哈爾濱ニ設置ス

滿洲中央銀行ハ政府ノ許可ヲ受ケ前項ノ分行ノ外重要地ニ分行又ハ支行ヲ設置シ若ハ他ノ銀行ト代理店契約ヲ締結スルコトヲ得

政府ハ必要アリト認ムルトキハ分行、支行又ハ代理店ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第三條　滿洲中央銀行ノ存立期間ハ設立認可ノ日ヨリ滿三十年トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ得テ之ヲ延長スルコトヲ得

第四條　滿洲中央銀行ノ資本ハ三千萬圓トシ之ヲ三十萬株ニ分チ一株ヲ百圓トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ得テ資本ノ增加ヲ爲スコトヲ得

第五條　滿洲中央銀行ノ株式ハ之ヲ數回ニ分割シテ募集スルコトヲ得

第六條　滿洲中央銀行ノ株券ハ總テ記名式トシ特ニ政府ノ許可ヲ受ケタル者ノ外株主タルコトヲ得ス

第七條　滿洲中央銀行ノ株式發行ノ價額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ス

第一回拂込ノ金額ハ株金ノ二分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス

第八條　政府ハ滿洲中央銀行ノ株式中五萬株以上ヲ引受クルモノトス

政府ハ前項ノ規定セル限度ノ株式ニ付テハ之ヲ讓渡又ハ處分スルコトヲ得ス

第九條　政府ハ滿洲中央銀行資本ノ半額迄引受クルコトヲ得

第十條　滿洲中央銀行ノ營業ハ左ノ如シ

一　政府發行ノ手形、爲替手形其ノ他商業手形ノ割引又ハ買入

二　金銀塊外國通貨ヲ擔保トスル貸付

三　金銀塊外國通貨ノ賣買

四　諸預リ金及當座貸越

五　金銀塊、外國通貨、貴重品竝ニ諸證券類ノ保護預リ

六　公債證書、政府發行ノ手形其ノ他政府ノ保證ニ係ル各種ノ證券ヲ擔保トスル貸付

七　確實ナル擔保アル貸付

八　平常取引約定アル諸會社銀行又ハ商人ノ爲ノ手形取立

九　爲替及荷爲替

右ノ外營業ノ都合ニ依リ國債證券、地方債證券其ノ他政府ノ指定スル確實ナル有價證券ヲ買入ルルコトヲ得

【康德元年九月十七日勅令第一一八號ヲ以テ改正】右第二項ヲ左ノ如ク改ム

右ノ外營業ノ都合ニ依リ國債證券、地方債證券其ノ他政府ノ指定スル確實ナル有價證券ノ買入ヲ爲シ竝ニ財政部大臣ノ認可ヲ受ケ公共團體及金融合作社聯合會ニ對シ無擔保貸付ヲ爲スコトヲ得

【康德四年六月二十四日勅令第一四一號ヲ以テ改正】右第二項中「財政部大臣ノ認可」トアルヲ「經濟部大臣ノ認可」ト改ム

第十一條　滿洲中央銀行ハ營業ノ爲必要ナル物件ヲ買入レ又ハ債務辨濟ノ爲引受ケタル物件ヲ所有スル外動產不動產ヲ買取ルコトヲ得ス債務辨濟

ノ賃引受ケタル動産ハ六月以内ニ不動産ハ一年以内ニ之ヲ實却スヘシ但シ買受人ナキカ又ハ買受人アルモ其ノ辨償ヲ不適當ト認ムルトキハ政府ノ許可ヲ受ケ之ヲ延期スルコトヲ得

第十二條　滿洲中央銀行ハ自行株券ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受入ルルコトヲ得ス

第十三條　滿洲中央銀行ハ如何ナル場合ト雖モ其ノ役員及使用人ニ對シ貸付ヲ爲スコトヲ得ス

第十四條　滿洲中央銀行ハ貨幣法ノ定ムル所ニ依リ貨幣ノ製造及發行ヲ爲ス

第十五條　滿洲中央銀行ハ政府ノ許可ヲ得テ借入金ヲ爲スコトヲ得

第十六條　滿洲中央銀行ハ豫メ政府ノ許可ヲ得タル銀行ニ預ケ金ヲ爲スコトヲ得

第十七條　滿洲中央銀行ハ國庫金取扱ニ從事スルノ外地方團體ノ公金取扱ノ事務ヲ代理スルコトヲ得

【康德四年二月四日勅令第五號ニ依リ改正】右第十七條ニ左ノ第十七條ノ二ヲ加フ

第十七條ノ二　滿洲中央銀行ハ政府ノ許可ヲ受ケ他ノ銀行ノ業務ヲ代理スルコトヲ得

第十八條　滿洲中央銀行ハ本法ニ定ムル以外ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス

第十九條　滿洲中央銀行ニ總裁一人副總裁一人理事五人以上監事三人以上ヲ置ク

【康德七年十二月二十四日勅令第三四五號ニ依リ改正】同條中ノ「理事五人以上」ヲ「理事六人以內」ニ、「監事三人以上」ヲ「監事三人以內」ニ改ム

第二十條　總裁、副總裁ハ其ノ任期ヲ五年トシ政府之ヲ命スルモノトス



理事ハ其ノ任期ヲ四年トシ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選擧シ政府ノ認可ヲ得テ就任スルモノトス

監事ハ其ノ任期ヲ四年トシ株主總會ニ於テ選擧シ政府ノ認可ヲ得テ就任スルモノトス

於テ之ヲ選任スルモノトス

【康德五年七月二十一日勅令第一六九號ニ依リ改正】第二項及第三項ヲ各左ノ如ク改ム

理事ハ其ノ任期ヲ四年トシ株主總會ニ於テ之ヲ選任スルモノトス

監事ハ其ノ任期ヲ三年トシ株主總會ニ於テ之ヲ選任スルモノトス

【康德七年十二月二十四日勅令第三四五號ニ依リ改正】同條ヲ左ノ如ク改ム

總裁、副總裁、理事及監事ハ政府之ヲ任命ス

總裁、副總裁及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第二十一條　理事又ハ監事ハ其ノ任期ヲ經過スルモ新理事又ハ新監事ノ就任スル迄繼續シテ其ノ職務ヲ行フ

第二十二條　理事又ハ監事ニ缺員ヲ生シタルトキハ株主總會ヲ招集シ補缺選擧ヲ行フヘシ其ノ補缺員ハ前任者ノ殘任期ヲ繼クモノトス但シ理事又ハ監事ニ缺員アルモ理事ニ在リテハ三人監事ニ在リテハ一人在任シ役員總會ニ於テ其ノ事務ニ差支ナシト認ムルトキハ補缺選擧ヲ行ハサルコトヲ得

【康德七年十二月二十四日勅令第三四五號ニ依リ改正】同條ヲ削除ス

第二十三條　理事ハ其ノ所有ニ係ル滿洲中央銀行ノ株券百株ヲ在任中監事ニ供託スルコトヲ要ス

前項ノ株券ハ本人退職スト雖モ其ノ期ニ屬スル決算報告カ株主總會ノ承認ヲ得タル後ニ非サレハ之ヲ受戻スコトヲ得ス



【康德五年七月二十一日勅令第一六九號ニ依リ改正】同條ヲ削除ス

第二十四條　總裁、副總裁、理事及常務監事ハ何等ノ名義ニ拘ラス報償ヲ得テ他ノ職務ニ就キ又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ス但シ政府ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條　總裁ノ職務權限ハ左ノ如シ

一　總裁ハ一切ノ業務ニ付滿洲中央銀行ヲ代表ス

二　總裁ハ法律命令及定款ノ規定竝ニ株主總會、理事會及役員總會ノ決議ニ從ヒ一切ノ行務ヲ執行ス

三　總裁ハ株主總會、理事會及役員總會ノ議長タルヘシ

第二十六條　副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

總裁副總裁共ニ事故アルトキハ政府ハ理事ノ一人ヲシテ總裁ノ職務ヲ代理セシム

第二十七條　副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ總裁ノ命ヲ承ケテ滿洲中央銀行ノ業務ヲ分掌ス

第二十八條　監事ハ滿洲中央銀行ノ業務ヲ監査ス

監事ハ互選ニ依リ一名ノ常務監事ヲ定ムルコトヲ得

【康德七年十二月二十四日勅令第三四五號ニ依リ改正】第二項ヲ左ノ如ク改ム

政府ハ監事中一人ノ常務者ヲ定ムルコトヲ得

第二十九條　總裁、副總裁、理事及常務監事ノ報酬及手當ノ額ハ政府ノ定ムル所ニ依ル

監事ノ報酬ハ株主總會ノ決議ニ依リ之ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クヘシ

【康德七年十二月二十四日勅令第三四五號ニ依リ改正】第一項中「理事及常務監事ノ報酬」ヲ「理事及監事ノ報酬」ニ改メ第二項ヲ削除ス

第三十條　率天、吉林、齊齊哈爾及哈爾濱ノ各分行ニハ理事ヲ分駐セシムルコトヲ得

第三十一條　總裁、副總裁及理事ハ理事會ヲ組織ス

理事會ハ總裁之ヲ招集シ重要ナル行務ヲ決議ス

第三十二條　重要業務ノ方針ニ關シ理事會ニ意見ヲ具申セシムル爲重要各分行ニ地方委員會ヲ設クルコトヲ得

第三十三條　監事ハ監事會ヲ組織シ理事會ニ於テ決議サレタル事項ノ內特ニ定メタル事項ヲ調査シ正當ナリト認ムルトキハ之ヲ承認ス

第三十四條　總裁、副總裁、理事及監事ハ役員總會ヲ組織ス

役員總會ハ總裁之ヲ招集シ特ニ重要ナル事項ヲ決議ス

第三十五條　滿洲中央銀行ハ每年二回通常株主總會ヲ開ク

必要生シタルトキ臨時株主總會ヲ開クコトヲ得

株主總會ニ於ケル株主ノ議決權及議決ノ方法ハ定款ニ於テ之ヲ定ム

第三十六條　滿洲中央銀行ハ每營業期ニ於テ資本ノ缺損ヲ補フ爲純益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲純益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

滿洲中央銀行ハ前項積立ノ外純益ノ百分ノ二十以上ヲ積立テ金塊、外國金通貨又ハ金勘定ノ預ケ金トシテ保有スヘシ

【康德五年七月二十一日勅令第一六九號ニ依リ改正】第二項中ノ「每營業期」ヲ「每決算期」ニ改ム

第三十七條　株主ニ對シ配當シ得ヘキ利益金額カ拂込資本ニ對シ一年百分ノ十ノ割合ヲ超過スルトキハ滿洲中央銀行ハ該超過額ノ四分ノ三ヲ政府ニ納付スヘシ

【康德七年十一月一日勅令第二八九號ニ依リ改正】同條ヲ削除ス

第三十八條　株主ニ對シ配當シ得ヘキ利益金額カ政府持株以外ノ株式ノ拂

込金額ニ對シ每營業期ニ於テ一年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄ハ政府持株ニ配當ヲ爲スコトヲ要セス

前項百分ノ六ヲ超過シタル利益金額ハ政府持株ニ之ヲ配當ス但シ政府持株以外ノ株式ニ對スル配當率ヲ超ユルコトヲ得ス

【康德五年七月二十一日勅令第一六九號ニ依リ改正】第一項中ノ「每營業期」ヲ「每決算期」ト改ム

第三十九條　株主ニ對シ配當シ得ヘキ利益金額カ政府持株以外ノ株式ノ拂込金額ニ對シ每營業期ニ於テ一年百分ノ六ノ割合ニ達セサルトキハ政府ハ創立年度ヨリ五年ヲ限リ之ニ達スル金額ヲ補給ス

【康德第年七月二十一日勅令第一六九號ニ依リ改正】同條中ノ「每營業期」ヲ「每決算期」ト改ム

第四十條　政府ハ滿洲中央銀行監理官ヲ置キ銀行一般ノ事務ヲ監理セシム

第四十一條　定款ヲ改正又ハ變更セムトスルトキハ株主總會ニ於テ決議シ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第四十二條　政府ハ滿洲中央銀行業務ノ監督上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第四十三條　滿洲中央銀行ハ營業上諸般ノ狀況ヲ每月一回政府ニ報告スヘシ

## 附　則

第四十四條　滿洲中央銀行開業ノ際合併スル各銀行號ノ爾來營ミタル業務ハ第十八條ノ規定ニ掏ラス合併ノ日ヨリ一年間之ヲ行フコトヲ得

第四十五條　設立初度ノ理事及監事ハ特ニ政府之ヲ任命ス

前項ノ理事及監事ハ第二十條第二項及第三項ニ規定スル持株數ヲ要セス

第四十六條　本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德四年二月四日勅令第五號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德四年六月二十四日勅令第一四一號）

本法ハ康德四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德五年七月二十一日勅令第一六九號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德七年十一月一日勅令第二八九號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德七年十二月二十四日勅令第三四五號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ理事及監事タル者ハ其ノ就任ノ日ニ於テ本法ニ依リ任命セラレタル者ト看做ス

# ○滿洲中央銀行定款（大同元年六月十四日認可）

## 第一章　總　則

第一條　當銀行ハ滿洲中央銀行法ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ滿洲中央銀行ト稱シ英語ヲ用キルトキハ The Central Bank of Manchou ト稱ス

第二條　當銀行ハ滿洲中央銀行法ニ依リ銀行業ヲ營ムヲ以テ目的トス

第三條　當銀行ハ總行ヲ新京ニ分行ヲ奉天、吉林、齊齊哈爾及哈爾濱ニ設置ス

當銀行ハ政府ノ許可ヲ受ケ又ハ其ノ命令ニ依リ前項ノ分行ノ外重要地ニ分行又ハ支行ヲ設置シ若ハ他ノ銀行ト代理店契約ヲ締結スルコト得

【康德四年八月九日認可變更】第一項ヲ左ノ如ク改ム

當銀行ハ總行ヲ新京特別市ニ、分行ヲ奉天省奉天市、吉林省吉林市、龍江省齊齊哈爾市及哈爾濱市ニ、支行ヲ別表ニ掲クル地ニ置ク

【康德八年三月二十日認可變更】第一項ヲ左ノ如ク改ム

當銀行ハ總行ヲ新京ニ分行ヲ奉天、吉林、齊齊哈爾及哈爾濱ニ置ク

第二項【前項ノ分行ノ外】以下ヲ「前項ノ分行ノ外必要ノ地ニ分行、支行又ハ代理店ヲ置クコトヲ得」ト變更ス

第四條　當銀行ノ存立期間ハ設立認可ノ日ヨリ滿三十年トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ得テ之ヲ延長スルコトヲ得

第五條　當銀行ノ公告ハ公報及新聞紙ニ登載ス

【康德八年三月二十日認可變更】同條ヲ左ノ如ク改ム

當銀行ノ公告ハ政府公報ニ之ヲ揭載ス

## 第二章　資本及株式

第六條　當銀行ノ資本ハ三千萬圓トシ之ヲ三十萬株ニ分チ一株ヲ百圓トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケ資本ヲ增加スルコトヲ得

第七條　當銀行ノ株式ハ之ヲ數回ニ分割シテ募集スルコトヲ得

第八條　當銀行ノ株式發行ノ價額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ス

第一回拂込ノ金額ハ株金額ノ二分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス

第九條　當銀行ノ資本ノ半額迄ハ政府ニ於テ引受ケ之カ株主タルコトヲ得

第十條　株主第一回ノ拂込ヲ爲シタルトキハ當銀行ハ新株券ヲ交付シ其ノ拂込フヘシ株金ノ拂込アリタルトキハ株券ニ其ノ金額ヲ記載シ總裁之ニ捺印ス

第十一條　第一回ノ株式募集額ハ資本ノ半額トス

前項ノ募集額ヲ控除シタル殘額ノ株式募集ニ付テハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

未拂込株金拂込ノ方法、金額及期日ハ總裁之ヲ定メ拂込期日ノ二月前迄ニ其ノ旨ヲ株主ニ通知シ同時ニ之ヲ公告ス

第十二條　株主若シ株金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ其ノ拂込期日ノ翌日ヨリ現拂込日迄滯納金ニ對シ百圓ニ付一日四分ノ割合ニ當ル賠償金ヲ追徵ス

第十三條　株券ハ總テ記名式トシ特ニ政府ノ許可ヲ受ケタルモノノ外株主トナルコトヲ得ス

第十四條　當銀行ノ株券ハ一株券、十株券、百株券及千株券ノ四種トス

第十五條　株主及其ノ法定代理人ハ印鑑及住所ヲ當銀行ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ印鑑又ハ法定代理人ノ權限ニ就キ當銀行ニ於テ必要ト認ムルトキハ之カ證明ヲ爲スヘシ

第十六條　當銀行ノ株式讓渡ノ場合ニ於テハ株券ニ當事者雙方連署ノ名義書換請求書及政府ノ許可證ヲ添ヘ當銀行ニ届出ツヘシ

相續遺贈等ニ因リ當銀行ノ株式ヲ取得シタルトキハ其ノ取得者ハ株券ニ證明書及政府ノ許可證ヲ添ヘ當銀行ニ届出ツヘシ

前二項ノ届出アリタルトキハ當銀行ハ株主名簿ニ記入シ其ノ株券裏面ニ取得者名ヲ記入シ總裁記名捺印シタル上之ヲ還付ス

第十七條　當銀行ノ株券滅失シタルトキハ株主ハ其ノ事由竝ニ種類、金額及番號ヲ詳記シ當銀行ノ滿足スル二人以上ノ保證人ヲ立テ當銀行ニ届出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケ其ノ事實明カナラサルトキハ當銀行ハ新株券ヲ交付シ其ノ事實明カナラサルトキハ紛失及盜難ノ例ニ依ル

【康德五年九月十二日認可變更】同條ヲ削除ス

第十八條　當銀行ノ株券ヲ紛失シ若ハ盜取セラレタルトキハ株主ハ其ノ種類、金額及番號ヲ詳記シ其ノ旨ヲ當銀行ニ届出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ當銀行ハ請求人ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ公告ノ日ヨリ一月ヲ經タル後當銀行ノ滿足スル二人以上ノ保證人ヲ立テシメ新株券ヲ交付ス

前項ノ期間内ニ於テ請求人該株券ヲ發見シタルトキハ直ニ當銀行ニ屬出ツヘシ當銀行ハ前項ノ例ニ依リ其ノ旨ヲ公告ス

【慶徳五年九月十二日認可變更】同條ヲ削除ス

第十九條　前條第二項ノ期間内ニ滅失、紛失若ハ盜難ノ屬出アリタル株券ニ關シ紛議アリタルトキハ裁判所ノ確定判決ヲ受ケ其ノ權利者ヨリ當銀行ニ屬出ツヘシ

當銀行ハ必要アルトキハ新株券ヲ其ノ權利者ニ交付ス

【慶徳五年九月十二日認可變更】同條ヲ削除ス

第二十條　第十八條及第十九條ノ規定ニ依リ新株券ヲ交付シタルトキハ舊株券ハ之ヲ無效トス此ノ場合ニ於テハ舊株券ヲ當銀行ニ差出スヘシ舊株券ヲ差出ササルトキハ當銀行ハ其ノ無效ナルコトヲ公告ス

【慶徳五年九月十二日認可變更】同條ヲ削除ス

第二十一條　株券汚染又ハ毀損シタルトキハ株主ハ其ノ事由ヲ詳記シ其ノ株券ヲ添ヘ當銀行ニ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ受ケ其ノ正當ナルコトヲ認メタルトキハ當銀行ノ新株券ヲ交付ス

第二十二條　當銀行ハ株主ノ請求ニ依リ株券ノ種類變更ヲ爲スヘシ但シ新株券一通ニ付二角ノ手數料ヲ徵ス

第二十三條　當銀行ハ株券ノ名義書換ノ場合ニ於テハ一通ニ付一角ノ手數料ヲ減失、紛失、盜難又ハ汚染毀損等ニ依リ新株券交付ノ場合ニ於テハ一通ニ付二角ノ手數料ヲ徵ス

第二十四條　當銀行ハ通常株主總會前一月以内株式ノ名義書換ヲ停止ス但シ此ノ場合ニ於テハ豫メ其ノ旨ヲ公告スヘシ

臨時株主總會ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

## 第三章　營　業

第二十五條　當銀行ノ營業ハ左ノ如シ

一　政府發行ノ手形、爲替手形其ノ他商業手形ノ割引又ハ買入

二　金銀塊外國通貨ヲ擔保トスル貸付

三　金銀塊外國通貨ノ賣買

四　諸預リ金及當座貸越

五　金銀塊、外國通貨、貴重品並ニ諸證券類ノ保護預リ

六　公債證書、政府發行ノ手形其ノ他政府ノ保證ニ係ル各種ノ證券ヲ擔保トスル貸付

七　確實ナル擔保アル貸付

八　平當取引約定アル諸會社銀行又ハ商人ノ爲ノ手形取立

九　爲替及荷爲替

右ノ外營業ノ都合ニ依リ國債證券、地方債證券其ノ他政府ノ指定スル確實ナル有價證券ヲ買入ルルコトヲ得

【慶徳二年三月十日認可變更】第二項ヲ左ノ如ク改ム

右ノ外營業ノ都合ニ依リ國債證券、地方債證券及其ノ他政府ノ指定スル確實ナル有價證券ノ買入ヲ爲シ並ニ財政部大臣ノ認可ヲ受ケ公共團體及金融合作社聯合會ニ對シ無擔保貸付ヲ爲スコトヲ得

【慶徳五年九月十二日認可變更】第二項中ノ「財政部大臣」ヲ「經濟部大臣」ト改ム

第二十六條　當銀行ハ營業ノ爲必要ナル物件ヲ買入レ又ハ債務辨濟ノ爲引受ケタル物件ヲ所有スルノ外動產不動產ヲ買取ルコトヲ得ス債務辨濟ノ爲引受ケタル動產ハ六月以内ニ不動產ハ一年以内ニ之ヲ賣却スヘシ但シ買受人ナキカ又ハ買受人アルモ其ノ代價ヲ不適當ト認ムルトキハ政府ノ許可ヲ受ケ之ヲ延期スルコトヲ得

第二十七條　當銀行ノ株式ハ當銀行之ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受入ルルコトヲ得ス

第二十八條　當銀行ハ如何ナル場合ト雖モ其ノ役員及使用人ニ對シ貸付ヲ爲スコトヲ得ス

第二十九條　手形割引最低步合及諸貸出金標準利率ハ理事會ニ於テ時時決定ス

第三十條　當銀行ハ貨幣法ノ定ムル所ニ依リ貨幣ノ製造及發行ヲ爲ス

第三十一條　當銀行ハ政府ノ許可ヲ得テ借入金ヲ爲スコトヲ得

第三十二條　當銀行ハ隨メ政府ノ許可ヲ得タル銀行ニ預ケ金ヲ爲スコトヲ得

第三十三條　當銀行ハ國庫金取扱ニ從事スルノ外地方團體ノ公金取扱ノ事務ヲ代理スルコトヲ得

【慶徳四年二月五日認可變更】同條ニ左ノ一條ヲ加フ

第三十三條ノ二　當銀行ハ政府ノ許可ヲ受ケ他ノ銀行ノ業務ヲ代理スルコトヲ得

第三十四條　當銀行ハ本定款ニ定ムル以外ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス

## 第四章　行務管理

### 第一節　役　員

第三十五條　當銀行ニ總裁一人副總裁一人理事五人以上監事三人以上ヲ置ク

【慶徳八年三月五日認可變更】同條中「理事五人以上監事三人以上」トアルヲ「理事六人以内及監事三人以内」ト改ム

第三十六條　總裁副總裁ハ其ノ任期ヲ五年トシ政府之ヲ命ス



理事ハ其ノ任期ヲ四年トシ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選擧シ政府ノ認可ヲ得テ就任スルモノトス

監事ハ其ノ任期ヲ三年トシ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任スルモノトス

【慶徳五年九月十二日認可變更】第二項及第三項ヲ各左ノ通リ改ム

理事ハ其ノ任期ヲ四年トシ株主總會ニ於テ選擧シ政府ノ認可ヲ得テ就任スルモノトス

監事ハ其ノ任期ヲ三年トシ株主總會ニ於テ之ヲ選任スルモノトス

【慶徳八年三月五日認可變更】同條ヲ左ノ如ク改ム

總裁、副總裁、理事及監事ハ政府之ヲ任命ス

總裁、副總裁及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第三十七條　理事又ハ監事ハ其ノ任期ヲ經過スルモ新理事又ハ新監事ノ就任スル迄仍續シテ其ノ職務ヲ行フ

第三十八條　理事又ハ監事ニ缺員ヲ生シタルトキハ株主總會ヲ招集シ補缺選擧ヲ行フ其ノ補缺員ハ前任者ノ殘任期ヲ繼クモノトス但シ理事又ハ監事ニ缺員アルモ理事ニアリテハ三人監事ニアリテハ一人在任シ役員總會ニ於テ其ノ事務ニ差支ナシト認ムルトキハ補缺選擧ヲ行ハサルコトヲ得

【慶徳八年三月五日認可變更】同條ヲ削除ス

第三十九條　理事ハ其ノ所有ニ係ル當銀行ノ株券百株ヲ在任中監事ニ供託スルコトヲ要ス

前項ノ株券ハ本人退職スト雖モ其ノ期ニ屬スル決算報告カ株主總會ノ承認ヲ得タル後ニ非サレハ之ヲ受戻スルコトヲ得ス

【慶徳五年九月十二日認可變更】同條ヲ削除ス

第四十條　總裁、副總裁、理事及常務監事ハ何等ノ名稱ニ拘ラス報償ヲ得テ他ノ職務ニ就キ又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ス但シ政府ノ許可ヲ受ケ

タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十一條　總裁ノ職務權限ハ左ノ如シ

一　總裁ハ一切ノ業務ニ付當銀行ヲ代表ス

二　總裁ハ法律命令及定款ノ規定竝ニ株主總會、理事會及役員總會ノ決議ニ從ヒ一切ノ行務ヲ執行ス

三　總裁ハ株主總會、理事會及役員總會ノ議長タルヘシ

第四十二條　副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

總裁副總裁共ニ事故アルトキハ政府ノ指定シタル理事總裁ノ職務ヲ行フ

第四十三條　副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ總裁ノ命ヲ承ケテ當銀行ノ業務ヲ分掌ス

第四十四條　監事ハ當銀行ノ業務ヲ監査ス

監事ハ互選ニ依リ一名ノ常務者ヲ定ムルコトヲ得

【康德八年三月五日認可變更】第二項ヲ左ノ如ク改ム

監事中政府ノ定メタル者常務者トナル

第四十五條　總裁、副總裁、理事及常務監事ノ報酬及手當ノ額ハ政府ノ定ムル所ニ依ル

監事ノ報酬ハ株主總會ノ決議ニ依リ之ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クルモノトス

【康德八年三月五日認可變更】第一項中ノ「常務監事」ヲ「監事」ト改メ第二項ヲ削ル

第四十六條　奉天、吉林、齊齊哈爾及哈爾濱ノ各分行ニハ理事ヲ分駐セシムルコトヲ得

第二項第九號乃至第十一號ノ各事項ハ監事會ノ承認ヲ經テ之ヲ執行スルモノトス但シ緊急ヲ要スル場合ハ事後承認ヲ求ムルコトヲ得

第二項第三號、第十四號及第十五號ノ各事項ハ役員總會ノ承認ヲ經テ之ヲ執行スルモノトス

第二項第三號、第四號、第十四號及第十五條ノ各事項ハ役員總會ノ承認ヲ經テ之ヲ執行スルモノトス

【康德八年三月五日認可變更】第一項中ノ「常務監事」ヲ「監事」ト改メ第二項ヲ削ル

第四十六條　奉天、吉林、齊齊哈爾及哈爾濱ノ各分行ニハ理事ヲ分駐セシムルコトヲ得

【康德四年八月九日認可變更】同條ヲ削除ス

## 第二節　理事會

第四十七條　總裁、副總裁及理事ハ理事會ヲ組織ス

理事會ハ總裁之ヲ招集シ左ニ揭ク事項其ノ他當銀行ノ重要ナル行務ヲ決議ス

一　一般營業方針

二　分行支行ノ設置又ハ廢止

三　資本ノ增加及未募集株ノ募集

四　未拂込株金ノ徵收

五　各種業務規則ノ制定

六　發行業務方針

七　人事、給料及身元保證金等

八　公定割引歩合及貸付利率

九　政府發行ノ手形ヲ割引スル金額、支拂期限及割引歩合

十　公債證書等ニ關シ貸付スル金額

十一　公債證書買入ニ充ツル金額

十二　分行支行ノ行員中證書類ニ銀行ノ名義ヲ以テ署名捺印スル者ノ選任及委任狀ノ附與

十三　訴訟及重要ナル約定竝ニ和解等ノ條件

十四　株主總會ニ提出スヘキ營業報告

十五　利益金ノ處分

十六　其ノ他總裁ヨリ決議ヲ求メタル事項

第二項第三號、第四號、第十四號及第十五條ノ各事項ハ役員總會ノ承認ヲ經テ之ヲ執行スルモノトス

第二項第九號乃至第十一號ノ各事項ハ監事會ノ承認ヲ經テ之ヲ執行スルモノトス但シ緊急ヲ要スル場合ハ事後承認ヲ求ムルコトヲ得

第二項第三號、第十四號及第十五號ノ各事項ハ之ヲ株主總會ニ附議スヘシ



第四十八條　理事會ハ會員半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス但シ定數ニ滿タサルモ急施ヲ要スル事項ハ之ヲ決議シ次會ノ理事會ニ之ヲ報告スヘシ

議事ハ多數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第四十九條　理事會ニ於テハ議事錄ヲ作リ其ノ決議ノ趣旨竝ニ事務ノ要領ヲ記載シ出席員之ニ署名捺印スヘシ

## 第三節　地方委員會

第五十條　重要業務ノ方針ニ關シ理事會ニ意見ヲ具申セシムル爲奉天、吉林、齊齊哈爾及哈爾濱ノ各分行ニ地方委員會ヲ設クルコトヲ得

第五十一條　地方委員會ハ地方委員三人及分駐理事竝ニ分行經理ノ五人ヲ以テ組織シ委員長ハ分駐理事ヲ以テ之ニ充ツ

第五十二條　地方委員ハ當該地方實業、商業及銀行界ヨリ二人官史ヨリ一人選定ス

第五十三條　第五十條ニ定メタル以外ノ分行ニ地方委員會ヲ設クル必要ヲ認メタルトキハ理事會ノ決議ニヨリ之ヲ設置スルコトヲ得

前項ノ場合分駐理事ナキトキハ分行經理ヲ以テ委員長ニ充ツ

## 第四節　監事會

第五十四條　監事ハ監事會ヲ組織シ互選ヲ以テ議長ヲ定ム

監事會ハ理事會ニ於テ決議サレタル第四十七條第二項第九號乃至第十一號ノ各事項竝ニ實際報告、損益勘定及經費豫算等ヲ調査シ正當ナリト認ムルトキハ之ヲ承認スヘシ

第五十五條　監事會ハ每月一回以上之ヲ開會スヘシ

議事ハ多數ヲ以テ決ス但シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

## 第五節　役員總會

第五十六條　總裁、副總裁、理事及監事ハ役員總會ヲ組織ス

第五十七條　役員總會ハ必要ニ應シ總裁之ヲ招集シ左ノ事項ヲ決議ス

一　資本ノ增加及未募集株ノ募集

二　未拂込株金ノ徵收

三　株主總會ニ提出スヘキ營業報告

四　利益金ノ處分

五　其ノ他理事會又ハ監事會ヨリ提出セラレタル事項

第五十八條　役員總會ハ理事會員ノ過半數及監事會員ノ過半數ノ出席アルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

議事ハ多數ヲ以テ決ス但シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

## 第五章　株主總會

第五十九條　株主總會ヲ分チテ通常及臨時ノ二種トス

第六十條　通常株主總會ハ每年二月八月ノ兩度ニ之ヲ開ク其ノ日時及場所ハ總裁之ヲ定メ會議ノ目的タル事項ト共ニ開會ノ日ヨリ二週間前ニ株主ニ通知ヲ發スヘシ

【康德四年八月九日認可變更】同條中ノ「每年二月及八月」以下ヲ「每年二月及八月之ヲ開ク」ト改ム

第六十一條　臨時株主總會ハ左ノ場合ニ限リ之ヲ開ク其ノ日時及場所ハ總裁之ヲ定メ會議ノ目的タル事項ト共ニ開會ノ日ヨリ二週間前ニ株主ニ通知ヲ發スヘシ

一　總裁ニ於テ必要ナリト認メタルトキ

二　監事ノ全員ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シ其ノ招集ヲ請求シタルトキ

三　資本ノ五分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ總會ノ目的タル事項及理由ヲ示

シテ其ノ招集ヲ請求シタルトキ

前項第二號及第三號ノ請求ヲ受ケタルトキハ總裁ハ二週間以内ニ之カ招集ノ手續ヲ爲スヘシ

【康德四年八月九日認可變更】同條ヲ削除ス

第六十二條　株主ノ議決權ハ所有株數十株以内ハ一個十株ヲ超エタル場合ハ十株ヲ增ス毎ニ一個ヲ增スモノトス

第六十三條　株主ハ代理人ヲシテ總會ニ出席シ議決權ヲ行ハシムルコトヲ得但シ其ノ代理人ハ法定代理人又ハ當銀行ノ株主ニ限ル

【康德四年八月九日認可變更】同條ヲ左ノ如ク改ム

株主ハ株主ニ非サル者ヲ代理人トシテ議決權ヲ行使セシムルコトヲ得ス但シ法定代理人ハ此ノ限ニ在ラス

第六十四條　株主總會ノ決議ハ出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル但シ定款ノ變更ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

【康德四年八月九日認可變更】同條ヲ左ノ如ク改ム

株主總會ノ決議ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス但シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第六十五條　株主總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ決議錄ニ記載シ總裁、副總裁、理事及監事記名捺印スヘシ

【康德四年八月九日認可變更】同條ヲ削除ス

第六十六條　株主總會出席名簿ハ總裁、副總裁、理事及監事記名捺印シタル上決議錄ニ附綴スヘシ

【康德四年八月九日認可變更】同條ヲ左ノ如ク改ム

當銀行ノ純益金ハ左ノ割合ヲ以テ決算期之ヲ處分スヘシ

一　缺損塡補準備積立金　純益金ノ百分ノ八以上

二　配當平均準備積立金　純益金ノ百分ノ二以上

三　特別積立金　純益金ノ百分ノ二十以上

四　役員賞與　純益金ノ百分ノ七以内

五　株主配當金納付金及繰越金　純益金總額ヨリ前記各號ヲ差引キタル金額

前項第三號ノ積立金ハ金塊、外國金通貨又ハ其ノ預ケ金ヲ以テ保有スヘシ

【康德五年九月十二日認可變更】第一項中ノ「毎營業期」ヲ「毎決算期」ニ改ム

【康德七年十二月九日認可變更】同條ヲ左ノ如ク改ム

當銀行ノ純益金ハ左ノ割合ヲ以テ決算期之ヲ處分スヘシ

一　缺損塡補準備積立金　純益金ノ百分ノ八以上

二　配當平均準備積立金　純益金ノ百分ノ二以上



出席株主名簿ニハ總會ニ出席シタル株主ノ氏名及其ノ所有株數ヲ記載シ總裁、副總裁、理事及監事記名捺印スルコトヲ要ス

## 第六章　實際報告及利益處分

第六十七條　當銀行ハ其ノ營業期ヲ毎年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄トシ毎營業期ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算スヘシ

前項ノ決算ヲ終リタル後總裁ハ財產目錄、貸借對照表、營業報告書及利益處分案ヲ通當株主總會ニ提出スヘシ

第六十八條　創業費、營業費其ノ他ノ諸費用ハ毎營業期決算ノ總益金ヨリ控除シ其ノ殘額ヲ以テ純益トス爲スヘシ

第六十九條　當銀行ノ純益金ハ左ノ割合ヲ以テ毎營業期之ヲ處分スヘシ

一　缺損塡補準備積立金　純益金ノ百分ノ八以上

二　配當平均準備積立金　純益金ノ百分ノ二以上

三　特別積立金　純益金ノ百分ノ二十以上

四　役員賞與　純益金ノ百分ノ七以内

五　株主配當金納付金及繰越金　純益金總額ヨリ前記各號ヲ差引キタル金額

前項第三號ノ積立金ハ金塊、外國金通貨又ハ其ノ預ケ金ヲ以テ保有スヘシ

【康德五年九月十二日認可變更】第一項中ノ「毎營業期」ヲ「毎決算期」ニ改ム

【康德七年十二月九日認可變更】同條ヲ左ノ如ク改ム

當銀行ノ純益金ハ左ノ割合ヲ以テ決算期之ヲ處分スヘシ

一　缺損塡補準備積立金　純益金ノ百分ノ八以上

二　配當平均準備積立金　純益金ノ百分ノ二以上

三　特別積立金　純益金ノ百分ノ二十以上

四　役員賞與　純益金ノ百分ノ七以内

五　株主配當金納付金及繰越金　純益金總額ヨリ前記各號ヲ差引キタル金額

前項第三號ノ積立金ハ金塊、外國金通貨又ハ其ノ預ケ金ヲ以テ保有スヘシ

【康德五年九月十二日認可變更】同條中「毎營業期」トアルヲ「毎決算期」ト改ム

第七十二條　株主ニ對シ配當シ得ヘキ利益金額カ政府持株以外ノ株式ノ拂込金額ニ對シ毎營業期ニ於テ一年百分ノ六ノ割合ニ達セサルトキハ創立年度ヨリ五年ヲ限リ之ニ達スル金額ノ補給ヲ政府ヨリ受クルモノトス

【康德五年九月十二日認可變更】同條中ノ「毎營業期」ヲ「毎決算期」ト改ム

第七十三條　本定款ノ改正及變更ハ株主總會ニ於テ決議シ政府ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第七十四條　當銀行開業ノ際合併スル各銀行號ノ從來營ミタル業務ハ合併ノ日ヨリ一年間之ヲ行フコトヲ得

第七十五條　設立準備ニ關スル一切ノ實費ハ當銀行ノ負擔トス

## 附　則

第七十六條　株主ニ對シ配當シ得ヘキ利益金額カ拂込資本ニ對シ一年百分ノ十ノ割合ヲ超過スルトキハ當銀行ハ該超過額ノ四分ノ三ヲ政府ニ納付スルモノトス

【康德七年十二月九日認可變更】同條ヲ左ノ如ク改ム

當銀行ハ每決算期純益金ヨリ左ニ揭クル金額ヲ控除シタル殘額ノ四分ノ三ヲ政府ニ納付スルモノトス

一　前條第一號乃至第三號ノ規定ニ依リ積立ツヘキ金額ノ最少額ニ相當スル金額

二　政府ノ命令ニ依リ積立ツヘキ金額

三　拂込資本金額ニ對スル年百分ノ十ニ相當スル金額

純益金ヨリ前項第一號乃至第三號ノ金額及前項ノ規定ニ依リ納付スヘキ金額ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ノ四分ノ三ヲ更ニ政府ニ納付スルモノトス

前二項ノ規定ニ依ル納付金ハ決算ニ關スル株主總會終了後一月以内ニ之ヲ政府ニ納付スヘシ

第七十一條　株主ニ對シ配當シ得ヘキ利益金額カ政府持株以外ノ株式ノ拂込金額ニ對シ毎營業期ニ於テ一年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄ハ政府持株ニ配當ヲ爲スコトヲ要セス

## 定款及關係法令

## 滿洲中央銀行組織辦法（大同元年六月十一日敎令第二十七號）

第一條　滿洲中央銀行創立ノ事務を掌ラシムル爲政府ハ滿洲中央銀行創立委員若干名ヲ命ス

第二條　創立委員ハ滿洲中央銀行法ニ從ヒ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第三條　滿洲中央銀行ノ第一回株式募集額ハ資本ノ半額トシ政府及創立委員ノ內特ニ政府ニ於テ指名シタル者之ヲ引受クルモノトス

前項ノ引受アリタルトキハ創立委員ハ遲滯ナク株金額ノ二分ノ一ヲ拂込マシムルコトヲ要ス

第四條　創立委員ハ前條ノ拂込アリタルトキハ其ノ旨ヲ政府ニ進達シ銀行

設立ノ認可ヲ受ケ其ノ事務ヲ滿洲中央銀行總裁ニ引繼クヘシ

第五條　前條ノ手續ヲ終リタルトキヲ以テ滿洲中央銀行ハ成立シタルモノトス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六條　東三省官銀號邊業銀行吉林永衡官銀錢號及黑龍江省官銀號（以下舊行號ト稱ス）ハ滿洲中央銀行開業ト同時ニ之ニ合併シタルモノトス

第七條　滿洲中央銀行ハ總行ヲ新京ニ置キ舊行號總分支行號ハ總テ滿洲中央銀行分支行トス但シ滿洲中央銀行ノ都合ニ依リ其ノ一部ヲ廢合スルコトアルヘシ

第八條　中華民國內ニ於ケル舊行號分支行號ハ之ヲ閉鎖シ其ノ債務ハ當分ノ間之ガ支拂ヲ停止ス

第九條　舊行號ノ行員ニシテ滿洲中央銀行ニ於テ特命シタル者ハ其ノ行員トシ特命ナキ者ハ解職セラレタルモノトス

第十條　各舊行號ニ於ケル資本及諸積立ハ夫々合併直前其ノ全額ヲ取崩シ之ヲ舊行號整理基金トシテ整理シ後日不良資產ノ缺損償却ニ充ツヘシ

第十一條　各舊行號ヨリ承繼シタル資產負債ヲ精査シ缺損アルトキハ政府之ヲ補償ス

前項資產ノ評價其ノ他ニ因ル缺損ノ査定ハ滿洲中央銀行ノ役員トヲ以テ組織スル査定委員會之ヲ行フ

第十二條　舊行號ハ滿洲中央銀行開業ノ前日營業締切現在ヲ以テ公定率ニ依リ換算シタル新貨幣單位（分位以下切捨）ノ貸借對照表ヲ作成シ滿洲中央銀行ニ送付スヘシ滿洲中央銀行ハ之ニ依リ合併貸借對照表ヲ作成シ政府ノ許可ヲ得テ之ヲ公表スヘシ

第十三條　附屬事業ニ對スル出資ハ貸金トシテ整理スヘシ前條ノ合併貸借對照表ニ於テモ亦同シ

第十四條　滿洲中央銀行法第四十四條ニ該當スル業務ハ滿洲中央銀行設立ノ日ヨリ一年以內ニ之ヲ分離シ別ニ設クル會社ヲシテ經營セシムルモノトス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## ○滿洲中央銀行納付金法（康德七年十一月一日勅令第二百八十八號）

第一條　滿洲中央銀行ハ決算期每ニ純益金ヨリ左ニ揭クル金額ヲ控除シタル殘額ノ四分ノ三ヲ政府ニ納付スヘシ

一　滿洲中央銀行法第三十六條ノ規定ニ依リ積立ツヘキ金額ノ最小額ニ相當スル金額

二　政府ノ命令ニ依リ積立ツヘキ金額

三　拂込資本金額ニ對スル金百分ノ十ニ相當スル金額

純益金ヨリ前項第一號乃至第三號ノ金額及前項ノ規定ニ依リ納付スヘキ金額ヲ控除シタル殘額カ拂資込本金ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ノ四分ノ三ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第二條　前條ノ規定ニ依ル納付金額ハ法人營業稅法ニ依ル純益ノ計算上之ヲ總損金ニ算入ス

第三條　第一條ノ規定ニ依ル納付金ハ決算ニ關スル株主總會終了後一月以內ニ之ヲ政府ニ納付スヘシ

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## ○貨　幣　法（大同元年六月十一日敎令第二十五號）





第一條　貨幣ノ製造及發行ノ權ハ政府ニ屬シ滿洲中央銀行ヲシテ之ヲ行ハシム

第二條　純銀ノ量目二三・九一瓦ヲ以テ價格ノ單位トシ之ヲ圓ト稱ス（大二・參二二號、康六・第二六五號本條中改正）

第三條　貨幣ノ計算ハ十進トシ一圓ノ十分ノ一ヲ角ト稱シ百分ノ一ヲ分ト稱シ千分ノ一ヲ厘ト稱ス

第四條　貨幣ノ種類ハ左ノ九種トス

紙幣　百圓　十圓　五圓　一圓　五角

鑄貨　一角　五分　一分　五厘（康六・第二六五號本條改正）

第五條　紙幣ハ其ノ額ニ制限ナク法貨トシテ通用ス鑄貨ハ其ノ額面百倍迄法貨トシテ通用ス

第六條　貨幣ノ樣式、製造、發行、損幣引換及銷却竝ニ鑄貨ノ素材、品位及量目ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（康六・第二六五號本條改正）

第七條　著シク汚染磨損又ハ毀損セル貨幣ハ其ノ額面價格ヲ以テ無手數料ニテ滿洲中央銀行ニ於テ之ヲ引換フ

第八條　鑄貨ニシテ模樣ノ認識シ難キモノ又ハ私ニ鏤印ヲ爲シ其ノ他故意ニ毀損セリト認ムルモノハ貨幣タルノ效力ナキモノトス

第九條　滿洲中央銀行ハ紙幣發行高ニ對シ三割以上ニ相當スル銀塊金塊確實ナル外國通貨又ハ外國銀行ニ對スル金銀預ケ金ヲ保有スルコトヲ要ス

第十條　前條ニ揭ケタル準備額ヲ控除セル殘餘ノ發行高ニ對シテハ公債證書政府ノ發行又ハ保證セル手形其ノ他確實ナル證券若ハ商業手形ヲ保有スルコトヲ要ス

第十一條　滿洲中央銀行ハ紙幣及鑄貨ノ發行高竝ニ準備ノ增減ニ關スル出納日表及每週平均高表ヲ作製シテ政府ニ進達シ且每週平均高ハ之ヲ公告スヘシ



第十二條　政府ハ滿洲中央銀行ノ監理官ヲシテ特ニ貨幣ノ製造及發行ヲ監督セシム

監理官ハ何時ニテモ貨幣ノ發行高未發行高及帳簿ヲ檢查スルコトヲ得

第十三條　從來流通シタル鑄貨及紙幣ニ關シテハ舊貨幣整理辦法ノ定ムル所ニ依ル

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德六年一〇月一二日勅令第二六五號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## ○銀　行　法（康德五年十二月二十四日勅令第三百十五號）

第一條　左ニ揭クル業務ヲ營ム者ハ之ヲ銀行トス

一　預金ノ受入ト金錢ノ貸付又ハ手形ノ割引トヲ併セ爲スコト

二　爲替取引ヲ爲スコト

營業トシテ預金ノ受入ヲ爲ス者ハ之ヲ銀行ト看做ス

第二條　銀行業ハ經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

第三條　定期積金ノ受入又ハ金錢信託ノ引受ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ預金ノ受入ト看做ス

第四條　銀行カ据置預金若ハ定期積金ノ受入又ハ金錢信託ノ引受ヲ爲スニハ經濟部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條　銀行ハ据置預金及定期積金ノ受入總額ノ五分ノ一以上ニ相當スル國債又ハ經濟部大臣ノ指定スル有價證券ヲ供託スヘシ

前項ノ受入總額ハ毎年六月及十二月ノ末日現在ニ依リ之ヲ定ム

第六條　據置預金又ハ定期積金ヲ爲シタル者ハ前條ノ規定ニ依リ供託シタル國債又ハ有價證券ノ上ニ質權ヲ有ス

第七條　銀行業ハ資本金五十萬圓以上ノ株式會社ニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス但シ勅令ヲ以テ指定スル地域ニ本店又ハ支店ヲ有スル銀行ノ資本金ハ百萬圓ヲ下ルコトヲ得ス

前項但書ノ規定ニ依リ地域ノ指定アリタル場合ニ於テ其ノ地域ニ本店又ハ支店ヲ有スル銀行ニシテ資本金百萬圓未滿ノモノハ指定ノ日ヨリ三年ヲ限リ前項但書ノ資本金ニ依ラサルコトヲ得

第八條　銀行ハ其ノ商號中ニ銀行ナル文字ヲ用フヘシ

銀行ニ非サルモノハ其ノ商號中ニ銀行タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス

第九條　銀行ハ社債擔保據信託法ニ依ル信託ノ引受ヲ爲シ又ハ保護預リ其ノ他銀行業ニ附隨スル業務ヲ營ムノ外他ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス

第十條　銀行ハ左ノ場合ニ於テハ經濟部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一　商號ヲ變更セントスルトキ

二　資本金ヲ變更スルトキ

三　支店其ノ他ノ營業所又ハ代理店ヲ設置シ又ハ之ヲ廢止セントスルトキ

四　本店其ノ他ノ營業所ノ位置ヲ變更セントスルトキ

五　支店以外ノ營業所ヲ支店ニ變更セントスルトキ

六　取締役又ハ監査役ノ選任又ハ解任ヲ爲サントスルトキ

七　利益金ノ處分ヲ爲サントスルトキ

第十一條　銀行ハ代理店主ヲシテ其ノ代理事務ニ關シ代理店ノ出張所其ノ他ノ從タル營業所又ハ複代理店ヲ設ケシムルコトヲ得ス

銀行ノ代理店主ハ其ノ代理事務ニ關シ代理店ノ出張所其ノ他ノ從タル營業所又ハ複代理店ヲ設クルコトヲ得ス

第十二條　銀行ハ其ノ資本ノ總額ニ達スル迄ハ毎決算期ノ純益ノ十分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツヘシ

第十三條　銀行ハ預金ノ拂戻準備金トシテ預金總額ノ十分ノ一以上ヲ備ヘ置クヘシ但シ据置預金及定期積金ノ受入額ハ其ノ總額中ニ算入セス

前項ノ拂戻準備金ハ現金、郵政振替儲金、國債又ハ經濟部大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ニテ之ヲ保有シ又ハ經濟部大臣ノ指定スル銀行ニ預入ルヘシ

銀行ハ第一項ノ拂戻準備金カ預金總額ノ十分ノ一ニ滿タサルニ至リタルトキハ之ヲ補塡スル迄ハ新規ノ貸付若ハ手形ノ割引ヲ爲シ又ハ利益配當金ノ支拂ヲ爲スコトヲ得ス

第十四條　銀行ノ決算期ハ六月末及十二月末トス

第十五條　銀行ハ毎決算期ニ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第十六條　銀行ハ毎決算期ニ經濟部大臣ノ定ムル樣式ニ依リ貸借對照表ヲ作成シテ之ヲ公告スヘシ

第十七條　銀行ノ監査役ハ銀行ノ業務及財産ノ狀況ニ關スル調査ノ結果ヲ記載シタル監査書ヲ毎決算期ニ作成シテ之ヲ本店ニ備ヘ置クヘシ

第十八條　銀行ノ營務ニ從事スル取締役又ハ支配人カ營利ヲ目的トスル他ノ事業ノ常務ニ從事セントスルトキハ經濟部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第十九條　銀行業者間ニ於テ組合ヲ組成セントスルトキハ經濟部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條　銀行ノ合併ハ經濟部大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第二十一條　銀行カ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ會社法第二百四十六條第一項ノ規定ヲ準用スル同法第二百九十一條第一項ノ規定ニ依リテ爲スヘキ催告ハ預金者ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ要セス

第二十二條　銀行カ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ會社法第二百四十六條第一項但書ノ規定ヲ準用スル同法第二百九十一條第一項ノ規定ニ依ル期間ハ一月迄之ヲ下スコトヲ得合併ニ因ル株式合併ノ場合ニ於テ會社法第二百四十七條第一項但書ノ規定ヲ準用スル同法第二百九十一條第二項ノ規定ニ依ル期間ニ付亦同シ

第二十三條　銀行ノ休日ハ慶祝日、節祀日、日曜日其ノ他銀行ノ營業所所在地ニ行ハルル一般ノ休日ニ限ル

銀行カ天災其ノ他避クヘカラサル事變ニ因リ臨時ニ休業スルトキハ直チニ其ノ旨ヲ公告シ經濟部大臣ニ屆出ツヘシ

第二十四條　銀行カ預金ノ拂戻ヲ停止スルトキハ直ニ其ノ旨ヲ公告シ事由ヲ具シテ經濟部大臣ニ屆出ツヘシ

第二十五條　經濟部大臣ハ何時ニテモ銀行又ハ第十九條ノ規定ニ依ル組合ヲシテ其ノ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第二十六條　經濟部大臣ハ何時ニテモ所屬ノ官吏ヲシテ銀行ノ業務及財産ノ狀況ヲ檢査セシムルコトヲ得但シ必要アリト認ムルトキハ特ニ委囑シタル者ヲシテ檢査セシムルコトヲ妨ケス

前項但書ノ規定ニ依リ特ニ委囑ヲ受ケタル者ハ其ノ業務ニ關シ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

第二十七條　經濟部大臣ハ銀行又ハ第十九條ノ規定ニ依ル組合ニ對シ其ノ業務ニ關シ監督上又ハ公益上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十八條　銀行又ハ第十九條ノ規定ニ依ル組合カ法令、定款若ハ經濟部大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ經濟部大臣ハ銀行ニ付テハ其ノ業務ノ全部若ハ一部ヲ停止シ取締役若ハ監査役ノ改任ヲ命シ又ハ營業ノ許可ヲ取消シ第十九條ノ規定ニ依ル組合ニ付テハ其ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第二十九條　經濟部大臣ハ業務ノ停止ヲ命シタル銀行ニ對シ其ノ整理ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ營業ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第三十條　銀行業ノ廢止又ハ銀行ノ解散ノ決議ハ經濟部大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第三十一條　銀行カ其ノ目的ヲ變更シ他ノ業務ヲ營ム會社トシテ存續スル場合ニ於テハ經濟部大臣ハ其ノ會社カ預金債務ヲ完濟スルニ至ル迄財産ノ供託ヲ命シ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得合併ニ因リ銀行ニ非サル會社カ預金債務ヲ承繼シタル場合亦同シ

第二十五條及第二十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十二條　銀行カ營業ノ許可ヲ取消サレタルトキハ之ニ因リテ解散ス

前項ノ場合ニ於テ清算人ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ法院之ヲ選任ス其ノ清算人ノ解任亦同シ

第三十三條　前條ノ場合ヲ除クノ外法院ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ清算人ヲ解任シタルトキハ法院ハ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第三十四條　法院ハ銀行ノ清算事務及財産ノ狀況ヲ檢査シ財産ノ供託ヲ命シ其ノ他清算ノ監督ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十五條　銀行ノ清算又ハ破産ノ場合ニ於テ法院ハ銀行ノ檢査監督ニ從事スル官吏又ハ第二十六條第一項但書ノ規定ニ依リ檢査ニ從事シタル者

ニ對シ意見ヲ求メ又ハ檢査若ハ調査ヲ委嘱スルコトヲ得

第三十六條　銀行ノ清算又ハ破産ノ場合ニ於テ銀行ノ檢査竝ニ從事シタル者ハ法院ニ官吏及第二十六條第一項但書ノ規定ニ依リ檢査ニ從事シタル者ハ法院ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第三十七條　本法施行地外ニ本店ヲ有スル銀行カ本法施行地内ニ支店其ノ他ノ營業所又ハ代理店ヲ設ケ銀行業ヲ營マントスルトキハ各營業所又ハ代理店ニ付代表者ヲ定メ第二條ノ規定ニ依ル許可ヲ受クヘシ

前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ營業所又ハ代理店ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ銀行ト看做ス

經濟部大臣ハ第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル銀行ニ關シ本法ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第三十八條　許可ヲ受ケスシテ銀行業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條　第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ徒刑又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　公衆ヲ欺罔スル目的ヲ以テ銀行ノ業務ニ關シ虚僞ノ公告其ノ他ノ方法ニ依リ虚僞ノ宣傳ヲ爲シタル者

二　本法ニ依ル檢査ニ際シ帳簿書類ノ隱蔽、不實ノ申立其ノ他ノ方法ニ依リ檢査ヲ妨ケ又ハ拒否シタル者

第四十一條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第五條第一項又ハ第九條乃至第十三條ノ規定ニ違反シタル者

二　本法ニ依リ銀行ニ備ヘ置クヘキ書類ノ備附若ハ經濟部大臣ニ提出スヘキ帳簿書類ノ提出ヲ怠リ又ハ之ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス若ハ之ニ不實ノ記載ヲ爲シタル者

三　本法ニ定ムル屆出若ハ公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不實ノ屆出ヲ爲シタル者

四　本法ニ基キテ發スル命令又ハ處分ニ違反シタル者

第四十二條　第十八條ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條　第八條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ過料ニ處ス

第四十四條　法人ノ業務ヲ執行スル社員若ハ職員又ハ清算人法人ノ業務ニ關シ本法ノ罰則ニ觸ルル行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ者ヲ處罰ス

第三十七條第一項ノ營業所又ハ代理店ノ代表者其ノ營業所又ハ代理店ノ業務ニ關シ前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ者ヲ處罰ス

法人又ハ第三十七條第一項ノ營業所又ハ代理店ノ使用人其ノ他ノ從業員第一項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ行爲者及法人ノ業務ヲ執行スル社員若ハ職員、清算人又ハ第三十七條第一項ノ營業所又ハ代理店ノ代表者ヲ處罰ス

第四十五條　前條第三項ノ場合ニ於テ處罰ヲ受クヘキ社員若ハ職員、清算人又ハ代表者使用人其ノ他ノ從業員ノ爲シタル行爲ヲ防止スル爲メカリシコトヲ證明シタルトキハ之ヲ罰セス

第四十六條　銀行カ本法ニ依リ爲スヘキ公告ハ政府公報又ハ時事ニ關スル事項ヲ揭載スル日刊新聞紙ニ依ルヘシ

附　則

第四十七條　本法ハ康德六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四十八條　大同二年敎令第八十六號銀行法ハ之ヲ廢止ス

從前ノ規定ニ依リ營業ノ許可ヲ受ケタル銀行ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法ニ依リ許可ヲ受ケタル銀行ト看做ス

從前ノ規定ニ依リ爲シタル認可、處分其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當ス

ル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四十九條　前條第二項ノ銀行ノ資本金ニ付テハ本法施行後三年ヲ限リ第七條第一項ノ規定ヲ適用セス前條第二項ノ銀行カ合併シ新ニ銀行ヲ設立シタル場合ニ於テ其ノ銀行ノ資本金ニ付亦同シ

第五十條　經濟部大臣特ニ必要アリト認メ指定スル銀行ニハ當分ノ間第七條ノ規定ヲ適用セス

第五十一條　本法施行ノ際現ニ銀行ニシテ其ノ商號中ニ銀行ナル文字ヲ用ヒサルモノ及銀行ニ非スシテ其ノ商號中ニ銀行タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルモノハ本法施行後六月ヲ限リ引續キ其ノ名稱ヲ用フルコトヲ得

第五十二條　本法施行ノ際現ニ第九條ノ業務以外ノ業務ヲ營ム銀行ハ本法施行後一年ヲ限リ其ノ業務ヲ繼續スルコトヲ得

第五十三條　本法施行ノ際現ニ振替預金若ハ定期積金ノ受入又ハ金錢信託ノ引受ヲ爲ス者ハ本法施行後三月以内ニ其ノ旨ヲ經濟部大臣ニ屆出ツヘシ

前項ノ屆出ヲ爲シタル者ハ其ノ既ニ契約シタルモノニ限リ其ノ完了ニ至ル迄之ヲ繼續スルコトヲ得

第五十四條　本法施行ノ際現ニ銀行ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ニシテ營利ヲ目的トスル他ノ事業ノ常務ニ從事スル者ハ本法施行後三月以内ニ其ノ旨ヲ經濟部大臣ニ屆出ツヘシ

前項ノ屆出ヲ爲シタル者ハ本法施行後一年ヲ限リ引續キ其ノ事業ノ常務ニ從事スルコトヲ得

## ○貯金部法（康德六年十二月二十八日勅令第三百五十號）

第一條　政府ハ國民ノ貯蓄ヲ奬勵シ資金ノ統制運用ニ資スル爲滿洲中央銀行ニ貯金部ヲ置キ貯蓄資金ノ受入及運用ニ當ラシム

貯金部ニ預入ヲ受クヘキ貯蓄資金ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條　貯金部資金ハ經濟部大臣ノ管理ニ屬ス

第三條　滿洲中央銀行ハ貯金部ノ勘定ヲ自行ノ固有勘定ト分離シテ經理スヘシ

第四條　貯金部資金ハ有利且確實ナル方法ニ依リ國家公共ノ目的ニ從ヒ之ヲ運用スヘシ

第五條　本法ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法ハ康德七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

## ○貯金部規則（康德六年十二月二十八日經濟部令第八十號）

第一條　貯金部預入金ノ種類ハ左ノ二種トス

一　定期預金

二　當座預金

定期預金ハ預入ノ日ヨリ六月以上ノ約定期間内之カ拂戻ヲ爲ササルモノトス但シ約定期間内ト雖モ預金者ノ要求アルトキハ事情ニ依リ其ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得

第二條　預金者ハ左ノ者ヲ擔當者ト爲シ其ノ資格、氏名及住所ヲ貯金部ニ屆出ツヘシ

一　官署ニ在リテハ當該官署ニ於ケル取扱主任者

二　法人ニ在リテハ其ノ理事者

三　團體ニ在リテハ其ノ管理者

第三條　預入金ノ利率ハ時時之ヲ定ム

第四條　貯金部ニ於テ應募、引受又ハ買入ヲ爲スヘキ國債、地方債、株式又ハ社債ノ種類、數量及金額ハ經濟部大臣之ヲ指定ス貯金部資金ニ依ル貸付ニ付亦同シ

第五條　滿洲中央銀行總裁ハ貯金部ヲ代表シ貯金部ノ業務ヲ掌理ス

第六條　貯金部資金ノ融通ヲ受ケタル者ハ別ニ帳簿ヲ設ケ之ヲ整理スヘシ

第七條　貯金部資金ノ融通ヲ受ケタル者ハ毎年十二月三十一日現在ヲ以テ貯金部資金ノ使用狀況報告書ヲ調製シ翌年二月末日迄ニ滿洲中央銀行ヲ經由シ經濟部大臣宛提出スヘシ

第八條　左ノ場合ニ於テハ經濟部大臣ハ債務者ニ對シ借入金ノ償還ヲ命スルコトアルヘシ

一　債務者カ融通目的以外ニ資金ヲ使用シタルトキ

二　債務者カ資金ヲ長期ニ亘リ使用セサリシトキ

三　債務者カ元利金ノ支拂ヲ延滯シタルトキ

四　其ノ他債務者カ資金融通條件ニ反シタル場合アリト認メタルトキ

第九條　經濟部大臣ハ隨時部下ノ官吏ヲシテ債務者ニ就キ貯金部資金ノ使用狀況ヲ調査セシメ又ハ特別ニ報告ヲ徵スルコトアルヘシ

第十條　本令ニ定ムルモノノ外貯金部事務ノ取扱ニ付テハ滿洲中央銀行ノ定ムル貯金部事務取扱規定ニ依ル

附　則

本令ハ康德七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

## ○國債法（康德六年五月二十日勅令第百十五號）

第一條　國債ニ對シテハ無記名證券ヲ發行ス國債ノ登錄ハ法律ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外債權者ノ請求ニ因リ之ヲ爲ス此ノ場合ニハ證券ヲ發行セス

第二條　登錄國債ノ移轉ハ登錄ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ政府其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス登錄國債ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキ亦同シ

第三條　判決、訴訟上ノ和解、調停法ニ依ル調停、競賣、相續又ハ遺贈ニ因ル登錄ノ場合ヲ除クノ外國債ノ登錄ハ其ノ利子支拂期前一月ヲ超エサル期間之ヲ停止スルコトヲ得國債ノ登錄除却ニ付亦同シ

第四條　國債證券又ハ其ノ利札ヲ亡失シタル者ハ經濟大臣ノ定ムル所ニ依リ擔保ヲ供シ又ハ保證人ヲ立テ其ノ元金ノ償還又ハ利子ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

亡失シタル證券又ハ利札ノ持參人カ元金ノ償還又ハ利子ノ支拂ヲ受ケタルトキハ、前項ノ規定ニ依リ償還又ハ支拂ヲ受ケタル者ハ其ノ金額及償還又ハ支拂ヲ受ケタル日以後ノ利子ヲ辨償スルコトヲ要ス

擔保物ヲ以テ前項ノ債務ノ辨濟ニ充當スル場合ノ金錢以外ノ擔保物ノ處分ハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第五條　國債證券ニ對シ元金ヲ償還スル場合ニ於テ其ノ證券ノ利札中利子支拂期ノ開始セサルモノ欠缺セルトキハ其ノ利札ニ相當スル金額ヲ元金ノ中ヨリ控除ス

前項ノ欠缺セル利札ノ所持人ハ何時ト雖モ其ノ利札ヲ提出シテ控除金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

第六條　民法第五百十二條ノ規定ニ依リ準用セラルル第五百九條ノ規定ハ國債證券及其ノ利札ニハ之ヲ適用セス

第七條　政府ハ國債ヲ銷却スル爲隨意契約ヲ以テ之カ買入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ買入ノ價格ハ當該國債ノ債權金額ヲ超過スルコトヲ得ス

第八條　政府ニ對スル保證金、供託金其ノ他ノ擔保ニ供スル國債ノ價格ハ債權金額ニ依ル

擔保ニ供スル國債カ外貨國債ナル場合ノ其ノ國幣換算率ハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第一項ノ規定ニ依ル債權金額ヲ以テ擔保ニ供シタル國債カ公賣セラルヘキ場合ニ於テハ政府ハ其ノ金額ヲ以テ之カ買入銷却ヲ爲スコトヲ得

第九條　外國ノ法令ニ於テ其ノ國ノ政府ニ對スル保證金、供託金其ノ他ノ擔保ニ供スル帝國國債ノ價格ニ付債權金額ニ依ルヘキ旨ヲ規定セル場合ニ於テ其ノ規定ニ依リ債權金額ヲ以テ擔保ニ供シタル帝國國債カ其ノ外國政府ニ歸屬シ又ハ公賣セラルヘキトキハ政府ハ其ノ金額ヲ以テ之カ買入銷却ヲ爲スコトヲ得

第十條　法令ノ規定ニ依リ國債證券ヲ擔保ニ供スヘキ場合ニ於テハ登錄國債ニ付擔保ノ登錄ヲ受ケ之ニ代フルコトヲ得

第十一條　國債ノ元金ノ請求權ハ十年間、利子ノ請求權ハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ其ノ消滅時效完成ス

第十二條　國債ニ關スル事務ハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ滿洲中央銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

第十三條　國債ノ募集、元金償還、利子支拂、買入銷却、證券又ハ登錄ニ關シ無能力者ノ滿洲中央銀行ニ對シ爲シタル行爲ハ能力者ノ爲シタルモノト看做ス

附　則

本法ハ康德六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

康德二年勅令第三十七號政府ニ納ムル保證金、供託金其ノ他ノ擔保ニ充用スル國債ノ價格及之カ買入銷却ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

## ○爲替管理法（康德二年十一月三十日勅令第百四十一號）

改正　(一)康德四年十月　勅令第二九三號　(二)康德五年八月　勅令第二〇六號
(三)康德六年七月　勅令第一八四號　(四)康德八年八月　勅令第一九三號
(五)康德八年十二月　勅令第三二〇號

第一條　政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ揭クル取引又ハ行爲ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

一　外國通貨又ハ外國爲替ノ取得又ハ處分

二　通貨又ハ外國通貨ノ輸出又ハ輸入(一)(三)

三　外國ニ對スル送金ニシテ前二號ニ包含スル方法ニ依ラサルモノ

四　金地金、金ノ合金、金ヲ主タル材料トスル物又ハ銀地金ノ輸出又ハ輸送

五　外國ニ於テ爲シタル委託ニ基キ國內ニ於テ爲ス支拂

六　外國爲替相場ノ取極(一)(三)

七　外國通貨ヲ以テ表示スル證券、債權又ハ債務ノ取得又ハ處分

八　國幣ヲ以テ表示スル外國居住者ニ對スル債權又ハ債務ノ取得又ハ處分(一)(三)

九　信用狀ノ發行又ハ取得(一)(三)

十　外國居住者ニ信用ヲ與フル行爲(一)(三)

十一　證券ノ輸出又ハ輸入(一)(三)

十二　價額ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替ヲ取組マサル貨物ノ輸出又ハ輸入(一)(三)

十三　外國ニ在ル財產ニシテ第一號、第七號又ハ第八號ニ揭ケサルモノ

ノ取得又ハ處分(一)(三)

第一條ノ二　政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國ヲ指定シ其ノ國ノ人法人若ハ居住者又ハ指定國系法人ノ爲ス左ニ揭クル取引又ハ行爲ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得(四)

一　不動產其ノ他主要ナル財產ノ取得又ハ處分
二　不動產、動產又ハ有價證劵ノ貸借、寄託又ハ受寄
三　債權、債務ノ相殺又ハ債務ノ保證若ハ引受
四　消費貸借又ハ消費寄託ニ關スル行爲
五　通貨又ハ日本國通貨ノ取得又ハ處分

第一條ノ三　政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ニ揭クル者ノ爲ニ又ハ之ヲ相手方トシテ爲ス前條各號ニ揭クル取引又ハ行爲ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得(四)

第一條ノ四　政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ二ニ揭クル者ニ屬スル動產、不動產其ノ他主要ナル財產ノ管理若ハ處分ヲ爲シ又ハ政府ノ指定スル者ヲシテ其ノ管理ヲ爲サシムルコトヲ得(五)

前項ノ財產ノ管理又ハ處分ニ要スル費用ハ本人ニ屬スル管理財產ヲ以テ支辨スルモノトス(五)

第一條ノ五　第一條ノ二ニ揭クル者ニ對シ債務ヲ負擔スル者政府ノ指定シタル者ニ債務ノ目的物ノ引渡ヲ爲シタルトキハ當該債務ノ辨濟ヲ爲シタルモノト看做ス(五)

第二條　政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一條乃至第一條ノ三ノ禁止若ハ制限又ハ第一條ノ四若ハ第四條ノ管理若ハ處分ニ關シ必要ナル事項ニ付報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ物件ノ檢査ヲ行フコトヲ得(一)(四)(五)

第三條　政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ外國爲替ニ關スル取引ヲ滿洲中央銀行其ノ他政府ノ指定スル者ヲ相手方トスル場合ニ限定スルコトヲ得(一)

第四條　政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ揭クル財產ヲ有スル者ニ對シ之ヲ滿洲中央銀行其ノ他政府ノ指定スル者ニ賣却シ其ノ他之ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得(一)

一　金地金、銀地金、外國通貨又ハ外國爲替
二　外國通貨ヲ以テ表示スル證劵若ハ債權又ハ國幣ヲ以テ表示スル外國居住者ニ對スル債權
三　外國ニ在ル財產ニシテ前二號ニ揭ケサルモノ

前項ノ規定ニ依リ政府ノ指定スル者ニ賣却スヘキコトヲ命シタル場合ノ賣却價額ハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第五條　第一條乃至第一條ノ三又ハ第三條ノ規定ニ基キテ發スル命令ヲ以テ規定スル取引又ハ行爲ノ禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ三年以下ノ徒刑又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス但シ當該取引又ハ行爲ノ目的物ノ價額ノ三倍カ一萬圓ヲ超ユルトキハ罰金ハ當該價額ノ三倍以下トス(三)(四)

第一條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シ通貨又ハ外國通貨ヲ輸出若ハ輸入スル目的ヲ以テ收得シ又ハ之ヲ輸出若ハ輸入セントシタル者亦前項ニ同シ(三)

第一條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シ金地金、金ノ合金、金ヲ主タル材料トスル物又ハ銀地金ヲ輸出スル目的ヲ以テ收得シ又ハ輸出セントシタル者亦第一項ニ同シ(一)

第一條ノ四ノ規定ニ基キテ爲ス政府ノ命令ニ從ハス又ハ其ノ行爲ヲ阻害シタル者亦第一項ニ同シ(五)

前條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依ル金地金其ノ他ヲ處分シ又ハ賣却スヘキ旨ノ政府ノ命ニ從ハサル者ハ一年以下ノ徒刑又ハ當該金地金其ノ他ノ價額ノ二倍以下ノ罰金ニ處ス(一)(三)

第二條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シ報告ヲ爲サス虛僞ノ報告ヲ爲シ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ拒ミ又ハ帳簿書類ノ隱蔽不實ノ申立其ノ他ノ方法ニ依リ檢査ヲ妨ケタル者ハ六月以下ノ徒刑又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提出スル許可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虛僞ノ記載ヲ爲シ其ノ他ノ方法ニ依リ政府ヲ欺罔シタル者亦同シ(三)

第六條　法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人使用人其ノ他ノ從業者カ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科ス

第七條　本法ノ罰則ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者カ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人又ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者カ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同シ

第八條　政府ハ第一條乃至第一條ノ三ノ規定ニ基キテ發スル命令ヲ以テ規定スル取引又ハ行爲ノ許可ニ關スル事務ヲ滿洲中央銀行ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得(四)

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ滿洲中央銀行ノ負擔トス

第一項ノ場合ニ於テ當該事務ニ從事スル滿洲中央銀行職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス(二)

附　則

本法ハ康德二年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス

金輸出禁止法ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行前同法ノ罰則ヲ適用スヘカリシ行爲ニ付テハ仍同法ニ依ル

附　則（康德四年十月八日勅令第二百九十三號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(一)

附　則（康德五年八月十八日勅令第二百六號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(二)



附　則（康德六年七月二十七日勅令第百八十四號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(三)

附　則（康德八年八月一日勅令第百九十三號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(四)

附　則（康德八年十二月二十七日勅令第三百二十號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(五)

## 〇爲替管理法ニ基ク命令ノ件（康德四年十月八日經濟部令第二十二號）

改正　康德四年一二月部令第四〇號、五年三月第一三號、一一月第四四號、六年七月第二八號、七年三月第七號、七月第三五號、八年一月第二號、四月第二〇號

第一條　經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ金地金（砂金ヲ含ム以下同シ）金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスル物ヲ輸出シ又ハ輸送機關ニ託シテ輸送スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ金地金、金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスル物ヲ輸出スル者ハ別ニ定ムル所ニ依リ其ノ輸出申告又ハ郵便差出ニ際シ稅關又ハ差出郵政局ヲ經テ經濟部大臣ニ報告スヘシ（康五・第四四號本條中改正）

第二條　商取引上ノ必要其ノ他ノ實需ニ基クコトナク國幣又ハ日本國通貨（國幣又ハ日本國通貨ヲ以下單ニ圓ト稱ス）ノ爲替相場ノ變動ニ依リ利益ヲ得ルコトヲ目的トシテ外國通貨（日本國通貨ヲ除ク以下同シ）外國爲替（滿洲（滿洲國及關東州ヲ謂フ以下同シ）ヨリ滿洲外ニ仕向ケ又ハ滿洲外ヨリ滿洲ニ仕向ケル爲替手形、小切手、支拂指圖書、電信爲替及郵便爲替ヲ謂フ但シ滿洲ト日本國トノ間ノ圓爲替ヲ除ク以下同シ）又ハ滿洲外（日本國ヲ除ク以下同シ）各地間ノ圓爲替ノ賣買ヲ爲スコトヲ得ス

第二條ノ二　外國爲替銀行ニ非サレハ業トシテ外國通貨ノ賣買ヲ爲スコトヲ得ス（康五・第四四號本條追加）

一　満洲内ヨリ満洲外ヘノ貨物（證券ヲ除ク以下同シ）ヲ本令ニ於テ證券ト
ハ本邦又ハ外國ノ公債、社債、株式又ハ公債社債ノ利札ヲ謂フ）ノ輸
出又ハ満洲外ヨリ満洲内ヘノ貨物ノ輸入ノ爲必要ナル トキ
二　本令施行地内ニ於テ支拂ハルル公債、社債若ハ銀行預金ノ利子又ハ
金錢信託ノ利益ヲ満洲外ニ住所ヲ有スル權利者ニ送ル爲必要ナル トキ
三　外國勞働者（満洲勞工協會ノ發行セル勞働票又ハ之ニ代ルベキ證明
書ヲ記載ノ本人ニシテ商業從事員ヲ除ク）ノ満洲ニ於ケル勞働ノ
爲外國渡ニテ携帶スル爲必要ナル トキ
四　削除
五　削除
六　満洲内又ハ日本國ニ於テ發行シタル信用狀ニ基キ爲替ヲ買入ルル トキ
之カ支拂ヲ爲シ若ハ支拂ノ爲爲替ヲ買入ルル トキ
七　官廳ノ業務ト シテ爲ス トキ又ハ官廳ノ必要ニ基キテ爲ス トキ
八　削除（第五・第四四號本條改正、第六・第二八號、第七・第三五號
第八・第二號、第二〇號本條中改正）

第五條　關東廳長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ外貨證券（外國通貨ヲ以テ
表示セラレタル公債、社債、株式又ハ公債社債ノ利札ヲ而ヒ登錄シタル
公債、社債又ハ株式ニシテ外國通貨ヲ以テ表示スルモノハ之ヲ外貨證券
ト看做ス以下同シ）ヲ有償ニテ取得スルコトヲ得ス（第五年三月二十八
日ニ満洲内ニ在リタル外貨證券又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依リ適法ニ
輸入シタル外貨證券ヲ本令施行地内ニ於テ取得スル場合ニハ前項ノ規定
ヲ適用セス（第五・第一三號本條中改正）

第五條ノ二　關東廳長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ満洲外ニ在ル外國ノ外
貨證券ノ處分スルコトヲ得ス但シ第十八條第一項ノ規定ニ依リ支拂期日
到來後ニ實却スル場合ハ此ノ限ニ在ラス（第五・第一三號本條追加）



第六條　關東廳長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦ト外國トノ貿易ニ關シ
以テ表示スル價額（外國爲替及外貨證券ヲルモノヲ除ク）ヲ讓受クルコ
トヲ得ス

第七條　關東廳長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ満洲内ニ於テハ何人ノ計算
ニ於テスルヲ問ハス外國通貨ヲ以テ表示スル債權又ハ債務ヲ取得スヘキ
契約又ハ消費貸借ノ契約ヲ爲スコトヲ得ス

第八條　關東廳長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ満洲内ニ於テハ外國通貨ヲ
以テ表示スル債權又ハ債務ヲ取得スヘキ假定又ハ條件（對象證及第十條
ノ除クヲ以下同シ）ノ契約ヲ爲スコトヲ得ス

第九條　關東廳長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ外國通貨ヲ以テ表示スル地
方債若ハ社債ヲ發行シ又ハ満洲内若ハ日本國ニ在ル計算ヲ以テ満洲
外ニ於テ外國通貨ヲ以テ表示スル債入金若ハ關ヲ以テ表示スル満洲外
居住者ヨリノ借入金ヲ爲スコトヲ得ス（第五・第一三號本條改正）

第九條ノ二　關東廳長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ満洲外ニ在ル満洲内ニ
住所ヲ有スル者ノ債務ヲ保證スル爲其ノ者ノ爲ニ保證契約ヲ締結スル
コトヲ得ス但シ第五條ノ二ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ
在ラス（第五・第一三號本條追加）

第十條　關東廳長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ満洲内ニ於テハ信用狀（日
本國向ノモノヲ除ク）ヲ取得スルコトヲ得ス但シ左ニ掲クル場合ハ此ノ
限ニ在ラス

一　満洲外ヨリ満洲内ヘノ貨物ノ輸入又ハ満洲内ヨリ満洲外ヘノ貨物ノ
輸出ノ爲必要ナル トキ

二　官廳ヨリ支給ヲ受ケタル旅費其ノ他ノ給與ヲ携帶又ハ送付スル爲信
用狀ヲ取得スル トキ（第六・第二八號、第七・第三五號本條中改正）

第十一條　關東廳長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ證券ヲ満洲外ヨリ満洲内
ヘ輸入シ又ハ満洲内ヨリ満洲外ヘ輸出スルコトヲ得ス但シ左ニ掲クル
場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　其ノ本ト シテ又ハ客觀ノ爲輸出スル トキ
二　關法ニ依リ代金引換ノ取扱ノ下ニ輸出スル トキ
三　官廳ノ必要ニ基キテ輸出スル トキ
四　一個月ヲ通シ額面百圓以下ノ物ヲ輸出スル トキ
五　手荷物、引越荷物又ハ給用品（商業用品ヲ含ム以下同シ）ヲ輸出ス
ル トキ

満洲外ヨリ仕向ケラレタル信用狀ニ基キ満洲内ノ銀行ニ宛テタル爲替手
形ヲ振出シ之ヲ買却シタル トキ又ハ満洲内ノ銀行ニ對シ輸出爲替ヲ引受
ケシメタル トキ





第三條　關東廳長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ左ニ掲クル取引又ハ行爲ヲ
爲スコトヲ得ス

一　國ヲ對價トスル外國通貨又ハ外國爲替ノ買入
二　國ヲ對價トスル外國爲替ノ賣却ニシテ外國爲替銀行ニ非サル者ヲ相
手方トスルモノ又ハ買爲替ノ相殺ヲ目的トスルモノ
三　外國通貨ヲ對價トスル外國爲替ノ買却
四　外國通貨ヲ對價トスル外國爲替ノ賣却ニシテ賣爲替ノ相殺ヲ目的ト
スルモノ
五　満洲内ニ於ケル外國通貨ニ依ル支拂
六　通貨、日本國通貨、外國通貨、小切手又ハ手形ノ發行又ハ携帶其ノ
他満洲外ヘノ送金ニシテ他ノ各號ニ包含スル方法ニ依ラサルモノ
七　満洲外ニ於テ爲シタル委託ニ基キ満洲内ニ於テ爲ス支拂（第五・第
一三號、第七・第三五號本條中改正）

第三條ノ二　満洲外ニ流行セシトスル右通貨、日本國通貨、外國通貨、公
金爲替又ハ信用狀（流行小切手ヲ含ム以下同シ）満洲内ヨリ満洲外ヘノ携
帶輸出スルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ出發ニ際シ満洲所在稅關ヲ經由
テ關東廳長官ニ申告スヘシ（第六・第二八號本條追加）

第三條ノ三　關東廳長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ載荷證券其ノ他ノ證券
内百圓券ヲ満洲内ヨリ満洲外ヘ送付シ又ハ携帶輸出スルコトヲ得ス
（第六・第二八號本條追加）

第四條　左ニ掲クル場合ニハ第三條ノ規定ニ拘ラス第三條第一號乃至第四
號、第六號又ハ第七號ノ取引又ハ行爲ヲ爲スニ付關東廳長官ノ許可ヲ受
クルコトヲ要セス但シ第三號ニ掲クル場合ノ外満洲外ヨリ満洲内ヘ送付
又ハ携帶ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　日本國通貨又ハ外國通貨ノ満洲外ヘノ送付又ハ携帶ニ付テハ此ノ限
ニ在ラス

代金ヲ受領シタルトキハ外國爲替ヲ取組ミタルモノト看做ス（康七・第七號本條中改正）

第十三條　價額ノ全部ニ付外國爲替ヲ取組マスシテ貨物ヲ滿洲外ヘ輸出スルモノハ別ニ定ムル所ニ依リ其ノ輸出申告又ハ郵便差出ニ際シ稅關又ハ差出郵政局ヲ經テ經濟部大臣ニ報告スヘシ但シ前條第一項第三號乃至第五號ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　慈善又ハ救恤ノ爲ノ寄贈品

二　官廳ノ輸出スル物

三　價額百圓以下ノ物

四　手荷物、引越荷物又ハ船用品（康五・第一三號、第四四號、康七・第七號本條中改正）

第十四條　價額ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替ヲ取組ミ貨物ヲ滿洲外ヘ輸出スル者ハ其ノ爲替取組ニ關シ別ニ定ムル所ニ依リ其ノ輸出申告又ハ郵便差出ニ際シ稅關又ハ差出郵政局ヲ經テ經濟部大臣ニ報告スヘシ但シ第十二條第一項第四號ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ報告ヲ爲シタル者其ノ後爲替取組金額ヲ變更セサリシトキハ別ニ定ムル所ニ依リ輸出認許又ハ郵便差出後二週間内ニ爲替取組先銀行ノ證明ヲ附シ稅關又ハ差出郵政局ヲ經テ經濟部大臣ニ報告スヘシ（康五・第四四號、康七・第七號本條中改正）

第十五條　前條第一項ノ報告ヲ爲シタル者其ノ後爲替ヲ取組マス又ハ爲替取組金額ヲ變更シタルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ輸出認許又ハ郵便差出後二週間内ニ稅關又ハ差出郵政局ヲ經テ經濟部大臣ニ報告スヘシ但シ爲替取組金額ヲ變更シタル場合ニ在リテハ爲替取組先銀行ノ證明ヲ附スルコトヲ要ス

價額ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替ヲ取組ミ貨物ヲ滿洲外ヘ輸出シタル者其ノ取組ミタル爲替ノ償還又ハ買戻ヲ爲シタルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ稅關又ハ差出郵政局ヲ經テ遲滯ナク經濟部大臣ニ報告スヘシ（康五・第四四號本條中改正）

第十六條　價額ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替ヲ取組マスシテ貨物又ハ證券ヲ滿洲外ヘ輸出シタル者其ノ他該貨物又ハ證券ノ代金ヲ滿洲外ヨリ受領スヘキ者ハ其ノ代金ヨリ該貨物又ハ證券ニ付滿洲外ニ於テ要シタル費用及滿洲外ヨリ滿洲内ヘノ輸入貨物ノ代金ニ充當シタルモノヲ除キ該貨物又ハ證券ノ仕向地ニ到著後五箇月内ニ之ヲ滿洲内ニ回收スヘシ但シ經濟部大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限リニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル代金ノ充當及回收狀況ハ別ニ定ムル所ニ依リ各月分ヲ翌月十五日迄ニ經濟部大臣ニ報告スヘシ

第十七條　滿洲内ニ於テ所有スル外貨證券ニシテ支拂期日到來シタルモノハ其ノ期日後三箇月内ニ滿洲内ニ於テ之ヲ賣却シ若ハ取立依頼ヲ爲シ又ハ滿洲内ニ於テ之カ支拂ヲ受クヘシ但シ經濟部大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十八條　滿洲外ニ於テ所有スル外貨證券又ハ滿洲外ニ於テ支拂ヲ受クル外貨證券ノ利金若ハ配當金ニシテ支拂期日到來シタルモノハ其ノ期日後三箇月内ニ之カ支拂ヲ受ケ又ハ之ヲ賣却スヘシ但シ經濟部大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

滿洲外ニ於テ所有スル外貨證券ヲ賣却シ若ハ之カ支拂ヲ受ケ又ハ外貨證券ノ利金若ハ配當金ヲ滿洲外ニ於テ支拂ヲ受ケ若ハ之ヲ受取ル權利ヲ讓渡シタルトキハ其ノ代リ金ハ其ノ外貨證券、外貨證券ノ利金又ハ配當金ニ付滿洲外ニ於テ要シタル費用トシテ支拂ヒタルモノヲ除キ二箇月内ニ之ヲ滿洲内ニ取寄スル手續ヲ爲スヘシ但シ其ノ金額通シテ千圓相當額未滿ナル場合又ハ經濟部大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限リニ在ラス



第十八條ノ二　經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ滿洲外ニ在ル不動産鑛業權、森林伐採權若ハ工業所有權又ハ滿洲外ノ國籍ヲ有スル船舶ヲ取得スルコトヲ得ス但シ左ニ揭クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　二箇年ヲ通シ價額五萬圓相當額以下ノ財産ヲ取得スルトキ

二　所得スヘキ財産ノ代金ヲ送金シ又ハ之カ支拂ヲ爲ス爲第三條又ハ第十條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキ

三　鑛業權又ハ工業所有權ノ設定ヲ受クルトキ

四　相續又ハ遺贈ニ因リ取得スルトキ

五　官廳ノ取得スルトキ（康五・第一三號本條追加）

第十八條ノ三　經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ事業、營業若ハ出資ヲ讓受ケ出資ヲ爲シ滿洲内ニ在ル財産ヲ取得スル爲滿洲外ニ在ル財産ヲ處分スルコトヲ得ス但シ左ニ揭クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　滿洲外ニ於ケル事業、營業若ハ出資ヲ讓受ケ又ハ滿洲外ニ於テ出資ヲ爲ス爲一箇年ヲ通シ價額五萬圓相當額以下ノ財産ヲ處分スルトキ

二　第五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ外貨證券ヲ取得スルトキ

三　第五條ノ二ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ外貨證券ヲ處分スルトキ（康五第一三號本條追加）

第十九條　康德四年十月八日以後既存又ハ新設ノ店舖ニ於テ外國爲替業務ヲ營マントスル銀行ハ經濟部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

康德二年財政部令第五十七號爲替管理法ニ基ク命令ノ件第十六條ノ規定ニ依リ外國爲替業務ヲ營ムニ付屆出ヲ爲シ又ハ許可ヲ受ケタル銀行並ニ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル銀行ヲ外國爲替銀行ト謂ヒ其ノ外國爲替業務ヲ營ム店舖ハ經濟部大臣之ヲ佈告ス

外國爲替銀行其ノ全部又ハ一部ノ店舖ニ於ケル外國爲替業務ヲ廢止セントスルトキ又ハ其ノ外國爲替業務ヲ營ム店舖ノ名稱若ハ位置ヲ變更セントスルトキハ豫メ經濟部大臣ニ屆出ツヘシ此ノ場合經濟部大臣ハ之ヲ佈告ス

第二十條　外國爲替銀行ハ第三條、第五條、第六條及第十一條ノ規定ニ拘ラス左ニ揭クル取引又ハ行爲ヲ爲スニ付經濟部大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス

一　顧客（銀行ヲ含ム）ノ依頼ニ應シ外國通貨又ハ外國爲替（外國爲替銀行ノ業務上外國爲替ニ準スルモノヲ含ム）ノ賣買ヲ爲スコト

二　前號ノ規定ニ依ル外國通貨又ハ外國爲替ノ賣買ニ伴ヒ必要ナル範圍ニ於テ資金調整ノ爲外國爲替（外國爲替銀行ノ業務上外國爲替ニ準スルモノヲ含ム）ノ賣買ヲ爲シ又ハ滿洲外ヘノ送金ヲ爲スコト

三　滿洲外ヨリ仕向ケタル取立爲替ノ取立代リ金ヲ滿洲外ニ送金スルコト

四　滿洲外ヨリ仕向ケタル送金爲替ノ支拂ヲ爲スコト

五　外貨證券ノ支拂ヲ受クル爲（顧客ノ取立依頼ニ基クモノヲ含ム）支拂期日前三箇月内又ハ支拂期日以後ニ之ヲ輸出スルコト

第十六條ノ規定ハ外國爲替銀行カ外貨證券ヲ輸出スル場合ニハ之ヲ適用セス

第十七條及第十八條ノ規定ハ外國爲替銀行ニハ之ヲ適用セス

經濟部大臣必要ト認ムルトキハ第一項ノ取引又ハ行爲ニ付許可ヲ受ケシムルコトアルヘシ

第二十一條　外國爲替銀行ハ第三條又ハ第十條ニ揭クル取引又ハ行爲ノ相手方トナル場合ニハ顧客（銀行ヲ含ム）カ其ノ取引又ハ行爲ニ付本令ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルコト又ハ許可ヲ受クルノ要ナキコトヲ確認スヘシ

第二十一條ノ二　經濟部大臣ハ必要ト認ムルトキハ事項及人ヲ指定シテ本令ニ定ムル取引又ハ行爲ノ制限ヲ免除スルコトヲ得（康五・第一三號本

條追加）

第二十二條　外國爲替銀行ハ別ニ定ムル所ニ依リ外國通貨、外國爲替（外國爲替銀行ノ業務上外國爲替ニ準スルモノヲ含ム）ノ賣買及外國爲替ノ賣持又ハ買持ノ高、滿洲ト日本國トノ間ノ圓爲替ノ賣買、取立爲替ノ取扱、送金爲替ノ支拂、信用狀ノ發行等ニ關スル報告書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第二十三條　削除（康五・第四四號）

第二十四條　削除（康五・第四四號）

第二十五條　證券ノ賣買又ハ其ノ媒介ヲ主タル業トスル者ハ別ニ定ムル所ニ依リ外貨證券ノ賣買又ハ其ノ媒介ニ關スル報告書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第二十六條　康德五年三月一日ニ滿洲外居住者ト圓ヲ以テ表示スル預金又ハ消費貸借ノ契約ヲ爲シ居ル者ハ別ニ定ムル所ニ依リ本令施行後一箇月內ニ經濟部大臣ニ報告スヘシ但シ其ノ金額千圓未滿ナル場合ハ此ノ限ニ在ラス（康五・第一三號本條改正）

第二十七條　本令施行後左ニ揭クル取引又ハ行爲ヲ爲シタル者ハ別ニ之ヲ定ムル所ニ依リ各月分ヲ翌月十五日迄ニ經濟部大臣ニ報告スヘシ但シ各號ノ取引又ハ行爲每ニ其ノ目的物ノ金額通シテ千圓相當額未滿ナル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　外國通貨ノ取得又ハ處分

二　外國爲替ノ取得又ハ處分

三　前各號ニ包含スル方法ニ依ラサル滿洲外ニ對スル送金

四　外貨證券ノ取得又ハ處分

五　信用狀ノ發行又ハ取得

六　外國通貨ヲ以テ表示スル債權（外國爲替及外貨證券タルモノヲ除ク）又ハ圓ヲ以テ表示スル滿洲外居住者ニ對スル債權ノ讓受

七　外國通貨ヲ以テ表示スル預ケ金又ハ圓ヲ以テ表示スル滿洲外居住者ヘノ預ケ金ノ預入又ハ引出

八　外國通貨ヲ以テ表示スル貸付金又ハ圓ヲ以テ表示スル滿洲外居住者ヘノ貸付又ハ回收

九　外國通貨ヲ以テ表示スル信託ノ委託又ハ受託

十　外國通貨ヲ以テ表示スル保險ノ契約ノ締結

十一　外國通貨ヲ以テ表示スル地方債又ハ社債ノ發行又ハ償還

十二　外國通貨ヲ以テ表示スル預リ金又ハ圓ヲ以テ表示スル滿洲外居住者ヨリノ預リ金ノ受入又ハ拂戾

十三　外國通貨ヲ以テ表示スル借入金又ハ圓ヲ以テ表示スル滿洲外居住者ヨリノ借入金ノ借入又ハ返濟

十四　滿洲外ニ於テ爲シタル委託ニ基キ滿洲內ニ於テ爲ス支拂又ハ之カ受領

滿洲外ニ旅行セントスル者ハ前項ノ期限ニ拘ラス出發前報告ヲ爲スヘシ

（康五・第一三號、第四四號本條中改正）

第二十七條ノ二　本令施行地內ニ於テ滿洲外居住者ト交互計算勘定其ノ他ノ相殺勘定ヲ有スル者ハ別ニ定ムル所ニ依リ各月ニ於ケル其ノ內容ヲ翌月十五日迄ニ經濟部大臣ニ報告スヘシ（康五・第一三號本條追加）

第二十七條ノ三　滿洲外ニ於テ事業又ハ營業ヲ爲ス者ハ別ニ定ムル所ニ依リ其ノ事業又ハ營業ニ關シ每年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄ノ各期間ニ滿洲外ニ於テ生シタル收入支出及滿洲トノ間ノ送金其ノ他資金移動ノ狀況竝ニ各期末ニ於テ滿洲外ニ有スル資產負債ノ內容ヲ經濟部大臣ニ報告スヘシ

前項ノ規定ニ依リ經濟部大臣ニ提出スヘキ報告書ハ各期間經過後一箇月內ニ之ヲ當該地ヨリ發送シ本店若ハ之ニ準スル者又ハ新京所在店舖ニ於テ其ノ接受後遲滯ナク提出スヘシ（康五・第一三號本條追加）

第二十七條ノ四　滿洲外ニ財產（外貨證券、預ケ金、貸付金及信託ノ受益權ヲ除ク）ヲ有スル者ハ別ニ定ムル所ニ依リ其ノ財產ニ關シ每年一月ヨリ六月迄七月ヨリ十二月迄ノ各期間ニ於ケル增減ノ內容及各期末ニ於ケル現在高ヲ經濟部大臣ニ報告スヘシ但シ該財產ノ期末現在高通シテ一萬圓相當額未滿ナル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ官廳又ハ滿洲外ニ於テ事業若ハ營業ヲ爲ス者ニ之ヲ適用セス

前條第二項規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス（康五・第一三號本條追加）

第二十七條ノ五　第二十七條ノ規定ニ依リ滿洲外ニ於ケル取引又ハ行爲ニ付經濟部大臣ニ提出スヘキ報告書ハ翌月十五日迄ニ之ヲ當該地ヨリ發送シ本店若ハ之ニ準スル者又ハ新京所在店舖ニ於テ其ノ接授後遲滯ナク提出スヘシ（康五・第一三號本條追加）

第二十八條　外國通貨、外國爲替若ハ外貨證券ヲ有スル者外國通貨ヲ以テ表示スル預金、消費貸借、信託若ハ保險ノ契約ヲ爲シ居ル者又ハ滿洲外居住者ト圓ヲ以テ表示スル預金若ハ消費貸借ノ契約ヲ爲シ居ル者本令施行地內ニ住所ヲ有スルニ至リタルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ翌月十五日迄ニ經濟部大臣ニ屆出スヘシ但シ其ノ金額千圓相當額未滿ナル場合ハ此ノ限ニ在ラス（康五・第一三號本條改正）

第二十九條　本令ニ依リ一定期間內ニ明細書又ハ報告書ヲ提出スヘキ義務ヲ負フ者變災其ノ他ノ已ムヲ得サル事故ニ由リ其ノ期間內ニ提出スルコト能ハサルトキハ其ノ事故止ミタルトキ其ノ事由ヲ具シテ遲滯ナク提出スヘシ

第三十條　經濟部大臣ハ必要ト認ムルトキハ事項及人ヲ指定シテ本令ニ定ムルモノノ外報告ヲ徵シ又ハ本令ニ定ムル報告ヲ免除シ若ハ報告ノ期限ヲ延長スルコトヲ得（康五・第一三號本條中改正）

第三十一條　經濟部大臣ハ必要ト認ムルトキハ官吏ヲシテ何人ニ對シテモ爲替管理法第一條ノ禁止若ハ制限又ハ同法第四條ノ處分命令ニ關シ必要ナル事項ニ付其ノ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得（康五・第一三號本條中改正）

第三十二條　經濟部大臣ハ左ニ揭クル財產ヲ有スル者ニ對シ本令ニ定ムルモノノ外之ヲ滿洲中央銀行其ノ他經濟部大臣ノ指定スル者ニ賣却シ其ノ他之ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スヘキコトヲ命シ又ハ其ノ處分ノ禁止若ハ制限ヲ爲スコトヲ得

一　金地金、外國通貨又ハ外國爲替

二　外國通貨ヲ以テ表示スル證券若ハ債權又ハ圓ヲ以テ表示スル滿洲外ノ居住者ニ對スル債權

三　滿洲外ニ在ル財產ニシテ前二號ニ揭ケサルモノ（康五・第一三號本條改正）

第三十三條　本令ノ規定ニ依リ經濟部大臣ノ許可ヲ受クル場合及經濟部大臣ニ報告スヘキ場合ノ手續ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第三十四條　本令施行地內ニ住所又ハ營業所若ハ事務所ヲ有スル者ノ關東州ニ於テ爲ス取引又ハ行爲ニ付テハ該地域ノ外國爲替管理法令ノ適用ヲ受クル場合ニ於テハ第三條、第三條ノ三、第五條、第十條、第十一條、第十一條ノ二及第十二條ノ規定ヲ適用セス（康五・第一三號本條改正、康六・第二八號本條中改正）

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十二條乃至第十五條ノ規定ハ康德四年十月十三日ヨリ之ヲ施行ス

康德二年財政部令第五十七號ハ之ヲ廢止ス

附　則（康德四年一一月二七日經濟部令第四〇號）

本令ハ康德四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德五年三月二九日經濟部令第一三號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十七條ノ二ノ改正規定ニ依リ提出スヘキ報告書ハ康德五年四月分ヨリ第二十七條ノ三及第二十七條ノ四ノ改正規定ニ依リ提出スヘキ報告書ハ康德五年一月ヨリ六月迄ノ期間ノ分ヨリ之ヲ提出スヘシ

附　則（康德五年一一月八日經濟部令第四四號）

本令ハ康德五年十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德六年七月二七日經濟部令第二八號）

本令ハ康德六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德七年三月二〇日經濟部令第七號）

本令ハ康德七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德七年七月一一日經濟部令第三五號）

本令ハ康德七年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德八年一月二〇日經濟部令第二號）

本令ハ康德八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德八年四月二六日經濟部令第二〇號）

本令ハ康德八年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

## 爲替管理法ニ基ク臨時措置ニ關スル命令ノ件

（康德四年十月八日　經濟部令第二十五號）

改正　康德五年三月部令第一五號、一一月第四六號、七年七月第三七號

**第一條**　康德四年經濟部令第二十三號第四條第一號及第六號ノ規定ニ拘ラス經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ滿洲（滿洲國及關東州ヲ謂フ以下同シ）外（日本國ヲ除ク以下同シ）ヨリ滿洲內ヘノ貨物ノ輸入ニ必要ナル決濟ヲ爲ス同令第三條第一號乃至第四號第六號又ハ第七號ノ取引又ハ行爲（本令施行前締結シタル外國爲替ノ豫約ノ實行ヲ含ム）ヲ爲スコトヲ得ス但シ左ニ揭クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　第二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ取得シタル信用狀ニ基キ爲替ヲ賣卻シ又ハ之カ支拂ヲ爲シ若ハ支拂ノ爲爲替ヲ買入ルルトキ

二　本令施行ノ際滿洲內ヘ輸入濟ノ貨物又ハ滿洲外ヨリ積出濟ノ貨物ニ關スル荷附爲替手形ノ決濟ノ爲必要ナルトキ

三　本令施行後一週間內ニ滿洲外ヨリ積出シタル貨物ニ關スル荷附爲替手形ノ決濟ノ爲本令施行前締結シタル外國爲替ノ豫約ノ實行ヲ爲ストキ（康五・第一五號、第四六號、康七・第三七號本條中改正）

**第二條**　康德四年經濟部令第二十三號第十條第一號ノ規定ニ拘ラス經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ滿洲外ヨリ滿洲內ヘノ貨物ノ輸入ノ爲必要ナル信用狀ヲ取得スルコトヲ得ス（康五・第一五號、第四六號、康七・第三七號本條中改正）

**第三條**　康德四年經濟部令第二十三號第十六條第一項ノ規定ニ拘ラス經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ價額ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替ヲ取組マスシテ貨物又ハ證券ヲ滿洲外ヘ輸出シタル者其ノ他該貨物又ハ證券ノ代金ヲ滿洲外ヨリ受領スヘキ者ハ其ノ代金ノ全部又ハ一部ヲ滿洲內ヘノ輸入貨物ノ代金ニ充當スルコトヲ得ス

**第四條**　經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ滿洲外ヨリ滿洲內ヘノ貨物ノ輸入ニ必要ナル決濟ヲ爲ス爲滿洲外ニ於テ有スル外貨證券若ハ外國通貨ヲ以テ表示スル預ケ金、貸付金其ノ他ノ債權ヲ處分シ又ハ之等ノモノヲ擔保トシテ滿洲外ニ於テ外國通貨ヲ以テ表示スル借入金ヲ爲スコトヲ得ス

**第五條**　經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ價額ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替ヲ取組マサル貨物ヲ滿洲外ヨリ滿洲內ヘ輸入スルコトヲ得ス但シ左ニ揭クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　第一條乃至第四條ノ規定ニ依リ代金ノ決濟ノ爲必要ナル取引又ハ行





爲ニ付許可ヲ受ケタル貨物ヲ輸入スルトキ

二　見本若ハ寄贈品トシテ又ハ博覽會ニ出品スル爲輸入スルトキ

三　滿洲ヨリ輸出シタル貨物ニシテ返送セラレタルモノヲ輸入スルトキ

四　修繕ノ爲輸入スルトキ

五　滿洲ヨリ出漁セル船舶ノ漁獲物ヲ該船舶ニ依リ輸入スルトキ

六　手荷物又ハ引越荷物ヲ輸入スルトキ

七　官廳ノ必要ニ基キテ輸入スルトキ（康五・第一五號、第四六號、康七・第三七號本條中改正）

**第五條ノ二**　第一條乃至第四條ノ規定ニ依ル許可ハ貨物ノ輸入前ニ之ヲ受クヘシ但シ前條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス（康五・第一五號本條追加）

**第六條**　外國爲替銀行第一條又ハ第二條ニ揭クル取引又ハ行爲ノ相手方トナル場合ニハ顧客カ其ノ取引又ハ行爲ニ付本令ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルコト又ハ許可ヲ受クルノ要ナキコトヲ確認スヘシ

**第七條**　康德四年經濟部令第二十三號第二十條第一項ノ規定ニ拘ラス康德五年四月五日以後外國爲替銀行ハ經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ同令第三條、第五條、第六條又ハ第十一條ニ揭クル取引又ハ行爲ヲ爲スコトヲ得ス（康五・第一五號本條改正）

**第七條ノ二**　康德五年四月五日以後外國爲替銀行ハ經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ滿洲外ニ仕向ケタル信用狀ヲ發行スルコトヲ得ス（康五・第一五號本條追加）

**第七條ノ三**　康德四年經濟部令第二十三號第二十一條ノ二ノ規定ハ本令ノ規定ニ依リ許可ヲ受クヘキ取引又ハ行爲ニ付之ヲ準用ス（康五・第一五號本條追加）

**第八條**　第一條乃至第四條及第七條ノ規定ニ依ル許可申請ニ關スル手續ニ付テハ康德四年經濟部令第二十四號第一條、第四條乃至第十條、第十二條乃至第十四條、第十七條及第二十三條ノ規定ヲ準用ス但シ第四條前段ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ適宜必要ナル事項ヲ記載スヘシ（康五・第一五號本條中改正）

**第九條**　第五條及第七條ノ二ノ規定ニ依ル許可申請ニ關スル手續ニ付テハ康德四年經濟部令第二十四號第一條ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ第五條ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ同令第十六條ノ規定ニ第七條ノ二ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ同令第十三條ノ規定ニ準シ適宜必要ナル事項ヲ記載スヘシ

**第十條**　康德三年中ニ於テ價額通シテ五萬圓以上ノ貨物ヲ滿洲外ヨリ滿洲內ヘ輸入シタル者ハ本令附屬書式ニ準據シテ康德二年、同三年、及同四年中（九月迄）ニ於ケル輸入貨物代金決濟ノ實績ニ關スル報告書二通ヲ作成シ本令施行後一箇月內ニ經濟部大臣ニ提出スヘシ

**第十一條**　滿洲外ヨリ滿洲內ヘ貨物ヲ輸入スル者第一條乃至第五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキハ許可書ヲ輸入申告又ハ郵便受取ニ際シ稅關又ハ配達郵政局ニ呈示スヘシ（康五・第四六號本條中改正）

**第十二條**　滿洲外ヨリ滿洲內ヘノ貨物ノ輸入ニ必要ナル決濟ヲ爲ス爲第一條乃至第四條ノ規定ニ依ル取引又ハ行爲ヲ爲ス者ハ本令附屬書式ニ準據シテ各月分ノ輸入報告書正副二通ヲ作成シ稅關又ハ配達郵政局ヲ經テ翌月十五日迄ニ經濟部大臣ニ提出スヘシ但シ官廳ノ輸入スル貨物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス（康五・第一五號、第四六號本條中改正）

**第十三條**　價額ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替ヲ取組マサル貨物ヲ滿洲外ヨリ滿洲內ニ輸入シタル者ハ前條ノ規定ニ依ル輸入報告書ノ提出セラルル場合ヲ除クノ外前條ノ規定ニ準シ輸入報告書ヲ提出スヘシ但シ左ニ揭クル物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　慈善又ハ救恤ノ爲ノ寄贈品
二　官廳ノ輸入スル物
三　手荷物又ハ引換荷物（康五・第四六號、康七・第三七號本條中改正）

**第十四條**　第一條第三號又ハ第四號ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケシテ滿洲內ヘノ輸入貨物ニ關スル荷附爲替手形ノ決濟ヲ爲サントスル者ハ該貨物カ輸入濟ナル場合ハ本令施行後二週間內ニ、該貨物カ本令施行後輸入セラルル場合ハ輸入後二週間內ニ本令附屬書式第二號ニ準シ其ノ輸入ニ關スル報告書一通ヲ作成シテ直接經濟部大臣ニ提出スヘシ

**第十五條**　康德四年經濟部令第二十三號第三十條ノ規定ハ本令ノ規定ニ依リ提出スヘキ報告書ニ付之ヲ準用ス（康五・第一五號本條追加）

**第十六條**　本令施行地內ニ住所又ハ營業所若ハ事務所ヲ有スル者ノ關東州內ニ於テ爲ス取引又ハ行爲ニ付テハ該地域ノ外國爲替管理法令ノ適用ヲ受クル場合ニ於テハ第五條ノ規定ヲ適用セス（康五・第一五號本條追加）

## 附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
康德四年財政部令第五號ハ之ヲ廢止ス

附　則（康德五年三月二九日經濟部令第一五號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令施行ノ際輸入濟若ハ外國ヨリ積出濟ノ貨物又ハ本令施行後一週間內ニ外國ヨリ積出シタル貨物ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル從前ノ第二條ノ保證ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケスシテ取得シタル信用狀ニ基キ爲替ヲ賣却シ又ハ之カ支拂ヲ爲シ若ハ支拂ノ爲爲替ヲ買入ルルニ付テハ第一條ノ規定ニ拘ラス經濟部大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス

附　則（康德五年一一月八日經濟部令第四六號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際輸入濟若ハ外國ヨリ輸出濟ノ貨物又ハ本令施行後一週間內ニ外國ヨリ積出シタル貨物ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則（康德七年七月一五日經濟部令第三七號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



本令施行ノ際滿洲內ヘ輸入濟ノ貨物若ハ滿洲外ヨリ積出濟ノ貨物又ハ本令施行後一週間內ニ滿洲外ヨリ積出ス貨物ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
（附屬書式ノ揭載ヲ略ス）

# ○臨時資金統制法（康德五年九月十六日勅令第二百二十九號）

改正　康德六年一二月勅令第三一八號

**第一條**　本法ハ現下ノ時局ニ關聯シ資金ノ活用ヲ圖ル爲其ノ需給ヲ統制スルヲ目的トス

**第二條**　銀行及保險會社ハ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ認可ヲ受クヘシ銀行、保險會社及有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者外國有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ前項ノ資金ノ貸付又ハ借入カ他ノ法令ニ依リ政府ノ許可又ハ認可ヲ受クルコトヲ要スル場合ニ於テ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケタルトキハ之ヲ適用セス

**第三條**　會社ヲ設立セントスル者ハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ認可ヲ受クヘシ

會社ノ設立ハ前項ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

會社ノ目的タル事業ヲ營ムニ付他ノ法令ニ依リ政府ノ許可又ハ認可ヲ受クルコトヲ要スル場合ニ於テ會社カ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケタルトキハ第一項ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

**第四條**　左ニ揭クル行爲ヲ爲サントスル會社ハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ認可ヲ受クヘシ

一　資本ノ增加
二　合併
三　目的ノ變更
四　第二回以後ノ株金ノ徵收
五　社債ノ募集
六　利益ノ配當

前項第一號乃至第三條ニ揭クル行爲ハ經濟部大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

前二項ノ規定ハ第一項ニ揭クル行爲カ他ノ法令ニ依リ政府ノ許可又ハ認可ヲ受クルコトヲ要スル場合ニ於テ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケタルトキハ之ヲ適用セス（康六・第三二八號本條中改正）

**第四條ノ二**　事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル者ハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ認可ヲ受クヘシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル資金ニ依ル場合ハ此ノ限リニ在ラス

一、貸付ニ付本法ニ依ル認可ヲ受ケタル銀行及保險會社ヨリノ借入金
二　本法ニ依リ設立又ハ資本ノ增加ニ付認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ第一回拂込株金又ハ出資金
三　本法ニ依リ株金ノ徵收又ハ募集ニ付認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ第二回以後ノ拂込株金又ハ社債ノ收入金

前項ノ規定ハ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付他ノ法令ニ依リ政府ノ許可又ハ認可ヲ受クルコトヲ要スル場合ニ於テ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケタルトキハ之ヲ適用セス（康六・第三二八號本條追加）

**第五條**　經濟部大臣ハ資金ノ貸付若ハ借入、第三條第一項ノ會社ノ目的タル事業ノ經營、第四條第一項ニ揭クル行爲又ハ第四條ノ二ノ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ付主管官署他ノ法令ニ依リ許可又ハ認可ヲ爲サントスルトキハ豫メ經濟部大臣ニ協議スヘシ主管官署會社ニ對シ他ノ法令ニ基キ其ノ資金計畫ニ關シ命令ヲ爲サントスルトキ又ハ第五條ノ二第一項各號ニ揭クル事項ニ關シ命令ヲ爲サントスルトキ亦同シ（康六・第三二八號本條改正）

**第五條ノ二**　經濟部大臣ハ資金ノ統制上必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ左ノ各號ニ揭クル事項ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

一　經費ノ支出
二　利益金ノ處分
三、資產ノ償却
四、資金ノ運用

經濟部大臣前項ノ命令ヲ爲サントスルトキハ特別ノ法令ニ依ル主管官署ニ協議スヘシ（康六・第三二八號本條追加）

**第五條ノ三**　經濟部大臣資金ノ統制上必要アリト認ムルトキハ預金ノ受入又ハ金錢ノ貸付ヲ業トスル者ニ對シ預金又ハ貸付ノ利率其ノ他ノ條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得（康六・第三二八號本條追加）

**第六條**　第二條第一項ノ資金ノ貸付若ハ借入、第三條第一項ノ會社ノ目的タル事業ノ經營、第四條第一項ニ揭クル行爲又ハ第四條ノ二ノ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ付主管官署他ノ法令ニ依リ許可又ハ認可ヲ爲サントスルトキハ豫メ經濟部大臣ニ協議スヘシ主管官署會社ニ對シ他ノ法令ニ基キ其ノ資金計畫ニ關シ命令ヲ爲サントスルトキ又ハ第五條ノ二第一項各號ニ揭クル事項ニ關シ命令ヲ爲サントスルトキ亦同シ（康六・第三二八號本條改正）

**第七條**　經濟部大臣ハ資金ノ狀況ヲ調査スル爲必要アリト認ムルトキハ左ニ揭クル事項ニ關シ關係者ヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿、書類其ノ他ノ物件ノ檢查ヲ爲サシムルコトヲ得

一　資金ノ需給及移動ニ關スル事項
二　有價證券ニ關スル事項
三　國際收支ニ關スル事項

四　事業ノ資金計畫ニ關スル事項
五　事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル事項
六　會社ノ資產、負債及損益ノ內容、利益金ノ處分其ノ他經理ニ關スル事項（康六・第三二八號本條中改正）

**第七條ノ二**　經濟部大臣ハ第四條ノ二ニ規定スル認可ヲ受ケスシテ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ中止ヲ命スルコトヲ得第二條第一項、第三條第一項、第四條第一項第一號乃至第五號、第四條ノ二又ハ第五條ノ規定ニ依ル認可ニ附シタル條件ニ違反シテ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲シタル者ニ付亦同シ（康六・第三二八號本條追加）

**第八條**　經濟部大臣ハ滿洲中央銀行ヲシテ第二條乃至第五條ニ規定スル認可ニ關スル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ滿洲中央銀行ノ負擔トス

第一項ノ協合ニ於テ當該事務ニ從事スル滿洲中央銀行職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

**第九條**　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第二條ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケスシテ資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲シタル者

二　第四條第一項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケスシテ株金拂込ノ催告、社債ノ募集若ハ利益ノ配當ヲ爲シ又ハ第四條ノ二第一項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケスシテ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ爲シタル者

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ康德五年勅令第二百二十五號行政法規ノ罰則適用ニ關スル件ニ依ル（康六・第三二八號本條中改正）

附　則

本法ハ康德五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（康德六年一二月二六日勅令第三二八號）

本法ハ康德七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

## ○産金買上法（康德四年五月十三日勅令第八十七號）

改正　康德四年六月勅令第一四一號、六年一二月第三一九號

**第一條**　政府ハ滿洲中央銀行ヲシテ產金ノ買上ヲ行ハシム

**第二條**　砂金ヲ採取シタル者及金鑛其ノ他ノ含金鑛石ヨリ金ヲ精鍊シタル者ハ三月以內ニ其ノ金ヲ滿洲中央銀行又ハ經濟部大臣ノ指定シタル產金買入人ニ賣却スヘシ

**第三條**　滿洲中央銀行及產金買入人ヲ除クノ外砂金又ハ金地金ノ買入ヲ爲スコトヲ得ス但シ正當ナル事由ニ基キ金地金ヲ必要トスル者經濟部大臣ノ許可ヲ得テ之カ買入ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

**第四條**　產金買入人ハ其ノ買入レタル砂金又ハ金地金ヲ一月以內ニ滿洲中央銀行ニ賣却スヘシ

**第五條**　滿洲中央銀行ノ產金買上價格ハ經濟部大臣之ヲ定ム

**第六條**　經濟部大臣ハ產金買入人ニ對シ產金買入ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

**第七條**　產金買入人第四條ノ規定又ハ前條ノ命令ニ違反シタルトキハ經濟部大臣ハ其ノ指定ヲ取消スコトヲ得

**第七條ノ二**　金地金、金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスル物ノ賣買ヲ業トシテ營マントスル者ハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ許可ヲ受クヘシ（康六・第三一九號本條追加）



**第七條ノ三**　經濟部大臣ハ必要アリト認ムルトキハ金ノ價格又ハ金ノ使用ノ制限其ノ他金ノ使用ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得（康六・第三一九號本條追加）

**第八條**　經濟部大臣必要アリト認ムルトキハ何人ニ對シテモ本法施行ノ爲必要アル事項ニ付報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ等問ヲ爲シ若ハ帳簿其ノ他ノ檢查ヲ爲サシムルコトヲ得

**第九條**　削除（康六・第三一九號）

**第十條**　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ徒刑又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス但シ當該行爲ノ目的物ノ價格ノ三倍カ一萬圓ヲ超ユルトキハ罰金ハ當該價格ノ三倍以下トス

一　第二條、第三條又ハ第四條ノ規定ニ違反シタル者

二　第七條ノ二ノ許可ヲ受ケスシテ金地金、金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスル物ノ賣買ヲ業トシテ營ミタル者（康六・第三一九號本條改正）

**第十條ノ二**　第七條ノ三ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス（康六・第三一九號本條追加）

**第十一條**　第八條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サス若ハ虛僞ノ報告ヲ爲シ當該官吏ノ尋問ニ對シテ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ阻碍シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

**第十二條**　第十條、第十條ノ二及第十一號ノ規定ノ適用ニ付テハ康德五年勅令第二百二十五號行政法規ノ罰則適用ニ關スル件ニ依ル（康六・第三一九號本條追加）

附　則

本法ハ康德四年六月十日ヨリ之ヲ施行ス

大同二年敎令第四十七號產金買上法ハ之ヲ廢止ス

附　則（康德六年十二月一四日勅令第三一九號）

定款及關係法令

## ○產金補助金及產金奬勵金交付規則（康德六年十二月一日經濟部令第六十二號）

本法は康德七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ金地金、金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスル物ノ賣買ヲ業トシテ營ム者本法施行後二月ヲ限リ第七條ノ二ノ規定ニ拘ラス其ノ業ヲ營ムコトヲ得

前項ニ揭ケル者前項ノ期間內ニ第七條ノ二ニ基ク許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對スル許否ノ處分ノ日迄本前項ニ同シ

**第一條**　滿洲中央銀行ハ產金買上法第二條又ハ第四條ノ規定ニ依リ砂金又ハ金地金ヲ滿洲中央銀行ニ賣却シタル者ニ對シ其ノ賣却シタル數量ニ付其ノ賣却ノ都度第三條ニ定ムル割合ニ依ル產金補助金ヲ交付スヘシ

**第二條**　滿洲中央銀行ハ產金買上法第二條又ハ第四條ノ規定ニ依リ砂金又ハ金地金ヲ滿洲中央銀行ニ賣却シタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シ每年一月一日ヨリ六月三十日迄（以下之ヲ前期ト稱ス）及七月一日ヨリ十二月三十一日迄（以下之ヲ後期ト稱ス）各半年期間每ニ計算シタル左ノ數量ニ付前條ノ產金補助金ノ外第三條ニ定ムル割合ニ依ル產金奬勵金ヲ交付スヘシ

一　前年ノ同期ノ期首ヨリ引續キ砂金ノ採取ヲ爲ス者又ハ金鑛其ノ他ノ含金鑛石ヨリ金ノ精鍊ヲ爲ス者ニ在リテハ其ノ採取シタル砂金又ハ精鍊シタル金地金ヲ其ノ年ノ前期又ハ後期中ニ滿洲中央銀行ニ賣却シタル數量カ前年ノ同期中ノ賣却數量ヲ超エタルトキ其ノ超ユル數量

二　前年ノ同期ノ期首ヨリ引續キ產金買入人トシテ指定セラレタル者ニ在リテハ其ノ買入レタル砂金又ハ金地金ヲ其ノ年ノ前期又ハ後期中ニ滿洲中央銀行ニ賣却シタル數量カ前年ノ同期中ノ賣却數量ヲ超エタルトキ其ノ超ユル數量

三　前年ノ同期ノ中途ヨリ砂金ノ採取又ハ金鑛其ノ他ノ含金鑛石ヨリ金ノ精錬ヲ開始シタル者ニ在リテハ其ノ採取シタル砂金又ハ精錬シタル金地金ヲ其ノ年ノ前期又ハ後期中ニ滿洲中央銀行ニ賣却シタル數量カ前年ノ同期ノ月平均賣却數量ノ六倍ヲ超エタルトキ其ノ超ユル數量

四　前年ノ同期ノ中途ヨリ產金買入人トシテ指定セラレタル者ニ在リテハ其ノ買入レタル砂金又ハ金地金ヲ其ノ年ノ前期又ハ後期中ニ滿洲中央銀行ニ賣却シタル數量カ前年ノ同期ノ月平均賣却數量ノ六倍ヲ超エタルトキ其ノ超ユル數量

現ニ他人ノ稼行スル金ノ鑛區ヲ讓受ケタル者カ其ノ金ノ鑛區ヨリ取得シタル砂金又ハ金地金ヲ初メテ滿洲中央銀行ニ賣却シタルトキハ其ノ期及次期ニ於ケル其ノ賣却數量ハ前項第一號又ハ第三號ノ適用上之ヲ當該期中ノ賣却數量ヨリ控除スルモノトス

第一項第三號及第四號ノ月平均賣却數量ノ算出上一月ニ滿タサル期間アル場合ハ之ヲ一月トス

第三條　第一條ノ產金補助金及前條ノ產金奬勵金ノ割合ハ當分ノ內左ノ通トス

一　產金補助金ニ付テハ純金ノ量目一瓦ニ付五角五分

二　產金奬勵金ニ付テハ純金ノ量目一瓦ニ付三角八分

第四條　第二條ノ產金奬勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左ニ揭クル事項ヲ記載シタル產金奬勵金交付申請書正副二通ヲ前期分ニ付テハ其ノ年七月三十一日迄ニ後期分ニ付テハ翌年一月三十一日迄ニ最寄滿洲中央銀行營業所ニ提出スヘシ

一　申請者ノ住所、電話番號及氏名又ハ商號

二　會社ニ在リテハ代表者ノ氏名

三　產金奬勵金交付申請額及算出ノ根據



四　期中ノ月別砂金又ハ金地金ノ賣却數量及其ノ金額

五　期末ニ於ケル稼行砂金鑛區又ハ稼行金鑛山ノ名稱

六　期中ニ得喪アリタル砂金鑛區又ハ金鑛山別ノ砂金又ハ金地金ノ賣却數量及得喪ノ概要

七　產金奬勵金ノ交付ヲ受ケントスル滿洲中央銀行營業所

八　其ノ他參考トナルヘキ事項

第五條　產金奬勵金交付通知書ノ交付ヲ受ケタル者ハ之ヲ前條ノ產金奬勵金交付申請書ニ記載シタル滿洲中央銀行營業所ニ提出シテ產金奬勵金ノ交付ヲ請求スヘシ

第六條　產金補助金若ハ產金奬勵金ノ交付ヲ受ケントスル者又ハ產金補助金若ハ產金奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者本令ニ違反シ又ハ不正行爲アリタルトキハ經濟部大臣ハ滿洲中央銀行ニ對シ產金補助金若ハ產金奬勵金ノ交付額ノ減少又ハ產金補助金若ハ產金奬勵金ノ交付ノ停止ヲ命シ產金補助金又ハ產金奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ全部又ハ一部ヲ滿洲中央銀行ニ返還スヘキコトヲ命スルコトアルヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令中產金奬勵金ニ關スル規定ハ康德六年下期分ヨリ之ヲ適用ス

# 四、參考諸統計表

# 1. 貨幣發行高及準備高

| 年月末 | 貨幣發行高 | 鑄貨發行高 | 紙幣發行高 | | | 紙幣發行高平均 | | 紙幣發行準備額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 發行高 | 最高 | 最低 | 實數 | 指數 | 發行準備 | 準備率 | 保證準備 |
| | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | | 千圓 | | 千圓 |
| 大同1年 | 151,865 | — | 151,865 | 151,865 | 118,243 | 131,017 | 81.9 | 77,849 | 51.3 | 74,016 |
| 2年 | 131,392 | 2,169 | 129,223 | 155,363 | 103,943 | 122,853 | 76.8 | 67,567 | 52.3 | 61,656 |
| 康德1年 | 184,104 | 15,772 | 168,332 | 168,332 | 97,854 | 119,273 | 74.6 | 74,818 | 44.4 | 93,514 |
| 2年 | 198,939 | 20,284 | 178,655 | 179,207 | 108,593 | 137,223 | 85.8 | 92,230 | 51.6 | 86,425 |
| 3年 | 274,691 | 20,448 | 254,243 | 257,191 | 125,269 | 159,882 | 100.0 | 177,181 | 69.7 | 77,062 |
| 4年 | 329,909 | 22,420 | 307,489 | 317,944 | 171,891 | 211,570 | 132.3 | 208,096 | 67.7 | 99,393 |
| 5年 | 452,896 | 27,159 | 425,737 | 430,144 | 254,370 | 288,446 | 180.4 | 216,309 | 50.8 | 209,428 |
| 6年 | 657,345 | 33,724 | 623,621 | 636,697 | 369,301 | 428,319 | 267.9 | 323,987 | 51.9 | 299,634 |
| 7年 | 991,229 | 44,179 | 947,050 | 970,908 | 581,125 | 663,954 | 415.3 | 368,488 | 38.9 | 578,562 |
| 8年 | 1,317,029 | 55,498 | 1,261,531 | 1,275,991 | 772,499 | 893,824 | 559.0 | 441,505 | 35.0 | 820,026 |
| 康德7. 1 | 663,894 | 34,549 | 629,345 | 629,536 | 581,125 | 603,277 | 377.3 | 320,593 | 50.9 | 308,752 |
| 2 | 659,975 | 35,525 | 624,450 | 640,375 | 590,846 | 615,725 | 385.1 | 315,385 | 50.5 | 309,065 |
| 3 | 681,520 | 36,020 | 645,500 | 651,451 | 624,409 | 634,243 | 396.7 | 324,272 | 50.2 | 321,228 |
| 4 | 653,828 | 36,440 | 617,388 | 641,685 | 600,256 | 619,414 | 387.4 | 318,559 | 51.6 | 298,829 |
| 5 | 651,108 | 37,065 | 614,043 | 624,784 | 591,912 | 605,481 | 378.7 | 310,461 | 50.6 | 303,582 |
| 6 | 669,724 | 37,510 | 632,214 | 634,484 | 607,484 | 620,878 | 388.3 | 315,808 | 50.0 | 316,406 |
| 7 | 677,650 | 38,434 | 639,216 | 644,847 | 610,035 | 623,605 | 390.0 | 320,446 | 50.1 | 318,770 |
| 8 | 683,064 | 39,160 | 643,904 | 653,562 | 624,620 | 635,935 | 397.8 | 321,023 | 49.8 | 322,881 |
| 9 | 702,071 | 39,995 | 662,076 | 672,790 | 635,639 | 654,273 | 409.2 | 321,483 | 48.5 | 340,593 |
| 10 | 764,726 | 41,545 | 723,181 | 723,181 | 651,152 | 674,019 | 421.6 | 323,868 | 44.8 | 399,313 |
| 11 | 893,974 | 42,650 | 851,324 | 851,324 | 726,607 | 778,518 | 486.9 | 322,678 | 37.9 | 528,646 |
| 12 | 991,229 | 44,179 | 947,050 | 970,908 | 845,034 | 899,529 | 562.6 | 368,488 | 38.9 | 578,562 |
| 康德8. 1 | 934,254 | 45,431 | 888,823 | 947,050 | 888,632 | 909,534 | 568.9 | 356,186 | 40.1 | 532,637 |
| 2 | 915,974 | 45,988 | 869,986 | 883,807 | 831,182 | 854,427 | 534.4 | 341,750 | 39.3 | 528,236 |
| 3 | 900,375 | 47,106 | 853,269 | 869,986 | 832,333 | 849,536 | 531.3 | 332,217 | 38.9 | 521,052 |
| 4 | 876,239 | 47,538 | 828,701 | 847,233 | 813,331 | 829,818 | 519.0 | 327,032 | 39.5 | 501,669 |
| 5 | 870,910 | 48,411 | 822,499 | 822,499 | 784,986 | 804,813 | 503.4 | 321,095 | 39.0 | 501,404 |
| 6 | 860,343 | 49,148 | 811,195 | 822,499 | 722,499 | 794,159 | 496.7 | 318,556 | 39.3 | 492,639 |
| 7 | 888,079 | 49,994 | 838,085 | 838,085 | 790,895 | 808,396 | 505.6 | 327,420 | 39.1 | 510,665 |
| 8 | 941,562 | 50,698 | 890,864 | 893,124 | 838,976 | 853,342 | 533.7 | 352,516 | 39.6 | 538,348 |
| 9 | 975,275 | 51,955 | 923,320 | 927,937 | 880,029 | 896,116 | 560.5 | 365,136 | 39.5 | 558,184 |
| 10 | 1,008,349 | 53,592 | 954,757 | 959,874 | 922,632 | 939,776 | 587.8 | 377,355 | 39.5 | 577,402 |
| 11 | 1,129,808 | 54,210 | 1,075,598 | 1,075,597 | 955,392 | 1,001,307 | 626.3 | 391,475 | 36.4 | 684,123 |
| 12 | 1,317,029 | 55,498 | 1,261,531 | 1,275,991 | 1,073,583 | 1,174,112 | 734.4 | 441,505 | 35.0 | 820,026 |

## 2. 本行各年末紙幣發行高

| 種別 | 大同元年 | 大同二年 | 康德元年 | 康德二年 | 康德三年 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 百圓券 | — | 16,809,000.00 | 17,974,700.00 | 21,224,650.00 | 27,333,050.00 |
| 甲號券 | — | 16,809,000.00 | 17,974,700.00 | 21,224,650.00 | 27,333,050.00 |
| 乙號券 | — | — | — | — | — |
| 拾圓券 | 53,638,750.00 | 52,660,570.00 | 91,194,174.00 | 101,654,345.00 | 153,674,975.00 |
| 改造券 | 30,124,320.00 | 4,125,920.00 | 457,029.00 | 90,595.00 | 59,855.00 |
| 甲號券 | 23,514,430.00 | 48,534,650.00 | 90,737,145.00 | 101,563,750.00 | 153,615,120.00 |
| 乙號券 | — | — | — | — | — |
| 五圓券 | — | 9,163,295.00 | 22,866,882.50 | 23,515,515.00 | 29,472,462.50 |
| 甲號券 | — | 9,163,295.00 | 22,866,882.50 | 23,515,515.00 | 29,472,462.50 |
| 乙號券 | — | — | — | — | — |
| 壹圓券 | 3,483,715.00 | 12,209,324.00 | 26,934 447.50 | 30,062,084.50 | 39,698,671.00 |
| 改造券 | 3,195,793.00 | 1,464,553.00 | 219,314.00 | 30,543.50 | 22,451.50 |
| 甲號券 | 287,922.00 | 10,744,771.00 | 26,715,133.50 | 30,031,541.00 | 39,676,219.50 |
| 乙號券 | — | — | — | — | — |
| 五角券 | 1,055,115.00 | 2,050,264.75 | 2,787,369.25 | 2,199,402.00 | 4,064,255.50 |
| 甲號券 | 1,055,115.00 | 2,050,264.75 | 2,787,369.25 | 1,463,699.50 | 510,173.50 |
| 乙號券 | — | — | — | 735,702.50 | 3,554,082.00 |
| 丙號券 | — | — | — | — | — |
| 舊紙幣 | 93,687,815.87 | 36,331,184.22 | 6,575,183.20 | — | — |
| 合計 | 151,865,395.87 | 129,223,637.97 | 168,332,756.45 | 178,655,996.50 | 254,243,414.00 |

| 康德四年 | 康德五年 | 康德六年 | 康德七年 | 康德八年 |
|---|---|---|---|---|
| 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 40,283,050.00 | 69,493,200.00 | 145,203,300.00 | 239,659,200.00 | 306,517,100.00 |
| 40,283,050.00 | 36,523,700.00 | 22,898,900.00 | 3,531,700.00 | 2,128,700.00 |
| — | 32,969,500.00 | 122,304,400.00 | 236,127,500.00 | 304,388,400.00 |
| 184,797,845.00 | 258,769,775.00 | 356,622,900.00 | 556,106,120.00 | 774,419,340.00 |
| 53,075.00 | 51,215.00 | 48,730.00 | 48,200.00 | 48,050.00 |
| 137,718,370.00 | 129,066,830.00 | 76,014,310.00 | 7,850,420.00 | 3,867,160.00 |
| 47,026,400.00 | 129,651,730.00 | 280,559,860.00 | 548,207,500.00 | 770,504,130.00 |
| 31,365,147.50 | 36,205,295.00 | 42,374,320.00 | 54,120,625.00 | 63,134,385.00 |
| 31,365,147.50 | 29,953,730.00 | 17,216,880.00 | 2,107,375.00 | 937,075.00 |
| — | 6,251,565.00 | 25,157,440.00 | 52,013,250.00 | 62,197,310.00 |
| 45,761,778.00 | 54,681,001.50 | 70,958,587.50 | 84,143,159.50 | 101,017,492.00 |
| 21,553.50 | 21,335.50 | 21,224.50 | 21,183.50 | 21,163.00 |
| 44,708,185.50 | 35,765,240.00 | 15,768,928.00 | 4,454,128.00 | 2,395,572.00 |
| 1,032,039.00 | 18,894,426.00 | 55,168,435.00 | 79,667,848.00 | 98,600,757.00 |
| 5,282,170.00 | 6,588,525.50 | 8,461,898.00 | 13,021,678.00 | 16,443,429.00 |
| 260,615.50 | 203,062.00 | 187,756.00 | 181,329.00 | 178,643.00 |
| 5.021,554.50 | 6,385,463.50 | 8,274,142.00 | 12,840,349.00 | 13,622,365.00 |
| — | — | — | — | 2,642,421.00 |
| — | — | — | — | — |
| 307'489,990.50 | 425.737,797.00 | 623.621,005.50 | 947,050,782.50 | 1,261,531,746.00 |

## 3. 本行各年末鑄貨發行高

| 種別 | 大同元年 | 大同二年 | 康德元年 | 康德二年 | 康德三年 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 壹角鑄貨 | — | 1,999,800.00 | 12,683,200.00 | 16,535,200.00 | 16,535,200.00 |
| 白銅貨 | — | 1,999,800.00 | 12,683,200.00 | 16,535,200.00 | 16,535,200.00 |
| 新白銅貨 | — | — | — | — | — |
| アルミ貨 | — | — | — | — | — |
| 五分鑄貨 | — | 151,500.00 | 1,636,400.00 | 2,222,400.00 | 2,222,400.00 |
| 白銅貨 | — | 151,500.00 | 1,636,400.00 | 2,222,400.00 | 2,222,400.00 |
| アルミ貨 | — | — | — | — | — |
| 壹分鑄貨 | — | 15,210.00 | 1,273,860.00 | 1,347,560.00 | 1,488,360.00 |
| 青銅貨 | — | 15,210.00 | 1,273,860.00 | 1,347,560.00 | 1,488,360.00 |
| アルミ貨 | — | — | — | — | — |
| 五厘鑄貨 | — | 2,320.00 | 178,770.00 | 178,770.00 | 202,620.00 |
| 青銅貨 | — | 2,320.00 | 178,770.00 | 178,770.00 | 202,620.00 |
| 合計 | — | 2.168.830.00 | 15.772.230.00 | 20.283.930.00 | 20.448.580.00 |

| 康德四年 | 康德五年 | 康德六年 | 康德七年 | 康德八年 |
|---|---|---|---|---|
| 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 17,638,200.00 | 20,851,092.20 | 25,605,092.20 | 33,041,292.20 | 41,464,932.90 |
| 17,638,200.00 | 20,851,092.20 | 25,605,092.20 | 25,606,092.20 | 21,028,943.80 |
| — | — | — | 3,048,000.00 | 2,279,157.10 |
| — | — | — | 4,387,200.00 | 18,156,832.00 |
| 2,706,400.00 | 3,556,183.50 | 4,368,183.50 | 5,407,683.50 | 6,851,021.40 |
| 2,706,400.00 | 3,556,183.50 | 4,368,183.50 | 4,529,683.50 | 4,087,863.75 |
| — | — | — | 878,000.00 | 2,763,157.65 |
| 1,853,360.00 | 2,479,119.91 | 3,447,319.91 | 5,470,719.91 | 6,924,255.99 |
| 1,853,360.00 | 2,479,119.91 | 3,241,119.91 | 3,273,019.91 | 3,248,055.32 |
| — | — | 206,200.00 | 2,197,700.00 | 3,676,200.67 |
| 221,470.00 | 272,474.16 | 303,974.16 | 258,874.16 | 257,486.05 |
| 221,470.00 | 272,474.16 | 303,974.16 | 258,874.16 | 257,486.05 |
| 22.419,430.00 | 27.158,869.77 | 33.724,569.77 | 44.178,569.77 | 55.497,696.34 |

## 4. 本行各期末貸借對照表（資產之部）

| 期別 | 現金預託金 | 有價證券 | 割引手形 | 貸出金 | 爲替 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 舊四行號合併 | 80,576,913.840 | 16,459,318.950 | — | 233,513,710.120 | 92,857.140 |
| 大同元年下期 | 74,935,678.270 | 11,909,989.720 | — | 123,927,584.190 | — |
| 大同二年上期 | 70,043,445.510 | 48,106,732.130 | 714,720.000 | 108,152,698.070 | — |
| 大同二年下期 | 73,135,280.540 | 50,320,286.480 | 884,335.890 | 103,014,374.750 | — |
| 康德元年上期 | 100,131,865.130 | 57,289,364.490 | 926,430.700 | 109,078,040.220 | — |
| 康德元年下期 | 94,490,310.420 | 58,973,071.950 | 2,298,412.870 | 162,794,506.570 | — |
| 康德二年上期 | 88,596,285.370 | 58,653,838.300 | 4,357,928.570 | 142,093,266.640 | 31,379.670 |
| 康德二年下期 | 137,002,160.080 | 60,050,013.100 | 1,788,458.570 | 169,190,423.980 | 22,111.100 |
| 康德三年上期 | 138,206,196.520 | 53,441,586.610 | 1,613,980.920 | 155,307,134.040 | 19,512.610 |
| 康德三年下期 | 214,612,983.660 | 88,588,341.120 | 5,356,703.080 | 192,002,804.260 | — |
| 康德四年上期 | 173,324,541.010 | 99,372,853.680 | 3,930,371.000 | 176,340,900.500 | 28,142.520 |
| 康德四年下期 | 200,272,791.490 | 194,134,857.960 | 9,833,832.440 | 202,735,572.310 | — |
| 康德五年上期 | 93,375,227.155 | 269,738,852.250 | 10,431,064.310 | 235,522,084.980 | 8,166.840 |
| 康德五年下期 | 114,599,266.535 | 323,950,275.490 | 21,205,921.770 | 398,649,822.710 | 141,068.410 |
| 康德六年上期 | 69,209,043.820 | 315,425,734.510 | 9,854,116.770 | 447,685,088.200 | — |
| 康德六年下期 | 163,200,720.190 | 417,368,581.010 | 148,634,667.880 | 722,555,364.600 | 51,794.340 |
| 康德七年上期 | 61,971,893.750 | 416,679,913.430 | 275,078,530.670 | 754,086,564.230 | 68,341.380 |
| 康德七年下期 | 75,952,325.055 | 850,687,018.840 | 386,382,827.650 | 486,078,340.440 | 16,680.870 |
| 康德八年上期 | 90,995,364.860 | 869,831,946.880 | 323,097,905.920 | 545,019,987.740 | 16,856.550 |
| 康德八年下期 | 185,446,894.755 | 1,222,231,120.590 | 410,164,808.500 | 347,430,436.980 | 22,062.070 |



## 貸借對照表（資產之部）

| 他店貸 | 支拂承諾見返 | 假拂金 | 動產不動產 | 資本 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| — | 3,525,809.570 | 42,418,202.590 | 20,161,138.760 | 22,500,000.000 | 419,247,950.970 |
| 12,929,741.300 | 3,756,378.200 | 40,833,832.220 | 20,221,942.340 | 22,500,000.000 | 311,015,146.240 |
| 26,400,834.490 | 2,040,602.920 | 7,132,765.430 | 20,616,543.840 | 22,500,000.000 | 305,708,342.390 |
| 17,443,939.580 | 750,298.080 | 10,067,415.850 | 21,617,251.360 | 15,000,000.000 | 292,233,182.530 |
| 5,398,211.070 | 576,576.900 | 14,915,015.780 | 19,223,063.710 | 15,000,000.000 | 322,538,568.000 |
| 2,054,228.830 | 504,039.900 | 11,896,427.350 | 21,312,495.760 | 15,000,000.000 | 369,323,493.650 |
| 3,686,132.680 | 280,779.510 | 10,719,361.330 | 18,590,039.500 | 15,000,000.000 | 342,009,011.570 |
| 6,193,116.780 | 231,960.000 | 1,660,121.370 | 20,800,474.690 | 15,000,000.000 | 411,938,839.670 |
| 11,760,497.990 | 136,388.000 | 1,937,570.860 | 19,230,037.460 | 15,000,000.000 | 396,652,905.010 |
| 21,440,858.770 | 35,635.080 | 2,187,561.220 | 19,110,994.900 | 15,000,000.000 | 558,335,882.090 |
| 19,087,076.010 | 20,000.000 | 3,056,250.920 | 19,120,694.130 | 15,000,000.000 | 509,280,829.770 |
| 20,245,095.570 | 50,000.000 | 5,567,264.810 | 20,718,772.550 | 15,000,000.000 | 668,558,187.130 |
| 19,486,587.870 | — | 6,389,611.100 | 18,856,067.190 | 15,000,000.000 | 668,807,661.695 |
| 17,675,667.190 | 10,000.000 | 2,797,225.830 | 19,783,789.080 | 15,000,000.000 | 913,813,037.015 |
| 12,815,184.410 | — | 4,201,970.140 | 18,543,276.610 | 15,000,000.000 | 892,734,414.460 |
| 16,660,615.330 | 47,476.000 | 5,601,697.110 | 21,033,284.810 | 15,000,000.000 | 1,510,154,201.270 |
| 2,172,432.140 | 299,748.600 | 6,749,667.910 | 18,964,817.060 | 15,000,000.000 | 1,551,071,909.170 |
| 4,132,802.670 | 359,027.900 | 14,490,840.250 | 19,514,550.470 | 15,000,000.000 | 1,852,614,414.145 |
| 11,880,866.570 | 18,455.500 | 8,398,520.150 | 18,773,268.310 | 15,000,000.000 | 1,883,033,172.480 |
| 6,802,079.100 | — | 13,494,293.230 | 18,698,857.930 | 15,000,000.000 | 2,219,290,553.155 |

## 4. 本行各期末貸借對照表（負債之部）

| 期別 | 預金 | 借用金 | 爲替 | 他店借 | 支拂承諾 | 假受金 | 紙幣 | 退職手當準備金 | 決算補塡 | 資本 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 舊四行號合併 | 147,847,670.490 | 6,745,013.260 | 735,364.630 | 8,764,734.180 | 3,525,809.570 | 80,066,501.620 | 141,562,857.220 | — | — | 30,000,000.000 | 419,247,950.970 |
| 大同元年下期 | 50,291,019.740 | 21,212,631.580 | 1,335,561.140 | 53,760.690 | 3,756,378.200 | 52,137,590.400 | 151,865,395.870 | — | — | 30,362,808.620 | 311,015,146.240 |
| 大同二年上期 | 97,014,142.560 | 20,202,020.200 | 1,339,089.480 | 111,058.940 | 2,040,602.920 | 42,086,875.310 | 112,263,519.000 | — | — | 30,651,033.980 | 305,708,342.390 |
| 大同二年下期 | 71,527,217.410 | 18,264,840.180 | 2,035,339.850 | 97,559.950 | 750,298.080 | 39,164,201.630 | 129,223,637.970 | — | — | 31,170,087.460 | 292,233,182.530 |
| 康德元年上期 | 127,178,849.670 | 18,348,623.850 | 2,088,405.580 | 82,077.030 | 576,576.900 | 42,230,849.330 | 100,540,956.430 | — | — | 31,492,229.210 | 322,538,568.000 |
| 康德元年下期 | 101,370,858.190 | 20,669,056.150 | 2,011,180.970 | 84,754.310 | 504,039.900 | 44,520,000.130 | 168,332,756.450 | — | — | 31,830,847.550 | 369,323,493.650 |
| 康德二年上期 | 137,346,757.930 | 17,307,692.310 | 1,416,881.410 | 82,145.940 | 280,779.510 | 39,604,045.840 | 113,692,412.750 | — | — | 32,278,295.880 | 342,009,011.570 |
| 康德二年下期 | 151,934,712.160 | 18,000,000.000 | 1,677,035.810 | 146,317.120 | 231,960.000 | 28,560,159.690 | 178,655,996.500 | — | — | 32,732,658.390 | 411,938,839.670 |
| 康德三年上期 | 187,965,906.820 | 16,000,000.000 | 1,747,774.270 | 212,785.220 | 136,388.000 | 23,544,305.440 | 133,864,993.500 | — | — | 33,180,751.760 | 396,652,905.010 |
| 康德三年下期 | 225,581,903.930 | 16,000,000.000 | 2,396,508.780 | 327,592.470 | 35,635.080 | 26,111,288.260 | 254,243,414.000 | — | — | 33,639,539.570 | 558,335,882.090 |
| 康德四年上期 | 248,624,081.310 | 14,000,000.000 | 3,329,761.710 | 341,762.690 | 20,000.000 | 30,119,480.910 | 178,728,163.000 | — | — | 34,117,580.150 | 509,280,829.770 |
| 康德四年下期 | 265,580,010.590 | 14,000,000.000 | 9,005,050.560 | 823,042.120 | 50,000.000 | 37,006,877.850 | 307,489,990.500 | — | — | 34,603,215.510 | 668,558,187.130 |
| 康德五年上期 | 303,783,799.965 | 12,000,000.000 | 5,986,031.740 | 871,112.130 | — | 36,428,015.000 | 274,634,022.000 | — | — | 35,104,680.860 | 668,807,661.695 |
| 康德五年下期 | 386,848,933.245 | 12,000,000.000 | 8,650,570.080 | 6,553,004.440 | 10,000.000 | 37,259,663.520 | 425,737,797.000 | — | — | 36,753,068.730 | 913,813,037.015 |
| 康德六年上期 | 391,788,722.720 | 11,000,000.000 | 10,012,682.930 | 3,116,021.900 | — | 48,358,790.840 | 387,887,195.500 | — | — | 40,571,000.570 | 892,734,414.460 |
| 康德六年下期 | 752,349,048.430 | 10,000,000.000 | 14,488,635.000 | 3,209,638.260 | 47,476.000 | 56,265,744.060 | 623,621,005.500 | 1,354,629.000 | 4,515,163.590 | 44,302,861.430 | 1,510,154,201.270 |
| 康德七年上期 | 568,091,632.205 | 170,000,000.000 | 8,396,409.520 | 27,133,577.390 | 299,748.600 | 81,171,669.305 | 632,214,206.500 | 1,659,816.000 | 3,690,962.950 | 58,413,886.700 | 1,551,071,909.170 |
| 康德七年下期 | 525,254,572.345 | 156,752,490.890 | 14,427,386.680 | 58,185,690.500 | 359,027.900 | 81,931,341.000 | 947,050,782.500 | 2,105,312.000 | 3,800,351.060 | 62,747,459.270 | 1,852,614,414.145 |
| 康德八年上期 | 471,476,808.880 | 363,500,000.000 | 10,759,019.840 | 63,020,341.990 | 18,455.500 | 85,988,257.390 | 811,195,541.500 | 2,456,502.000 | 3,699,716.510 | 70,918,528.870 | 1,883,033,172.480 |
| 康德八年下期 | 674,863,867.315 | 104,000,000.000 | 24,807,363.640 | 13,361,327.450 | — | 57,780,430.930 | 1,261,531,746.000 | 2,922,259.000 | 3,292,797.440 | 76,730,761.380 | 2,219,290,553.155 |

## 5. 全滿主要金融機關預金高

| 年月末 | 滿洲中央銀行 A | 滿洲中央銀行 B | 滿洲興業銀行 | 內國普通銀行 | 日本側銀行 | 中國側銀行 | 歐米側銀行 | 全滿銀行小計 | 指數 | 農事合作社 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | | 千圓 |
| 大同1年 | 50,291 | — | — | 2,854 | 275,648 | 73,980 | 29,767 | 432,540 | 62.5 | — |
| 2年 | 71,527 | — | — | 3,588 | 227,288 | 62,165 | 25,732 | 390,300 | 56.4 | 76 |
| 康德1年 | 103,117 | — | — | 20,153 | 285,367 | 52,850 | 21,475 | 482,962 | 69.7 | 457 |
| 2年 | 151,934 | 138,408 | — | 11,365 | 382,157 | 34,411 | 14,568 | 580,909 | 83.9 | 2,103 |
| 3年 | 222,731 | 196,784 | — | 13,042 | 444,249 | 25,918 | 12,447 | 692,440 | 100.0 | 5,783 |
| 4年 | 259,681 | 223,637 | 244,270 | 32,676 | 132,785 | 20,183 | 16,234 | 669,785 | 96.7 | 11,138 |
| 5年 | 370,678 | 300,246 | 388,150 | 47,912 | 132,584 | 15,338 | 16,528 | 900,758 | 130.1 | 19,829 |
| 6年 | 719,179 | 593,606 | 568,691 | 101,901 | 202,674 | 17,068 | 20,114 | 1,504,054 | 217.2 | 39,762 |
| 7年 | 503,680 | 429,138 | 739,411 | 201,958 | 273,533 | 18,410 | 19,154 | 1,681,604 | 242.9 | 67,327 |
| 8年 | 657,276 | 525,688 | 985,038 | 303,807 | 376,655 | 19,263 | 1,939 | 2,212,390 | 319.5 | 107,900 |
| 康德7. 1 | 690,412 | 553,487 | 596,876 | 109,857 | 200,402 | 17,232 | 21,218 | 1,499,072 | 216.5 | 44,171 |
| 2 | 593,555 | 545,791 | 590,707 | 118,813 | 204,663 | 17,327 | 21,765 | 1,499,066 | 216.5 | 48,510 |
| 3 | 551,911 | 474,575 | 582,409 | 116,479 | 236,522 | 16,584 | 21,091 | 1,447,660 | 209.1 | 50,286 |
| 4 | 552,944 | 518,865 | 593,989 | 119,912 | 225,349 | 17,036 | 22,389 | 1,497,540 | 216.3 | 55,183 |
| 5 | 526,679 | 489,159 | 613,556 | 130,088 | 215,847 | 16,222 | 23,892 | 1,488,764 | 214.2 | 50,140 |
| 6 | 444,166 | 400,658 | 627,343 | 138,181 | 227,151 | 15,981 | 23,512 | 1,432,826 | 207.0 | 53,467 |
| 7 | 456,194 | 409,966 | 630,535 | 143,411 | 222,330 | 16,086 | 24,477 | 1,446,805 | 209.0 | 54,211 |
| 8 | 436,986 | 371,882 | 629,478 | 148,012 | 225,267 | 16,078 | 24,663 | 1,415,380 | 204.5 | 53,334 |
| 9 | 356,246 | 307,597 | 658,383 | 155,149 | 236,638 | 16,794 | 23,175 | 1,397,736 | 201.9 | 52,842 |
| 10 | 418,001 | 358,425 | 677,982 | 160,943 | 244,975 | 16,615 | 22,261 | 1,481,201 | 213.9 | 53,854 |
| 11 | 423,575 | 361,238 | 705,243 | 175,879 | 254,103 | 17,757 | 21,837 | 1,536,057 | 221.8 | 60,815 |
| 12 | 503,680 | 429,138 | 739,411 | 201,958 | 273,533 | 18,410 | 19,154 | 1,681,604 | 242.9 | 67,327 |
| 康德8. 1 | 525,103 | 435,840 | 759,042 | 221,791 | 280,102 | 20,740 | 19,496 | 1,737,010 | 250.9 | 65,702 |
| 2 | 479,662 | 411,718 | 764,508 | 217,555 | 283,435 | 21,353 | 20,583 | 1,719,152 | 248.3 | 71,383 |
| 3 | 447,323 | 378,524 | 797,074 | 209,255 | 314,010 | 20,050 | 22,485 | 1,741,398 | 251.5 | 74,718 |
| 4 | 453,742 | 381,667 | 814,751 | 211,571 | 305,541 | 19,366 | 23,627 | 1,756,523 | 253.7 | 76,878 |
| 5 | 426,060 | 355,990 | 815,390 | 222,035 | 322,859 | 19,456 | 19,564 | 1,755,295 | 253.5 | 82,442 |
| 6 | 424,055 | 338,088 | 849,253 | 233,988 | 343,841 | 19,972 | 21,711 | 1,806,853 | 273.3 | 84,725 |
| 7 | 434,119 | 337,617 | 836,955 | 223,937 | 346,211 | 18,410 | 13,679 | 1,776,809 | 256.6 | 88,253 |
| 8 | 430,001 | 328,985 | 820,975 | 227,297 | 337,833 | 18,237 | 9,090 | 1,742,417 | 251.6 | 90,664 |
| 9 | 449,495 | 366,426 | 862,112 | 241,831 | 363,867 | 17,847 | 7,564 | 1,859,646 | 268.6 | 98,439 |
| 10 | 438,858 | 346,345 | 881,619 | 263,750 | 402,329 | 19,324 | 6,367 | 1,919,734 | 277.2 | 94,047 |
| 11 | 443,449 | 353,146 | 879,448 | 271,894 | 373,716 | 19,430 | 6,088 | 1,903,722 | 274.9 | 101,571 |
| 12 | 657,276 | 525,688 | 985,038 | 303,807 | 376,655 | 19,263 | 1,939 | 2,212,390 | 319.5 | 107,900 |

備考 1. 中銀ノ項中Aハ總額、Bハ對同業者ノ勘定調整額ヲ示ス(康德元年以前ハ不明ニ付調整セズ)
2. 全滿銀行小計及總計ハ中銀Bニ依ル
3. 康德七年四月以前ハ興農合作社ハ金融合作社、商工金融合作社ハ金融會ノ預金高ヲ示シ、金融組合ハ康德七年五月以降關東州ノミノ分ヲ示ス

| 商工金融合作社 | 金融組合 | 合作社組合小計 | 指數 | 郵政儲金 | 郵便貯金 | 郵政郵便小計 | 指數 | 總計 | 指數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千圓 | 千圓 | 千圓 | | 千圓 | 千圓 | 千圓 | | 千圓 | |
| — | 2,337 | 2,337 | 16.3 | — | 29,845 | 29,845 | 52.6 | 464,722 | 60.9 |
| — | 2,707 | 2,783 | 19.4 | 217 | 32,671 | 32,888 | 57.9 | 425,971 | 55.8 |
| — | 4,569 | 5,026 | 35.0 | 631 | 38,249 | 38,880 | 68.5 | 526,868 | 69.0 |
| 1,108 | 6,382 | 9,593 | 66.8 | 2,336 | 44,468 | 46,804 | 82.4 | 637,306 | 83.5 |
| 1,630 | 6,938 | 14,351 | 100.0 | 7,107 | 49,670 | 56,777 | 100.0 | 763,568 | 100.0 |
| 2,120 | 9,818 | 23,076 | 160.8 | 17,304 | 56,836 | 74,140 | 130.6 | 767,001 | 100.4 |
| 3,076 | 15,095 | 38,000 | 264.8 | 51,613 | 57,942 | 109,555 | 193.0 | 1,048,313 | 137.3 |
| 5,793 | 26,475 | 72,030 | 501.9 | 102,731 | 58,800 | 161,531 | 284.5 | 1,737,615 | 227.6 |
| 52,419 | 16,304 | 136,050 | 948.0 | 168,142 | 62,113 | 230,255 | 405.5 | 2,047,909 | 268.2 |
| 105,464 | 20,916 | 234,280 | 1,632.5 | 229,445 | 71,051 | 300,496 | 529.3 | 2,747,167 | 359.8 |
| 5,975 | 26,620 | 76,766 | 534.9 | 110,929 | 59,797 | 170,726 | 300.7 | 1,746,564 | 228.7 |
| 6,060 | 26,884 | 81,454 | 567.6 | 113,206 | 58,967 | 172,173 | 303.2 | 1,752,693 | 229.5 |
| 6,226 | 27,421 | 83,933 | 584.9 | 116,354 | 58,099 | 174,453 | 307.3 | 1,706,046 | 223.4 |
| 5,825 | 29,032 | 90,040 | 627.4 | 119,776 | 57,795 | 177,571 | 312.8 | 1,765,151 | 231.2 |
| 30,387 | 13,546 | 94,073 | 655.5 | 124,825 | 59,237 | 184,062 | 324.2 | 1,766,899 | 231.4 |
| 32,329 | 14,073 | 99,869 | 695.9 | 130,433 | 59,869 | 190,302 | 335.2 | 1,722,997 | 225.6 |
| 34,189 | 14,619 | 103,019 | 717.9 | 141,868 | 61,367 | 203,235 | 358.0 | 1,753,059 | 229.6 |
| 36,884 | 14,899 | 105,117 | 732.5 | 145,704 | 61,615 | 207,319 | 365.1 | 1,727,816 | 226.3 |
| 38,388 | 15,161 | 106,391 | 741.3 | 149,571 | 61,461 | 211,032 | 371.7 | 1,715,159 | 224.6 |
| 41,948 | 15,404 | 111,206 | 774.9 | 151,689 | 61,537 | 213,226 | 375.5 | 1,805,633 | 236.5 |
| 45,671 | 15,609 | 122,095 | 850.8 | 154,153 | 61,097 | 215,250 | 379.1 | 1,873,402 | 245.3 |
| 52,419 | 16,304 | 136,050 | 948.0 | 168,142 | 62,113 | 230,255 | 405.5 | 2,047,909 | 268.2 |
| 55,516 | 16,986 | 138,204 | 963.0 | 177,606 | 64,049 | 241,655 | 425.6 | 2,116,869 | 277.2 |
| 58,969 | 17,268 | 147,619 | 1,028.6 | 179,797 | 64,103 | 243,900 | 429.6 | 2,110,671 | 276.4 |
| 62,420 | 18,110 | 155,248 | 1,081.8 | 181,568 | 63,989 | 245,557 | 422.5 | 2,142,203 | 280.6 |
| 67,528 | 18,322 | 162,728 | 1,133.9 | 183,802 | 64,430 | 248,231 | 437.2 | 2,167,482 | 283.9 |
| 69,612 | 18,887 | 170,941 | 1,191.1 | 187,059 | 66,317 | 253,376 | 446.3 | 2,179,612 | 285.4 |
| 75,452 | 19,404 | 179,581 | 1,251.3 | 193,031 | 67,271 | 260,302 | 458.5 | 2,246,736 | 304.8 |
| 78,659 | 19,014 | 185,926 | 1,259.6 | 201,329 | 69,168 | 270,497 | 476.4 | 2,233,232 | 292.5 |
| 82,116 | 19,105 | 191,885 | 1,337.1 | 203,949 | 69,886 | 273,835 | 493.9 | 2,208,136 | 289.2 |
| 84,967 | 18,916 | 202,322 | 1,409.8 | 210,412 | 70,026 | 280,438 | 482.3 | 2,342,406 | 306.8 |
| 89,966 | 19,317 | 203,330 | 1,416.8 | 215,326 | 70,196 | 285,522 | 502.9 | 2,408,586 | 315.4 |
| 94,146 | 18,783 | 214,500 | 1,494.7 | 217,854 | 69,678 | 287,532 | 506.4 | 2,405,754 | 315.1 |
| 105,464 | 20,916 | 234,280 | 1,632.5 | 229,445 | 71,051 | 300,496 | 529.3 | 2,747,167 | 359.8 |

4. 歐米側銀行ノ項ノ康德元年以前ハ推定數ナリ。
5. 各幣ノ國幣換算ハ各年末相場ニ依ル
6. 大同元年ノ郵政儲金及康德元年以前ノ金融會預金高ハ推定ノ資料ナキニ付記入セズ

## 6. 全滿主要金融機關貸出高

| 年月末 | 滿洲中央銀行 A | 滿洲中央銀行 B | 滿洲興業銀行 | 內國普通銀行 | 日本側銀行 | 中國側銀行 | 歐米側銀行 | 全滿銀行小計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 |
| 大同1年 | 123,928 | — | — | 3,763 | 243,047 | 32,541 | 38,525 | 441,804 |
| 2年 | 103,899 | — | — | 4,376 | 188,147 | 33,120 | 36,272 | 365,814 |
| 康德1年 | 165,130 | — | — | 34,986 | 305,291 | 29,248 | 35,928 | 570,583 |
| 2年 | 171,001 | 156,029 | — | 32,103 | 287,673 | 22,194 | 27,191 | 525,190 |
| 3年 | 197,329 | 174,541 | — | 36,586 | 368,012 | 23,540 | 24,457 | 627,136 |
| 4年 | 212,217 | 183,776 | 258,995 | 57,288 | 162,917 | 17,866 | 30,070 | 710,912 |
| 5年 | 419,954 | 329,187 | 412,419 | 71,800 | 290,223 | 14,901 | 22,247 | 1,140,777 |
| 6年 | 871,055 | 667,192 | 790,373 | 98,730 | 509,722 | 14,874 | 11,154 | 2,092,045 |
| 7年 | 872,318 | 469,924 | 1,294,574 | 168,141 | 770,494 | 12,880 | 4,584 | 2,720,597 |
| 8年 | 757,578 | 415,693 | 1,091,984 | 281,178 | 883,260 | 15,929 | 2,255 | 2,690,299 |
| 康德7. 1 | 898,067 | 669,891 | 835,883 | 110,968 | 517,122 | 16,014 | 10,939 | 2,160,817 |
| 2 | 872,469 | 609,879 | 873,386 | 115,458 | 521,336 | 15,685 | 11,316 | 2,147,060 |
| 3 | 963,650 | 627,482 | 915,040 | 122,765 | 496,344 | 16,906 | 12,935 | 2,191,472 |
| 4 | 1,021,533 | 639,650 | 964,535 | 127,113 | 489,372 | 17,508 | 13,143 | 2,251,321 |
| 5 | 1,051,156 | 651,689 | 1,011,290 | 131,639 | 535,756 | 16,616 | 11,625 | 2,358,615 |
| 6 | 1,029,121 | 606,208 | 1,011,927 | 129,520 | 544,993 | 16,589 | 11,324 | 2,320,561 |
| 7 | 926,424 | 514,954 | 1,016,144 | 130,579 | 509,594 | 16,535 | 11,017 | 2,198,823 |
| 8 | 878,814 | 402,301 | 1,074,137 | 130,584 | 520,944 | 16,119 | 10,086 | 2,154,171 |
| 9 | 869,708 | 399,346 | 1,141,921 | 128,382 | 534,972 | 14,865 | 9,172 | 2,228,658 |
| 10 | 932,311 | 429,418 | 1,198,070 | 128,070 | 576,678 | 14,369 | 7,759 | 2,354,364 |
| 11 | 973,411 | 470,606 | 1,267,925 | 151,554 | 653,988 | 13,600 | 5,974 | 2,563,648 |
| 12 | 872,318 | 469,924 | 1,294,574 | 168,141 | 770,494 | 12,880 | 4,584 | 2,720,597 |
| 康德8. 1 | 924,472 | 534,789 | 1,321,204 | 187,182 | 747,092 | 12,279 | 4,851 | 2,807,396 |
| 2 | 951,835 | 519,843 | 1,356,104 | 203,017 | 701,463 | 13,274 | 4,841 | 2,798,541 |
| 3 | 887,369 | 470,503 | 1,410,017 | 213,920 | 679,826 | 15,057 | 4,703 | 2,794,025 |
| 4 | 865,586 | 451,212 | 1,411,408 | 216,096 | 622,676 | 16,491 | 4,877 | 2,722,759 |
| 5 | 883,360 | 456,809 | 1,400,470 | 220,425 | 608,455 | 16,677 | 4,511 | 2,707,347 |
| 6 | 868,092 | 500,462 | 1,407,866 | 231,325 | 577,584 | 16,807 | 4,265 | 2,738,307 |
| 7 | 891,315 | 520,989 | 1,376,121 | 246,165 | 620,601 | 18,711 | 4,149 | 2,786,736 |
| 8 | 871,801 | 505,572 | 1,376,060 | 216,960 | 603,792 | 16,836 | 3,699 | 2,722,920 |
| 9 | 832,277 | 497,529 | 1,392,335 | 234,981 | 605,576 | 15,291 | 2,713 | 2,748,424 |
| 10 | 707,538 | 355,122 | 1,429,192 | 250,893 | 617,968 | 14,647 | 2,207 | 2,670,029 |
| 11 | 754,733 | 372,222 | 1,474,281 | 276,471 | 675,236 | 16,088 | 2,232 | 2,816,530 |
| 12 | 757,578 | 415,693 | 1,091,984 | 281,178 | 883,260 | 15,929 | 2,255 | 2,690,299 |

備考 1. 中銀ノ項Aハ總額、Bハ對同業者勘定調整額ヲ示ス
2. 全滿銀行小計及總計ハ中銀Bニ依ル(康德元年以前ハB不明ノ爲メAニ依ル)
3. 康德七年四月以前ハ興農合作社ハ金融合作社、商工金融合作社ハ金融會ノ貸出高ヲ示シ金融組合ハ康德七年五月以降關東州ノミノ分ヲ示ス



| 指數 | 農興合作社 | 商工金融合作社 | 金融組合 | 合作社組合小計 | 指數 | 總計 | 指數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | | 千圓 | |
| 70.4 | — | — | 2,872 | 2,872 | 12.5 | 444,676 | 68.4 |
| 58.3 | 182 | — | 3,037 | 3,219 | 14.0 | 369,033 | 56.8 |
| 91.0 | 1,747 | — | 5,363 | 7,110 | 31.0 | 577,693 | 88.9 |
| 83.7 | 6,328 | 3,097 | 7,121 | 16,546 | 72.1 | 541,736 | 83.3 |
| 100.0 | 8,905 | 4,186 | 9,860 | 22,951 | 100.0 | 650,087 | 100.0 |
| 113.4 | 15,099 | 4,879 | 12,664 | 32,642 | 142.2 | 743,554 | 114.4 |
| 181.9 | 27,153 | 7,744 | 14,596 | 49,493 | 215.6 | 1,190,270 | 183.1 |
| 333.6 | 60,064 | 11,223 | 19,070 | 90,357 | 393.7 | 2,182,402 | 335.7 |
| 433.8 | 77,451 | 37,641 | 12,559 | 127,651 | 556.2 | 2,848,248 | 438.1 |
| 429.0 | 86,166 | 66,309 | 14,977 | 167,452 | 729.6 | 2,857,751 | 439.6 |
| 344.6 | 75,388 | 10,728 | 19,854 | 105,970 | 461.4 | 2,266,787 | 348.7 |
| 342.4 | 82,006 | 10,888 | 20,266 | 113,160 | 493.1 | 2,260,220 | 347.7 |
| 349.4 | 103,366 | 11,746 | 20,977 | 136,089 | 593.0 | 2,327,561 | 358.0 |
| 359.0 | 124,385 | 11,939 | 21,719 | 158,043 | 688.6 | 2,409,364 | 370.6 |
| 376.1 | 149,889 | 29,851 | 11,469 | 191,209 | 833.1 | 2,549,824 | 392.2 |
| 370.0 | 175,013 | 31,762 | 12,153 | 218,928 | 953.9 | 2,539,489 | 390.6 |
| 350.6 | 185,242 | 32,158 | 12,487 | 229,887 | 1,001.6 | 2,428,710 | 373.6 |
| 343.5 | 187,423 | 32,558 | 12,523 | 232,504 | 1,013.0 | 2,386,675 | 367.1 |
| 355.4 | 186,353 | 32,502 | 12,540 | 231,395 | 1,008.2 | 2,460,053 | 378.4 |
| 375.4 | 182,808 | 32,289 | 12,523 | 227,620 | 991.8 | 2,581,984 | 397.2 |
| 424.7 | 152,052 | 33,892 | 12,348 | 198,292 | 864.0 | 2,761,940 | 424.9 |
| 433.8 | 77,451 | 37,641 | 12,559 | 127,651 | 556.2 | 2,848,248 | 438.1 |
| 447.7 | 58,680 | 41,403 | 13,103 | 113,186 | 493.2 | 2,920,582 | 449.3 |
| 446.2 | 69,945 | 42,725 | 13,025 | 125,695 | 547.7 | 2,924,237 | 449.8 |
| 445.5 | 81,659 | 47,906 | 13,215 | 142,780 | 622.1 | 2,936,805 | 451.8 |
| 434.2 | 101,730 | 50,171 | 13,498 | 165,399 | 720.7 | 2,888,158 | 444.3 |
| 431.7 | 134,893 | 50,502 | 13,747 | 199,142 | 867.7 | 2,906,489 | 447.1 |
| 436.6 | 161,674 | 53,059 | 11,512 | 226,245 | 985.8 | 2,964,553 | 456.0 |
| 444.4 | 172,406 | 54,679 | 14,083 | 241,168 | 1,050.8 | 3,027,904 | 465.8 |
| 434.2 | 181,855 | 54,857 | 14,180 | 250,892 | 1,093.2 | 2,973,812 | 457.4 |
| 438.3 | 184,393 | 56,156 | 14,137 | 254,686 | 1,109.7 | 3,003,110 | 462.0 |
| 425.7 | 182,897 | 57,494 | 14,126 | 254,517 | 1,109.0 | 2,924,545 | 449.9 |
| 449.1 | 159,077 | 60,558 | 14,344 | 233,979 | 1,019.5 | 3,050,509 | 469.2 |
| 429.0 | 86,166 | 66,309 | 14,977 | 167,452 | 729.6 | 2,857,751 | 439.6 |

4. 歐米側銀行ノ項ノ康德元年以前ハ推定數ナリ
5. 各幣ノ國幣換算ハ各年末相場ニ依ル
6. 康德元年以前ノ金融會貸出高ハ推定ノ資料ナキニ付記入セズ

## 7. 全滿主要都市

| 年月 | 新京 | 奉天 | 哈爾濱 | 齊齊哈爾 | 吉林 | 安東 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 |
| 康德 3年 | 211,743 | 56,165 | 41,738 | 3,508 | 4,123 | 11,841 |
| 4年 | 252,555 | 65,890 | 53,599 | 3,739 | 4,925 | 13,412 |
| 5年 | 391,600 | 115,624 | 57,827 | 5,642 | 7,050 | 18,564 |
| 6年 | 725,332 | 210,978 | 77,762 | 8,827 | 14,960 | 29,798 |
| 康德 7. 1 | 714,311 | 211,928 | 80,947 | 8,913 | 13,744 | 32,934 |
| 2 | 581,689 | 214,129 | 85,678 | 9,354 | 17,016 | 34,560 |
| 3 | 528,145 | 224,530 | 78,855 | 9,720 | 15,522 | 35,541 |
| 4 | 526,858 | 236,935 | 80,350 | 9,478 | 15,468 | 35,995 |
| 5 | 472,005 | 255,375 | 81,607 | 9,474 | 15,954 | 38,779 |
| 6 | 441,636 | 248,539 | 82,028 | 9,596 | 16,492 | 36,862 |
| 7 | 450,368 | 262,021 | 84,612 | 11,223 | 14,901 | 38,545 |
| 8 | 412,455 | 260,654 | 83,746 | 13,025 | 16,223 | 39,293 |
| 9 | 356,501 | 274,253 | 87,347 | 11,011 | 15,288 | 44,424 |
| 10 | 403,614 | 277,853 | 91,919 | 11,348 | 16,327 | 45,440 |
| 11 | 399,111 | 299,123 | 106,390 | 12,397 | 15,946 | 49,282 |
| 12 | 473,003 | 324,555 | 113,620 | 13,331 | 19,385 | 55,104 |
| 康德 8. 1 | 497,059 | 332,698 | 125,758 | 15,038 | 19,279 | 57,497 |
| 2 | 497,360 | 338,636 | 121,046 | 13,887 | 21,510 | 54,352 |
| 3 | 467,959 | 374,606 | 111,446 | 13,432 | 19,201 | 53,996 |
| 4 | 460,551 | 381,782 | 115,438 | 14,216 | 32,997 | 53,579 |
| 5 | 457,249 | 381,818 | 119,098 | 13,032 | 25,540 | 54,629 |
| 6 | 499,594 | 369,961 | 126,506 | 12,848 | 20,150 | 58,337 |
| 7 | 497,392 | 347,084 | 124,065 | 14,794 | 17,644 | 60,033 |
| 8 | 439,930 | 361,284 | 125,471 | 17,138 | 18,168 | 62,038 |
| 9 | 470,837 | 376,644 | 127,308 | 16,828 | 26,767 | 64,199 |
| 10 | 462,862 | 395,871 | 134,722 | 19,415 | 21,917 | 65,328 |
| 11 | 480,916 | 391,411 | 138,394 | 17,352 | 20,650 | 67,025 |
| 12 | 705,922 | 414,447 | 143,144 | 20,730 | 25,395 | 75,549 |



## 銀行預金高 (都市別)

| 營口 | 錦州 | 牡丹江 | 佳木斯 | 撫順 | 鞍山 | 大連 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 |
| 5,068 | 2,422 | 1,800 | 1,212 | — | — | 308,565 | 648,185 |
| 5,036 | 3,172 | 3,317 | 1,386 | — | — | 183,288 | 590,321 |
| 5,294 | 5,420 | 7,820 | 4,316 | — | — | 191,173 | 810,330 |
| 9,101 | 9,846 | 17,233 | 9,568 | — | — | 277,684 | 1,391,089 |
| 10,231 | 12,114 | 16,462 | 8,363 | — | — | 278,563 | 1,388,510 |
| 11,410 | 12,126 | 19,871 | 15,719 | — | — | 277,276 | 1,278,825 |
| 9,883 | 13,088 | 20,674 | 17,715 | — | — | 314,960 | 1,268,633 |
| 10,770 | 13,586 | 22,326 | 17,542 | — | — | 299,073 | 1,268,381 |
| 12,231 | 14,170 | 23,635 | 17,074 | — | — | 283,377 | 1,223,681 |
| 12,550 | 12,997 | 25,486 | 14,935 | — | — | 288,193 | 1,189,314 |
| 14,419 | 12,509 | 26,278 | 14,192 | — | — | 278,602 | 1,207,670 |
| 14,729 | 13,884 | 26,278 | 12,565 | — | — | 288,298 | 1,181,150 |
| 15,862 | 13,996 | 27,216 | 11,954 | — | — | 302,979 | 1,160,831 |
| 15,840 | 15,531 | 25,812 | 11,655 | — | — | 315,744 | 1,231,081 |
| 16,345 | 24,656 | 25,658 | 14,271 | — | — | 313,749 | 1,276,927 |
| 16,741 | 22,363 | 25,626 | 11,845 | — | — | 337,893 | 1,413,467 |
| 20,274 | 22,683 | 26,333 | 15,422 | — | — | 338,789 | 1,470,831 |
| 19,649 | 18,904 | 26,915 | 15,635 | — | — | 332,711 | 1,460,605 |
| 18,933 | 16,449 | 25,930 | 16,472 | — | — | 361,615 | 1,480,039 |
| 20,233 | 17,388 | 27,773 | 18,084 | — | — | 352,105 | 1,494,145 |
| 21,597 | 19,170 | 30,048 | 17,187 | — | — | 368,306 | 1,507,673 |
| 18,213 | 16,638 | 29,354 | 15,662 | 17,445 | 18,635 | 393,311 | 1,596,658 |
| 17,808 | 16,860 | 30,837 | 17,244 | 16,869 | 23,699 | 382,727 | 1,567,058 |
| 18,487 | 17,888 | 34,804 | 17,487 | 16,771 | 17,501 | 378,295 | 1,525,263 |
| 18,919 | 21,131 | 34,396 | 18,390 | 17,756 | 28,186 | 412,594 | 1,633,955 |
| 20,816 | 23,249 | 32,481 | 19,373 | 17,353 | 30,325 | 448,842 | 1,692,553 |
| 20,674 | 23,356 | 32,043 | 17,789 | 16,423 | 20,643 | 425,702 | 1,672,378 |
| 19,619 | 22,447 | 36,891 | 17,318 | 21,433 | 30,231 | 424,602 | 1,957,730 |

## 8. 全滿主要都市銀行貸出高 (都市別)

| 年月 | 新京 | 奉天 | 哈爾濱 | 齊齊哈爾 | 吉林 | 安東 | 營口 | 錦州 | 牡丹江 | 佳木斯 | 撫順 | 鞍山 | 大連 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 |
| 康德 3年 | 124,326 | 81,825 | 68,585 | 4,511 | 5,195 | 19,417 | 15,649 | 3,220 | 1,689 | 705 | — | — | 163,545 | 488,667 |
| 4年 | 136,150 | 101,772 | 119,191 | 4,140 | 6,575 | 19,879 | 15,608 | 4,252 | 3,120 | 1,971 | — | — | 213,119 | 625,777 |
| 5年 | 344,954 | 184,564 | 113,173 | 4,869 | 7,204 | 24,228 | 21,331 | 6,077 | 5,290 | 4,671 | — | — | 299,777 | 1,016,138 |
| 6年 | 1,027,401 | 272,823 | 141,474 | 5,320 | 8,872 | 23,451 | 21,437 | 5,404 | 13,176 | 13,448 | — | — | 452,675 | 1,985,481 |
| 康德 7. 1 | 1,067,096 | 286,373 | 139,087 | 6,838 | 11,677 | 24,870 | 19,132 | 6,426 | 15,073 | 15,114 | — | — | 469,200 | 2,060,886 |
| 2 | 1,034,594 | 282,859 | 136,105 | 7,227 | 11,282 | 26,686 | 20,279 | 6,871 | 16,706 | 16,621 | — | — | 459,896 | 2,019,126 |
| 3 | 1,098,722 | 295,147 | 137,141 | 7,629 | 12,186 | 28,095 | 20,525 | 7,176 | 17,344 | 16,275 | — | — | 441,035 | 2,081,275 |
| 4 | 1,183,393 | 301,110 | 144,671 | 7,080 | 10,993 | 30,206 | 22,660 | 6,934 | 16,755 | 15,579 | — | — | 444,021 | 2,183,402 |
| 5 | 1,280,749 | 318,145 | 136,020 | 7,595 | 10,291 | 29,185 | 22,002 | 6,135 | 17,219 | 14,284 | — | — | 492,365 | 2,333,990 |
| 6 | 1,289,837 | 322,568 | 126,993 | 5,678 | 9,191 | 28,125 | 22,023 | 5,530 | 16,088 | 11,565 | — | — | 489,358 | 2,326,956 |
| 7 | 1,226,006 | 299,907 | 125,418 | 5,194 | 9,006 | 26,185 | 22,288 | 5,131 | 15,636 | 11,309 | — | — | 438,655 | 2,184,735 |
| 8 | 1,188,351 | 301,342 | 120,833 | 4,764 | 8,839 | 26,043 | 21,344 | 5,127 | 15,390 | 11,549 | — | — | 442,453 | 2,146,035 |
| 9 | 1,255,409 | 310,248 | 124,363 | 4,724 | 9,492 | 24,390 | 22,170 | 5,466 | 15,276 | 11,242 | — | — | 433,094 | 2,215,874 |
| 10 | 1,347,310 | 320,284 | 140,682 | 4,828 | 9,934 | 23,029 | 21,497 | 5,628 | 15,669 | 11,754 | — | — | 446,292 | 2,346,907 |
| 11 | 1,434,793 | 329,811 | 181,640 | 5,025 | 13,148 | 22,592 | 24,471 | 7,053 | 15,431 | 11,500 | — | — | 481,307 | 2,526,771 |
| 12 | 1,440,962 | 340,453 | 193,267 | 5,285 | 18,956 | 23,947 | 24,227 | 7,625 | 13,118 | 11,713 | — | — | 540,060 | 2,619,614 |
| 康德 8. 1 | 1,513,913 | 338,581 | 185,280 | 5,633 | 24,112 | 26,133 | 23,403 | 7,531 | 14,279 | 12,369 | — | — | 535,908 | 2,687,142 |
| 2 | 1,545,148 | 335,871 | 175,490 | 6,210 | 24,664 | 27,378 | 22,747 | 6,916 | 14,504 | 12,995 | — | — | 512,317 | 2,684,240 |
| 3 | 1,553,227 | 338,558 | 173,462 | 7,622 | 28,607 | 28,382 | 24,078 | 6,825 | 15,019 | 13,242 | — | — | 497,313 | 2,686,334 |
| 4 | 1,568,894 | 335,705 | 163,525 | 6,681 | 27,670 | 30,989 | 25,324 | 7,085 | 15,400 | 12,636 | — | — | 441,314 | 2,635,223 |
| 5 | 1,607,350 | 339,500 | 154,870 | 7,003 | 26,423 | 30,324 | 24,599 | 6,464 | 17,017 | 12,939 | — | — | 426,972 | 2,653,462 |
| 6 | 1,684,378 | 342,215 | 153,158 | 6,855 | 22,690 | 29,941 | 26.213 | 7,048 | 15,913 | 13,111 | 5,984 | 11,009 | 403,097 | 2,721,622 |
| 7 | 1,645,340 | 353,642 | 152,863 | 6,710 | 28,626 | 31,633 | 25,727 | 7,173 | 16,781 | 13,121 | 6,737 | 9,353 | 449,390 | 2,747,096 |
| 8 | 1,627,414 | 349,175 | 147,083 | 6,314 | 28,978 | 29,554 | 24,366 | 7,151 | 15,329 | 11,668 | 6,700 | 16,402 | 435,397 | 2,705,528 |
| 9 | 1,659,055 | 352,625 | 143,295 | 6,390 | 28,171 | 28,325 | 25,777 | 7,576 | 15,559 | 11,347 | 6,821 | 9,338 | 436,944 | 2,731,224 |
| 10 | 1,542,518 | 373,806 | 154,389 | 6,398 | 28,207 | 29,207 | 26,042 | 6,620 | 16,479 | 12,718 | 6,757 | 9,064 | 436,841 | 2,649,046 |
| 11 | 1,531,669 | 403,365 | 193,123 | 9,546 | 30,061 | 30,597 | 27,929 | 9,123 | 17,727 | 13,908 | 7,915 | 16,531 | 454,998 | 2,746,492 |
| 12 | 1,156,504 | 415,739 | 248,071 | 16,180 | 31,266 | 34,957 | 34,341 | 14,293 | 18,048 | 15,302 | 9,114 | 9,399 | 545,939 | 2,549,153 |

## 9. 全滿主要都市銀行

### 預金貸出高（科目別）

| 年月 | 預金 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 定期預金 | 當座預金 | 特別當座預金 | 通知預金 | 其他預金 | 合計 |
| | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 |
| 德康 4年 | 156.271 | 139.788 | 51.817 | 54.713 | 187.732 | 590.321 |
| 5年 | 189.637 | 182.911 | 81.069 | 110.745 | 245.966 | 810.330 |
| 6年 | 272.953 | 338.487 | 142.777 | 133.997 | 502.875 | 1.391.089 |
| 康德 7. 1 | 281,905 | 325,892 | 143,082 | 153,241 | 484,389 | 1,388,510 |
| 2 | 284,183 | 355,952 | 144,337 | 153,646 | 340,710 | 1,278,825 |
| 3 | 291,247 | 378,534 | 143,759 | 148,163 | 306,931 | 1,268,633 |
| 4 | 285,302 | 362,817 | 151,790 | 148,439 | 320,035 | 1,268,381 |
| 5 | 280,251 | 378,100 | 157,784 | 132,379 | 275,167 | 1,223,681 |
| 6 | 289,439 | 376,901 | 162,941 | 156,990 | 203,042 | 1,189,313 |
| 7 | 287,776 | 362,793 | 174,738 | 162,399 | 219,962 | 1,207,668 |
| 8 | 276,224 | 382,964 | 177,115 | 161,263 | 183,582 | 1,181,150 |
| 9 | 287,608 | 384,835 | 184,217 | 171,625 | 132,544 | 1,160,831 |
| 10 | 295,678 | 393,922 | 185,289 | 184,387 | 171,805 | 1,231,081 |
| 11 | 305,181 | 421,800 | 196,635 | 187,284 | 166,027 | 1,276,927 |
| 12 | 316,436 | 457,389 | 218,495 | 177,196 | 243,951 | 1,413,467 |
| 康德 8. 1 | 326,797 | 483,847 | 224,739 | 194,621 | 240,827 | 1,470,831 |
| 2 | 337,673 | 468,237 | 225,400 | 206,395 | 222,900 | 1,460,605 |
| 3 | 347,671 | 460,622 | 229,198 | 225,761 | 216,787 | 1,480,039 |
| 4 | 355,344 | 454,734 | 229,672 | 258,551 | 195,844 | 1,494,145 |
| 5 | 367,383 | 459,318 | 238,029 | 268,051 | 174,892 | 1,507,673 |
| 6 | 410,713 | 494,775 | 239,759 | 288,851 | 162,560 | 1,596,658 |
| 7 | 432,624 | 464,579 | 235,145 | 248,961 | 185,749 | 1,567,058 |
| 8 | 450,065 | 457,487 | 234,277 | 213,842 | 165,020 | 1,520,690 |
| 9 | 468,146 | 523,285 | 241,502 | 225,336 | 175,685 | 1,633,954 |
| 10 | 483,318 | 500,634 | 256,079 | 268,845 | 183,676 | 1,692,553 |
| 11 | 491,231 | 506,924 | 272,677 | 207,654 | 193,891 | 1,672,378 |
| 12 | 552,136 | 597,797 | 278,964 | 185,569 | 343,264 | 1,957,730 |

| 年月 | 貸出 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 貸付金 | 當座貸越 | 割引手當 | 其他 | 合計 |
| | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 |
| 德康 4年 | 273.324 | 163.622 | 52.696 | 136.135 | 625.777 |
| 5年 | 369.136 | 321.988 | 108.631 | 216.383 | 1.016.138 |
| 6年 | 832.768 | 476.661 | 256.415 | 419.637 | 1.985.481 |
| 康德 7. 1 | 880,093 | 497,252 | 263,648 | 419,894 | 2,060,887 |
| 2 | 910,222 | 440,991 | 255,931 | 411,980 | 2,019,124 |
| 3 | 933,114 | 468,531 | 268,576 | 411,054 | 2,081,275 |
| 4 | 970,758 | 509,644 | 287,133 | 415,868 | 2,183,403 |
| 5 | 1,014,570 | 603,170 | 313,075 | 403,178 | 2,333,993 |
| 6 | 1,032,705 | 633,221 | 298,638 | 362,391 | 2,326,954 |
| 7 | 1,046,717 | 612,907 | 294,415 | 230,696 | 2,184,735 |
| 8 | 1,091,204 | 635,491 | 298,007 | 121,333 | 2,146,035 |
| 9 | 1,164,578 | 633,305 | 282,723 | 135,265 | 2,215,871 |
| 10 | 1,238,438 | 682,577 | 290,530 | 135,362 | 2,346,907 |
| 11 | 1,384,228 | 717,164 | 290,171 | 135,208 | 2,526,771 |
| 12 | 1,532,424 | 640,560 | 324,633 | 121,998 | 2,619,614 |
| 康德 8. 1 | 1,536,325 | 643,441 | 339,303 | 168,074 | 2,687,144 |
| 2 | 1,552,389 | 646,426 | 331,078 | 154,347 | 2,684,240 |
| 3 | 1,627,713 | 582,093 | 323,771 | 152,758 | 2,686,334 |
| 4 | 1,600,433 | 554,303 | 327,657 | 152,830 | 2,635,223 |
| 5 | 1,562,169 | 587,514 | 335,884 | 167,894 | 2,653,462 |
| 6 | 1,571,983 | 593,107 | 331,414 | 225,019 | 2,721,522 |
| 7 | 1,535,246 | 640,309 | 318,985 | 252,556 | 2,747,096 |
| 8 | 1,545,607 | 574,106 | 330,923 | 248,960 | 2,699,597 |
| 9 | 1,570,908 | 579,421 | 297,775 | 283,121 | 2,731,224 |
| 10 | 1,615,668 | 573,391 | 309,322 | 150,665 | 2,649,046 |
| 11 | 1,653,372 | 597,636 | 338,139 | 157,344 | 2,746,491 |
| 12 | 1,246,771 | 654,372 | 422,568 | 225,444 | 2,549,155 |

## 10. 全滿主要都市銀行

| 年月中 | 受入額 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 國內 | 對關東州 | 對日本 | 對中國 | 對其他外國 | 合計 |
| | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 |
| 康德 4年 | 2,843,446 | — | 400,244 | 138,944 | 21,005 | 3,403,639 |
| 5年 | 2,928,289 | 1,253,599 | 775,618 | 180,911 | 70,766 | 5,209,183 |
| 6年 | 5,046,124 | 1,956,621 | 1,643,132 | 350,374 | 109,273 | 9,105,524 |
| 7年 | 7,908,753 | 1,110,315 | 2,584,710 | 355,012 | 119,153 | 12,077,943 |
| 8年 | 9,619,066 | 958,675 | 2,847,051 | 210,458 | 86,476 | 13,721,726 |
| 康德 7. 1 | 507,304 | 101,322 | 201,326 | 69,712 | 7,159 | 886,824 |
| 2 | 451,103 | 129,355 | 221,028 | 45,145 | 4,931 | 851,561 |
| 3 | 517,766 | 151,393 | 268,020 | 65,500 | 10,216 | 1,012,894 |
| 4 | 582,707 | 141,024 | 241,228 | 45,221 | 5,564 | 1,015,745 |
| 5 | 678,962 | 91,897 | 193,365 | 24,554 | 10,277 | 999,056 |
| 6 | 527,207 | 80,667 | 208,731 | 21,714 | 10,935 | 849,254 |
| 7 | 570,107 | 68,267 | 207,499 | 11,926 | 7,542 | 865,340 |
| 8 | 573,727 | 67,451 | 223,358 | 11,957 | 6,915 | 883,407 |
| 9 | 588,785 | 75,296 | 194,156 | 19,243 | 9,751 | 887,230 |
| 10 | 688,585 | 55,023 | 182,957 | 13,397 | 10,262 | 950,225 |
| 11 | 1,033,838 | 66,023 | 217,078 | 10,458 | 13,399 | 1,340,796 |
| 12 | 1,188,663 | 82,598 | 225,964 | 16,183 | 22,202 | 1,535,610 |
| 康德 8. 1 | 706,596 | 68,202 | 205,287 | 19,361 | 19,498 | 1,018,944 |
| 2 | 531,226 | 61,832 | 198,921 | 18,145 | 10,029 | 820,153 |
| 3 | 744,693 | 82,948 | 246,454 | 28,128 | 17,167 | 1,119,390 |
| 4 | 685,453 | 77,443 | 225,708 | 13,731 | 10,504 | 1,012,839 |
| 5 | 697,816 | 89,119 | 238,061 | 10,710 | 6,182 | 1,041,889 |
| 6 | 728,682 | 73,863 | 221,736 | 11,764 | 7,714 | 1,043,759 |
| 7 | 787,472 | 93,761 | 239,354 | 10,190 | 5,771 | 1,136,548 |
| 8 | 639,805 | 63,232 | 194,118 | 12,504 | 3,257 | 912,917 |
| 9 | 699,095 | 73,794 | 201,050 | 16,859 | 1,273 | 992,071 |
| 10 | 795,163 | 88,191 | 260,063 | 13,543 | 2,651 | 1,159,611 |
| 11 | 913,638 | 76,142 | 246,437 | 21,253 | 2,043 | 1,259,513 |
| 12 | 1,551,738 | 97,875 | 357,826 | 34,354 | 387 | 2,042,183 |

備考 1. 新京、奉天、哈爾濱、齊々哈爾、吉林、安東、營口、錦州、牡丹江、佳木斯、撫順、鞍山
2. 康德四年中累計ニハ錦州、牡丹江、佳木斯ヲ含マズ



## 爲替受拂高（累年別）

| 拂出額 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 國內 | 對關東州 | 對日本 | 對中國 | 對其他外國 | 合計 |
| 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 |
| 2,383,067 | — | 254,208 | 59,667 | 25,086 | 2,722,028 |
| 2,756,672 | 722,115 | 459,622 | 94,653 | 43,255 | 4,076,318 |
| 4,426,280 | 1,196,819 | 1,337,968 | 153,537 | 86,536 | 7,201,140 |
| 7,230,326 | 1,060,262 | 1,419,458 | 80,966 | 119,069 | 9,910,081 |
| 9,944,202 | 1,018,502 | 1,695,393 | 177,213 | 58,218 | 12,893,529 |
| 455,459 | 103,755 | 127,363 | 12,307 | 9,504 | 708,389 |
| 484,154 | 94,529 | 125,829 | 9,073 | 8,177 | 721,761 |
| 516,677 | 112,764 | 149,437 | 11,591 | 8,775 | 799,244 |
| 588,725 | 168,440 | 199,337 | 9,485 | 13,438 | 979,426 |
| 616,175 | 70,467 | 95,519 | 8,806 | 7,396 | 798,363 |
| 515,893 | 50,814 | 85,018 | 6,653 | 4,683 | 663,061 |
| 568,034 | 53,977 | 144,343 | 2,225 | 12,633 | 781,213 |
| 533,257 | 37,162 | 81,599 | 5,068 | 7,467 | 664,552 |
| 540,739 | 38,557 | 85,036 | 2,817 | 9,401 | 676,550 |
| 597,251 | 69,953 | 62,204 | 4,288 | 14,745 | 748,442 |
| 819,510 | 121,283 | 117,136 | 3,382 | 13,568 | 1,074,879 |
| 994,451 | 138,561 | 146,638 | 5,270 | 9,283 | 1,294,202 |
| 690,835 | 96,032 | 74,782 | 7,301 | 14,607 | 883,558 |
| 558,678 | 70,303 | 113,477 | 16,061 | 4,076 | 762,595 |
| 685,841 | 66,113 | 135,791 | 11,783 | 5,238 | 904,766 |
| 700,460 | 57,311 | 122,357 | 8,889 | 8,487 | 897,504 |
| 719,362 | 64,165 | 112,237 | 11,126 | 6,145 | 913,035 |
| 700,310 | 49,457 | 181,197 | 10,582 | 6,009 | 947,554 |
| 749,772 | 104,240 | 178,760 | 12,195 | 8,158 | 1,053,125 |
| 624,121 | 44,925 | 104,782 | 12,472 | 2,012 | 788,312 |
| 714,081 | 68,127 | 105,178 | 14,891 | 511 | 902,788 |
| 801,114 | 79,705 | 135,636 | 22,161 | 949 | 1,039,566 |
| 848,161 | 86,558 | 152,291 | 30,138 | 1,704 | 1,118,852 |
| 1,965,608 | 227,139 | 277,792 | 19,422 | 322 | 2,490,282 |

3. 康德四年中國內受拂計數ニハ對關東州分ヲ含ム
4. 康德八年六月以前ニハ撫順、鞍山分ヲ含マザルモ八年總計ニハ包含ス

## 11. 全滿主要都市

| 種別 | 受入額 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 國內 | 對關東州 | 對日本 | 對中國 | 對其他外國 | 合計 |
| | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 |
| 滿洲中央銀行 | 4,821,472 | 464,501 | 1,658,223 | 19,076 | 1 | 6,963,273 |
| 滿洲興業銀行 | 3,748,170 | 314,934 | 613,869 | 7,195 | 1 | 4,684,171 |
| 內國普通銀行 | 336,199 | 7,839 | 7,137 | 34,671 | — | 385,843 |
| 日本側銀行 | 669,475 | 170,837 | 561,329 | 147,259 | 84,681 | 1,633,581 |
| 中國側銀行 | 38,868 | 380 | 6,224 | 2,131 | — | 47,603 |
| 歐米側銀行 | 4,881 | 186 | 269 | 125 | 1,793 | 7,254 |
| 計 | 9.619.065 | 958.675 | 2.847.051 | 210.458 | 86.476 | 13.721.725 |

## 12. 全滿主要都市

| 種別 | 受入額 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 國內 | 對關東州 | 對日本 | 對中國 | 對其他外國 | 合計 |
| | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 |
| 新京 | 4,323,563 | 581,192 | 2,239,826 | 147,941 | 59,003 | 7,351,526 |
| 奉天 | 2,009,126 | 242,301 | 426,490 | 29,330 | 24,222 | 2,731,469 |
| 哈爾濱 | 1,200,506 | 57,474 | 64,938 | 11,751 | 3,222 | 1,337,891 |
| 齊々哈爾 | 238,682 | 2,423 | 2,323 | 870 | — | 244,298 |
| 吉林 | 281,562 | 3,313 | 7,194 | 156 | — | 292,225 |
| 安東 | 232,580 | 14,166 | 36,302 | 4,722 | — | 287,770 |
| 營口 | 242,396 | 18,085 | 16,890 | 2,474 | 28 | 279,873 |
| 錦州 | 227,599 | 3,368 | 6,992 | 2,206 | — | 240,165 |
| 牡丹江 | 372,590 | 7,042 | 20,112 | 2,945 | — | 402,689 |
| 佳木斯 | 176,562 | 4,059 | 4,416 | 2,235 | — | 187,272 |
| 撫順 | 99,791 | 5,710 | 6,471 | 3,686 | — | 115,658 |
| 鞍山 | 214,109 | 19,542 | 15,097 | 2,142 | — | 250,890 |
| 計 | 9.619.065 | 958.675 | 2.847.051 | 210.458 | 86.476 | 13.721.725 |



## 銀行爲替受拂高(銀行別)

(康德8年中)

| 拂出額 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 國內 | 對關東州 | 對日本 | 對中國 | 對其他外國 | 合計 |
| 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 |
| 4,472,477 | 435,846 | 1,082,765 | 24,976 | 1 | 6,016,065 |
| 4,069,322 | 212,929 | 97,330 | 9,883 | — | 4,389,464 |
| 311,281 | 2,041 | 2,310 | 13,169 | — | 328,802 |
| 1,044,396 | 367,290 | 512,903 | 128,932 | 56,783 | 2,110,304 |
| 41,479 | 294 | 4 | 251 | — | 42,028 |
| 5,246 | 103 | 80 | 1 | 1,435 | 6,865 |
| 9.944.202 | 1.018.503 | 1.695.393 | 177.212 | 58.218 | 12.893.528 |

## 銀行爲替受拂高(都市別)

(康德8年中)

| 拂出額 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 國內 | 對關東州 | 對日本 | 對中國 | 對其他外國 | 合計 |
| 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 |
| 3,992,593 | 695,847 | 1,533,513 | 136,532 | 29,361 | 6,387,846 |
| 2,724,825 | 160,404 | 106,225 | 21,652 | 18,626 | 3,031,731 |
| 1,183,805 | 70,647 | 13,524 | 7,830 | 10,108 | 1,285,914 |
| 174,171 | 9,485 | 254 | 16 | — | 183,926 |
| 245,932 | 6,064 | 3,655 | 515 | — | 256,167 |
| 292,557 | 10,944 | 10,487 | 6,811 | — | 320,799 |
| 278,912 | 15,245 | 10,148 | 2,794 | 123 | 307,222 |
| 173,439 | 3,852 | 9,448 | 433 | — | 187,172 |
| 294,877 | 15,298 | 2,994 | 319 | — | 313,488 |
| 152,178 | 3,116 | 592 | 60 | — | 155,946 |
| 146,824 | 21,683 | 3,632 | 150 | — | 172,289 |
| 284,089 | 5,917 | 921 | 101 | — | 291,028 |
| 9.944.202 | 1.018.503 | 1.695.393 | 177.212 | 58.218 | 12.893.528 |

## 13. 全滿主要十都市手形交換高

| 年月(中) | 新京 | | 奉天 | | 大連 | | 哈爾濱 | | 安東 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 枚數 | 金額 | 枚數 | 金額 | 枚數 | 金額 | 枚數 | 金額 | 枚數 | 金額 |
| | 枚 | 千圓 | 枚 | 千圓 | 枚 | 千圓 | 枚 | 千圓 | 枚 | 千圓 |
| 康德3年 | 142.624 | 191.237 | 262.855 | 379.212 | 572.843 | 2.269.473 | — | — | — | — |
| 4年 | 145.308 | 250.882 | 241.918 | 339.059 | 549.538 | 2.263.811 | — | — | — | — |
| 5〃 | 204.425 | 468.227 | 328.993 | 562.257 | 618.036 | 3.211.905 | 37.848 | 118.102 | — | — |
| 6〃 | 263.604 | 818.299 | 519.452 | 1.062.685 | 805.864 | 4.772.372 | 114.258 | 441.399 | 122.622 | 159.925 |
| 7〃 | 419.332 | 1.364.779 | 676.132 | 1.706.783 | 806.288 | 4.132.598 | 356.987 | 946.294 | 134.476 | 221.096 |
| 8〃 | 504.007 | 1.888.290 | 1.056.968 | 2.345.021 | 707.339 | 4.160.209 | 442.868 | 1.170.798 | 169.121 | 296.030 |
| 康德7. 1 | 26,242 | 80,502 | 41,009 | 89,521 | 62,348 | 359,960 | 24,945 | 67,166 | 9,532 | 13,591 |
| 2 | 25,869 | 83,747 | 42,719 | 104,472 | 62,619 | 341,191 | 23,484 | 56,089 | 7,949 | 11,720 |
| 3 | 33,532 | 100,906 | 58,139 | 126,824 | 76,468 | 416,363 | 32,644 | 77,951 | 14,148 | 20,860 |
| 4 | 36,231 | 105,116 | 64,273 | 152,544 | 77,748 | 402,486 | 36,649 | 78,985 | 14,910 | 24,118 |
| 5 | 37,227 | 103,273 | 61,385 | 154,357 | 78,664 | 401,282 | 32,505 | 87,411 | 12,844 | 20,421 |
| 6 | 34,723 | 116,597 | 58,934 | 136,604 | 74,942 | 313,159 | 29,561 | 68,176 | 10,815 | 19,023 |
| 7 | 35,663 | 106,308 | 55,542 | 143,072 | 69,997 | 350,464 | 26,610 | 63,990 | 10,038 | 16,132 |
| 8 | 34,669 | 115,230 | 54,247 | 136,861 | 60,178 | 290,251 | 25,868 | 63,367 | 9,306 | 14,587 |
| 9 | 32,518 | 110,094 | 53,374 | 140,628 | 58,396 | 262,170 | 26,561 | 59,895 | 9,635 | 12,797 |
| 10 | 33,911 | 122,005 | 54,924 | 149,771 | 55,475 | 300,018 | 26,976 | 78,321 | 9,602 | 17,374 |
| 11 | 36,660 | 130,464 | 56,720 | 156,036 | 55,195 | 344,510 | 29,785 | 125,204 | 10,450 | 23,009 |
| 12 | 52,087 | 190,537 | 74,866 | 216,092 | 74,258 | 350,744 | 41,399 | 119,738 | 15,247 | 27,464 |
| 康德8. 1 | 31,259 | 117,223 | 44,936 | 135,176 | 47,040 | 280,042 | 30,074 | 90,039 | 10,629 | 19,984 |
| 2 | 28,156 | 116,778 | 43,880 | 126,959 | 50,825 | 288,411 | 23,179 | 68,538 | 8,723 | 19,293 |
| 3 | 39,049 | 142,926 | 61,838 | 171,448 | 59,663 | 329,698 | 35,415 | 99,502 | 13,877 | 26,399 |
| 4 | 39,903 | 134,411 | 63,101 | 173,806 | 59,143 | 343,610 | 34,630 | 87,155 | 14,650 | 24,154 |
| 5 | 43,371 | 131,341 | 68,855 | 178,638 | 65,167 | 385,051 | 43,814 | 86,592 | 16,375 | 26,265 |
| 6 | 46,504 | 154,576 | 70,117 | 178,244 | 61,220 | 296,697 | 39,332 | 88,816 | 16,706 | 28,152 |
| 7 | 47,359 | 157,527 | 102,426 | 218,653 | 63,296 | 395,550 | 39,158 | 91,314 | 15,831 | 25,085 |
| 8 | 41,131 | 133,792 | 81,136 | 171,211 | 52,888 | 299,619 | 31,515 | 78,731 | 11,897 | 19,594 |
| 9 | 40,200 | 169,984 | 93,701 | 188,903 | 56,249 | 320,579 | 34,587 | 85,311 | 12,823 | 18,660 |
| 10 | 42,348 | 177,007 | 121,108 | 239,910 | 58,600 | 333,031 | 41,223 | 103,844 | 14,668 | 25,503 |
| 11 | 43,469 | 177,351 | 130,877 | 244,571 | 55,750 | 309,662 | 39,029 | 117,114 | 14,778 | 28,891 |
| 12 | 61,258 | 275,374 | 174,993 | 317,503 | 77,498 | 578,259 | 50,912 | 173,843 | 18,164 | 34,053 |

| 營口 | | 錦州 | | 吉林 | | 齊々哈爾 | | 牡丹江 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 枚數 | 金額 | 枚數 | 金額 | 枚數 | 金額 | 枚數 | 金額 | 枚數 | 金額 | 枚數 | 金額 |
| 枚 | 千圓 | 枚 | 千圓 | 枚 | 千圓 | 枚 | 千圓 | 枚 | 千圓 | 枚 | 千圓 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 978.322 | 2.839.922 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 936.764 | 2.853.752 |
| 60.576 | 65.985 | — | — | — | — | — | — | — | — | 1.249.878 | 4.426.477 |
| 144.785 | 181.591 | — | — | — | — | — | — | — | — | 1.970.585 | 7.436.271 |
| 165.075 | 229.959 | 49.196 | 79.646 | 11.115 | 21.757 | — | — | — | — | 2.615.601 | 8.702.912 |
| 163.798 | 288.701 | 72.541 | 131.584 | 32.030 | 73.257 | 41.461 | 72.872 | 69.481 | 104.773 | 3.259.614 | 10.531.535 |
| 12,645 | 15,194 | — | — | — | — | — | — | — | — | 176,721 | 625,934 |
| 10,766 | 15,404 | 476 | 1,240 | — | — | — | — | — | — | 173,882 | 613,863 |
| 14,863 | 19,701 | 4,132 | 7,866 | — | — | — | — | — | — | 233,926 | 770,471 |
| 17,503 | 24,400 | 4,522 | 6,652 | — | — | — | — | — | — | 251,836 | 794,301 |
| 16,392 | 23,849 | 4,816 | 7,738 | — | — | — | — | — | — | 243,833 | 798,331 |
| 14,876 | 20,312 | 4,425 | 6,465 | — | — | — | — | — | — | 228,276 | 680,336 |
| 13,249 | 17,560 | 4,120 | 5,503 | — | — | — | — | — | — | 215,219 | 703,029 |
| 12,325 | 16,970 | 4,196 | 5,278 | 2,034 | 3,915 | — | — | — | — | 202,823 | 646,459 |
| 13,633 | 18,171 | 4,212 | 6,375 | 1,873 | 3,123 | — | — | — | — | 200,202 | 613,253 |
| 11,405 | 17,529 | 4,102 | 6,754 | 2,017 | 3,835 | — | — | — | — | 198,412 | 695,607 |
| 11,311 | 17,840 | 4,465 | 11,479 | 2,116 | 4,684 | — | — | — | — | 206,702 | 813,226 |
| 16,107 | 23,028 | 6,730 | 14,295 | 3,075 | 6,200 | — | — | — | — | 283,769 | 948,098 |
| 15,099 | 21,988 | 5,198 | 10,931 | 2,154 | 4,653 | 2,568 | 4,966 | — | — | 188,957 | 685,002 |
| 8,312 | 16,079 | 3,672 | 8,153 | 1,947 | 5,251 | 2,263 | 3,032 | — | — | 170,957 | 652,494 |
| 14,848 | 26,009 | 5,742 | 10,265 | 2,554 | 5,011 | 3,448 | 5,461 | — | — | 236,434 | 816,719 |
| 14,306 | 25,057 | 6,180 | 9,397 | 2,516 | 5,698 | 3,436 | 5,131 | — | — | 237,865 | 808,419 |
| 15,689 | 26,138 | 7,174 | 11,132 | 2,945 | 5,795 | 3,699 | 4,559 | — | — | 267,089 | 855,511 |
| 15,523 | 24,480 | 6,651 | 8,490 | 2,974 | 6,583 | 3,741 | 4,397 | — | — | 262,768 | 790,435 |
| 13,624 | 24,763 | 6,976 | 9,564 | 2,782 | 5,962 | 3,800 | 5,247 | 10,262 | 14,048 | 305,514 | 947,713 |
| 10,835 | 18,924 | 5,587 | 7,821 | 2,341 | 4,665 | 3,104 | 5,112 | 9,547 | 15,842 | 249,981 | 755,311 |
| 11,902 | 22,309 | 5,493 | 10,007 | 2,412 | 6,501 | 3,199 | 7,038 | 11,030 | 15,857 | 271,596 | 845,149 |
| 13,248 | 21,726 | 5,852 | 16,101 | 2,710 | 6,099 | 3,580 | 6,063 | 11,475 | 15,913 | 314,812 | 945,197 |
| 13,265 | 25,959 | 5,741 | 11,354 | 2,515 | 6,318 | 3,537 | 8,136 | 12,005 | 16,870 | 320,966 | 946,226 |
| 17,147 | 35,268 | 8,275 | 18,368 | 4,180 | 10,720 | 5,086 | 13,731 | 15,162 | 26,243 | 432,675 | 1,483,362 |

## 14. 滿洲國歲入歲出金一覽表

| | 建國年度決算 | 大同元年度決算 | 大同二年度決算 | 康德元年度決算 | 康德二年度決算 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 |
| (一)歲入 | | | | | |
| 一般會計 | 21,237 | 152,923 | 194,574 | 214,899 | 132,768 |
| (指數) | (8) | (58) | (74) | (82) | (50) |
| 各特別會計 | — | 26,363 | 90,589 | 173,972 | 137,088 |
| (指數) | — | (10) | (35) | (67) | (53) |
| 合計 | 21,237 | 179,286 | 285,163 | 388,871 | 269,856 |
| (指數) | (4) | (34) | (54) | (74) | (51) |
| 控除額 | — | 21,767 | 51,558 | 68,700 | 59,115 |
| 差引純計額 | 21,237 | 157,520 | 233,605 | 320,171 | 210,741 |
| (指數) | (4) | (32) | (47) | (65) | (43) |
| (二)歲出 | | | | | |
| 一般會計 | 18,198 | 129,635 | 165,482 | 187,242 | 99,835 |
| (指數) | (8) | (59) | (75) | (85) | (45) |
| 各特別會計 | — | 24,882 | 90,845 | 132,437 | 90,771 |
| (指數) | — | (14) | (52) | (76) | (52) |
| 合計 | 18,198 | 154,517 | 256,327 | 319,679 | 190,606 |
| (指數) | (5) | (39) | (65) | (81) | (48) |
| 控除額 | — | 35,153 | 72,896 | 74,276 | 23,325 |
| 差引純計額 | 18,198 | 119,364 | 183,431 | 245,403 | 167,281 |
| (指數) | (5) | (33) | (50) | (67) | (46) |
| (三)歲計剩餘金 | 3,039 | 23,288 | 29,092 | 27,658 | 32,933 |

備考 1, 康德七、八年度ハ追加豫算ヲ含ム豫算、九年度ハ當初豫算トス 但シ八年度控除額及純計額ニハ追加豫算分ヲ含マズ

2. 建國年度ハ大同元年三月ヨリ同年六月ニ至ル四箇月、大同元、二年度及康德元年度ハ各七



| 康德三年度決算 | 康德四年度決算 | 康德五年度決算 | 康德六年度決算 | 康德七年度豫算 | 康德八年度豫算 | 康德九年度豫算 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 | 千圓 |
| 263,610 | 312,755 | 396,010 | 603,902 | 711,759 | 745,575 | 823,400 |
| (100) | (119) | (150) | (229) | (270) | (283) | (312) |
| 260,553 | 676,848 | 1,221,738 | 1,401,374 | 2,487,947 | 2,389,487 | 1,750,736 |
| (100) | (260) | (469) | (538) | (955) | (917) | (672) |
| 524,163 | 989,603 | 1,617,748 | 2,005,276 | 3,199,707 | 3,135,062 | 2,574,136 |
| (100) | (189) | (309) | (383) | (610) | (598) | (491) |
| 32,147 | 296,554 | 557,308 | 717,307 | 1,012,055 | (783,769) | 798,175 |
| 492,016 | 693,049 | 1,060,440 | 1,287,969 | 2,187,652 | (1,714,528) | 1,775,961 |
| (100) | (141) | (216) | (262) | (445) | (348) | (361) |
| 220,790 | 267,572 | 326,479 | 440,746 | 711,759 | 745,575 | 823,400 |
| (100) | (121) | (148) | (200) | (322) | (338) | (373) |
| 174,091 | 550,548 | 1,113,282 | 1,222,207 | 2,389,075 | 2,294,848 | 1,657,768 |
| (100) | (316) | (639) | (702) | (1,372) | (1,318) | (952) |
| 394,881 | 818,120 | 1,439,761 | 1,662,954 | 3,100,834 | 3,040,423 | 2,481,168 |
| (100) | (207) | (365) | (421) | (785) | (770) | (628) |
| 29,132 | 231,892 | 459,609 | 604,111 | 925,280 | (706,471) | 722,260 |
| 365,749 | 586,227 | 980,151 | 1,058,843 | 2,175,555 | (1,700,925) | 1,758,908 |
| (100) | (160) | (268) | (289) | (595) | (465) | (481) |
| 42,820 | 45,183 | 69,531 | 163,156 | — | — | — |

月ヨリ翌年六月ニ至ル一箇年、康德二年度ハ康德二年七月ヨリ同年十二月ニ至ル六箇月

康德三年度以降ハ曆年制トナル

3. 實數ハ主トシテ主計處「財政統計」ニ依ル

## 15. 內外卸賣物價指數

| 年月 | 新京 | 奉天 | 哈爾濱 | 大連 | 東京 | 上海 | 天津 | 倫敦 | 紐育 | 伯林 | 京城 | 臺北 | 張家口 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大同1年平均 | — | — | — | 93.6 | 89.7 | 108.3 | 112.2 | 101.3 | 98.3 | 103.4 | — | — | — |
| 2年 〃 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | — | 100.0 | — |
| 康德1年 〃 | 92.6 | 95.1 | 87.8 | 102.2 | 99.0 | 93.5 | 91.3 | 101.1 | 113.8 | 105.5 | — | 92.8 | — |
| 2年 〃 | 103.4 | 104.9 | 95.4 | 106.9 | 103.0 | 92.9 | 94.8 | 104.3 | 121.4 | 109.1 | — | 102.6 | — |
| 3年 〃 | 106.1 | 108.9 | 99.2 | 108.4 | 109.6 | 104.5 | 109.9 | 110.9 | 122.6 | 111.6 | 100.0 | 108.3 | — |
| 4年 〃 | 125.1 | 126.8 | 115.4 | 124.8 | 132.7 | 124.4 | 129.2 | 129.8 | 131.0 | 113.6 | 116.6 | 122.7 | — |
| 5年 〃 | 149.6 | 146.1 | 134.3 | 151.4 | 140.0 | 146.0 | 167.2 | 110.6 | 119.1 | 114.5 | 139.3 | 141.6 | 100.0 |
| 6年 〃 | 181.3 | 183.5 | 167.1 | 192.2 | 154.6 | 236.4 | 248.6 | 106.1 | 116.8 | 114.9 | 163.3 | 157.5 | 123.7 |
| 7年 〃 | 224.2 | 226.3 | 206.4 | 247.7 | 173.4 | — | 439.6 | 161.9 | 118.6 | 117.8 | 180.0 | 177.6 | 187.4 |
| 8年 〃 | 248.2 | 250.6 | 226.8 | 250.7 | 184.0 | — | 495.9 | — | — | 120.3 | 186.6 | — | — |
| 康德7. 1 | 201.3 | 206.0 | 182.6 | 226.7 | 178.2 | 377.6 | 344.2 | 155.7 | 119.9 | 116.0 | 175.2 | 168.4 | 150.9 |
| 2 | 207.7 | 212.1 | 190.0 | 238.3 | 176.4 | 434.9 | 401.6 | 156.2 | 119.3 | 116.2 | 174.7 | 172.3 | 164.7 |
| 3 | 218.4 | 219.4 | 197.7 | 242.1 | 173.8 | 450.0 | 423.2 | 154.8 | 118.5 | 117.3 | 175.5 | 175.1 | 165.1 |
| 4 | 224.5 | 225.3 | 206.7 | 229.2 | 174.9 | 469.2 | 439.0 | 158.1 | 118.8 | 117.5 | 180.3 | 179.2 | 167.6 |
| 5 | 229.9 | 227.8 | 212.6 | 250.1 | 173.7 | 526.8 | 479.4 | 160.6 | 119.0 | 117.8 | 181.2 | 178.1 | 182.9 |
| 6 | 232.6 | 231.3 | 214.0 | 276.4 | 171.8 | 508.3 | 477.7 | 163.1 | 117.5 | 117.8 | 181.3 | 178.1 | 187.5 |
| 平均 | 219.1 | 220.3 | 200.6 | 243.8 | 174.8 | 461.1 | 427.5 | 158.1 | 118.8 | 117.1 | 178.0 | 175.2 | 169.8 |
| 7 | 230.9 | 230.7 | 215.9 | 261.1 | 170.4 | 511.4 | 446.9 | 162.5 | 117.8 | 118.7 | 181.8 | 178.2 | 194.2 |
| 8 | 231.5 | 231.5 | 215.0 | 256.5 | 170.5 | 500.9 | 445.4 | 165.0 | 117.1 | 118.8 | 180.8 | 177.2 | 196.4 |
| 9 | 213.3 | 231.0 | 213.7 | 251.3 | 171.6 | 518.0 | 450.1 | 165.1 | 118.1 | 118.4 | 181.8 | 177.2 | 201.9 |
| 10 | 228.3 | 230.3 | 206.7 | 246.1 | 172.5 | 552.1 | 462.4 | 165.4 | 118.7 | 118.5 | 182.5 | 179.4 | 208.1 |
| 11 | 232.6 | 233.3 | 209.2 | 247.5 | 173.1 | 571.0 | 455.6 | 166.5 | 118.7 | 118.8 | 182.5 | 184.2 | 210.2 |
| 12 | 239.6 | 238.9 | 212.1 | 247.6 | 173.4 | 593.2 | 449.8 | 168.8 | 119.9 | 118.9 | 182.8 | 184.3 | 219.8 |
| 平均 | 22 9.4 | 232.6 | 212.1 | 251.7 | 171.9 | 541.1 | 451.7 | 165.6 | 118.4 | 118.7 | 182.0 | 180.1 | 205.1 |
| 康德8. 1 | 245.6 | 246.5 | 216.0 | 237.2 | 174.7 | 636.6 | 467.6 | 161.2 | 121.9 | 119.4 | 182.5 | 183.0 | 229.0 |
| 2 | 244.1 | 247.0 | 219.2 | 239.5 | 176.6 | 687.4 | 480.3 | 161.9 | 121.9 | 119.6 | 183.2 | 183.0 | 237.7 |
| 3 | 244.6 | 250.6 | 224.9 | 246.8 | 179.8 | 748.2 | 469.5 | 163.9 | 123.1 | 119.7 | 184.2 | 183.0 | 235.3 |
| 4 | 243.6 | 249.6 | 223.1 | 244.4 | 180.7 | 840.3 | 465.2 | 163.9 | 125.6 | 119.7 | 185.2 | 183.4 | 234.0 |
| 5 | 245.6 | 248.7 | 223.4 | 242.9 | 181.6 | 893.1 | 466.1 | 164.9 | 127.9 | 120.3 | 186.7 | 185.0 | 244.8 |
| 6 | 245.7 | 248.9 | 223.5 | 249.4 | 184.5 | — | 473.4 | 164.5 | 131.8 | 120.5 | 187.1 | 186.5 | 246.2 |
| 平均 | 244.9 | 248.6 | 221.7 | 243.4 | 179.7 | — | 470.4 | 163.5 | 125.4 | 119.9 | 184.8 | 183.9 | 237.8 |
| 7 | 246.5 | 247.6 | 224.1 | 257.2 | 186.1 | — | 475.9 | 165.4 | 133.1 | 120.7 | 186.9 | 185.5 | 250.5 |
| 8 | 248.0 | 249.5 | 224.7 | 256.6 | 188.2 | — | 495.9 | 166.7 | 135.9 | 120.9 | 187.7 | 185.6 | 263.6 |
| 9 | 249.7 | 251.5 | 227.8 | 257.9 | 187.2 | — | 506.5 | 166.1 | 138.5 | 120.6 | 187.6 | 185.8 | 282.3 |
| 10 | 250.1 | 252.5 | 231.8 | 258.7 | 187.8 | — | 519.3 | 166.5 | 138.9 | 120.3 | 188.1 | — | — |
| 11 | 255.8 | 257.8 | 240.6 | 256.5 | 189.0 | — | 551.2 | 166.7 | 140.1 | 120.5 | 189.4 | — | — |
| 12 | 256.7 | 257.0 | 241.6 | 260.8 | 193.3 | — | 570.2 | — | — | 121.2 | 191.1 | — | — |
| 平均 | 251.1 | 252.7 | 231.8 | 258.0 | 188.6 | — | 519.8 | — | — | 120.7 | 188.5 | — | — |



## 16. 內外生計費指數

| 年月 | 新京 | 大連 | 東京 | 天津 | 上海 | 倫敦 | 紐育 | 伯林 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 康德3年平均 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| 4年 〃 | 106.76 | 104.06 | 104.28 | 109.97 | 118.15 | 103.42 | 104.45 | 100.81 |
| 5年 〃 | 124.54 | 115.78 | 112.03 | 139.74 | 152.90 | 106.85 | 101.85 | 101.61 |
| 6年 〃 | 158.84 | 137.54 | 119.27 | 222.53 | 203.25 | 104.79 | 100.36 | 101.61 |
| 7年 〃 | 215.55 | 168.57 | 133.62 | 380.55 | 438.22 | 125.88 | 101.19 | 104.89 |
| 8年 〃 | 250.54 | 178.96 | 136.20 | 409.55 | — | — | — | — |
| 康德7. 1 | 184.54 | 156.57 | 127.47 | 311.76 | 368.17 | 119.18 | 100.83 | 102.42 |
| 2 | 188.87 | 158.01 | 129.04 | 368.02 | 377.92 | 121.23 | 101.30 | 102.42 |
| 3 | 194.91 | 159.52 | 130.61 | 380.75 | 368.08 | 122.60 | 100.35 | 104.03 |
| 4 | 205.48 | 161.51 | 133.32 | 400.49 | 364.74 | 123.01 | 101.54 | 104.35 |
| 5 | 218.61 | 165.82 | 133.86 | 410.24 | 382.91 | 123.28 | 101.54 | 105.16 |
| 6 | 222.19 | 170.84 | 134.13 | 411.42 | 377.92 | 123.97 | 101.54 | 105.16 |
| 平均 | 202.43 | 162.05 | 131.41 | 380.45 | 373.29 | 122.21 | 101.18 | 103.92 |
| 7 | 225.38 | 173.31 | 137.26 | 372.27 | 368.08 | 128.08 | 101.54 | 106.21 |
| 8 | 227.57 | 173.47 | 137.80 | 365.23 | 442.99 | 126.71 | 101.54 | 107.34 |
| 9 | 226.45 | 174.66 | 135.69 | 378.34 | 481.66 | 128.08 | 101.54 | 106.13 |
| 10 | 228.68 | 174.02 | 134.72 | 395.88 | 524.43 | 129.45 | 100.35 | 105.00 |
| 11 | 230.94 | 177.29 | 134.72 | 387.83 | 540.62 | 131.50 | 100.95 | 105.00 |
| 12 | 232.98 | 177.85 | 134.83 | 384.28 | 579.70 | 133.56 | 101.30 | 105.48 |
| 平均 | 228.67 | 175.10 | 135.83 | 380.64 | 489.58 | 129.56 | 101.20 | 105.86 |
| 康德8. 1 | 240.90 | 180.24 | 135.15 | 398.12 | 597.19 | 134.24 | 101.54 | 106.78 |
| 2 | 239.66 | 177.53 | 135.32 | 407.76 | 602.29 | 134.93 | 101.66 | 106.78 |
| 3 | 244.67 | 177.45 | 135.69 | 386.85 | 679.99 | 135.61 | 101.89 | 106.78 |
| 4 | 244.58 | 177.61 | 135.80 | 390.80 | 732.79 | 136.98 | 102.60 | 106.78 |
| 5 | 245.68 | 177.69 | 136.24 | 388.78 | 802.68 | 136.98 | 103.19 | 107.59 |
| 6 | 246.04 | 178.97 | 136.24 | 393.68 | 772.82 | 136.30 | 104.49 | 108.40 |
| 平均 | 243.59 | 178.25 | 135.74 | 394.33 | 697.96 | 135.84 | 102.56 | 107.20 |
| 7 | 247.99 | 178.04 | 136.83 | 380.56 | 800.33 | 136.30 | 104.96 | 114.29 |
| 8 | 248.31 | 179.09 | 134.15 | 404.13 | 885.55 | 136.30 | 105.55 | 114.29 |
| 9 | 256.77 | 180.56 | 136.29 | 406.44 | 950.16 | 136.30 | 107.20 | 108.40 |
| 10 | 261.77 | 178.97 | 136.29 | 415.53 | 992.69 | 136.98 | 108.50 | 106.78 |
| 11 | 265.01 | 179.76 | 136.83 | 459.72 | — | — | — | — |
| 12 | 268.71 | 180.56 | 138.99 | 482.24 | — | — | — | — |
| 平均 | 258.09 | 179.50 | 136.56 | 424.77 | — | — | — | — |

# 17. 全滿會社

## 業種別一覽表

（康德8年末現在）

| | 業種 | 日本法人 株式會社 社數 | 日本法人 株式會社 公稱資本金 | 日本法人 株式會社 拂込資本金 | 日本法人 合資會社 社數 | 日本法人 合資會社 出資金 | 日本法人 合名會社 社數 | 日本法人 合名會社 出資金 | 滿洲 株式會社 社數 | 滿洲 株式會社 公稱資本金 | 滿洲 株式會社 拂込資本金 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 千圓 | 千圓 | | 千圓 | | 千圓 | | 千圓 | 千圓 |
| 1 | 銀行 | 1 | 500 | 200 | — | — | — | — | 51 | 103,651 | 76,424 |
| 2 | 取引清算會社 | 3 | 6,500 | 2,375 | — | — | — | — | 3 | 3,685 | 1,210 |
| 3 | 無盡業 | 2 | 700 | 445 | — | — | — | — | 12 | 2,440 | 1,234 |
| 4 | 金融賣買仲介 | 34 | 23,695 | 9,914 | 15 | 396 | 1 | 5 | 84 | 504,492 | 112,752 |
| 5 | 商事會社 | 98 | 52,171 | 34.389 | 337 | 9,201 | 78 | 10,718 | 396 | 364,981 | 224,700 |
| 6 | 市場 | 1 | 60 | 18 | — | — | — | — | 3 | 2,265 | 1,231 |
| 7 | 紡織染色工場 | 9 | 10,060 | 7,732 | 7 | 324 | — | — | 45 | 144,350 | 92,733 |
| 8 | 化學工業 | 33 | 47,110 | 34,617 | 17 | 2,049 | 5 | 69 | 96 | 483,296 | 299,279 |
| 9 | 金屬機械器具工業 | 29 | 50,817 | 44,892 | 38 | 836 | 4 | 932 | 145 | 814,305 | 624,502 |
| 10 | 製材木製品工業 | 14 | 9,720 | 5,186 | 8 | 266 | 2 | 40 | 50 | 39,461 | 30,888 |
| 11 | 食料品工業 | 23 | 18,664 | 10,530 | 23 | 917 | 7 | 345 | 95 | 79,362 | 64,606 |
| 12 | 其他 | 19 | 9,365 | 5,490 | 31 | 448 | 3 | 175 | 80 | 147,256 | 116,701 |
| 13 | 窯業鑛業 | 20 | 18,150 | 10,954 | 32 | 819 | 3 | 115 | 133 | 1,450,616 | 1,295,604 |
| 14 | 電氣瓦斯 | 3 | 50,050 | 20,090 | — | — | — | — | 20 | 333,484 | 247,308 |
| 15 | 交通運輸 | 34 | 1,459,790 | 1,014,814 | 41 | 2,091 | 11 | 1,246 | 48 | 117,055 | 88,347 |
| 16 | 倉庫、保險、通信 | 3 | 1,775 | 775 | 4 | 240 | — | — | 15 | 112,376 | 60,456 |
| 17 | 土地建物 | 14 | 42,200 | 11,673 | 14 | 1,094 | 9 | 546 | 70 | 66,221 | 53,530 |
| 18 | 拓殖興業 | 13 | 18,635 | 9,095 | 25 | 1,302 | 3 | 50 | 110 | 250,383 | 188,329 |
| 19 | 請負勞力供給 | 6 | 6,050 | 3,925 | 51 | 4,130 | 8 | 1,105 | 95 | 84,498 | 58,602 |
| 20 | 新聞印刷 | 8 | 2,715 | 1,314 | 5 | 208 | 1 | 7 | 44 | 19,450 | 13,348 |
| 21 | 旅館娛樂場 | 7 | 1,786 | 1,348 | 11 | 139 | — | — | 19 | 15,247 | 12,145 |
| 22 | 其他 | 12 | 4,530 | 2,784 | 33 | 535 | 6 | 59 | 23 | 4,035 | 2,191 |
| | 合計 | 386 | 1,835,043 | 1,232,560 | 692 | 24,995 | 141 | 15,412 | 1,637 | 5,142,909 | 3,666,120 |

| 法人 合資會社 社數 | 法人 合資會社 出資金 | 法人 合名會社 社數 | 法人 合名會社 出資金 | 合計 株式會社 社數 | 合計 株式會社 公稱資本金 | 合計 株式會社 拂込資本金 | 合計 合資會社 社數 | 合計 合資會社 出資金 | 合計 合名會社 社數 | 合計 合名會社 出資金 | 合計 總計 社數 | 合計 總計 公稱資本金 | 合計 總計 拂込資本金 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 千圓 | | 千圓 | | 千圓 | 千圓 | | 千圓 | | 千圓 | | 千圓 | 千圓 |
| — | — | — | — | 52 | 104,151 | 76,624 | — | — | — | — | 52 | 104,151 | 76,624 |
| — | — | — | — | 6 | 10,185 | 3,585 | — | — | — | — | 6 | 10,185 | 3,585 |
| — | — | — | — | 14 | 3,140 | 1,679 | — | — | — | — | 14 | 3,140 | 1,679 |
| 47 | 1,162 | 14 | 690 | 118 | 528,187 | 122,666 | 62 | 1,558 | 15 | 695 | 195 | 530,440 | 124,919 |
| 807 | 35,083 | 647 | 48,035 | 494 | 417,152 | 259,089 | 1,144 | 44,284 | 725 | 58,753 | 2,363 | 520,189 | 362,126 |
| — | — | — | — | 4 | 2,325 | 1,249 | — | — | — | — | 4 | 2,325 | 1,249 |
| 10 | 446 | 20 | 1,000 | 54 | 154,410 | 100,465 | 17 | 770 | 20 | 1.000 | 91 | 156,180 | 102,235 |
| 31 | 3,428 | 28 | 1,341 | 129 | 530,406 | 333,896 | 48 | 5,477 | 33 | 1,410 | 210 | 537,293 | 340,783 |
| 56 | 4,173 | 36 | 3,095 | 174 | 865,122 | 669,394 | 94 | 5,009 | 40 | 4,027 | 308 | 874,158 | 678,430 |
| 59 | 4,256 | 12 | 1,272 | 64 | 49,181 | 36,074 | 67 | 4,522 | 14 | 1,312 | 145 | 55,015 | 41,908 |
| 81 | 2,900 | 72 | 5,806 | 118 | 98,026 | 75,136 | 104 | 3,817 | 79 | 6,151 | 301 | 107,994 | 85,104 |
| 69 | 3,158 | 27 | 1,747 | 99 | 156,621 | 122,191 | 100 | 3,606 | 30 | 1,922 | 229 | 162,149 | 127,719 |
| 91 | 15,662 | 30 | 1,796 | 153 | 1,468,766 | 1,306,558 | 123 | 16,481 | 33 | 1,911 | 309 | 1,487,158 | 1,324,950 |
| — | — | — | — | 23 | 383,534 | 267,398 | — | — | — | — | 23 | 383,534 | 267,398 |
| 43 | 2,254 | 21 | 1,026 | 82 | 1,576,845 | 1,103,161 | 84 | 4,346 | 32 | 2,272 | 198 | 1,583,463 | 1,109,779 |
| 3 | 208 | 2 | 115 | 18 | 114,151 | 61,231 | 7 | 448 | 2 | 115 | 27 | 114,714 | 61,794 |
| 56 | 3,710 | 30 | 2,604 | 84 | 108,421 | 65,203 | 70 | 4,804 | 39 | 3,150 | 193 | 116,375 | 73,157 |
| 57 | 4,748 | 22 | 9,666 | 123 | 269,018 | 197,424 | 82 | 6,050 | 25 | 9,716 | 230 | 284,784 | 213,190 |
| 186 | 19,574 | 49 | 5,231 | 101 | 90,548 | 62,527 | 237 | 23,704 | 57 | 6,336 | 395 | 120,588 | 92,567 |
| 16 | 923 | 12 | 359 | 52 | 22,165 | 14,662 | 21 | 1,131 | 13 | 366 | 86 | 23,662 | 16,159 |
| 15 | 1,412 | 13 | 591 | 26 | 17,033 | 13,493 | 26 | 1,550 | 13 | 591 | 65 | 19,174 | 15,634 |
| 46 | 1,139 | 36 | 459 | 35 | 8,565 | 4,975 | 79 | 1,674 | 42 | 518 | 156 | 10,757 | 7,167 |
| 1,673 | 104.236 | 1,071 | 84.833 | 2.023 | 6.977.952 | 4.898.680 | 2.365 | 129.231 | 1.212 | 100.245 | 5.600 | 7.207.428 | 5.128.156 |

康德九年六月一日印刷
康德九年六月十五日發行

（非賣品）

新京特別市城後路五〇九號
著作人兼發行人　栃倉正一

東京市下谷區二長町一番地
印刷人　山田三郎太

東京市下谷區二長町一番地
印刷所　凸版印刷株式會社

新京特別市大同大街五〇一號
發行所　滿洲中央銀行

5C50